



(注1) 「一次細分区域」は、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定期的に細分して行う区域。

(注2) 「二次細分区域」は、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

(注3) 「市町村等をまとめた地域」は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域(宮津市は丹後)とする。

令和元年 11 月 14 日現在
発表官署 京都地方気象台

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年11月14日現在
発表官署 京都地方気象台

警報市	府県下轄区	京都府		
	一次区分区域	北部		
	市町村等まとめた地域	丹波		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準	大平川流域=8.4、野田川流域=19.6、神子川流域=4.6	
		複合基準 ^{*1}	大平川流域=(6.3.9)	
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流[福知山]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ50cm
山地			12時間降雪の深さ90cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	大平川流域=6.7、野田川流域=15.7、神子川流域=3.2	
		複合基準 ^{*1}	大平川流域=(6.2.5)、神子川流域=(5.3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流[福知山]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ26cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.7m	
	雹	雹害等により被害が予想される場合		
	除雪			
	霜害	凍結	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度40%で実効湿度70%			
なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上			
	②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}			
低温	最低気温-4℃以下 ^{*3}			
霜	霜害により農作物に新しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合			
雹水				
奇震	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0℃~3℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

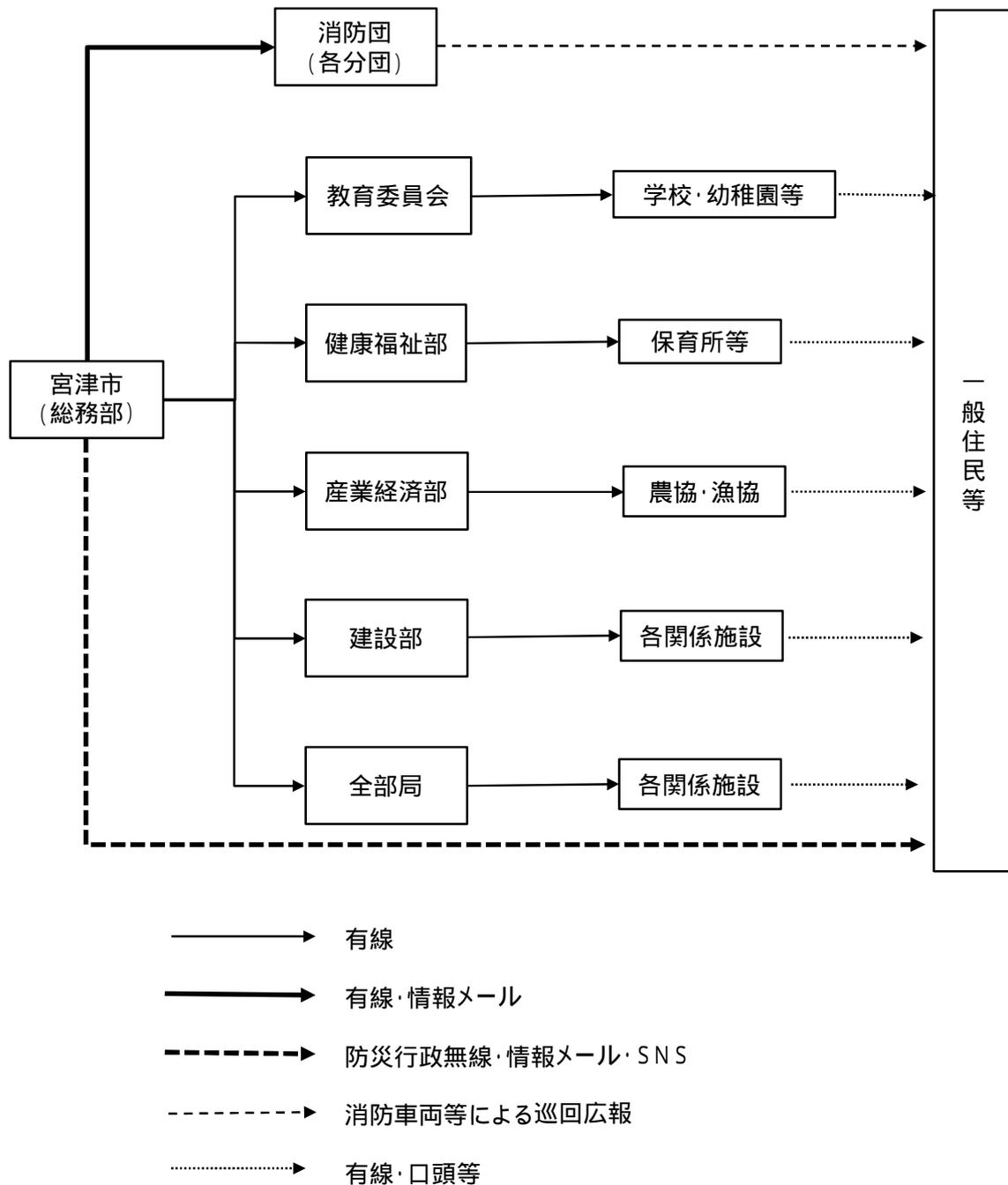
*2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

*3 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

第1 このマニュアルは、気象予報警報を的確に伝達するために定める。

第2 警報等伝達経路図

警報等伝達経路図



注意報の伝達は、状況により警報等伝達経路により周知する。

第3 伝達手段

1 市役所内部の伝達手段

(1) 市長・副市長

総務部長又は消防防災課長等が、口頭又は電話等により直接伝達する。

(2) 総務部長

消防防災担当課員は、口頭又は電話等により直接伝達する。

(3) 各部長ほか全職員

消防防災担当課員は、必要に応じ、庁内メール又は「みやづ情報メール」により職員に周知する。

なお、市職員は、「みやづ情報メール」に登録し、情報収集に努めること。

2 消防団への伝達手段

主として「みやづ情報メール」により伝達するが、特に必要な情報は、電話等により伝達するものとする

3 住民等への伝達手段

次に掲げる方法により伝達する。ただし、(3)及び(4)は、状況に応じて実施する。

(1) 市防災行政無線

(2) みやづ情報メール

(3) 市ホームページ等

(4) 消防団による広報

4 伝達手段別の注意事項

あらかじめ、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練も実施する必要がある。

さらに、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、PUSH型手段による避難勧告等について、必要なエリアに伝達することが有効であると考えられる。同報系防災行政無線は、市全域よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH型手段の提供範囲等を検討する必要がある。

(1) 市防災行政無線

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、市が地域の住民等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声器から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる

情報量は限られる。また、戸別受信機は、屋内で情報を受信することから、端末を設置している世帯により確実に情報を伝達できる。難聴地域においては、個別受信機の配備を進める必要がある。今後においては、新たな技術、方式等の導入も検討し、戸別受信機を普及させる必要がある。

(2) みやづ情報メール

固定電話、FAX、携帯電話(メールを含む)による情報伝達は、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、停電に弱い上、電話による情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合がある、電話番号が分かる相手にしか連絡が取れない、同時に複数の相手に連絡することができないといった課題がある。したがって、市は、電話を用いる場合は、自治会長等の限られた人に連絡することとする。一方、「みやづ情報メール」は、登録者に対して直接情報を伝えることができる。市は、今後とも、「みやづ情報メール」の登録者増に取り組むものとする。

(3) フェイスブック等のSNS

SNS(Social Networking Service)は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できる Web サイトの登録制サービスであり、ツイッター(Twitter)やフェイスブック(Facebook)などがある。SNSは、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、市は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

(4) 消防団による広報

広報車は、避難勧告等呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

第3 事案別伝達方法

次の各マニュアルに記載する。

2-01-05 「土砂災害情報伝達マニュアル」

2-01-06 「大雨洪水警戒避難マニュアル」

2-01-07 「地震津波警戒避難マニュアル」

2-01-08 「異常現象発見時連絡マニュアル」

第4 「みやづ情報メール」への登録推進

1 市職員

毎年4月に全職員に対して登録を推進する。

新採用職員については、新人職員研修時に周知する。

2 消防団員

各分団庶務部長へ登録促進を毎年4月に案内する。

各庶務部長は、新入団員及び未登録団員に登録を要請するものとする。

3 住民への登録推進

防災研修会などを通じて登録を推進する。

気象観測所一覧

観測所名	所在地	管理	観測事項				備考
			雨量	気温	風向・風速	積雪深	
宮津	上司	気象庁					府立海洋高校内
宮津	吉原	京都府					丹後土木事務所内
上世屋	上世屋	京都府					
国分	国分	京都府					
岩戸	小田小字岩戸地内	京都府					
由良	由良	京都府					
小田	小田	京都府					
狩場	狩場	京都府					
日置	日置	京都府					
下世屋	下世屋	京都府					
大西	大西	京都府					
堂谷橋	与謝野町字下山田	京都府					
滝	与謝野町字滝	京都府					
舞鶴	舞鶴市字下福井	気象庁					
峰山	京丹後市峰山町	気象庁					
福知山	福知山市字荒河	気象庁					
大川橋	舞鶴市上東	国土交通省					
大雲橋	福知山市大江町	国土交通省					
波美	福知山市大江町	国土交通省					
福知山	福知山市寺町	国土交通省					福知山河川国道事務所
	宮津与謝消防組合						

土砂災害危険箇所等一覧表（平成 30 年 4 月末現在）

危険箇所区分			箇所数
林地保全	山地災害危険地	山腹崩壊	119
		崩壊土砂流出	110
		地すべり	4
	なだれ危険地	4	
農地保全	地すべり		
地すべり	地すべり等防止法第 3 条指定区域		5
	地すべり危険箇所		10
雪崩	雪崩危険箇所		42
急傾斜地関係	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の指定区域		16
	急傾斜地	保全人家 5 戸以上	61
		保全人家 1 ~ 4 戸	48
		保全人家 0 戸	1
		計	110
砂防関係	砂防法第 2 条指定箇所		71
	土石流	保全人家 5 戸以上	113
		保全人家 1 ~ 4 戸	89
		保全人家 0 戸	68
		計	270

地すべり防止区域一覧表（平成 26 年 2 月 1 日現在）

地すべり防止区域名	所在地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地	保安林
牧	日ヶ谷	5.92	建設省告示第 13 号	S35.1.8	—	S43.4
藪田	日ヶ谷	14.69	建設省告示第 13 号	S35.1.8		
本村	日ヶ谷	38.70	建設省告示第 3545 号 (建設省告示第 830 号)	S41.10.22 (H2.3.31 改正)		
長江	長江	7.90	建設省告示第 1041 号	H51.7.6	—	—

急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧（平成 29 年 2 月 1 日現在）

危険区域名	所在地	指定年次	追加指定年次	面積 (ha)
杉ノ末	万年	昭 46		0.25
大久保	大久保	昭 48		0.35
長江	長江	昭 48	平 3	6.95
池ノ谷	万年	昭 60		1.48
池ノ谷	万年	昭 62		0.32
池ノ谷	万年	平元		0.14
島陰	島陰	平 2		0.47
里波見	里波見	平 3		0.61
京口	京口	平 5		0.73
里波見	里波見	平 7		0.28
杉末	杉末	平 8		0.10
岩ヶ鼻	岩ヶ鼻	平 11		0.45

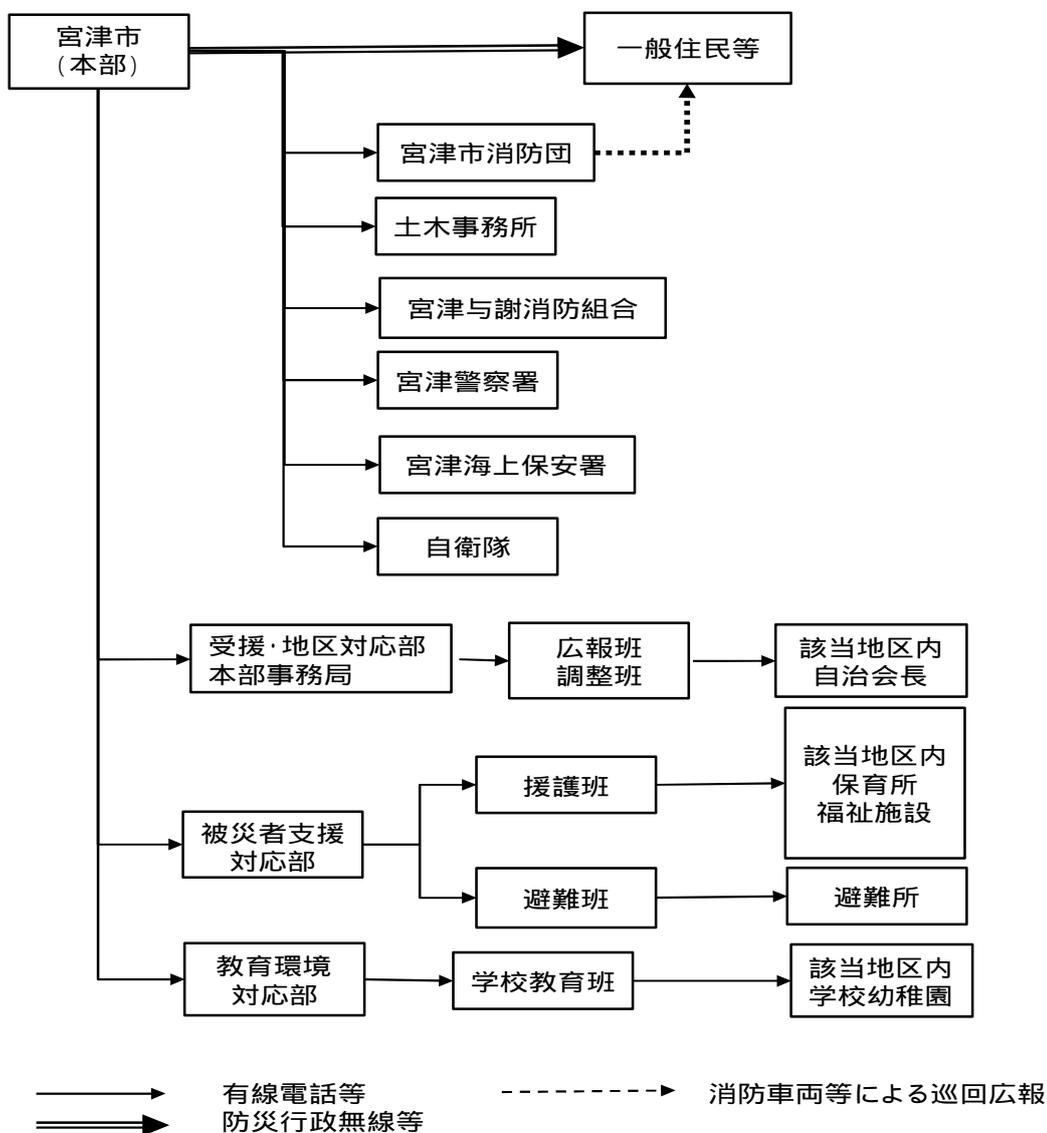
小田宿野	小田宿野	平 20		0.82
里波見	里波見	平 26		0.84
小香河	小田	平 27		0.75
万年	万年	平 28		0.13

【総務部・建設部・健康福祉部・教育委員会】

第1 このマニュアルは、土砂災害に関する情報を的確に伝達し、避難のための手順等について定める。

第2 土砂災害情報伝達経路

土砂災害情報伝達経路図



第3 地区別土砂災害(特別)警戒区域一覽

土砂災害警戒区域等指定一覽(平成28年3月18日)

地区名	警戒区域				特別警戒区域				指定年度	
	土石流	急傾斜地	地すべり	小計	土石流	急傾斜地	地すべり	小計		
宮津	京街道	0	1	0	1	0	1	0	1	H27
	大久保	0	3	0	3	0	3	0	3	H27
	金屋谷	2	5	0	7	1	5	0	6	H27
	小川	0	2	0	2	0	2	0	2	H27
	池ノ谷	2	4	0	6	2	4	0	6	H27
	宮町	0	2	0	2	0	2	0	2	H27
	川向	0	1	0	1	0	1	0	1	H27
	万年	4	8	0	12	1	8	0	9	H27
	杉末	8	6	0	14	4	5	0	9	H27
	城東	5	5	0	10	4	5	0	9	H19
	木ノ部	0	1	0	1	0	1	0	1	H27
	滝馬	14	7	0	21	4	7	0	11	H17・H21
	宮村	3	3	0	6	2	3	0	5	H22
	惣	0	4	0	4	0	4	0	4	H22
	皆原	9	9	0	18	7	9	0	16	H22
山中	1	3	0	4	0	3	0	3	H22	
波路	6	4	0	10	5	4	0	9	H22	
獅子崎	7	10	0	17	6	10	0	16	H22	
上宮津	小田	24	26	1	51	19	26	0	45	H22・H27
	喜多	13	8	0	21	8	8	0	16	H21
	今福	1	2	0	3	1	2	0	3	H22
栗田	脇	4	5	0	9	4	5	0	9	H26
	中村	2	1	0	3	1	1	0	2	H26
	小寺	0	1	0	1	0	1	0	1	H26
	上司	6	5	0	11	4	5	0	9	H26
	中津	3	3	0	6	0	3	0	3	H26
	小田宿野	3	5	0	8	2	5	0	7	H26・H27
	銀丘	1	2	0	3	1	2	0	3	H26
	鏡ヶ浦	2	2	0	4	0	2	0	2	H26
	新宮	17	21	0	38	7	21	0	28	H26
	島陰	4	4	0	8	3	4	0	7	H26
田井	6	12	0	18	0	12	0	12	H26	
獅子	11	15	0	26	2	15	0	17	H26	
由良	由良	6	4	0	10	3	4	0	7	H25
	石浦	5	4	0	9	4	4	0	8	H25
吉津	須津	11	15	0	26	6	15	0	21	H26
	文珠	7	6	0	13	7	6	0	13	H26
府中	江尻	6	0	0	6	3	0	0	3	H27
	難波野	2	1	0	3	2	1	0	3	H26
	大垣	4	3	0	7	2	3	0	5	H26
	中野	4	0	0	4	1	0	0	1	H26
	小松	3	0	0	3	2	0	0	2	H26
	国分	6	5	0	11	5	4	0	9	H26
成相寺	0	2	0	2	0	2	0	2	H26	

地区名		警戒区域				特別警戒区域				指定年度
		土石流	急傾斜地	地すべり	小計	土石流	急傾斜地	地すべり	小計	
日置	日置	12	9	0	21	7	8	0	15	H26・H27
世屋	下世屋	7	10	0	17	1	10	0	11	H23・H27
	松尾	1	5	1	7	0	5	0	5	H23・H27
	畑	3	3	0	6	3	3	0	6	H23
	上世屋	3	8	1	12	3	8	0	11	H23・H27
	木子	0	1	0	1	0	1	0	1	H27
養老	大島	2	2	0	4	0	2	0	2	H25
	岩ヶ鼻	0	2	0	2	0	2	0	2	H25
	外垣	1	3	0	4	0	3	0	3	H25
	長江	7	6	1	14	2	6	0	8	H25・H27
	田原	5	4	0	9	2	4	0	6	H25
	里波見	6	10	1	17	4	10	0	14	H25・H27
	中波見	3	5	0	8	1	5	0	6	H25
	梅ヶ谷	0	1	0	1	0	1	0	1	H25
	奥波見	4	5	1	10	4	5	0	9	H25・H27
日ヶ谷	日ヶ谷	7	22	3	32	3	22	0	25	H23・H27
合計		267	325	9	601	150	322	0	472	

指定した区域等を示す図面等は、京都府ホームページに掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/dosyashitei/1202956886235.html>

第4 警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への連絡

担当 健康福祉部・教育委員会

資料編 2-01-09 「要配慮者利用施設一覧」を参照し連絡を行う。

第5 各地区自治会長への連絡

担当：総務部広報班・総務課行政係

総務部総務課行政係は、毎年度各自治会長の連絡先を把握し、連絡に支障がないよう常に最新の状態に更新するものとする。

第6 伝達手段

資料編 2-01-03 「予報警報伝達マニュアル」による。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

京街道地区(1箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	京街道A(も1051-11)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

大久保地区(3箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	大久保A(も1051-8)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	大久保B(も1051-9)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	大久保C(も1051-10)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

金屋谷地区(7箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	金屋谷1(も064-2)	土石流	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	金屋谷2(も064-3)	土石流	平成27年12月18日	警戒区域
3	金屋谷A(も1051-2)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	金屋谷B(も1051-3)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	金屋谷C(も1051-6)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
6	金屋谷D(も1051-7)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	金屋谷E(も1051)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

小川地区(2箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	亀ヶ丘A(も1056-8)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	亀ヶ丘B(も1056-9)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

池ノ谷地区(6箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	池ノ谷1(も067-2)	土石流	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	池ノ谷2(も067)	土石流	平成27年12月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

3	池ノ谷A(も 1056-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	池ノ谷B(も 1056-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	池ノ谷C(も 1056-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	池ノ谷D(も 1056)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

宮町地区(2箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	松ヶ岡A(も 1057-8)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	松ヶ岡B(も 1057-9)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

川向地区(1箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	日吉D(も 1057-7)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

万年地区(12箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	如願寺川(も 600)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
2	南谷(も 066)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	宮川(も 065)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
4	与六谷(も 064)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
5	万年A(も 1059)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	万年B(も 1059-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	万年C(も 1059-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	万年D(も 1056-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	万年E(も 1056-6)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	万年F(も 1056-7)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	万年G(も 1051-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	万年H(も 1051-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

杉末地区(14箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	芋ヶ尾(も 070)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	杉末1(新も 2017)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
3	杉末2(新も 2017-2)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
4	梅ノ木谷(も 069)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	杉末3(も 069-2)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	杉末4(新も 1010)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
7	幸寿谷(も 068)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	日吉1(新も 1026)	土石流	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
9	杉末A(も 1057-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	杉末B(も 1057-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	杉末C(も 1057)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	日吉A(も 1057-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	日吉B(も 1057-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域
14	日吉C(も 1057-6)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

城東地区(10箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	辻町 1(も 036)	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	辻町 2(も 037)	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	辻町 3(も 039)	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	辻町 4(新も 1027)	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域
5	辻町 5(新も 1027-2)	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	城東・旭が丘(も 1035)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	旭が丘 A(も 1036)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	旭が丘 B(も 1037)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	辻町 A(も 2042)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	辻町 B(も 2043)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

木ノ部地区(1箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	木ノ部A(も 1051-12)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 12 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

滝馬地区(21箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	滝馬北 1(新も 1024-2)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	滝馬北 2(新も 1024)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域
3	滝馬北(I-1049-2)	急傾斜地の崩壊	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	滝馬南(I-1048)	急傾斜地の崩壊	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	滝馬西(I-1049)	急傾斜地の崩壊	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	滝馬 A(も 038)	土石流	(当初告示)平成 18 年 3 月 14 日 (全部解除・再指定)平成 28 年 5 月 20 日	警戒区域
7	滝馬 B(も 038-2)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域
8	滝馬 C(も 041)	土石流	(当初告示)平成 18 年 3 月 14 日 (全部解除・再指定)平成 28 年 5 月 20 日	警戒区域
9	滝馬 1(も 038-3)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域
10	滝馬 2(も 043-2)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域
11	滝馬 3(も 042)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域
12	滝馬川(も 043)	土石流	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	滝馬3支川(も 042-2)	土石流	(当初告示)平成 18 年 3 月 14 日 (全部解除・再指定)平成 28 年 5 月 20 日	警戒区域
14	金引団地北(I-1047-2)	急傾斜地の崩壊	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	金引団地南(I-1047)	急傾斜地の崩壊	平成 18 年 3 月 14 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	滝馬 4(新も 3064)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
17	押田(も 045)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	福田谷川(も 046)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
19	百合が丘(新も 1028)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	百合が丘 A(も 1046)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	百合が丘 B(も 1045)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域

【資 2-01-05】

宮村地区(6箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	桃ヶ谷 1(も 044)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	桃ヶ谷 2(も 044-2)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	宮村(新も 3071)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
4	宮村 A(も 2115)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	宮村 B(も 2116)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	宮村 C(も 2117)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

惣地区(4箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	国名賀 A(も 1032-2)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	国名賀 B(も 1032-3)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	惣 A(も 1033)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	惣 B(も 2114)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

皆原地区(18箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	皆原 1(も 3104)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	松ノ木谷(も 515)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
3	皆原 2(も 3105)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	口ク口(も 032)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	北ヶ谷(も 031)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	寺田(も 030)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
7	下の奥(も 029)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	山の谷(も 028)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	大成(も 027)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	皆原 A(も 2111)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	皆原 B(も 2112)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

12	皆原 C(も 1029)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	皆原 D(も 1029-2)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	皆原 E(も 2039)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	皆原 F(も 1030)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	皆原 G(も 2040)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	皆原 H(も 2113)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	皆原 I(も 1032)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[山中地区\(4箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	山中(も 3103)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
2	山中 A(も 2110)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	山中 B(も 2038)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	山中 C(も 1028)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[波路地区\(10箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	波路 1(も 023)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	波路 2(新も 1016)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	波路 3(も 3101)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	家ノ谷(も 024)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	波路 4(新も 1020)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	波路 5(も 3102)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
7	波路 A(も 2022)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	波路 B(も 2023)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	波路 C(も 1015)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	波路 D(も 2109)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

獅子崎地区(17箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	獅子崎 1(新も 1031)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	獅子崎 2(新も 2023)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	家ノ奥(も 021)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	奥ヶ谷奥 1(も 022)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	奥ヶ谷奥 2(も 022-2)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	奥ヶ谷奥 3(新も 1036)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
7	奥ヶ谷奥 4(新も 1013)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	獅子崎 A(も 2101)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	獅子崎 B(も 2102)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	獅子崎 C(も 2019)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	獅子崎 D(も 2020)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	獅子崎 E(も 2021)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	獅子崎 F(も 2103)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	つつじが丘 A(も 2105)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	つつじが丘 B(も 2106)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	つつじが丘 C(も 2107)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	つつじが丘 D(も 2108)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

小田地区(51箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	林の谷川(も 053)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
2	堀(も 517)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	小香河 1(も 054)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	小香河 2(も 518)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	吉田(も 055)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
6	宮ノ谷(も 056)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

7	古心(新も 2041)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	関ヶ淵 1(も 3501)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	関ヶ淵 2(も 3502)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	関ヶ淵 3(も 3503)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	関ヶ淵川(新も 1041)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
12	シオレ谷(も 524)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	トッサコ(も 058)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	家ノ上 1(も 523)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
15	美女(も 059)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	家ノ上 2(も 525)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	荒神谷(も 060)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	藪谷(も 061)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
19	滝ツボ(も 063)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	寺屋敷(新も 1043)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域
21	仁王ヶ谷(新も 2036)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
22	辛皮(も 002)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
23	中の茶屋 1(新も 2035)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
24	中の茶屋 2(も 3504)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
25	小田(も 1040)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
26	小香河 C(も 2047)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
27	小香河 A(も 2001)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
28	小香河 B(も 2001-2)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
29	小香河 D(も 2001-3)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
30	金山 A(も 2005)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
31	金山 B(も 2007)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
32	金山 C(も 2008)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
33	関ヶ淵 A(も 2009)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

34	関ヶ淵 B(も 2009-2)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
35	関ヶ淵 C(も 2009-4)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
36	関ヶ淵 D(も 2009-3)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
37	関ヶ淵 E(も 2009-5)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
38	関ヶ淵 F(も 2009-6)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
39	竹の本 A(も 2010)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
40	竹の本 B(も 2010-2)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
41	平石 A(も 2011)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
42	平石 B(も 2012)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
43	岩戸(も 2013)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
44	寺屋敷(も 2501)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
45	辛皮 A(も 2502)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
46	辛皮 B(も 2503)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
47	辛皮 C(も 2504)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
48	中の茶屋 A(も 2505)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
49	中の茶屋 B(も 2506)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
50	中の茶屋 C(も 2507)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
51	寺屋敷(23)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域

[喜多地区\(21 箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	福田川(も 047)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
2	鳥が尾 1(も 048-2)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	五万騎川(も 048)	土石流	(当初告示)平成 21 年 7 月 24 日 (全部解除・再指定)平成 28 年 5 月 20 日	警戒区域
4	鳥が尾 2(も 048-3)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	香野 2(新も 2025)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
6	香野 1(も 049)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域

7	柿ヶ成川(も 050)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
8	喜多 1(新も 2040-2)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	喜多 2(新も 2040)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域
10	喜多 3(新も 1030)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	喜多 4(新も 3078)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	池町 1(も 051)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	池町 2(も 051-2)	土石流	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	福田(も 2052-2)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	鳥が尾 A(も 2052)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	鳥が尾 B(も 1044)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	柿ヶ成 A(も 2051)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	柿ヶ成 B(も 2051-2)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
19	天神(も 1043)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	喜多 A(も 1042)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	喜多 B(も 1041)	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 7 月 24 日	警戒区域 / 特別警戒区域

今福地区(3箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	福滝川(も 052)	土石流	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	今福 A(も 2118)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	今福 B(も 2119)	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 9 月 28 日	警戒区域 / 特別警戒区域

由良地区(10箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	河原(も 003)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
2	新川(も 004)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
3	宮川(も 005)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	宮ノ上(も 006)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
5	磯山(も 007)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	由良脇(も 007-2)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

【資 2-01-05】

7	家門(も 2063)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	由良脇 A(も 2063-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	由良宮本 A(も 2063-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	由良宮本 B(も 2063-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[石浦地区\(9箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	馳出川(も 001)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	大迫川(も 601)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
3	上石浦 1(新も 2032)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	上石浦 2(新も 2032-2)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	下石浦(新も 2043)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	下石浦 A(も 2063-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	下石浦 B(も 2063-6)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	上石浦 A(も 2063-7)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	上石浦 B(も 2063-8)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[脇地区\(9箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	奈良平(も 506)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	脇 1(新も 2021)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	脇 2(新も 3060)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	脇 3(新も 2020)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	脇 A(も 2030-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	脇 B(も 2030)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	脇 C(も 2030-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	脇 D(も 1025-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	脇 E(も 1025)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

中村地区(3箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	中村1(新も 2019)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
2	サジキ谷川(新も 3067)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	中村A(も 1025-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

小寺地区(1箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	小寺C(も 1025-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

上司地区(11箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	上司1(新も 2039)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	上司2(新も 2039-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
3	上司3(新も 2039-3)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
4	上司8(新も 2039-8)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	上司9(新も 1015)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	上司10(新も 1015-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	上司A(も 2026)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	上司B(も 2025)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	上司C(も 1022)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	上司D(も 1023)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	上司E(も 1023-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

中津地区(6箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	溝ノ谷(も 014)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
2	中津1(新も 2015)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
3	中津2(新も 2014)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
4	中津A(も 1020-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	中津B(も 1020-6)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

6	中津C(も1020-7)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
---	------------------------------	---------	------------	-----------------

[小田宿野地区\(8箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	城司ヶ谷(も015)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	洞ヶ谷(も016)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	小田宿野1(も016-2)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
4	小田宿野A(も1006)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	小田宿野B(も1006-2)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
6	小田宿野C(も1017)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	小田宿野D(も2028)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	小田宿野E(も2029)	急傾斜地の崩壊	平成28年3月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

[銀丘地区\(3箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	宮ノ谷(も012)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	銀丘A(も1020)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	銀丘B(も1020-2)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

[鏡ヶ浦地区\(4箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	堤ノ谷(も017)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
2	上ヶ谷(も018)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
3	鏡ヶ浦A(も1017-2)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	鏡ヶ浦B(も1017-3)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

[新宮地区\(38箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	小豆谷(も508)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
2	稲ヶ成(も008)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	狩場(も009)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	シジガ谷1(も010)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域

5	シジガ谷2(も010-2)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
6	大休(も011)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	新宮1(新も2024)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
8	新宮2(新も3068-2)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
9	新宮3(も011-2)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
10	新宮4(新も3074)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
11	新宮5(新も3074-2)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
12	新宮6(新も3077)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
13	新宮7(新も2026)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
14	新宮8(新も1029)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
15	新宮9(新も3072)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
16	新宮10(も011-3)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
17	新宮11(新も3068)	土石流	平成26年7月18日	警戒区域
18	新宮A(も2036)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
19	新宮B(も2036-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
20	新宮C(も2035-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
21	新宮D(も2035-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
22	新宮F(も2035-5)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
23	新宮H(も2035)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
24	新宮I(も2035-7)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
25	新宮J(も1026)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
26	新宮K(も1026-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
27	新宮L(も1026-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
28	新宮M(も1027)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
29	新宮N(も1027-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
30	新宮O(も1027-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
31	新宮Q(も2033)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
32	新宮R(も2032-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
33	新宮S(も2032-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年7月18日	警戒区域/ 特別警戒区域

34	新宮T(も 2032)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
35	新宮U(も 2032-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
36	新宮V(も 2031-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
37	新宮X(も 2031-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
38	新宮Y(も 2031)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[島陰地区\(8箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	脇谷(も 019)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
2	島陰1(も 019-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	島陰2(も 019-3)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	鎌ヶ谷(も 510)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	島陰A(も 1004)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	島陰B(も 1005-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	島陰C(も 1005-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	島陰F(も 1005-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[田井地区\(18箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	田井1(新も 1005)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
2	田井2(新も 1006)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
3	田井3(新も 1008-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
4	田井4(新も 1008)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
5	田井5(新も 1007)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
6	田井6(新も 1007-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
7	田井A(も 1007-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	田井B(も 1007-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	田井C(も 1007-6)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	田井D(も 1007-7)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	田井E(も 1007-8)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	田井F(も 1007-9)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

【資 2-01-05】

13	田井H(も 1007-11)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	田井I(も 1007-12)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	田井J(も 1007-13)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	田井K(も 1007-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	田井L(も 1007-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	田井M(も 1007)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[獅子地区\(26箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	脇ノ上(も 020)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
2	獅子1(も 020-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
3	獅子2(新も 1011)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
4	獅子3(新も 3046)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	獅子4(新も 3044)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
6	獅子5(新も 3042)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
7	獅子6(新も 3093-3)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
8	獅子7(新も 3093-2)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
9	獅子8(新も 3093)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
10	獅子12(新も 3092)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	スガ谷ノ内倉(も 512)	土石流	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域
12	獅子E(も 2064-6)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	獅子F(も 2064-7)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	獅子G(も 2064)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	獅子H(も 2064-8)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	獅子I(も 2064-9)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	獅子J(も 1012)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	獅子K(も 1012-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
19	獅子L(も 1011)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	獅子M(も 1011-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	獅子N(も 1011-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
22	獅子O(も 1011-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

23	獅子P(も 1009)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
24	獅子Q(も 1009-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
25	獅子R(も 1009-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
26	獅子S(も 1009-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

須津地区(26箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	家ノ奥(も 077)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
2	須津1(も 077-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	須津2(も 077-3)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	須津3(新も 1017)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	須津4(新も 1019)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
6	須津5(新も 1019-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	須津6(新も 1019-3)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	奥山(も 076)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	須津7(も 076-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
10	湫(も 075)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
11	須津8(も 075-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
12	須津A(も 2057)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	須津B(も 1070)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	須津C(も 1070-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	須津D(も 1070-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	須津E(も 1070-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	須津F(も 1069)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	須津G(も 1069-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
19	須津H(も 1069-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	須津I(も 1069-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	須津J(も 1069-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
22	須津K(も 1064)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域

23	須津M(も 1064-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
24	須津N(も 1064-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
25	須津O(も 1064-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
26	須津P(も 1063)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[文珠地区\(13箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	文珠1(新も 2018)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	文珠2(新も 2018-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	文珠3(新も 2018-3)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	袴田(も 073)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	宮ノ谷(も 072)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	文珠4(も 072-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	文珠5(も 072-3)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	文珠A(も 1062)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	文珠B(も 1062-2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	文珠C(も 1062-3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	文珠D(も 1062-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	文珠E(も 2054)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	文珠F(も 1061)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
	現在指定の区域図	急傾斜地の崩壊		
	再調査結果の区域図	急傾斜地の崩壊		

[江尻地区\(6箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	江尻1(新も 3034)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域
2	見谷(も 530)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	江尻2(も 530-2)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

4	江尻3(も 530-3)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域
5	江尻4(も 530-4)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	江尻5(新も 1004)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域

難波野地区(3箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	一ノ瀬(も 088)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	高畔(も 086)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	難波野(も 3101)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域

大垣地区(7箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	真名井川(も 087)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	大垣1(も 085-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
3	大垣2(も 085-3)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
4	宮川(も 085)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	大垣A(も 3102)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	大垣B(も 3103)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	大垣C(も 3104)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域

中野地区(4箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	中野1(も 084-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	与六谷川(も 084)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
3	中野2(も 083-2)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
4	丹花谷(も 083)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域

小松地区(3箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	小松川(も 082)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	法蓮寺(も 081)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	寺山(も 080)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域

国分地区(11箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	三谷(も079)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	ユマガリ(も529)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	大橋川(も529-2)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	国分1(新も2012)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	国分2(新も3037)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域
6	矢蔵谷(も078)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	国分A(も3105)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	国分B(も3106)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
9	国分C(も3107)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
10	国分D(も3108)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
11	国分E(も3109)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域

[成相寺地区\(2箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	成相寺A(も3110)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	成相寺B(も3111)	急傾斜地の崩壊	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域

[日置地区\(21箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	キラク谷(も097)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域
2	鳥ノ奥(も093)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域
3	日置上1(も093-2)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	日置上2(も093-3)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域
5	氷牧川(も091)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域
6	孫谷川(も092) 現在指定の区域図 再調査結果の区域図	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	日置浜1(新も2009)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	日置浜2(新も2010)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域
9	日置浜3(新も2010-2)	土石流	平成27年3月17日	警戒区域/ 特別警戒区域

10	西谷(も090)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	大谷口(も089)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域
12	日置浜4(新も3033)	土石流	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	日置浜A(も1092-4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	日置浜B(も1092-5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	日置浜C(も1092-6)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	日置浜D(も1092-7)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	日置浜E(も1092-8)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	日置上3(新も1003-2)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域
18	日置上4(新も1003)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域
19	中山(も532)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	日置上A(も1092-9)	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	日置上B(も1092-10)	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

下世屋地区(17箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	長者(も098)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	下世屋1(も098-2)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
3	下世屋2(も098-3)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
4	下世屋4(も098-5)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
5	下世屋5(も098-6)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
6	瀬戸川(新も2007)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	下世屋A(も1087-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	下世屋B(も1087-3)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	下世屋C(も1087-4)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	下世屋D(も1087-5)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	下世屋E(も1089)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	下世屋F(も1089-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	下世屋G(も1089-3)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	下世屋H(も1089-4)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

【資 2-01-05】

15	下世屋 I(も 1089-5)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	下世屋 J(も 1090)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	下世屋 3(も 098-4)	土石流	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域

[松尾地区\(7箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	ホソ通(も 100)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
2	松尾 A(も 1091)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	松尾 B(も 1091-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	松尾 C(も 1091-3)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	松尾 D(も 1091-4)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	松尾 E(も 1091-13)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	松尾(49)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域

[畑地区\(6箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	南谷(も 094)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	大成(も 095)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	畑川(も 096)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	畑 A(も 1092)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	畑 B(も 1092-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	畑 C(も 1092-3)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[上世屋地区\(12箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	桂川(も 101)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	世屋川(も 102)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	上地川(も 103)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	上世屋 A(も 1091-5)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	上世屋 B(も 1091-6)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

6	上世屋 C(も 1091-7)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	上世屋 D(も 1091-8)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	上世屋 E(も 1091-9)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	上世屋 F(も 1091-10)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	上世屋 G(も 1091-11)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	上世屋 H(も 1091-12)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
12	上世屋(50)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域

[木子地区\(1箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	木子(も 1091-14)	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 3 月 18 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[大島地区\(4箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	早田(も 114)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
2	大島(も 114-2)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
3	大島 A(も 1073)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	大島 B(も 1073-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[岩ヶ鼻地区\(2箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	岩ヶ鼻・大島(も 1075)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	岩ヶ鼻・長江(も 1075-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

[外垣地区\(4箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	外垣(新も 2042-4)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域
2	外垣 A(も 1077)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	外垣 B(も 1077-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	外垣・岩ヶ鼻(も 1077-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

長江地区(14箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	小豆谷(も108)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
2	長江1(も108-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
3	アノノ谷(も109)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
4	長江2(も109-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	小犀川(新も2042)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
6	長江3(新も2042-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	長江4(新も2042-3)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
8	長江A(も1079)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
9	長江B(も1079-2)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
10	長江C(も1079-3)	急傾斜地の崩壊	平成28年3月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
11	長江D(も1079-4)	急傾斜地の崩壊	平成28年3月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
12	長江E(も1079-5)	急傾斜地の崩壊	平成28年3月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
13	長江F(も1079-6)	急傾斜地の崩壊	平成28年3月18日	警戒区域/ 特別警戒区域
14	長江(26)	地滑り	平成28年3月18日	警戒区域

田原地区(9箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	奥ノ谷(も115)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
2	田原1(も115-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
3	田原2(も115-3)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
4	田原3(新も2001)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	田原4(新も2001-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
6	田原A(も1093)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	田原B(も1094)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	田原C(も2060)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
9	田原D(も2061)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域

里波見地区(17箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	小山(も107)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域

2	里波見1(新も2008)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
3	里波見2(新も2008-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
4	波見崎(も104)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
5	新宮谷川(も104-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
6	新宮谷(も533)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	里波見A(も1083)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	里波見B(も1083-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
9	里波見C(も1083-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
10	里波見D(も2059)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
11	里波見E(も2059-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
12	里波見F(も2059-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
13	里波見G(も2059-4)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
14	里波見H(も2059-5)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
15	里波見I(も1085)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
16	里波見J(も1085-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
17	里波見(24)	地すべり	平成27年9月1日	警戒区域

[中波見地区\(8箇所\)](#)

	区域の名称	自然現象 の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	橋ヶ谷(も105)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
2	中波見1(も105-2)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
3	中波見2(も105-3)	土石流	平成26年2月21日	警戒区域
4	中波見A(も1084)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
5	中波見B(も1084-2)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
6	中波見C(も1084-3)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
7	中波見D(も1084-4)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域
8	中波見E(も1084-5)	急傾斜地 の崩壊	平成26年2月21日	警戒区域/ 特別警戒区域

梅ヶ谷地区(1箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	梅ヶ谷(も 1084-6)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

奥波見地区(10箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	奥波見1(新も 2006)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	奥波見2(新も 2006-2)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	奥波見4(新も 2006-4)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
4	奥波見5(新も 2006-5)	土石流	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
5	奥波見A(も 1081)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
6	奥波見B(も 1081-2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	奥波見C(も 1081-3)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
8	奥波見D(も 1081-4)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	奥波見E(も 1081-5)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	梅ヶ谷(25)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域

日ヶ谷地区(32箇所)

	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	奥谷山(も 113)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
2	立1(も 113-2)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
3	立2(も 113-3)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
4	立3(新も 2004-3)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
5	牧川(新も 2004)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
6	石倉川(新も 2004-2)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
7	落山(新も 3095)	土石流	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域
8	立A(も 1095)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
9	立B(も 1095-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
10	立C(も 2062)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
11	立D(も 1096-4)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域

12	立 E(も 1096-5)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
13	立 F(も 1096-6)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
14	立 G(も 1096-7)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
15	立 H(も 1096-8)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
16	立・大西 A(も 1096-3)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
17	立・大西 B(も 1096-10)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
18	大西 A(も 1096)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
19	大西 B(も 1096-2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
20	大西 C(も 1096-9)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
21	厚垣 A(も 1096-11)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
22	厚垣 B(も 1096-12)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
23	落山 A(も 1096-13)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
24	落山 B(も 1096-14)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
25	落山 C(も 1096-15)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
26	落山 D(も 1096-16)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
27	落山 E(も 1096-17)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
28	藪田 A(も 1096-18)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
29	藪田 B(も 1096-19)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 21 日	警戒区域 / 特別警戒区域
30	本村(52)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域
31	落山(54)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域
32	藪田(55)	地すべり	平成 27 年 9 月 1 日	警戒区域

第1 洪水警報対象河川

- 1 由良川
- 2 大手川
- 3 野田川

第2 避難対象地域

- 1 由良川
- (1)石浦の一部
- (2)由良の一部

資料編 2-03-03 「由良川浸水想定区域図」を参照

2 大手川

- (1)魚屋、新浜、柳縄手、島崎、河原、住吉、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、安智、馬場先、京口町、京口、松原、浜町
- (2)本町、宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、漁師、川向、杉末、木ノ部、滝馬、宮村、惣、波路、波路町、浜町、小田、喜多、今福の一部

資料編 2-03-04 「大手川が氾濫した場合の浸水想定及び想定される水深」を参照

3 野田川

- (1)須津の一部

資料編 2-03-05 「野田川洪水浸水想定区域図」を参照

第3 洪水予報等の伝達経路(水防法第15条第1項第1号)

第5において河川別に示す。

各部・班において関係先一覧を作成し、連絡体制を明確にしておくこと。

第4 避難施設(水防法第15条第1項第2号)

資料編 2-34-01 「指定緊急避難場所等一覧表」に示す。

第5 要配慮者利用施設等の指定(水防法第15条第1項第4号)

水防法第15条第1項の規定により市防災計画に定める施設は、次による。

(1) 地下街等 該当無し

(2) 要配慮者利用施設

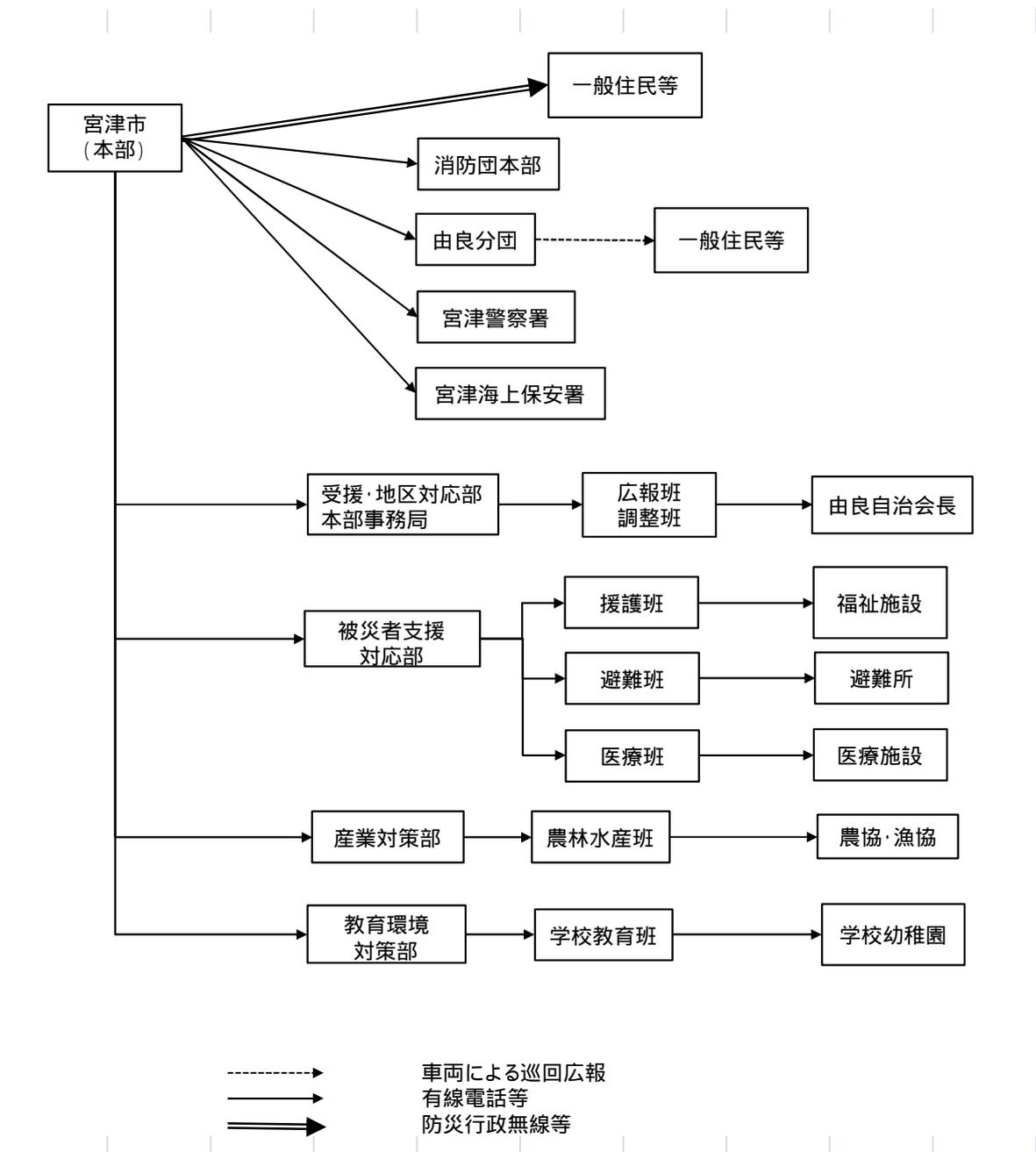
資料編 2-01-09 「要配慮者利用施設一覧」の洪水欄に二重丸で示す施設

(3) 大規模な工場その他の施設 該当無し

第6 河川別洪水予報伝達マニュアル

由良川洪水予報伝達マニュアル

1 由良川洪水情報伝達系統図



2 由良川洪水時の避難所

(1) 由良川洪水に係る避難所は、次の場所とする。

「避難準備・高齢者等避難開始」により開設する避難所

指定避難所

由良地区公民館 電話 26-0026

資料編 2-34-01 「指定緊急避難場所等一覧表」

(2) 市職員により上記施設が開設できないときは、別に定める「自治会による指定避難所開設者」により開設するものとする。

3 高齢者等の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設

現在のところ、由良川水系洪水浸水想定区域図(平成28年8月・国土交通省近畿地方整備局作成)には、該当施設なし。

資料編 2-01-09 「要配慮者利用施設一覧」

4 由良川水系洪水浸水想定区域図について

水災による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域の指定・公表、洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講じること等を目的として、水防法の一部が改正され、平成27年11月19日に施行された。

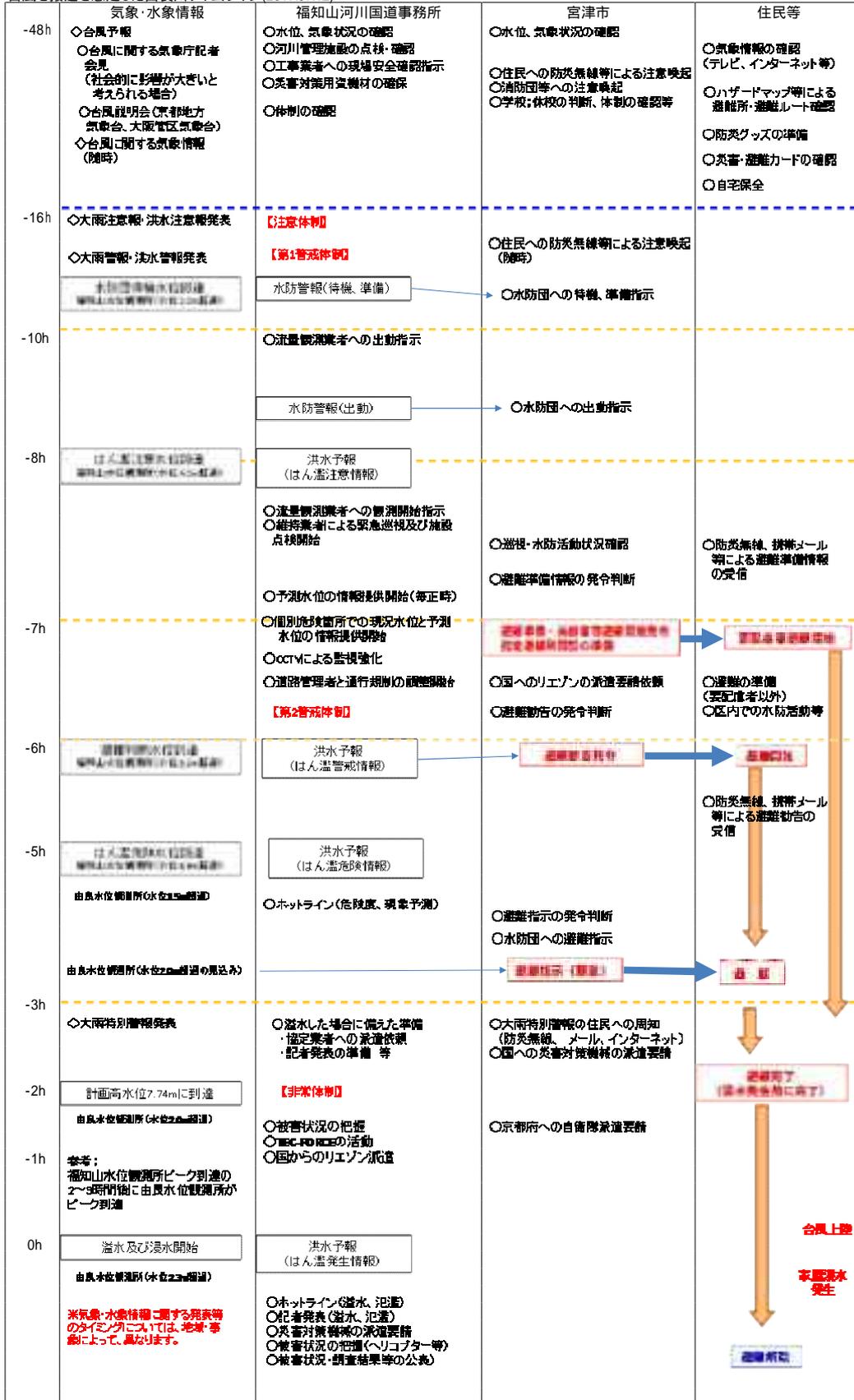
この水防法の一部改正に伴い、国土交通省近畿地方整備局から「由良川水系に係る洪水浸水想定区域」の指定・告示が平成28年8月30日に行われた。

なお、「由良川水系洪水浸水想定区域図」の原本は、総務部消防防災課及び建設部土木管理課において保管し、閲覧に供している。

資料編 2-03-03 「由良川浸水想定区域図」

5 台風を接近を想定した由良川タイムライン

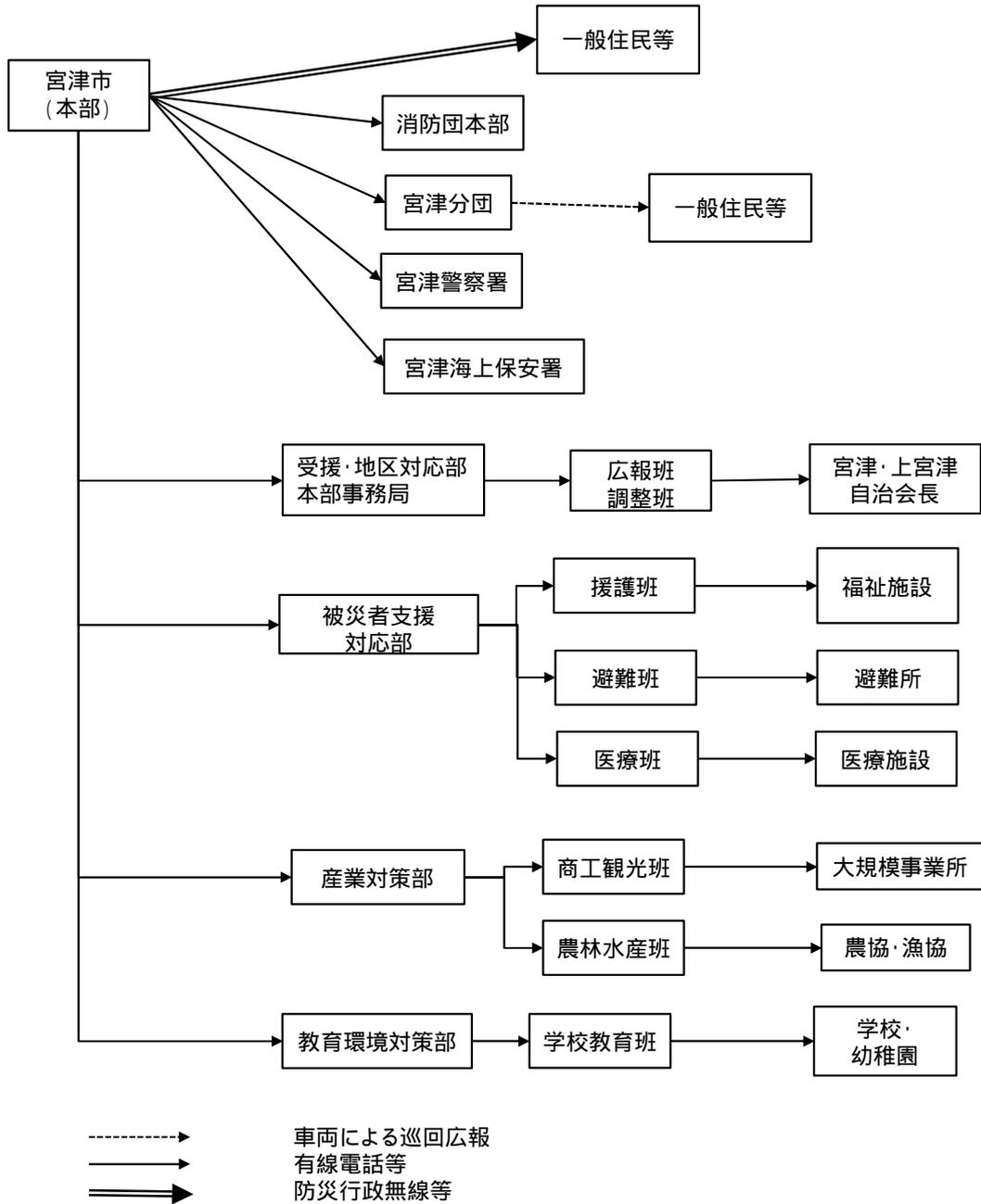
台風を接近を想定した由良川タイムライン(2017.07.12)



2-05 大手川水防情報伝達マニュアル

第1 大手川

1 大手川情報伝達経路図



2 大手川洪水時の避難所

(1) 大手川洪水に係る避難所は、次の場所とする。

「避難準備・高齢者等避難開始」により開設する避難所
指定避難所

資料編 2-34-01 「指定緊急避難場所等一覧表」

(2) 市職員により上記施設が開設できないときは、別に定める「自治会による指定避難所開設者」により開設するものとする。

3 高齢者等の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設

資料編 2-01-09 「要配慮者利用施設一覧」

4 大手川水系洪水浸水想定区域図について

資料編 2-03-04 「大手川が氾濫した場合の浸水想定区域及び想定される水深」

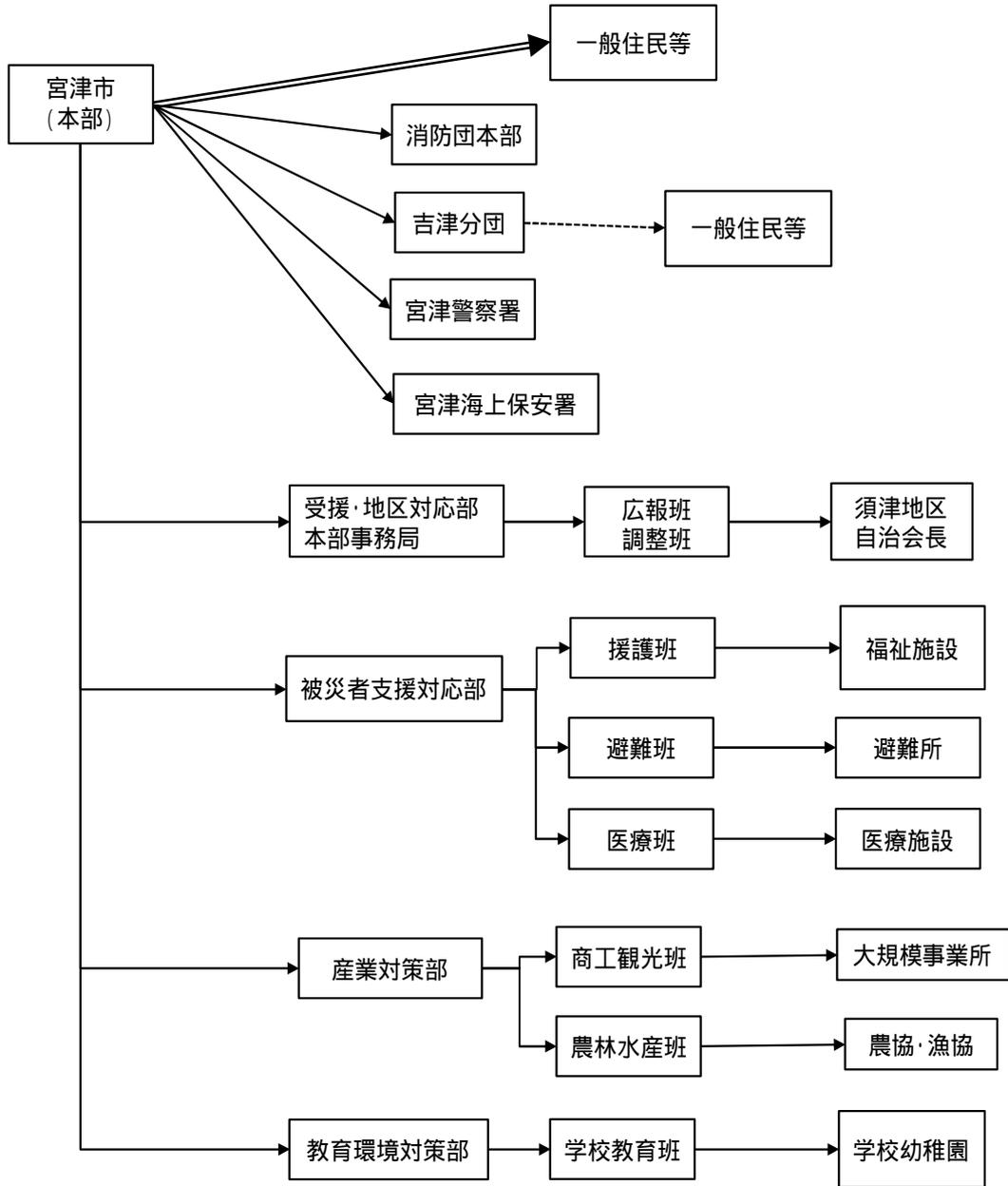
5 台風を接近を想定した大手川タイムライン



【資 2-01-06】

野田川水防情報伝達マニュアル

1 野田川情報伝達経路図



2 野田川洪水時の避難所

(1) 野田川洪水に係る避難所は、次の場所とする。

「避難準備・高齢者等避難開始」により開設する避難所
指定避難所 吉津地区公民館

資料編 2-34-01 「指定緊急避難場所等一覧表」

(2) 市職員により上記施設が開設できないときは、別に定める「自治会による指定避難所開設者」により開設するものとする。

3 高齢者等の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設

資料編 2-01-07 「要配慮者利用施設一覧」

4 野田川洪水浸水想定区域図について

2-03-05 「野田川洪水浸水想定区域図」

洪水浸水想定(想定最大規模図)

浸水継続時間(想定最大規模降雨時)

家屋倒壊等氾濫想定区域

5 台風を接近を想定した野田川タイムライン

当分の間、大手川タイムラインを準用する。

このマニュアルは、「津波対策の推進に関する法律」(平成23年法律第77号)第9条第2項に定める計画として位置づけるものとする。

「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」

(平成25年3月消防庁国民保護・防災部防災課)

「津波浸水想定について(解説)」(平成28年3月京都府)

「京都府津波避難計画策定指針」(平成29年5月京都府)

第1 津波浸水区域想定図

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づき知事が設定する。

資料編 震 1-04-04 「津波浸水区域想定図」

京都府告示第173号(平成29年3月31日・府公報第2866号)

図面については、消防防災課・土木管理課・宮津与謝消防組合において保管

第2 避難対象地域

(1) 避難対象地域の存する字

魚屋、新浜、柳縄手、島崎、万年、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、馬場先、京口町、京口、松原、滝馬、波路、波路町、獅子崎、浜町、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、溝尻、国分、日置、大島、岩ヶ鼻、長江及び里波見

(2) 市全域の海岸線一帯

(3) 養老から日置北側までの国道178号より海側の地域

(4) 日置と府中間の国道178号より海側の地域

(5) 天橋立公園一帯

(6) 大手川松原橋付近までの両岸

(7) 区域図は別添1による

第3 避難困難区域の抽出

「津波浸水区域想定図」による避難困難のおそれのある地域

(1) 津波浸水想定区域外や津波緊急避難場所への津波避難に関する諸条件を表1に示す。

表1 津波避難の諸条件

項目	条件	根拠等
津波到達時間	約 20 分	
避難開始時間	約 5 分	
歩行速度	1.0m/s	津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁
避難先までの道のり	最大 500m	1 津波避難計画策定指針
施設の収容能力	1 人当たり 1 m ²	津波避難計画策定指針

1 「津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁」に準拠して、次の式で設定

$$\text{避難距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

歩行速度は 1.0m/s、津波到達時間は 20 分、避難開始時間は最短 5 分とした。上式に基づき計算すると、避難距離は 900m となる。ただし指針では避難距離の上限の目安を 500m としている。このため避難時間約 15 分、500m の避難距離にした場合の避難速度は、0.55m/s である。この値は、歩行困難者等の歩行速度 0.5m/s と概ね一致している。以上から、避難先までの道のりは 500m とした。

(2) 地域の検討

ア 小田宿野

最も避難距離が長くなる場所で約 400m である。(避難困難区域外)

イ 天橋立公園内

避難距離 500m 以上となる場所が存する。居住者はないが特別名勝であり多くの観光客が訪れている。(避難困難区域)

(3) 避難困難区域

天橋立公園内の大天橋及び小天橋の区域

第 4 緊急避難場所等、避難路等

- 1 住民等が一時的に避難する高台（海拔 10m 以上）として、自治会により選定した場所を津波避難場所として指定（平成 24 年 3 月 30 日開催の市防災会議において報告）し、「宮津市避難マニュアル（風水害、地震・津波対策）」に記載し各戸配布を行った。

宮津市津波避難場所 指定一覧 82 箇所

地区名	名称	地図
宮津地区 18箇所	桜山児童遊園	1
	妙照寺・大頂寺周辺	2
	宮津中学校周辺	3
	稲荷神社周辺(池ノ谷)	4
	滝上児童遊園から日吉神社一帯	5
	杉末会館周辺	6
	旭が丘・第2旭が丘一帯	7
	観音寺から国名賀神社一帯	8
	東国名賀団地	9
	戒岩寺周辺	10
	東波路公園周辺	11
	清掃工場周辺	12
	問屋町一帯	13
	つつじが丘団地	14

	滝馬浄水場周辺	15
	滝馬公民館から金引団地一帯	16
	正印寺から宮村公民館一帯	17
	福田団地	18
上宮津地区 8箇所	鳥が尾団地	19
	柿ヶ成公民館周辺	20
	天神団地	21
	僧都ヶ谷周辺	22
	上宮津小学校	23
	盛林寺	24
	KTR 喜多駅	25
	宮津天橋立インターチェンジ側道	26
栗田地区 18箇所	金比羅神社	27
	休耕寺・稲荷神社	28
	秋葉神社・中村共同墓地	29
	睦継神社	30
	東部不燃物処理場周辺	31
	龍源寺	32
	宮津運動公園周辺	33
	銀丘団地	34
	府道栗田半島線(中津～小田宿野)	35
	久理陀神社	36
	鏡ヶ浦北農業道路	37
	成願寺上墓地	38
	海洋つり場道路	39
	府道栗田半島線(島陰)	40
	府道栗田半島線(田井)	41
	養福寺墓地	42
	矢原墓地	43
	天橋の郷	44
由良地区 7箇所	金毘羅神社	45
	奈具神社から水源地一帯	46
	丹後由良荘周辺	47
	瀧之不動尊山道	48
	森ヶ鼻周辺	49
	下石浦地区公民館周辺	50
	上石浦地区公民館周辺	51
吉津地区 8箇所	夕ヶ丘児童遊園周辺	52
	須津彦神社から水源地一帯	53
	江西寺周辺	54
	大川神社	55
	宝山地区国道合流市道周辺	56
	文珠桜山	57
	天理教宮津分教会周辺	58
	玄妙庵周辺	59
府中地区 9箇所	丹後郷土資料館から国分寺一帯	60
	小松地区公民館周辺	61
	妙立寺	62
	中野公会堂周辺	63
	ケーブル乗り場から大谷寺一帯	64
	真名井神社から天橋立ユースホステル一帯	65
	窪・見谷口農道周辺	66
	麓神社	67
	金持団地	68

日置地区 6箇所	日置ふれあい公園	69
	日置小学校	70
	金剛心院	71
	日置上地区公民館	72
	禅海寺	73
	日置東第2公園(やすけ台公園)	74
養老地区 8箇所	自性寺	75
	波見の里センター周辺	76
	高峰神社	77
	宝泉寺	78
	願性寺・墓地	79
	養老小学校・小学校上墓地	80
	岩ヶ鼻トンネル周辺(大島側)	81
大島トンネル周辺(顕孝寺裏)	82	

地図は、別添 2 による。

2 海拔 10m 以下の地点での津波避難施設の指定基準

津波避難施設は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」(平成 23 年 11 月 17 日付け国住指第 2570 号国土交通省住宅局長通知)に基づいた建築物・工作物等で 3 階以上、若しくは地盤から 7メートル以上の高さであることとする。

津波避難施設としての建築物にかかる基準は、次のとおりとする。

ア 昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法第 20 条に規定する構造基準(以下「新耐震設計基準」という。)に適合する鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)であること。

イ 鉄骨造(S造)の場合は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」(平成 23 年 11 月 17 日付け国住指第 2570 号国土交通省住宅局長通知)に基づく、津波に対して安全性を確保したものであること。

ウ 外部からの避難者が災害時に直接避難できる安全な施設であること。津波避難施設としての盛土構造物にかかる基準は、「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」(平成 24 年 1 月 27 日津波防災地域づくりに係る技術検討会)に基づくものとする。

3 津波避難に係る標識の設置

- (1) 1 の避難高台に「明示板」を設置する。
- (2) 避難高台に「誘導板」を設置する。
- (3) 主要場所に「海拔表示板」を設置する。

避難所及び津波避難標識設置状況

地区名	避難所数	明示版	誘導版	計
宮津	18	24	31	55
上宮津	8	8	5	13

由良	7	8	14	22
栗田	18	19	21	40
吉津	8	8	12	20
府中	9	10	9	19
日置	6	7	6	13
養老	8	8	7	15
計	82	92	105	197

設置場所詳細は、別添 3 による。

誘導版及び明示板例



海拔表示板例



第5 初動体制の確立

1 津波注意報発令により災害警戒本部設置

自動参集（警戒本部2号配備）

2 津波警報発令により災害対策本部設置

自動参集（対策本部1号配備）

資料編 2-02-02 「災害時職員対応マニュアル」

第6 避難誘導等に従事する者の安全確保

1 消防団員の安全確保については、次により定める。

資料編 2-15-04 「宮津市消防団津波災害時の消防団活動・安全マニュアル」

2 他の従事者は、上記に準じて安全確保を図るものとする。

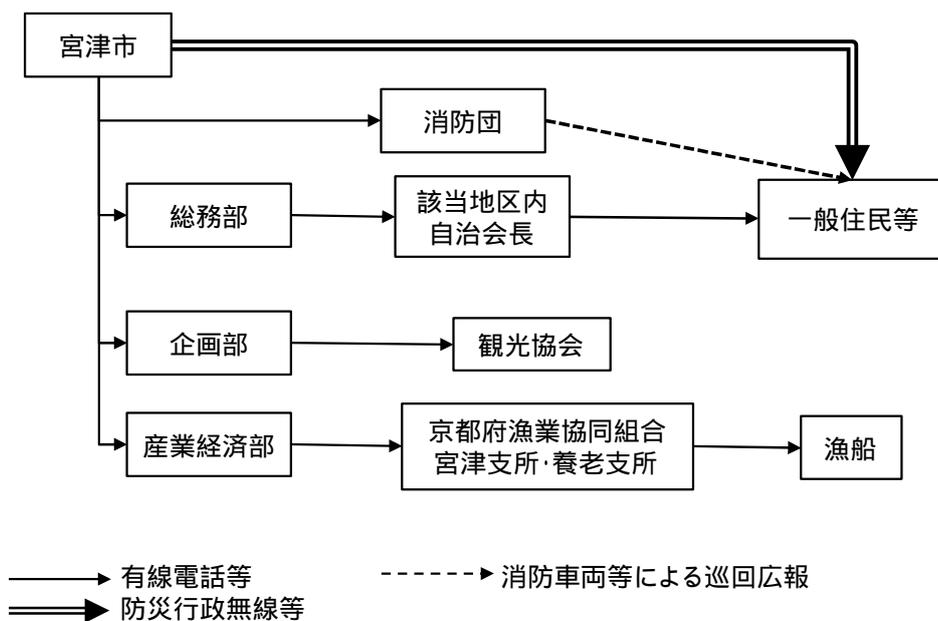
第7 津波情報等の収集、伝達

1 情報受信・伝達体制

津波警報等の情報受信は、図7-1のように京都府や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の手段で行う。

住民等への伝達は、防災行政無線（サイレン含む）、宮津情報メール、緊急速報メール、広報車等により行う。

2 津波情報等の伝達経路



3 防災行政無線のサイレンによる周知

津波注意報標識（予報警報標識規則第8条）



津波注意報を受信すれば、防災行政無線が自動により吹鳴

津波警報標識（予報警報標識規則第9条）



津波警報を受信すれば、防災行政無線が自動により吹鳴

大津波警報標識（予報警報標識規則第9条）



津波警報を受信すれば、防災行政無線が自動により吹鳴

津波注意報（警報）解除（予報警報標識規則第8条）



4 避難困難区域への情報提供

天橋立公園内は、防災行政無線での周知が困難なため、市広報車を派遣し広報を実施するとともに、関係機関への協力を求める。

第8 避難指示（緊急）の発令

市における津波予報区は「京都府」であり、津波到達予想時刻等に関する情報の「主な地点」は「舞鶴」である。地震の発生場所により状況は異なるため、過去の津波を参考に各種情報を勘案し、避難指示発令を検討し発令する。

1 津波注意報による避難指示（緊急）

(1) 区域

海岸地域、堤防等の海側の地域

(2) 津波の高さ

0.2m 予想高さ 1m

(3) 想定される被害と取るべき行動

海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

2 津波警報による避難指示（緊急）

(1) 区域

「第2」の避難対象地域が存する自治会

(2) 津波の高さ

1m < 予想高さ 3m

(2) 想定される被害と取るべき行動

標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。

沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

3 大津波警報による避難指示（緊急）

(1) 海拔 10m 以下にある区域

別添3「海拔 10m ライン地図」による。

参考：海拔 10m 以上の場所にある自治会

皆原、山中、東波路、問屋町、小田、今福、新宮、畑、下世屋、松尾、木子、上世屋、田原、中波見、梅ヶ谷、奥波見、立、大西、厚垣、落山、藪田、**成相寺**

(2) 津波の高さ

津波警報における津波の高さは、次の3種類数値で発表される。

- ・ 5m (3m < 予想高さ 5m)
- ・ 10m (5m < 予想高さ 10m)
- ・ 10m 超 (10m < 予想高さ)

(3) 想定される被害と取るべき行動

木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。

沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

(4) 発令する区域

大津波警報の内容により、他の情報と合わせて上記を参考に発令する区域を決定する。

4 避難指示解除

大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、他の情報等により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として行う。

第9 避難行動要支援者等の避難対策

1 津波避難における避難行動要支援者

避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	視聴覚障害者、幼児、外国人 等
行動面	視聴覚障害者、身体障害者、高齢者、傷病者、妊婦、幼児 等

2 避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたす者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。

避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の支援等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

第10 避難促進施設の指定等

津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設ある場合は、避難促進施設として定める。

(1) 避難促進施設の指定

資料編 2-01-09 「要配慮者利用施設一覧」による。

(2) 避難確保計画の策定

避難促進施設の所有者又は管理者は、避難訓練や、津波の発生時における施設利用者の避難のために必要な措置を定める計画(避難確保計画)を策定し、市長に報告するとともに公表するものとする。

市は、避難確保計画の策定及び修正について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第11 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

(1) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等では、利用客への情報伝達マニュアル(何時、誰が、

何を、どの様に伝達するか)の作成を検討する。

屋外においては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン等により伝達するとともに、海水浴場の監視所等でも、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を緊急避難場所へ避難させる必要がある。施設の管理者等は、市や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要がある。

避難が間に合わない場合、津波防災地域づくり法に規定されている構造等の要件を満たす避難施設として、基準水位以上(津波災害警戒区域内の場合)の階への避難が安全なときもある。また、逃げ遅れた避難者が施設に避難してくることも考えられる。

(3) 自らの命を守るための準備

大津波警報、津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、救命胴衣の着用等呼びかけることが重要である。

(4) 緊急避難場所に係る看板・誘導標識等の設置

観光客、外国人、海岸・港湾工事関係者等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔、津波災害警戒区域、想定される津波の浸水深等の表示、避難方向や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを、釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等で配布するといった、関係事業者等と連携した取組が重要である。

避難訓練にあたっては観光シーズン、海水浴シーズン中に、観光客、海水浴客等の参加型訓練の実施を検討する。

第12 津波防災教育・啓発

津波からの避難においては、住民等が自らの命は自らが守るという意識の下、率先して避難行動を取ることが重要である。防災週間(8月30日から9月5日まで)や、津波防災の日・世界津波防災の日(11月5日)の機会に、防災関連行事を実施する等、工夫して津波防災教育・啓発の継続的な実施に努める。

なお、津波からの避難における「津波に対する心得」は次のとおりである。

<津波に対する心得>

- ・強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ・津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

防災関係機関等の協力の下、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、住民に対して、地域の実情に応じた津波防災教育・啓発に努める。

(1) 啓発の手段

手段	詳細
マスメディア	テレビ、ラジオ、新聞等
印刷物、映像	パンフレット、広報誌、映像資料等
インターネット	ホームページ、SNS、ツイッター等
掲示物等	海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の標識・看板等
研修	研修会やワークショップ、講演会の開催等

(2) 啓発の内容

内容	詳細
過去の津波被害の記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
津波の特性に関する内容	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
津波避難計画の内容	避難対象地域、緊急避難場所、避難路、津波情報の伝達、避難指示（緊急）等
平常時からの備えの重要性	所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難場所の確認、避難方法の確認、家族の安否確認方法の確認、建物の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、津波避難訓練への参加等
大津波警報、津波警報、津波注意報	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

(3) 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自治会、自主防災組織等）、事業所等において実施する。

消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所における津波対策を推進する上で中心となる人材を養成する。

また、自治会や自主防災組織等により、地域ごとの地区防災計画、津波避難計画（避難経路の設定等）を策定するよう支援する。

第 13 津波避難訓練

防災意識が向上し、いざというときの円滑な津波避難につながるよう訓練を継続的に行うことを定める。毎年 1 回以上は、津波避難訓練を実施し、その成果を本マニュアルに反映させるよう努める。

(1) 実施体制

自治会、自主防災組織、消防団、警察、海上保安庁、消防本部、社会福祉施設、学校、医療施設、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等による、地域ぐるみの体制となるよう検討する。

(2) 参加者

住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるように参加者を検討する。

(3) 実施時期

どんな状況でも避難が可能な体制を整備することを目指し、様々な時間や季節を設定する。

(4) 内容等

震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

< 訓練の例 >

項目	内容
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法の習熟、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等を検証する。
津波避難訓練	避難経路や避難路、避難標識や避難誘導の手順の確認、避難の際の危険性の把握、避難に要する時間等の確認を行う。夜間における訓練の実施による街灯等の確認を行う。

第 14 「津波浸水想定について（解説）」からの抜粋

1 浸水面積について

浸水面積は河川等を除いた陸域において、1cm 以上の浸水が発生する面積です。

宮津市における浸水面積 147.8ha (1.478 k m²)

(宮津市面積 172.74 k m²)

2 主な地点における津波の状況



宮津市における最高津波地点

栗田地区崖地 最高津波 3.5m 陸域の標高約 15m 最高津波到達時間 49 分

地点	津波が最も高くなるケース				津波が最も早く到達するケース				東北沖の断層による津波が最も高くなるケース			
	断層	海面変動影響開始時間(分)	最高津波到達時間(分)	最高津波水位(T.P. m)	断層	海面変動影響開始時間(分)	最高津波到達時間(分)	最高津波水位(T.P. m)	断層	海面変動影響開始時間(分)	最高津波到達時間(分)	最高津波水位(T.P. m)
由良	F53	13	34	2.3	最も高くなるケースと同じ				F24	111	212	1.7
栗田	F53	14	29	2.3					F24	112	251	1.7
島陰	F53	10	20	3.0					F24	118	183	2.1
田井	F52	44	69	1.6	F53	13	29	1.5	F24	129	252	1.2
宮津	F53	21	92	2.0	最も高くなるケースと同じ				F24	117	227	1.4
文珠	F53	29	35	1.0					F24	176	291	0.9

【資 2-01-07】

溝尻	F53	-	262	0.6					F24	-	237	0.6
江尻	F52	42	110	1.4	F53	16	42	1.3	F24	141	294	1.0
日置	F53	13	43	1.7	最も高くなるケースと同じ				F24	129	236	1.3
養老	F49	39	73	1.7	F53	9	26	1.6	F24	122	213	1.5

地震直後の海面に±20cmの変動が生じない場合は海面変動影響開始時間を「-」としている。
(溝尻、野田川河口、男山川河口は最高津波水位が0.6mとなっているが、朔望平均満潮位が0.51mあるため、海面の変動は20cmを下回っている)

「津波が最も早く到達するケース」は海面変動影響開始時間が最短となるケースを表示しているため、地震直後の海面に±20cmの変動が生じない場合は斜線としている。



資料編 震 1-04-01 「地震・津波被害総括表」

第 15 行動計画

1 津波注意報発令

防災行政無線 自動起動による放送及びサイレン吹鳴

災害警戒本部設置

避難対象範囲の確認及び内部周知と関係機関と共有

津波警報等伝達経路に基づき連絡

消防団への出動確認及び安全管理の徹底

観光客への避難周知方法の確認（特に天橋立公園内）

宮津警察署、宮津海上保安署、宮津与謝消防組合との連携確認

情報収集と情報発信

2 津波警報・大津波警報発令

【資 2-01-07】

防災行政無線 自動起動による放送及びサイレン吹鳴

災害対策本部設置

～(8) 前記と同じ

3 注意報、警報の解除

第8-4により解除を決定

各関係機関と確認

手動によるサイレン吹鳴

第 16 用語の意味

用語	用語の意味等												
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下で（満潮時等）発生した場合に想定される浸水の区域及び水深。（この図を「津波浸水想定区域図」という） 京都府においては、津波防災地域づくり法による津波災害警戒区域は、津波浸水想定区域と同一の区域です。												
津波到達予想時間	地震発生後から、対象とする津波が陸上に遡上すると予想される時刻までの時間であり、京都府津波浸水想定を参考に設定する。												
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域を参考に市が設定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で設定する。												
避難困難地域	避難対象地域のうち、徒歩による避難では、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域												
避難路	避難のための主要な道路で、市が指定に努める。												
避難経路	住民が自宅等から避難路を経て緊急避難場所まで避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。												
緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。												
避難目標地点	避難する際の目標とする地点をいい、避難対象地域の外に設定する。緊急避難場所とは必ずしも一致するものではなく、避難困難地域の抽出のために設定する。												
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。												
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。												
避難行動要支援者	速やかに安全な場所に避難するための行動を取るために、特に支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、幼児、妊婦等）												
避難促進施設	津波災害警戒区域内にあり、社会福祉施設、学校、医療施設等の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（津波防災地域づくり法第71条）												
浸水域	海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域												
浸水深	・陸域の各地点における地面から水面までの高さ <table border="1" data-bbox="564 1375 1305 1576"> <thead> <tr> <th>深さ</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.6m以上</td> <td>ほとんどの家が流出する</td> </tr> <tr> <td>2.0m～4.0m未満</td> <td>ほとんどの家が全壊する</td> </tr> <tr> <td>1.0m～2.0m未満</td> <td>全壊被害が出始める</td> </tr> <tr> <td>0.3m～1.0m未満</td> <td>過半数の家が半壊する</td> </tr> <tr> <td>0.3m未満</td> <td>人が歩くことが困難になる</td> </tr> </tbody> </table>	深さ	概況	4.6m以上	ほとんどの家が流出する	2.0m～4.0m未満	ほとんどの家が全壊する	1.0m～2.0m未満	全壊被害が出始める	0.3m～1.0m未満	過半数の家が半壊する	0.3m未満	人が歩くことが困難になる
深さ	概況												
4.6m以上	ほとんどの家が流出する												
2.0m～4.0m未満	ほとんどの家が全壊する												
1.0m～2.0m未満	全壊被害が出始める												
0.3m～1.0m未満	過半数の家が半壊する												
0.3m未満	人が歩くことが困難になる												
最高津波水位	海岸線から約30m沖合の地点における津波を東京湾平均海面(T.P.)から測った高さで最高なもの												
海面変動影響開始時間	海岸線から約30m沖合の地点において地震直後の海面に±20cmの海面（水位）変動が生じるまでの時間												
浸水予測時間	浸水想定を行ったすべての断層による浸水開始時間(1cm以上)のうち、最速のもの時間を表したもの												

第 17 参考資料

津波・高潮ハザードマップマニュアル

平成 15 年 12 月 津波・高潮ハザードマップ研究会事務局

津波避難ビル等に係るガイドライン

平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会・内閣府政策
統括官（防災担当）

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針

平成 23 年 12 月

津波避難対策推進マニュアル検討会報告書

平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課

大規模地震防災・減災対策大綱

平成 26 年 3 月 中央防災会議

津波浸水想定について（解説）

平成 28 年 3 月 京都府

指定緊急避難場所の指定に関する手引き

平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）

京都府津波避難計画策定指針

平成 29 年 5 月 京都府

大規模地震・津波災害応急対策対処方針

平成 29 年 12 月 中央防災会議幹事会

関係法

- ・「災害対策基本法」(昭和 36 年、法律第 223 号)
- ・「地震防災対策特別措置法」(平成 7 年、法律第 111 号)
- ・「津波対策の推進に関する法律」(平成 23 年、法律第 77 号))
- ・「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年、法律第 123 号)

別添1 「避難対象区域図」

1 養老1



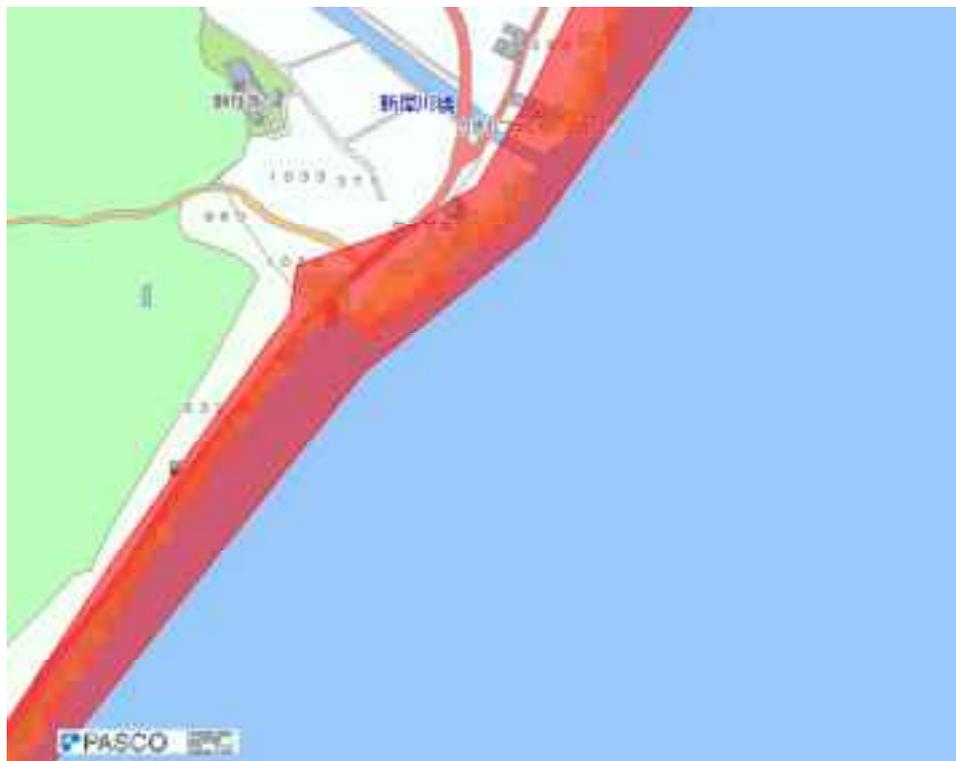
2 養老2



3 養老3



4 養老4



5 養老5



6 日置1



7 日置 2



8 日置 3



9 日置4



10 府中1



【資 2-01-07】

1 1 府中 2



1 2 府中 3



1 3 府中4



1 4 府中5



1 5 府中 6



1 6 須津



1 7 文珠 1



1 8 文珠 2



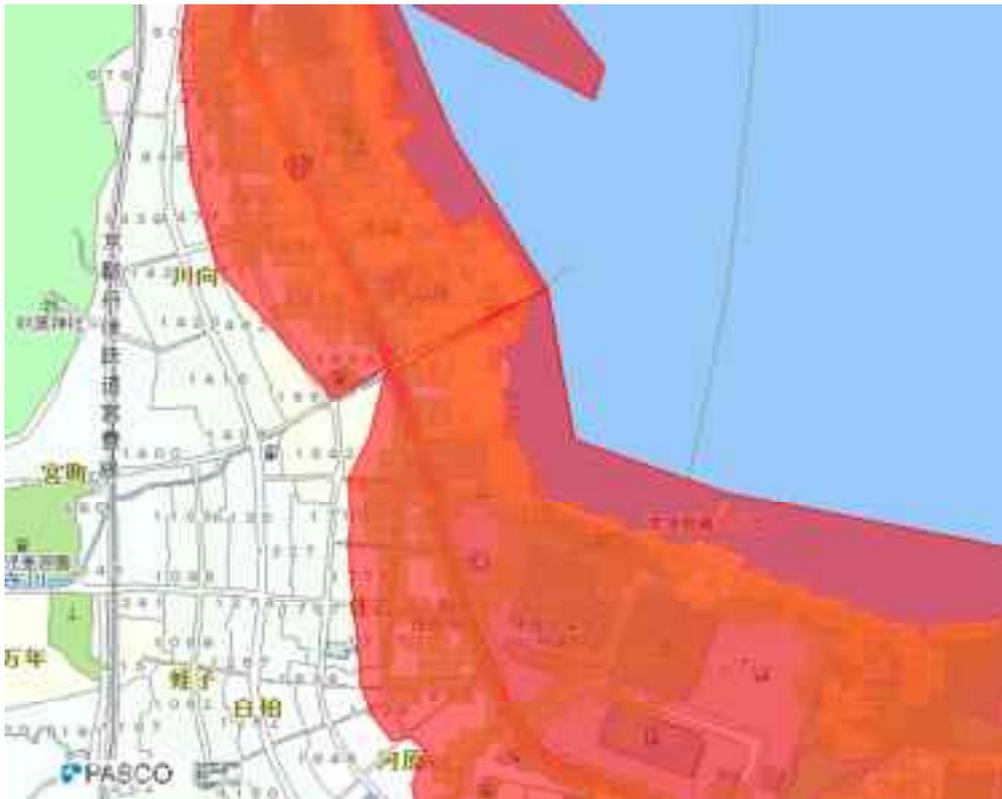
1 9 宮津 1



2 0 宮津 2



2 1 宮津 3



2 2 宮津 4



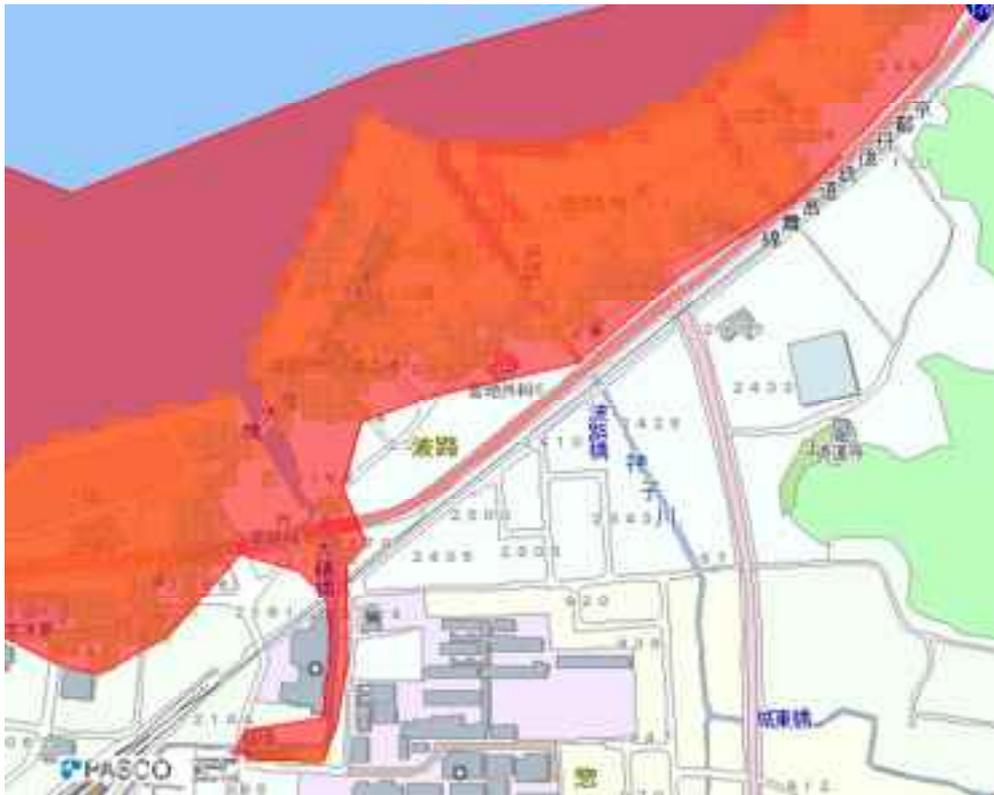
2 3 宮津 5



2 4 宮津 6



2 5 宮津 7



2 6 宮津 8



2 7 宮津 9



2 8 宮津 10



2 9 宮津 11



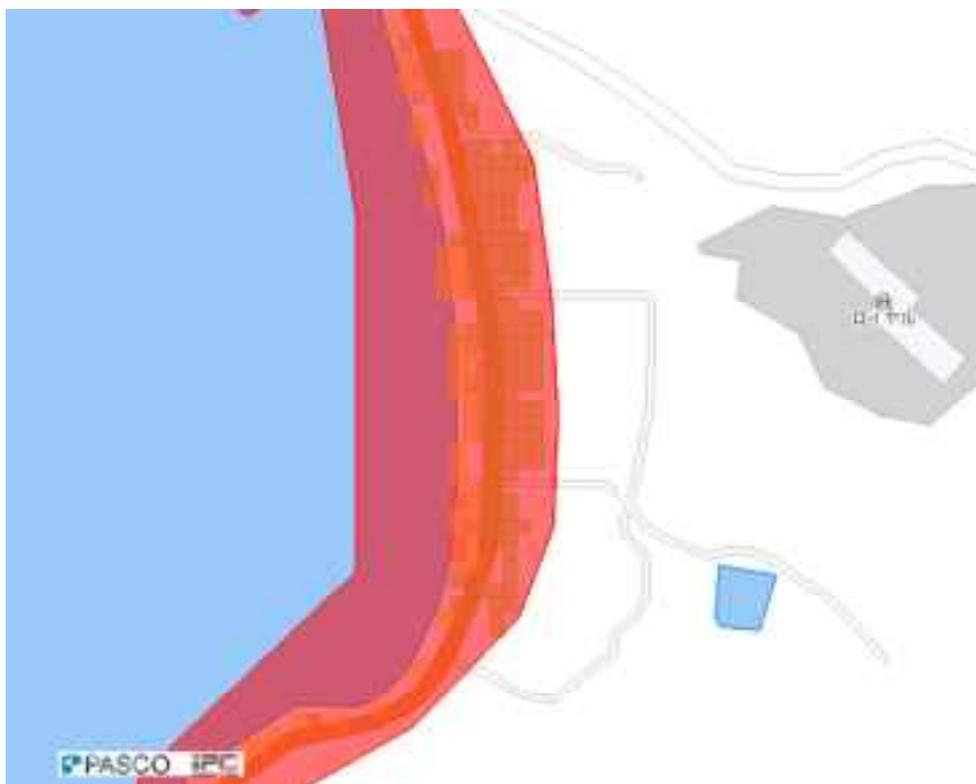
3 0 栗田 1



3 1 栗田 2



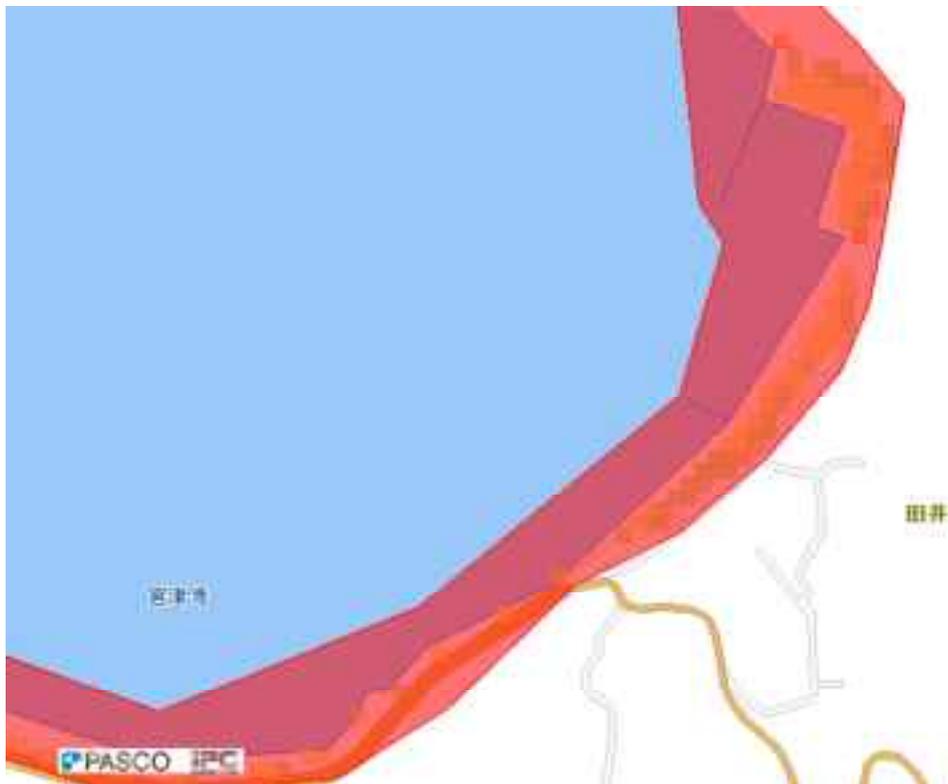
3 2 栗田 3



3 3 栗田 4



3 4 栗田 5



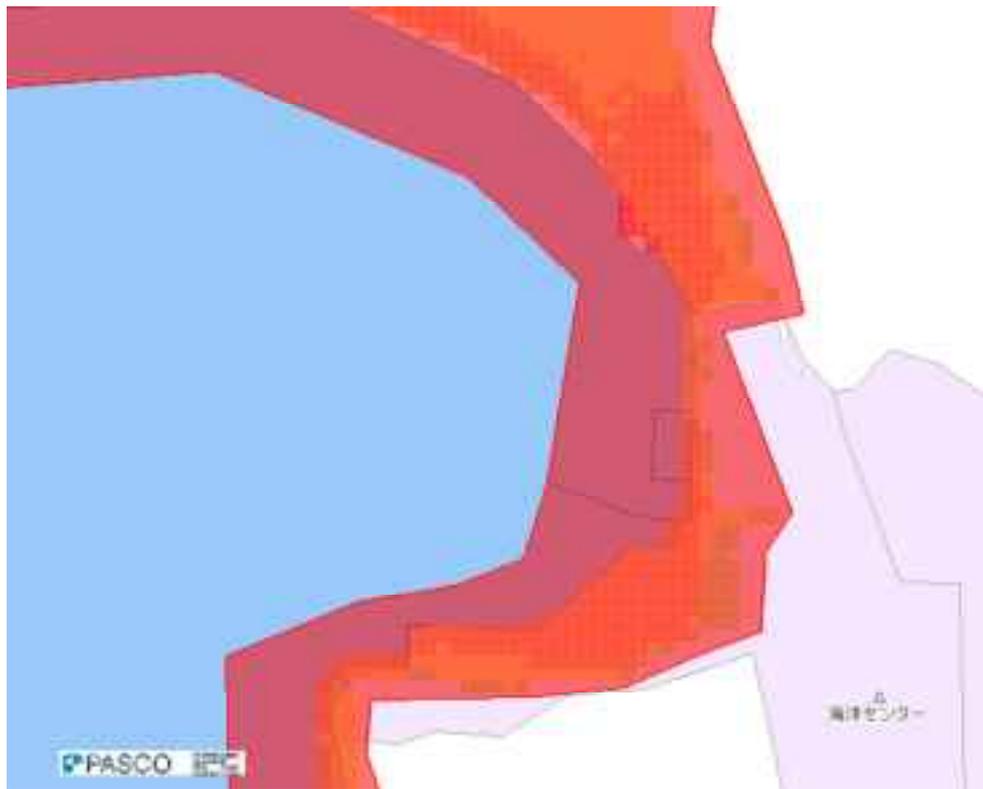
3 5 栗田 6



3 6 栗田 7



3 7 栗田 8



3 8 栗田 9



3 9 栗田 10



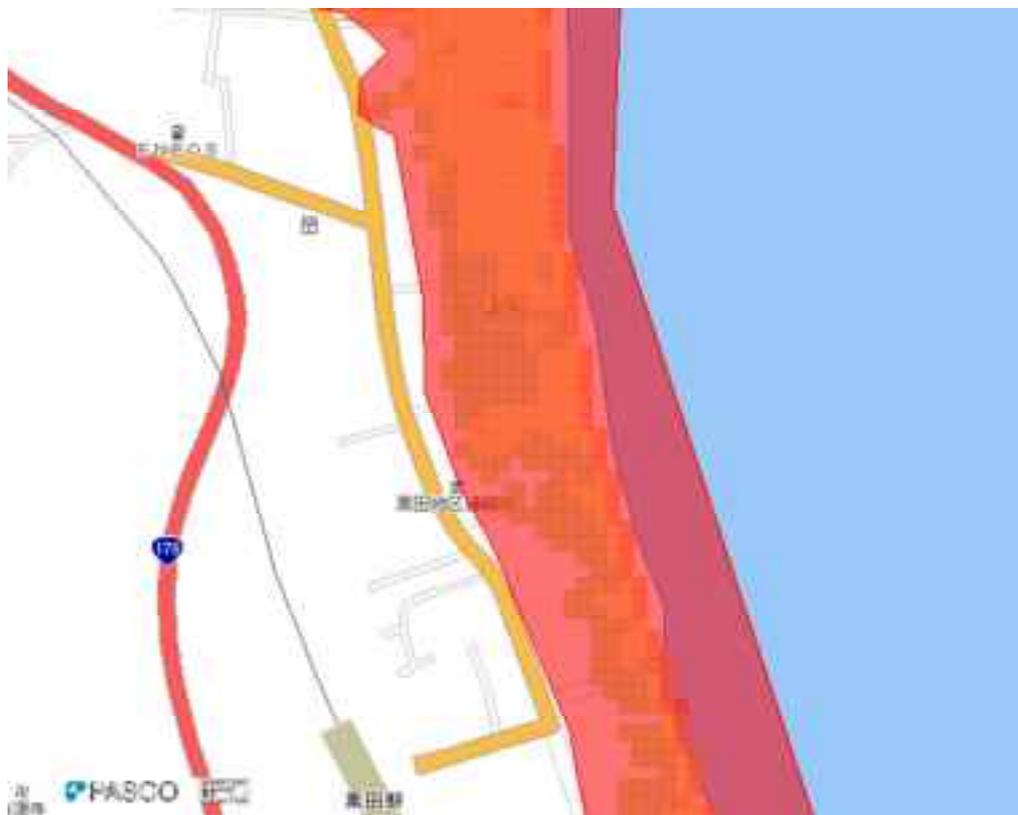
4 0 栗田 11



4 1 栗田 12



4 2 栗田 13



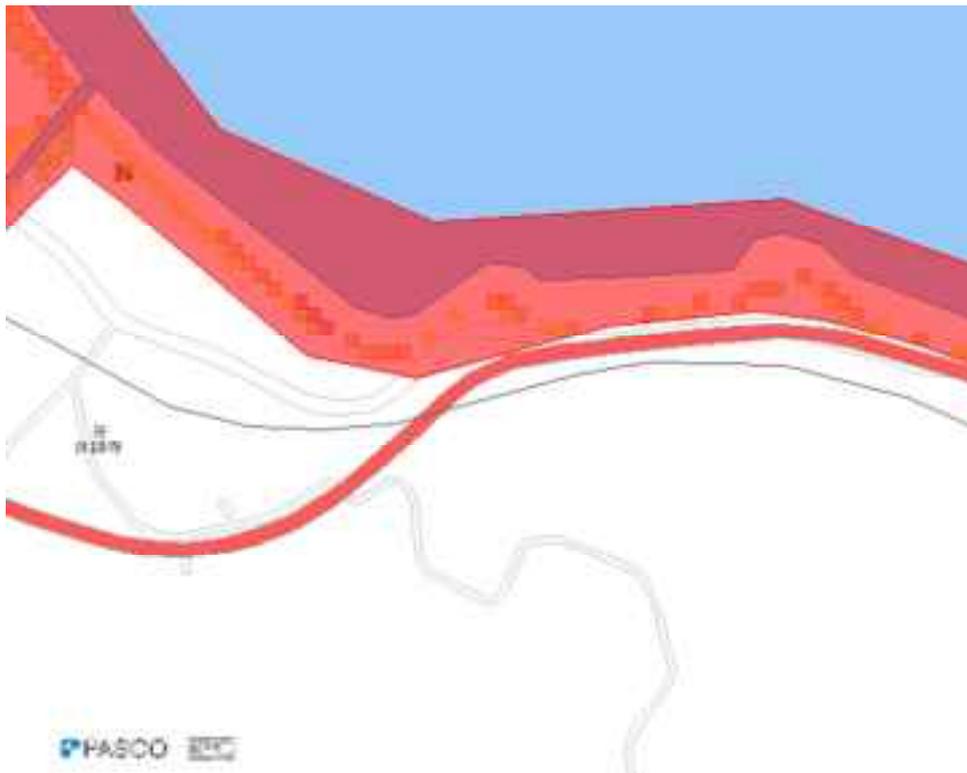
4 3 栗田 14



4 4 栗田 15



4 5 栗田 16



4 6 由良 1



4 7 由良 2



4 8 由良 3



4 9 由良 4



5 0 由良 5



5 1 由良 6



5 2 由良 7



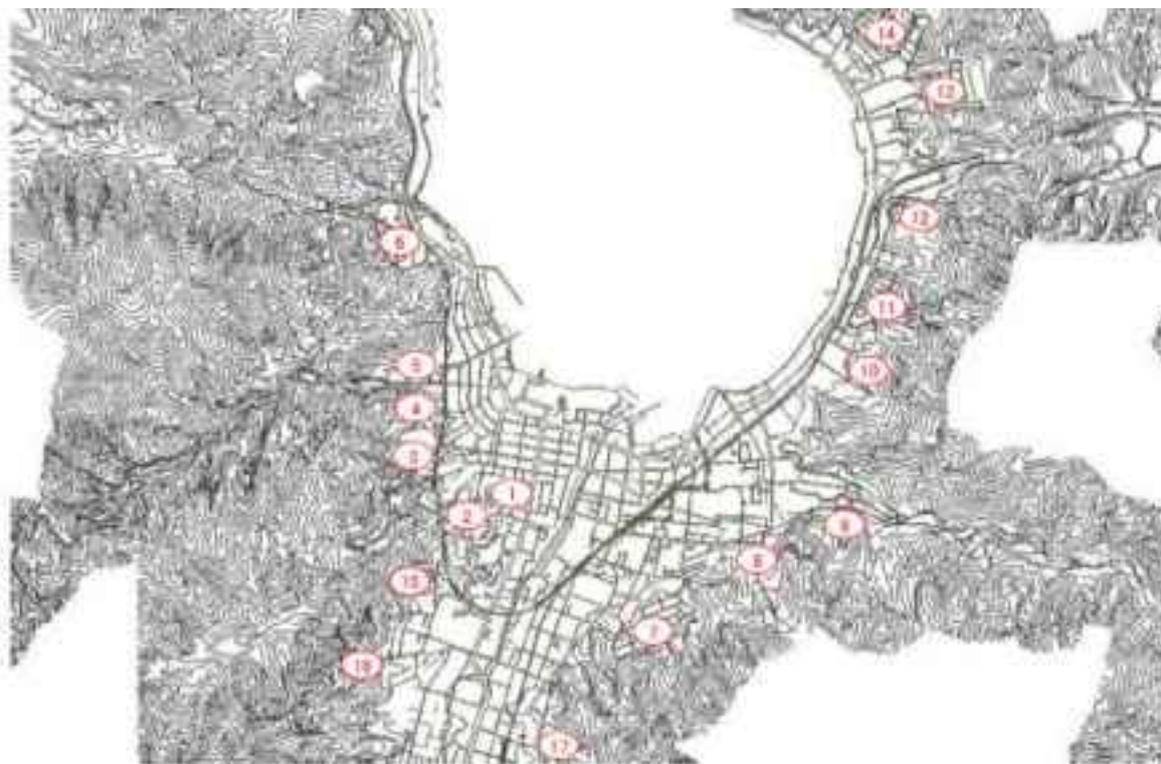
5 3 由良 8



5 4 由良 9



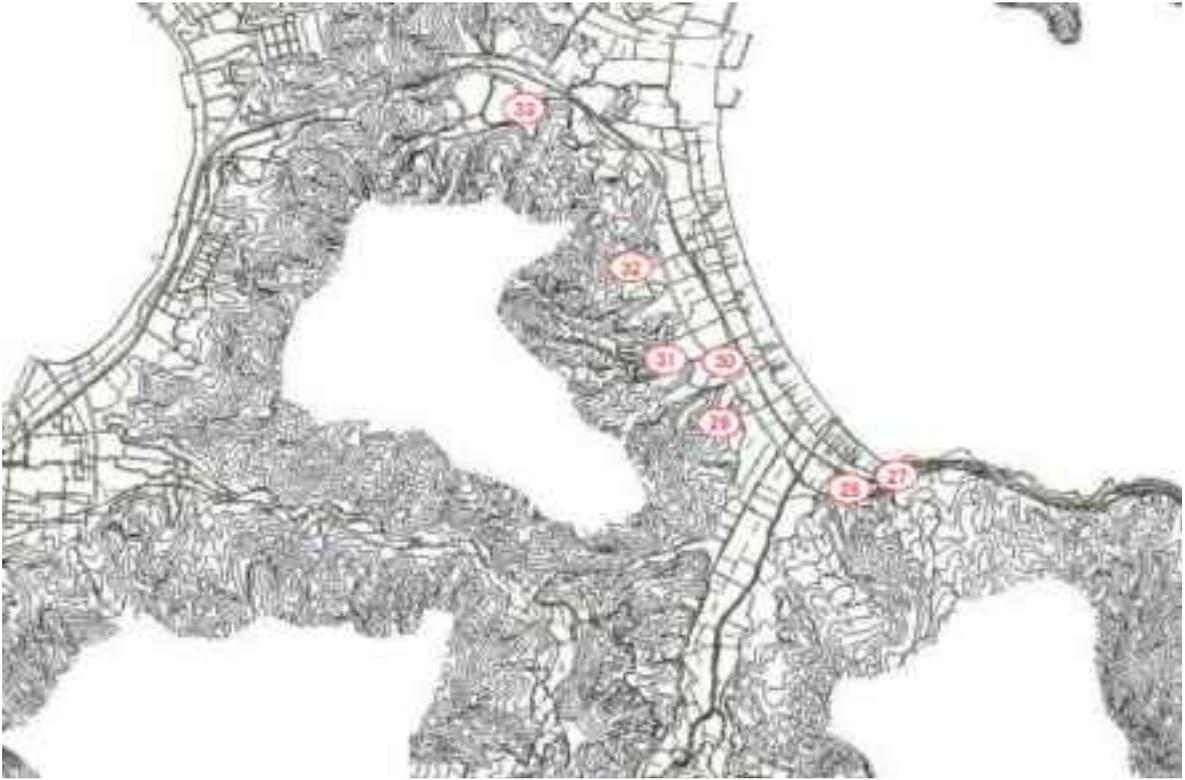
別添 2 津波避難場所位置図
宮津地区



上宮津地区



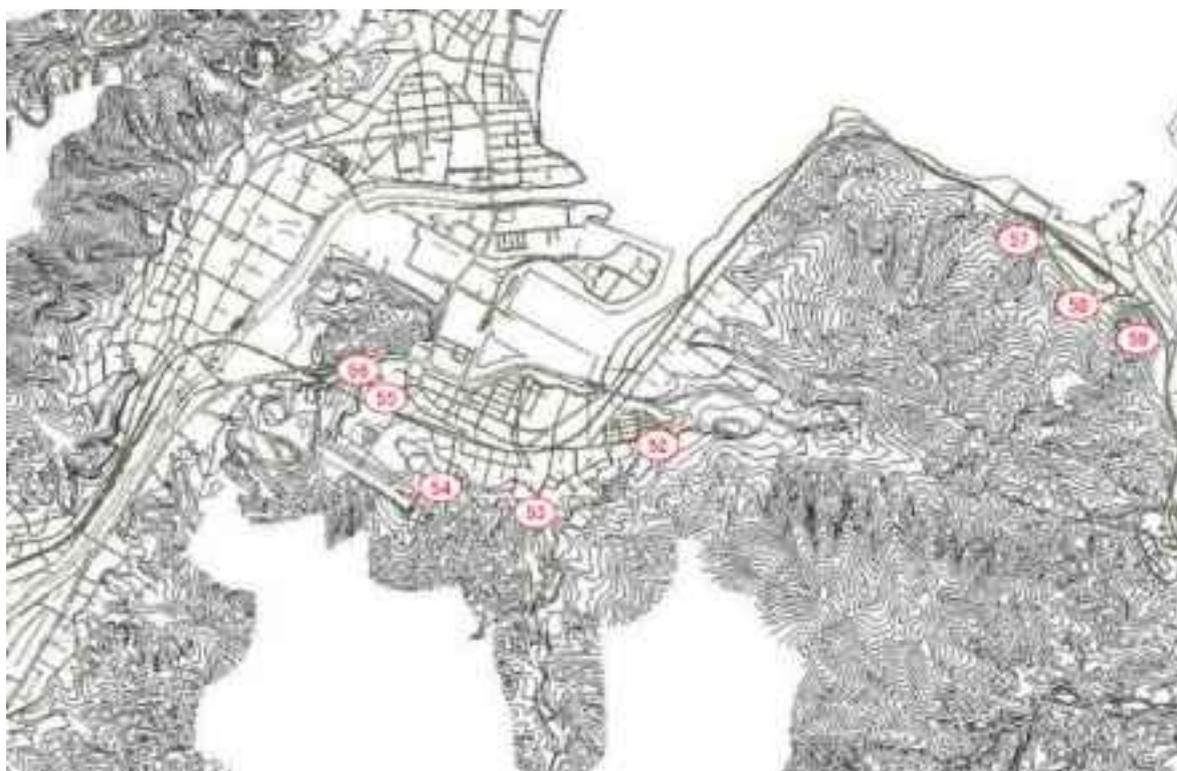
栗田地区 1



栗田地区 2



吉津地区



府中地区



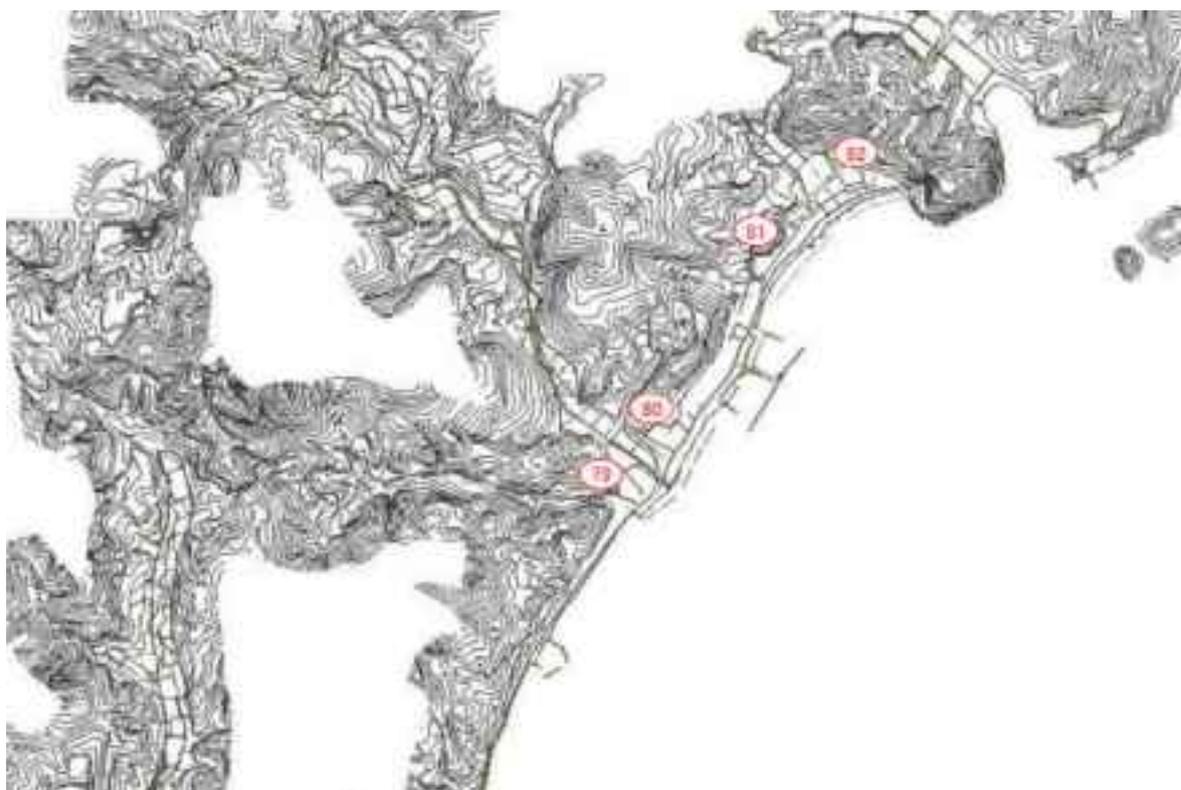
日置地区



養老地区 1

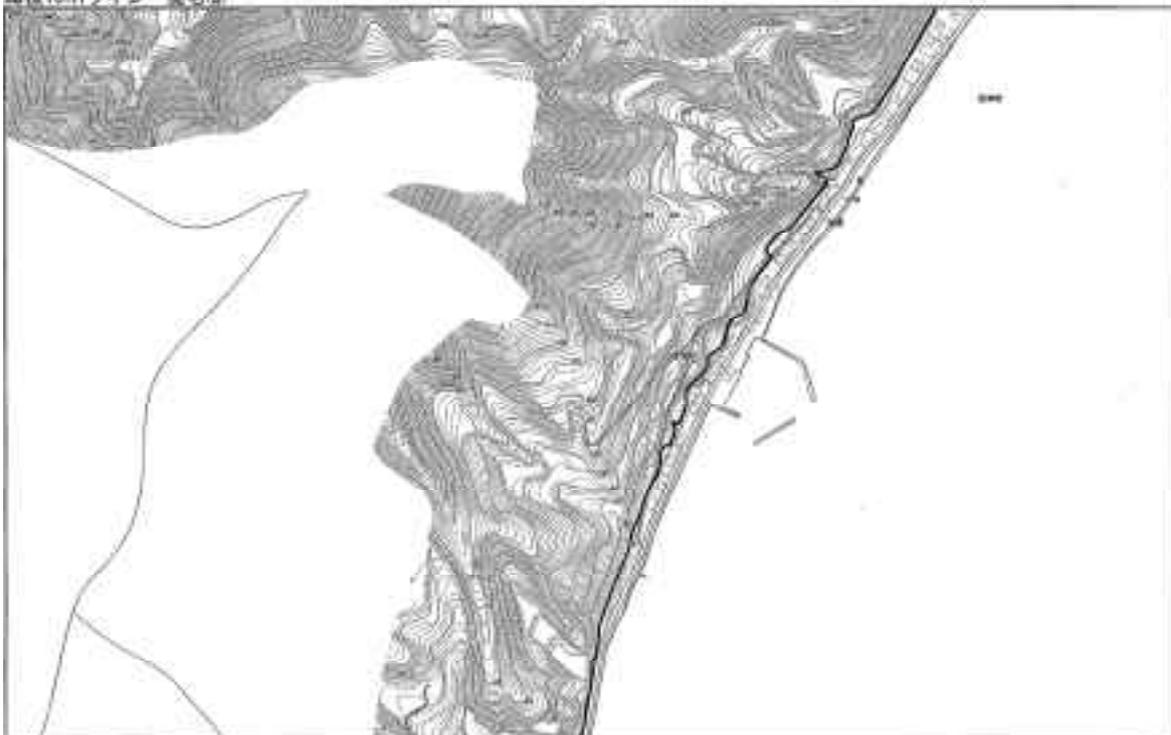


養老地区 2

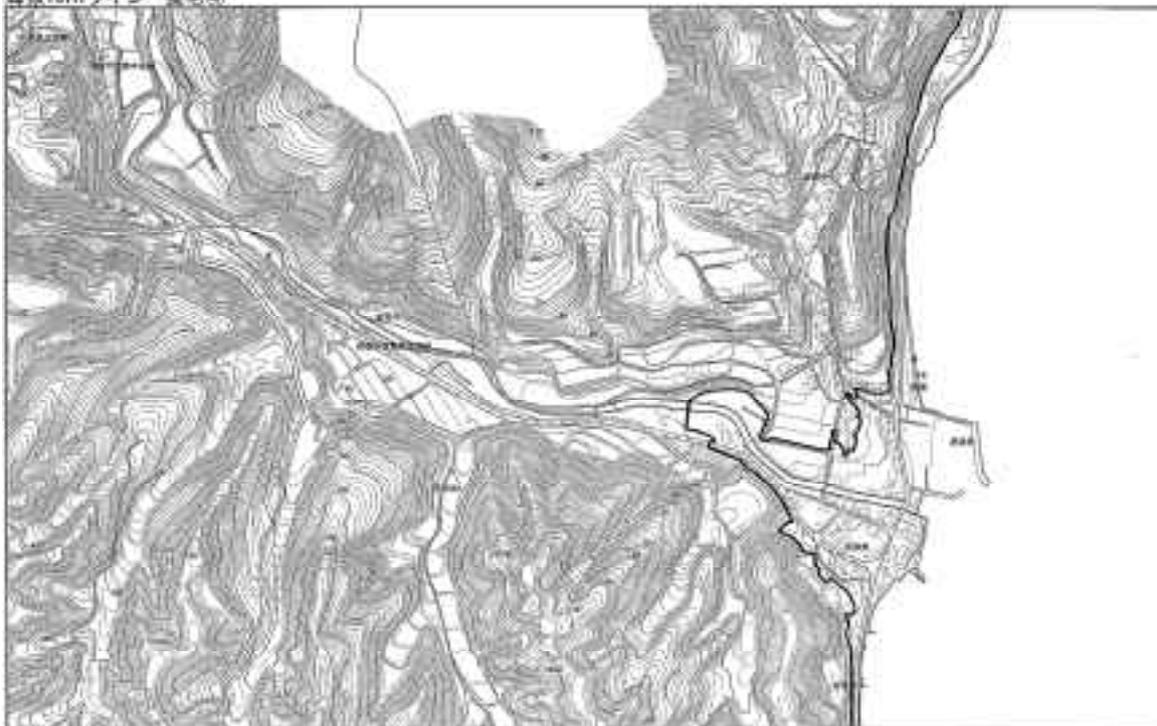




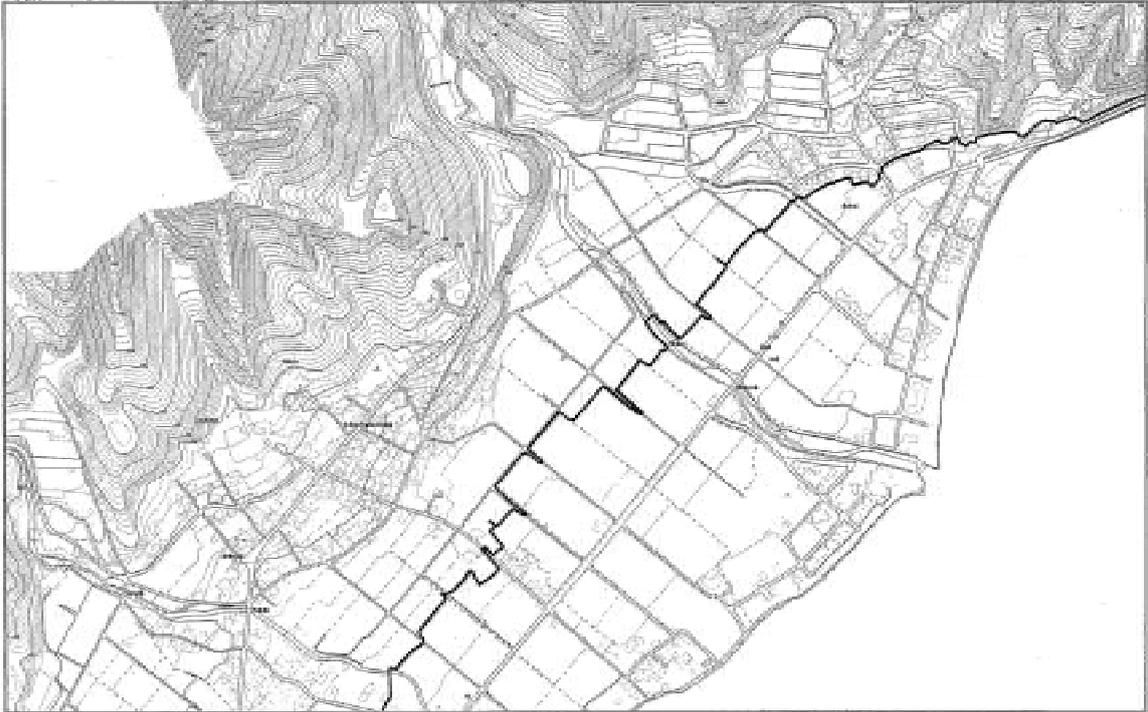
海抜10mライン 図表③



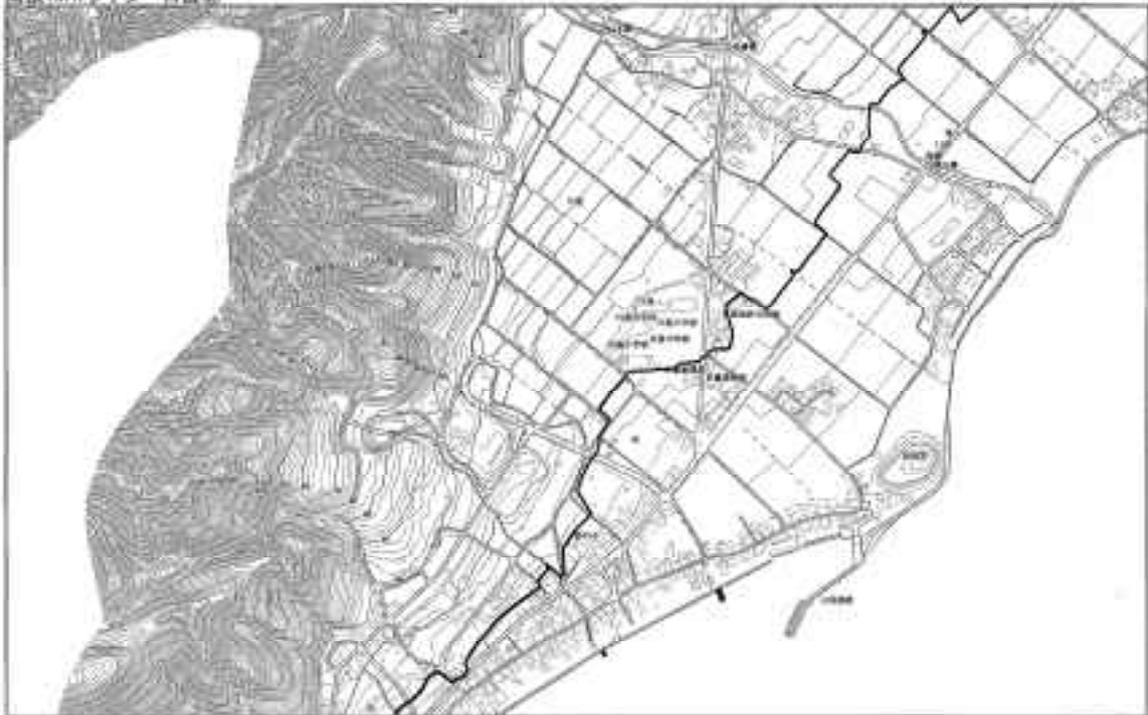
海抜10mライン 図表④



海拔10mライン 日置①



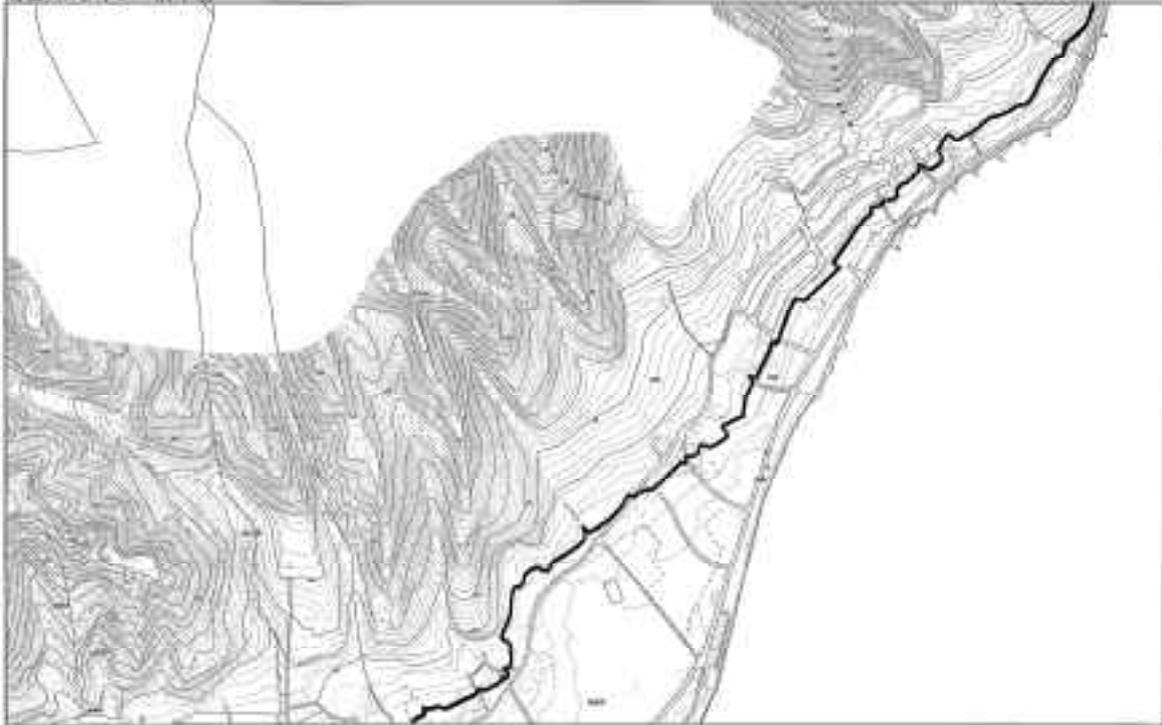
海拔10mライン 日置②



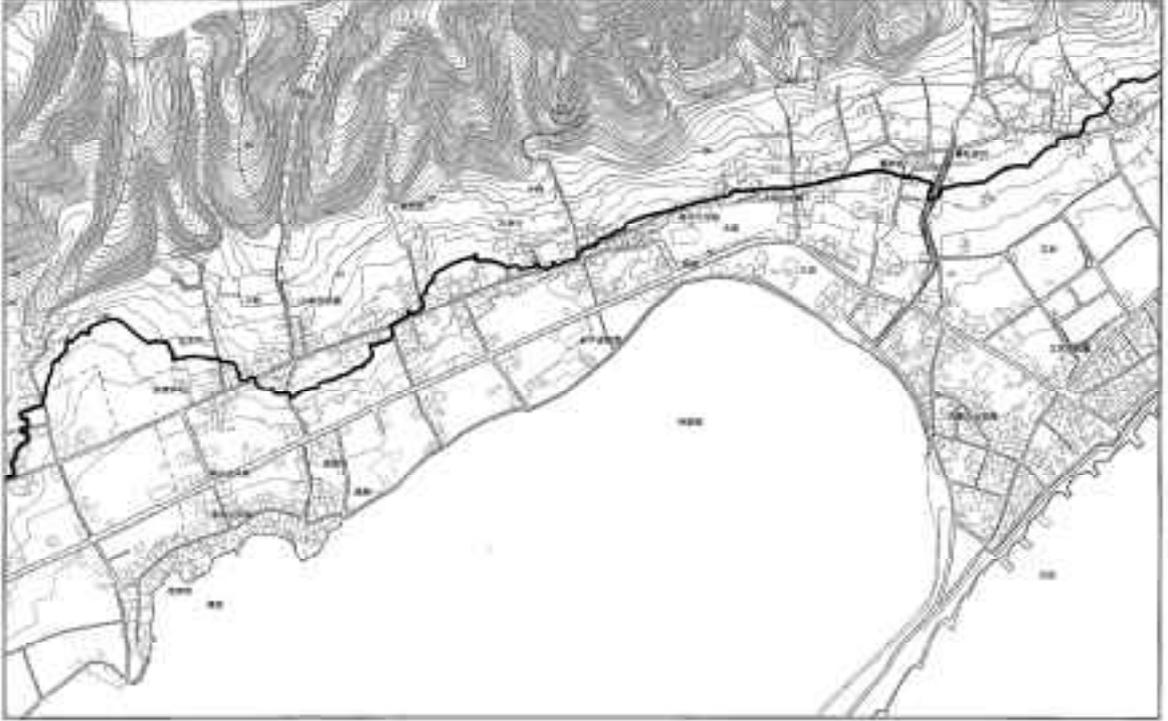
海抜10mライン 日置市



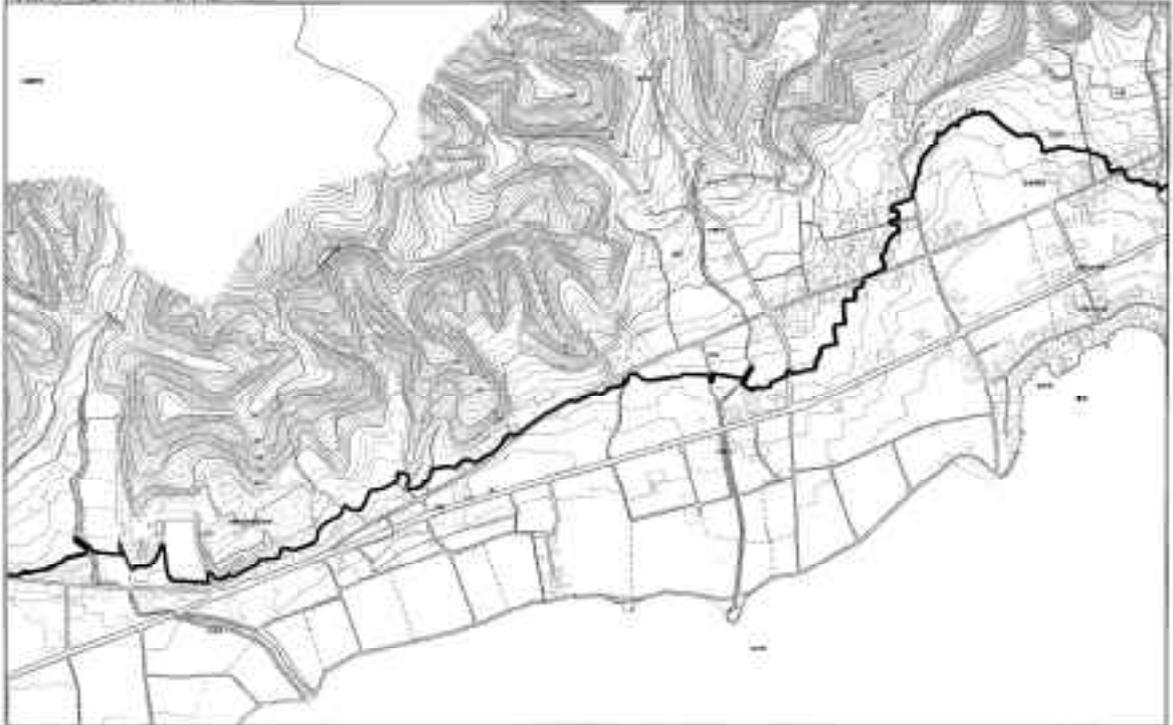
海抜10mライン 府中町



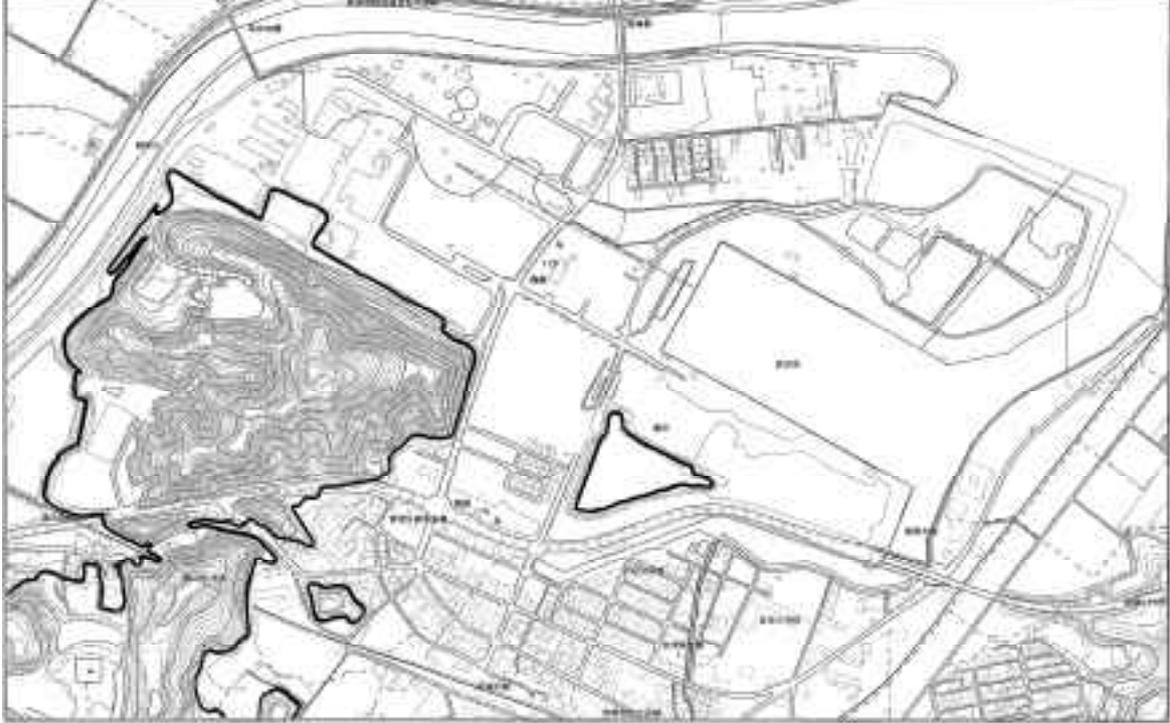
海抜10mライン 府中②



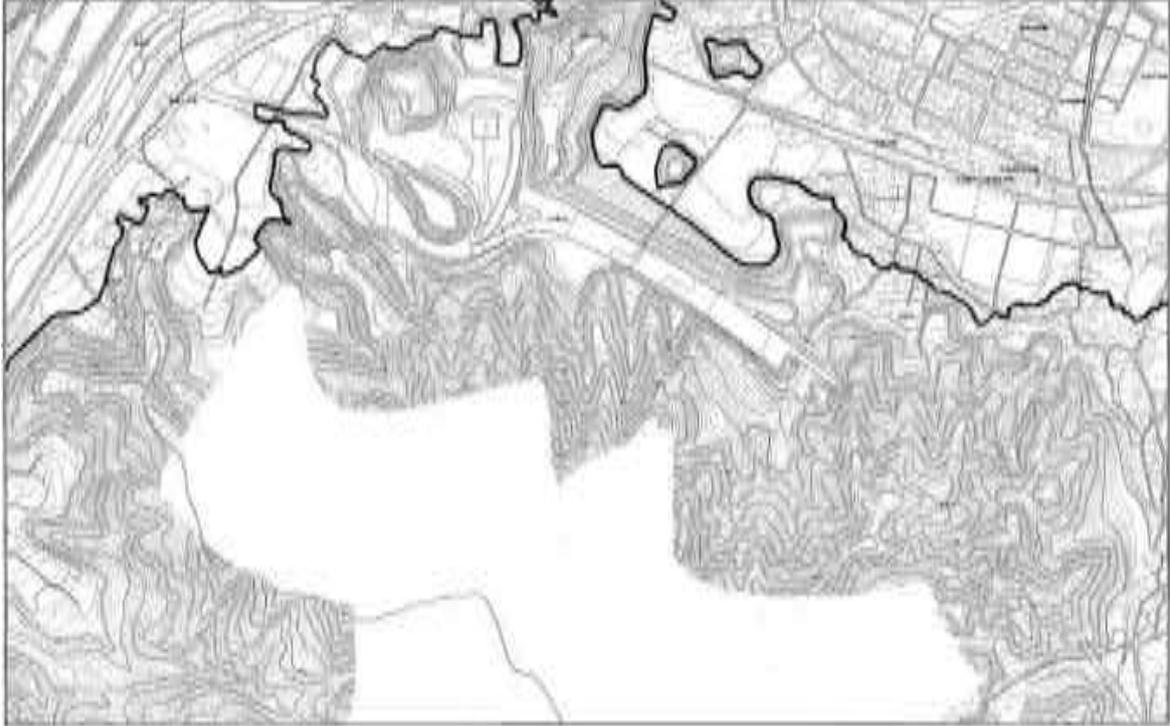
海抜10mライン 府中③



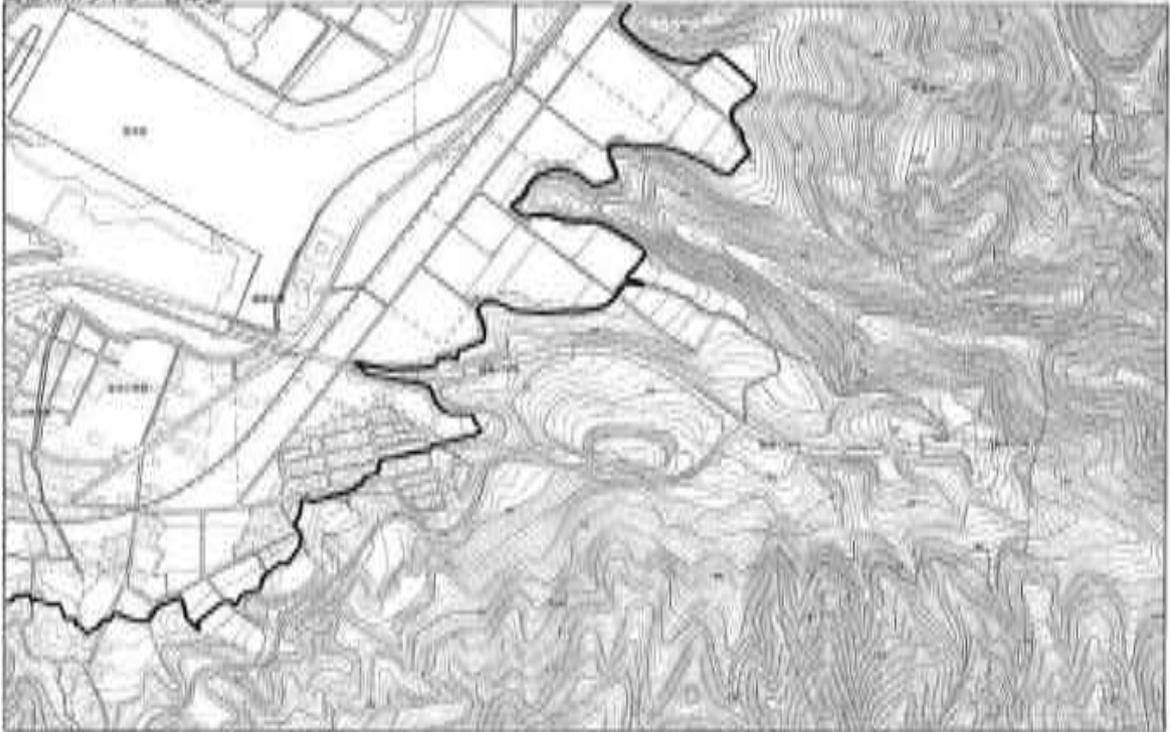
等高10mライン 吉津①



等高10mライン 吉津②

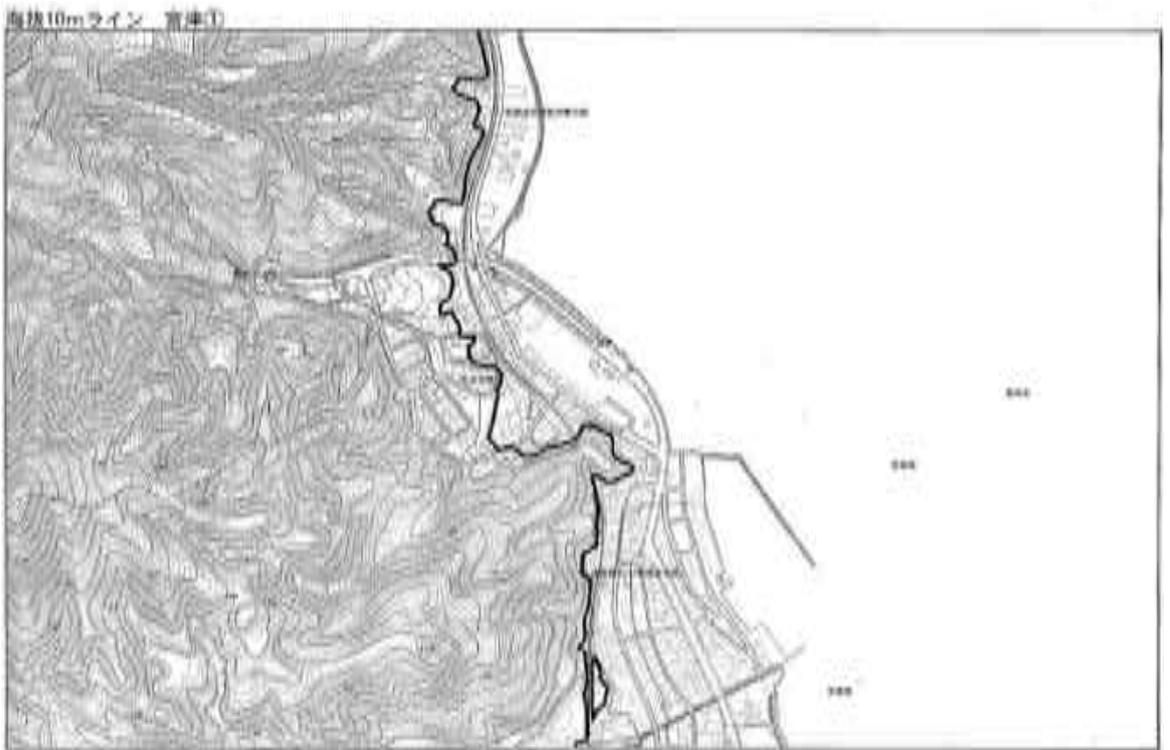


等高10mライン 首津③



等高10mライン 首津④





海抜10mライン 高津区



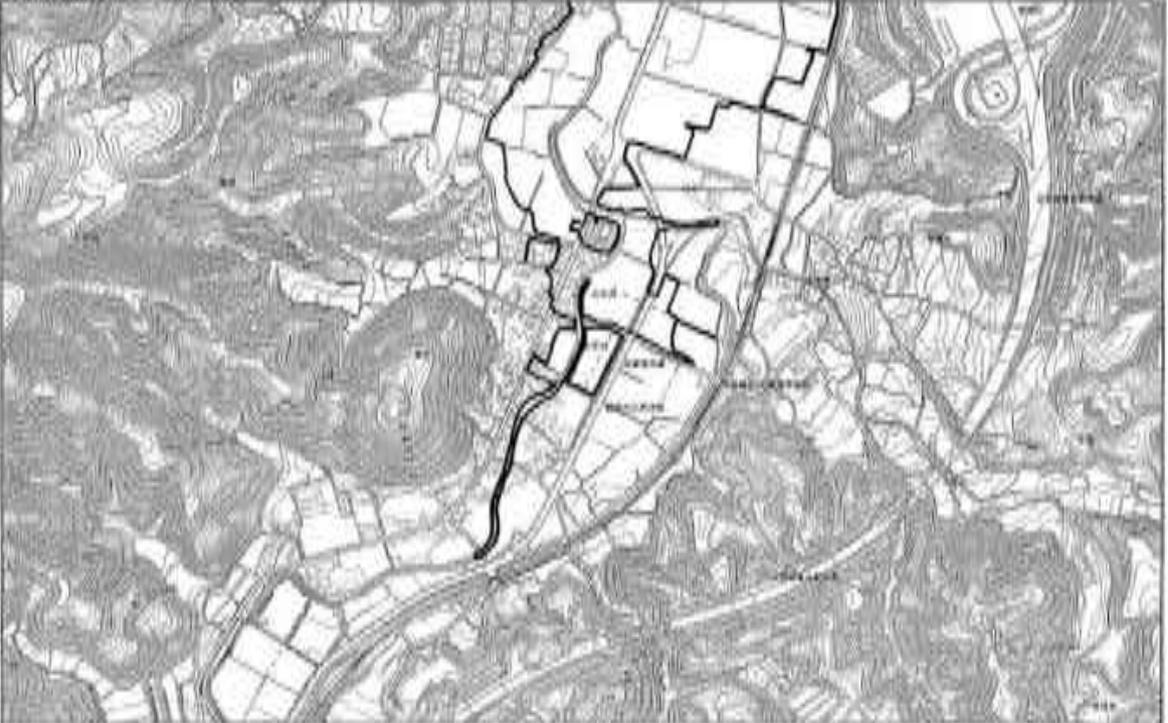
海抜10mライン 高津区



等高10mライン 宮津町 上宮津(1)



等高10mライン 上宮津(2)



標高10mライン 京津見



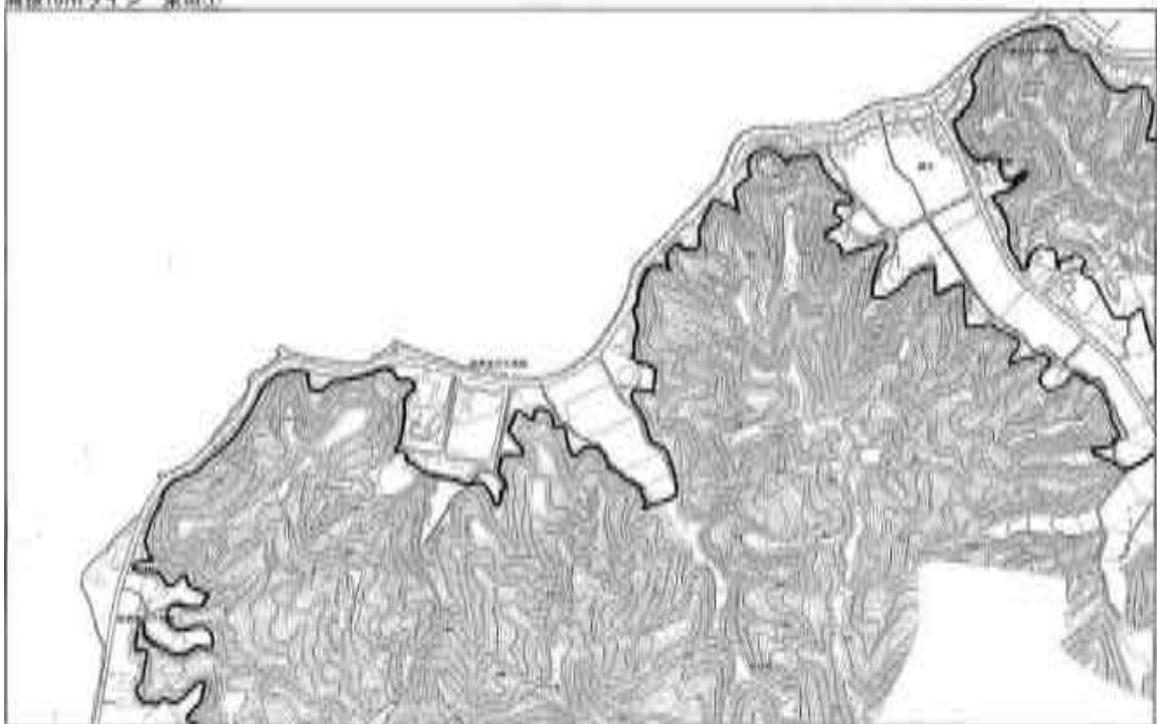
標高10mライン 京津見



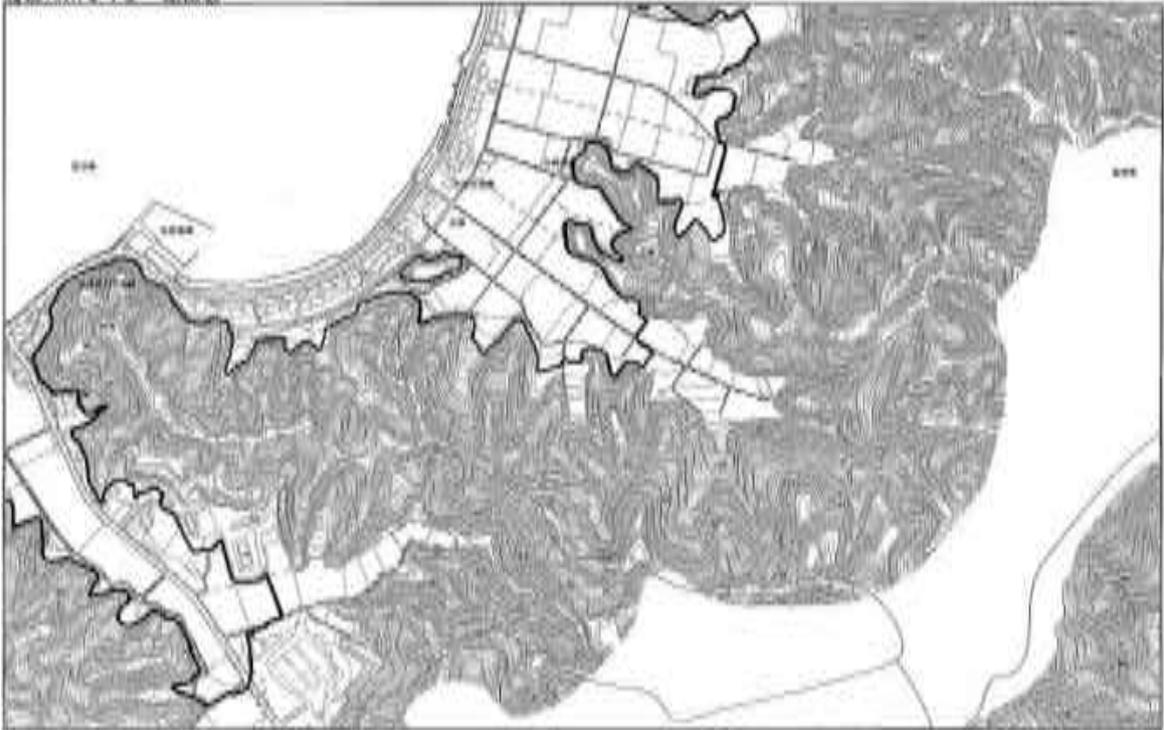
海拔10mライン 宮津町



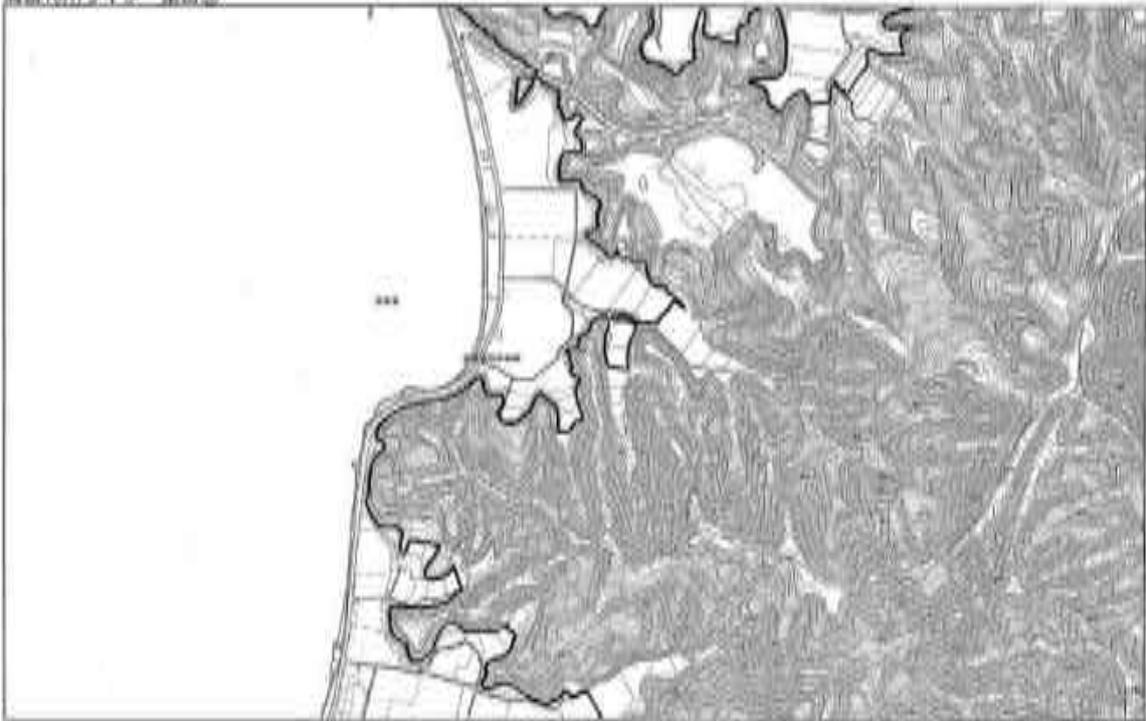
海拔10mライン 栗田町



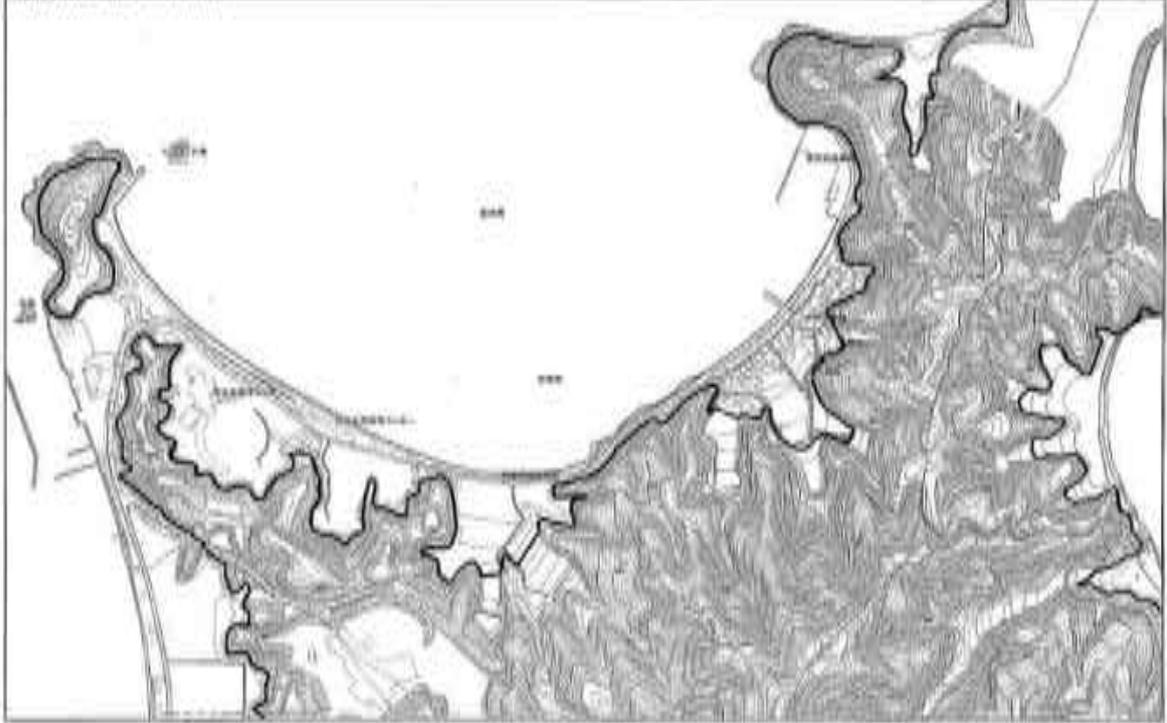
海抜10mライン 範囲②



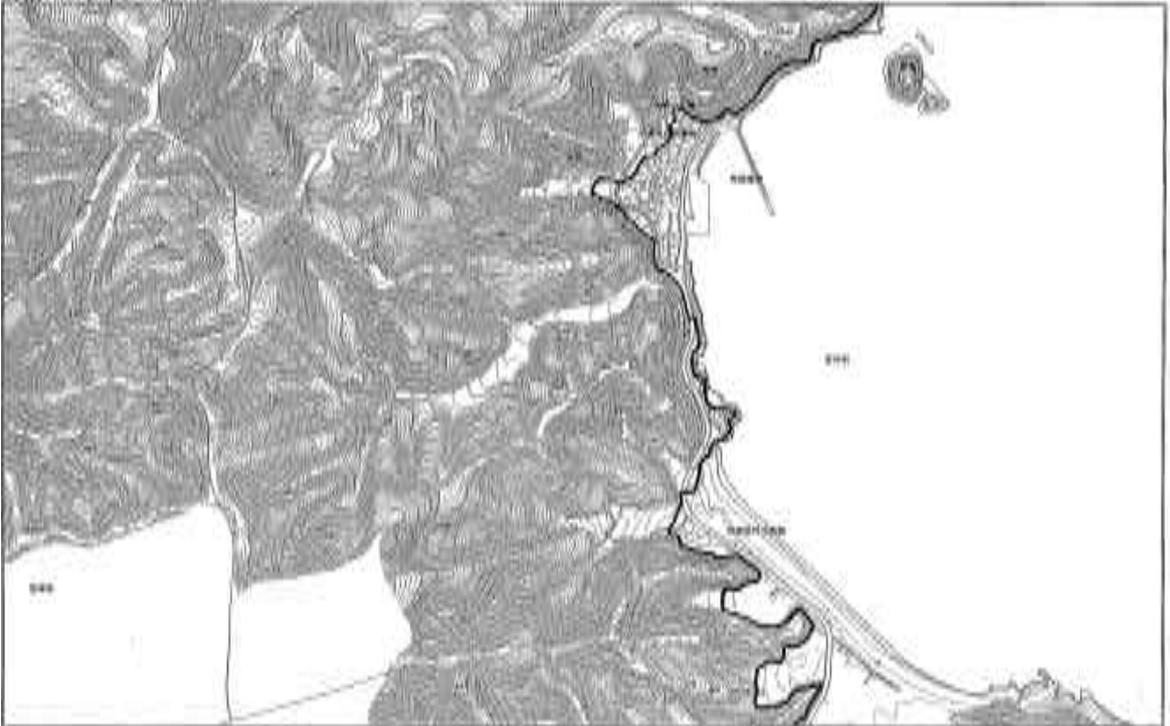
海抜10mライン 範囲①



海抜10mライン 草田町



海抜10mライン 草田町



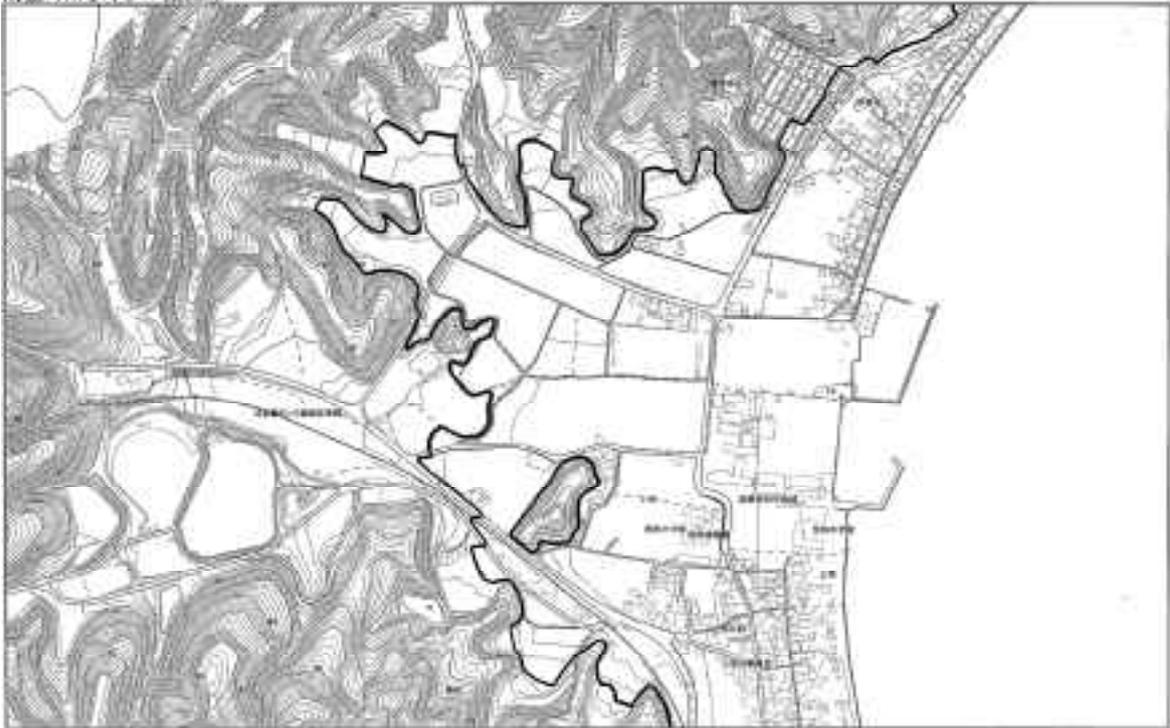
海抜10mライン 栗田⑤



海抜10mライン 栗田⑦



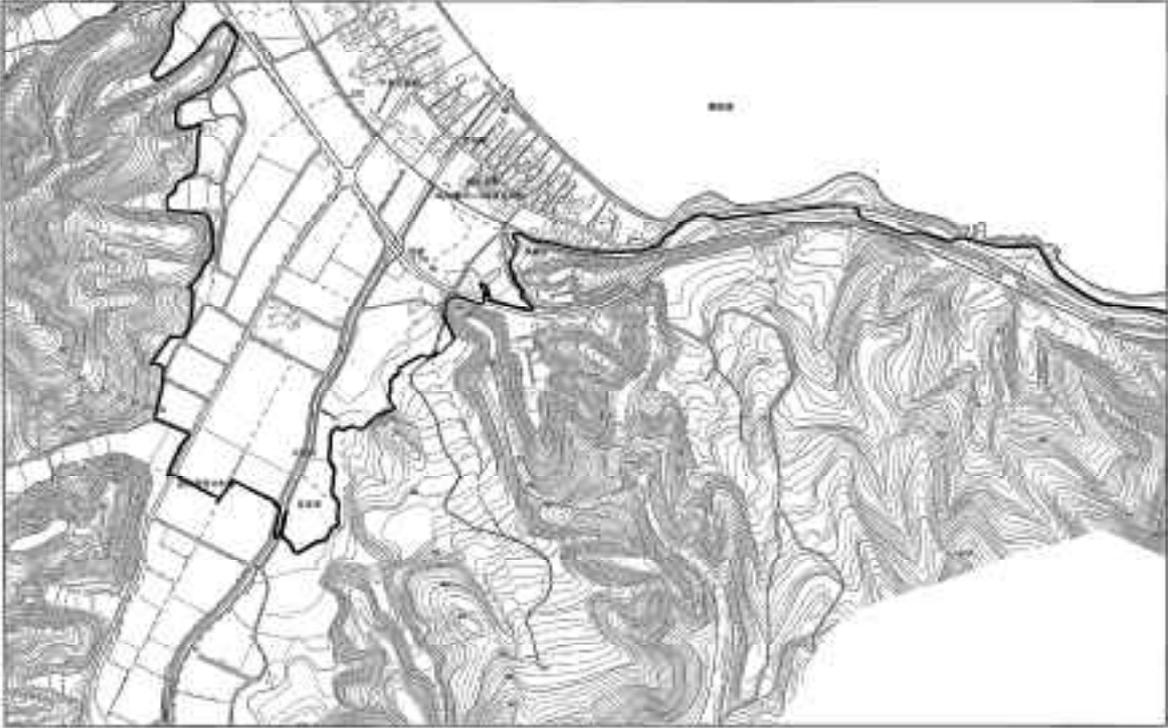
海抜10mライン 栗田町



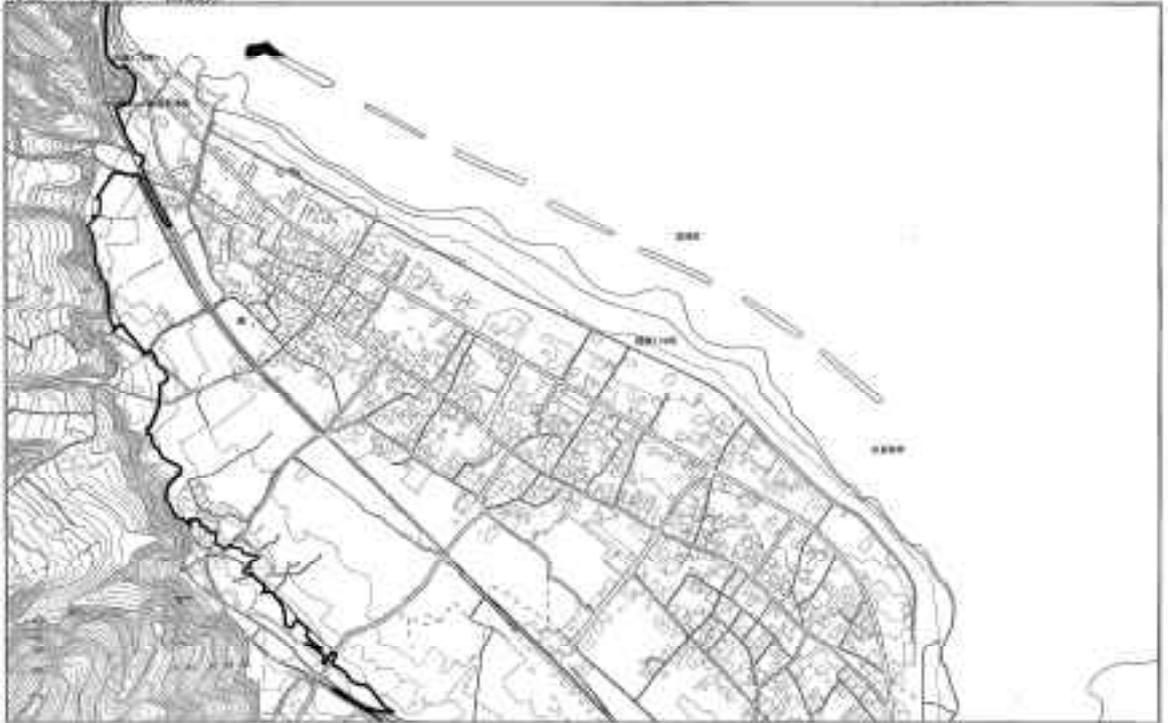
海抜10mライン 栗田町



海抜10mライン 栗田②



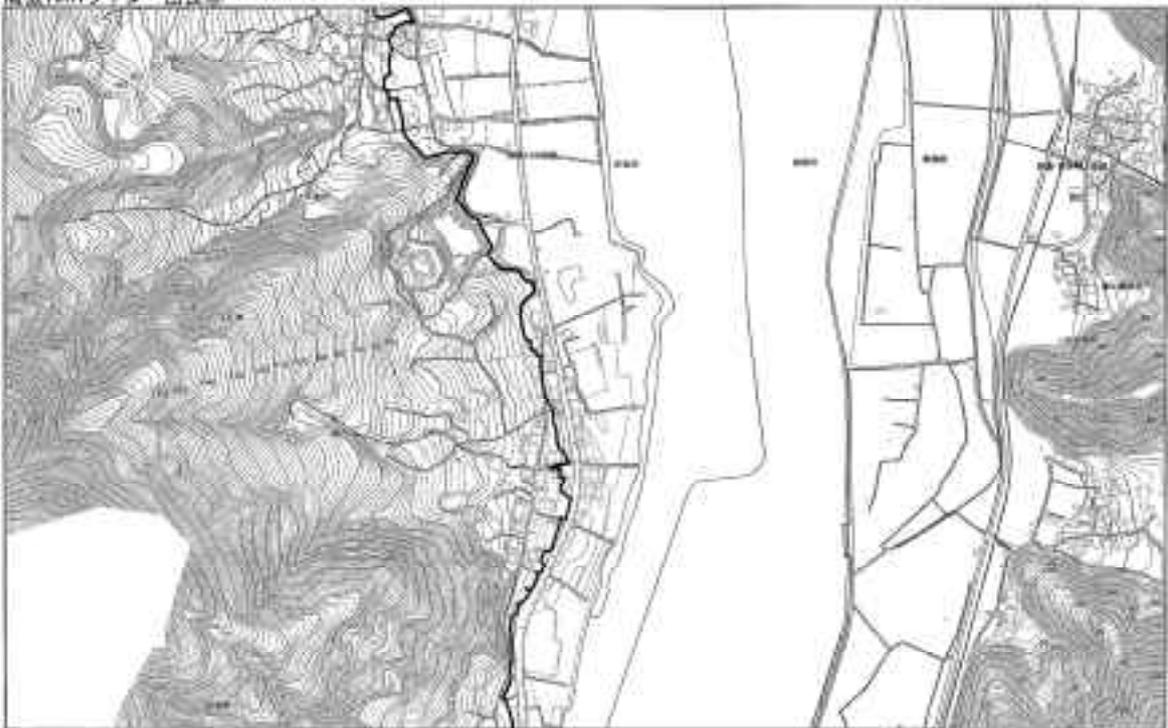
海抜10mライン 南良①



海拔19mライン 由良②



海拔10mライン 由良③



海拔10mライン 由良川



別添 3

津波避難標識設置場所一覧

地区	看板	津波避難場所	海拔	設置場所
宮津地区	避宮 01	桜山児童遊園	16	公園上り道上側
	津宮 01-1	桜山児童遊園	6	公園上り道下側
	津宮 01-2	桜山児童遊園	3	本町通り交差点
	津宮 01-3	桜山児童遊園	3	大久保通り交差点
	津宮 01-4	桜山児童遊園	3	府道綾部大江宮津線(佐藤医院前)交差点
	津宮 01-5	桜山児童遊園	1	国道(公設市場前)交差点
	避宮 02	妙照寺・大頂寺周辺	10	妙照寺前
	津宮 02-1	妙照寺・大頂寺周辺(桜山と共用)	3	佛性寺前
	津宮 02-2	妙照寺・大頂寺周辺(宮中と共用)	3	本町通り(PoPo 前)交差点
	津宮 02-3	妙照寺・大頂寺周辺(宮中と共用)	1	国道(Doopo 前)交差点
	避宮 03	宮津中学校周辺	15	踏み切り手前
	津宮 03-1	宮津中学校周辺	4	保育所前交差点
	避宮 04	稲荷神社周辺(池ノ谷)	7	池ノ谷公民館前
	津宮 04-1	稲荷神社周辺(池ノ谷)	3	池ノ谷への市道交差点
	津宮 04-2	稲荷神社周辺(池ノ谷)	2	市道(衣川木材前)交差点
	避宮 05(1)	滝上児童遊園から日吉神社一帯	10	滝上児童公園入口
	避宮 05(2)	滝上児童遊園から日吉神社一帯	5	日吉神社参道下
	津宮 05-1	滝上児童遊園から日吉神社一帯	3	公園への市道(上)交差点
	津宮 05-2	滝上児童遊園から日吉神社一帯	2	公園への市道(下)交差点
	津宮 05-3	滝上児童遊園から日吉神社一帯	1	国道(パチンコ駐車場)交差点
	津宮 05-4	滝上児童遊園から日吉神社一帯	2	市道(宮石前)交差点
	避宮 06(1)	杉末会館周辺	14	市道 10m付近
	避宮 06(2)	杉末会館周辺	12	市道 10m付近(会館下)
	津宮 06-1	杉末会館周辺	1	杉ノ末への市道交差点
	避宮 07(1)	旭が丘・第2旭が丘一帯	10	市道 10m付近
	避宮 07(2)	旭が丘・第2旭が丘一帯	10	市道交差点(みずほ保育園上)
	津宮 07-1	旭が丘・第2旭が丘一帯	6	市道交差点(スマイル薬局前)
	津宮 07-2	旭が丘・第2旭が丘一帯	5	市道交差点(八幡公園上)
	避宮 08(1)	観音寺から国名賀神社一帯	10	防火水槽
	避宮 08(2)	観音寺から国名賀神社一帯	10	観音寺駐車場付近
	津宮 08-1	観音寺から国名賀神社一帯	7	市道交差点(観音寺下)
	津宮 08-2	観音寺から国名賀神社一帯	2	国道176号交差点(白水ドライ前)
	避宮 09	東国名賀団地	10	府道交差点(団地入口)

	避宮 10	戒岩寺周辺	10	戒岩寺前(クランク)
	津宮 10-1	戒岩寺周辺(東波路と共用)	3	国道交差点
	避宮 11(1)	東波路公園周辺	6	市道交差点(府営前)
	避宮 11(2)	東波路公園周辺	12	市道 10m付近(清掃工場側)
	津宮 11-1	東波路公園周辺(清掃工場と共用)	5	市道交差点(清掃工場との分岐)
	津宮 11-2	東波路公園周辺(清掃工場と共用)	2	国道176号交差点(踏み切り手前)
	避宮 12	清掃工場周辺	10	市道 10m付近(展望所手前)
	避宮 13	問屋町一帯	24	問屋町入口交差点
	津宮 13-1	問屋町一帯	1	獅子崎府道交差点
	避宮 14	つつじが丘団地	10	市道 10m付近
	津宮 14-1	つつじが丘団地	2	府道栗田半島線交差点(つつじ入口)
	避宮 15	滝馬浄水場周辺	10	市道 10m付近(浄水場敷地)
	津宮 15-1	滝馬浄水場周辺	5	市道交差点(宮高裏門前)
	津宮 15-2	滝馬浄水場周辺	4	府道交差点(線路沿い)
	避宮 16	滝馬公民館から金引団地一帯	8	市道 10m付近
	津宮 16-1	滝馬公民館から金引団地一帯	6	市道交差点(三叉路)
	津宮 16-2	滝馬公民館から金引団地一帯	4	府道交差点(宮高角)
	避宮 17(1)	正印寺から宮村公民館一帯	10	市道 10m付近(正印寺下)
	避宮 17(2)	正印寺から宮村公民館一帯	10	ごみ集積所横
	津宮 17-1	正印寺から宮村公民館一帯	6	市道交差点(写真館横)
	津宮 17-2	正印寺から宮村公民館一帯	5	府道綾部大江宮津交差点(宮村駅へ)
	避宮 18	福田団地	6	市道交差点(団地下)
上宮津地区	避上 01	鳥が尾団地	7	市道(団地下)
	津上 01-1	鳥が尾団地	7	府道交差点(高速下)
	避上 02	柿ヶ成公民館周辺	9	市道交差点(柿ヶ成下)
	津上 02-1	柿ヶ成公民館周辺	7	府道綾部大江宮津交差点(旧スタンド前)
	避上 03	天神団地	9	市道交差点(集会所下)
	避上 04	僧都ヶ谷周辺	10	市道交差点(郵便局横)
	避上 05	上宮津小学校	18	上小グラウンド入口
	避上 06	盛林寺	16	府道交差点
	避上 07	KTR 喜多駅	10	府道交差点
	避上 08	宮津天橋立インターチェンジ側道	10	宮津天橋立インターチェンジ側道フェンス前
	津上 08-1	宮津天橋立インターチェンジ側道	8	京都縦貫自動車道高架下管理道フェンス
	津上 08-2	宮津天橋立インターチェンジ側道	7	府道交差点(海側)
	津上 08-3	宮津天橋立インターチェンジ側道	7	府道交差点(山側)
栗田地区	避栗 01	金比羅神社	8	参道下
	避栗 02	休耕寺・稲荷神社	5	参道下
	津栗 02-1	休耕寺・稲荷神社	4	市道交差点
	避栗 03	秋葉神社・中村共同墓地	8	参道下
	津栗 03-1	秋葉神社・中村共同墓地	4	国道進入路
津栗 03-2	秋葉神社・中村共同墓地	3	市道交差点	

【資 2-01-07】

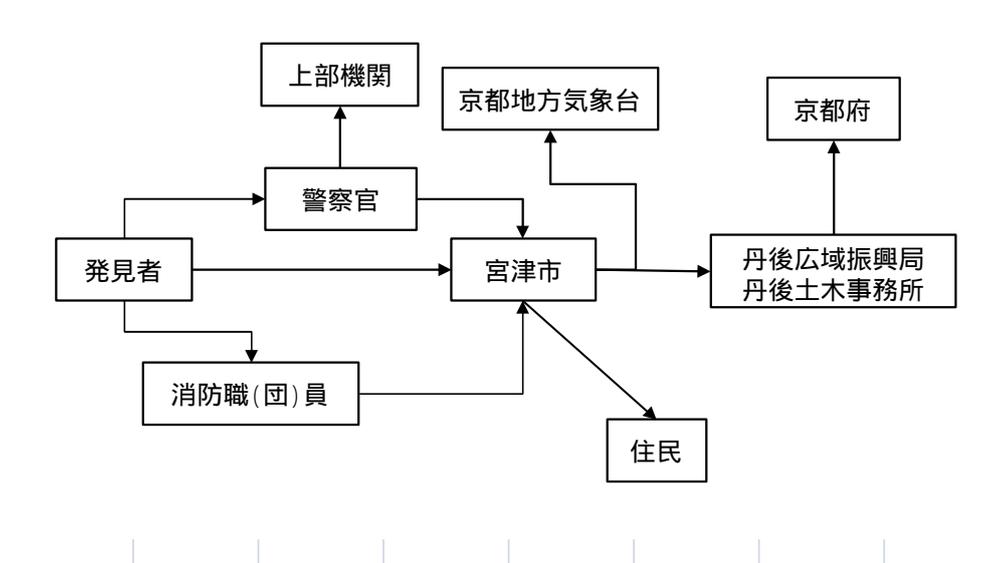
	避栗 04	睦継神社	6	参道下
	津栗 04-1	睦継神社	4	踏み切り横交差点
	津栗 04-2	睦継神社	3	市道交差点
	避栗 05	東部不燃物処理場周辺	10	市道 10m付近
	津栗 05-1	東部不燃物処理場周辺	6	国道交差点
	避栗 06	龍源寺	10	参道下
	津栗 06-1	龍源寺	6	国道交差点
	津栗 06-2	龍源寺	2	市道交差点(イイオ電器横)
	避栗 07	宮津運動公園周辺	10	市道 10m付近
	津栗 07-1	宮津運動公園周辺	5	国道176号踏み切り横のガードレール裏
	津栗 07-2	宮津運動公園周辺	2	府道交差点
	避栗 08	銀丘団地	10	団地下交差点
	津栗 08-1	銀丘団地	2	市道交差点
	避栗 09(1)	府道栗田半島線(中津～小田宿野)	10	府道 10m付近(中津側)
	避栗 09(2)	府道栗田半島線(中津～小田宿野)	10	府道 10m付近(小田宿側)
	津栗 09-1	府道栗田半島線(中津～小田宿野)	2	市道交差点(防災道路下)
	避栗 10	久理陀神社	4	府道交差点(神社へ)
	津栗 10-1	久理陀神社	1	市道交差点(公民館へ)
	避栗 11	鏡ヶ浦北農業道路	7	団地上(農道入口)
	津栗 11-1	鏡ヶ浦北農業道路	2	府道交差点(鏡ヶ浦へ)
	避栗 12	薬師さん上墓地	4	寺敷地
	津栗 12-1	薬師さん上墓地	1	市道交差点(寺へ)
	避栗 13	海洋釣り場道路	8	つり公園進入路(チェーン付近)
	津栗 13-1	海洋釣り場道路	2	市道交差点(つり公園へ)
	避栗 14	府道栗田半島線(島陰)	10	防火水槽
	津栗 14-1	府道栗田半島線(島陰)	7	府道三叉路(田井へ)
	津栗 14-2	府道栗田半島線(島陰)	3	漁港上り口(公民館へ)
	避栗 15	府道栗田半島線(田井)	10	府道 10m付近
	津栗 15-1	府道栗田半島線(田井)	3	府道交差点(漁港道路)
	避栗 16	養福寺墓地	6	養福寺フェンス(墓地へ)
	津栗 16-1	養福寺墓地	1	公民館前
	避栗 17	矢原墓地	4	参道下
	津栗 17-1	矢原墓地	1	府道敷き(墓地へ進入付近)
	避栗 18	天橋の郷	10	市道(郷への進入付近)
由良地区	避由 01	金毘羅神社	14	参道上り口
	津由 01-1	金毘羅神社	4	市道進入路
	避由 02	奈具神社から水源地一帯	7	神社入口への交差点
	津由 02-1	奈具神社から水源地一帯	5	市道進入路
	避由 03	丹後由良荘周辺	13	市道 10m付近
	津由 03-1	丹後由良荘周辺	5	由良神社脇市道三叉路
	津由 03-2	丹後由良荘周辺	6	国道交差点
	津由 03-3	丹後由良荘周辺	4	府道由良停車場線交差点
津由 03-4	丹後由良荘周辺・瀧之不動尊への山道	6	国道交差点(ゼネラル横)	

【資 2-01-07】

	避由 04	瀧之不動尊への山道	10市道 10m付近
	津由 04-1	瀧之不動尊への山道	4KTR踏み切り先交差点
	津由 04-2	瀧之不動尊への山道	4市道交差点(ハクレイ角)
	津由 04-3	瀧之不動尊への山道	4府道進入路
	津由 04-4	瀧之不動尊への山道	3国道進入路
	津由 04-5	瀧之不動尊への山道	4駅前市道三叉路
	避由 05	森ヶ鼻周辺	10山道への市道交差点
	津由 05-1	森ヶ鼻周辺	4線路沿い市道交差点
	避由 06 (1)	下石浦公民館周辺	10市道交差点 10m付近
	避由 06 (2)	下石浦公民館周辺	12上流側市道 10m付近
	津由 06-1	下石浦公民館周辺	3国道進入路(スタンド前)
	避由 07	上石浦公民館周辺	16上石浦公民館敷地
	津由 07-1	上石浦公民館周辺	8国道交差点
吉津地区	避吉 01	タヶ丘児童公園周辺	10市道 10m付近
	津吉 01-1	タヶ丘児童公園周辺	4タヶ丘への交差点
	避吉 02	須津彦神社から水源地一帯	10市道 10m付近
	津吉 02-1	須津彦神社から水源地一帯	3小学校前交差点
	避吉 03	江西寺周辺	14参道途中 10m付近
	津吉 03-1	江西寺周辺	6市道進入路
	津吉 03-2	江西寺周辺	3市道交差点(隧道へ)
	津吉 03-3	江西寺周辺	5市道交差点
	避吉 04	大川神社	5小屋の壁
	津吉 04-1	大川神社	3市道交差点
	避吉 05	宝山地区上国道沿い市道	10市道 10m付近(国道沿い)
	津吉 05-1	宝山地区上国道沿い市道	6市道 10m付近
	津吉 05-2	宝山地区上国道沿い市道	3市道交差点
	避吉 06	文珠桜山	4山道入口(市道)
	津吉 06-1	文珠桜山	3踏み切る府道側
	避吉 07	天理教宮津分会周辺	10教会前道路
	津吉 07-1	天理教宮津分会周辺	2ビューランド案内所前
	避吉 08	玄妙庵周辺	10玄妙庵私道
	津吉 08-1	玄妙庵周辺	3私道上がり口
	津吉 08-2	玄妙庵周辺	1府道交差点(公民館前)
府中地区	避府 01	丹後郷土資料館から国分寺一帯	16資料館下交差点
	津府 01-1	丹後郷土資料館から国分寺一帯	8国道交差点
	避府 02	小松地区公民館周辺	14公民館下交差点(水路横)
	津府 02-1	小松地区公民館周辺	5国道交差点
	避府 03	妙立寺	10参道上がり口
	津府 03-1	妙立寺	4国道交差点
	避府 04	中野公会堂周辺	10公会堂敷地角
	津府 04-1	中野公会堂周辺	3国道交差点交番
	避府 05	ケーブル乗り場から大谷寺一帯	10よしの屋角
	津府 05-1	ケーブル乗り場から大谷寺一帯	2国道178号交差点
避府 06	真名井神社から天橋立コースホステル一帯	16神社上り口	

	津府 06-1	真名井神社から天橋立コースホステル一帯	14	市道橋横
	津府 06-2	真名井神社から天橋立コースホステル一帯	5	河川管理道横
	津府 06-3	真名井神社から天橋立コースホステル一帯	4	国道178号信号付近
	避府 07	窪・見谷口農道周辺	8	市道交差点
	津府 07-1	窪・見谷口農道周辺	6	国道交差点
	避府 08	麓神社	8	市道交差点
	避府 09 (1)	金持団地	10	府中側上がり口
	避府 09 (2)	金持団地	10	日置側上がり口
日置地区	避日 01 (1)	日置ふれあい公園	25	駐車場(宮津側)入口付近
	避日 01 (2)	日置ふれあい公園	19	施設への市道三叉路
	津日 01-1	日置ふれあい公園	6	そばや付近国道交差点
	津日 01-2	日置ふれあい公園	4	施設への国道交差点
	避日 02	日置小学校	10	学校入口フェンス
	津日 02-1	日置小学校(金剛心院と共用)	5	国道交差点(信号)
	避日 03	金剛心院	20	寺敷地内
	避日 04	日置上地区公民館	18	公民館前
	津日 04-1	日置上地区公民館(禅海寺と共用)	6	国道178号交差点
	避日 05	禅海寺	24	府道から上げり道
	避日 06	日置東第2公園(やすけ台公園)	18	公園入口
	津日 06-1	日置東第2公園(やすけ台公園)	7	国道交差点(宮津側)
	津日 06-2	日置東第2公園(やすけ台公園)	14	公園手前交差点
	養老地区	避養 01	自性寺	4
避養 02		波見の里センター周辺	13	府道からは入口
津養 02-1		波見の里センター周辺	3	国道178号から府道交差点
避養 03		高峰神社	8	里波見公民館フェンス
津養 03-1		高峰神社	3	国道交差点
避養 04		宝泉寺	32	寺敷地内
津養 04-1		宝泉寺	3	国道178号入口(宮津側)
津養 04-2		宝泉寺	3	国道入口(八幡神社側)
避養 05		願性寺・墓地	4	願性寺前
避養 06		養老小学校・小学校上墓地	10	学校グラウンド角フェンス
津養 06-1		養老小学校・小学校上墓地	3	旧国道交差点(正門前)
津養 06-2		養老小学校・小学校上墓地	5	市道入口(横手から)
避養 07		岩ヶ鼻トンネル周辺(大島側)	10	国道10m付近
津養 07-1		岩ヶ鼻トンネル周辺(大島側)(大島トンと共用)	2	旧国道交差点(消防車庫)
避養 08	大島トンネル周辺(顕孝寺裏)	10	国道10m付近	

異常現象発見時の通報系統図



1 施設区分・名称・所在地・電話番号等

福祉施設

名 称	所在地	電話番号	FAX	施設区分
第2みやづ共同作業所	本町831	20-2318	20-2318	その他の社会福祉施設
老人ホームエリシオン天橋立	万年1060-1	45-1120	45-1121	
障害者生活支援センターかもめ	浜町3012	20-2011	20-2022	地域支援活動センター
みやづの家	鶴賀2130	22-5565	45-1753	老人福祉施設
宮津市老人憩の家	鶴賀2085	22-2090	25-2414	老人福祉施設
多機能事業所宮津サンホーム	惣397	20-1212	20-1177	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
ホームすみれ	惣399	22-3912	20-4003	障害者福祉サービス事業の用に供する施設・共同生活援助
宮津市在宅介護支援センター天橋園	惣420-1	22-7775	22-7775	
天橋訪問介護事業所	惣420-1	22-0558	22-3232	居宅介護重度訪問介護
天橋通所介護事業所	惣420	22-7775	22-7775	通所介護事業所
ハウゼ天橋通所介護事業所	惣421-1	22-3030	22-3030	認知症対応型通所介護
グループホーム天橋の家	惣421-1	20-3029	20-3029	認知症対応型共同生活介護
みやづ共同作業所	宮村1604	22-7254	22-7672	生活介護・就労継続支援B型
特別養護老人ホーム天橋園	宮村1277	22-0320	22-8477	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護
天橋園短期入所生活介護事務所	宮村1277	22-0320	22-0320	
デイサービスリハとも	宮村1200-1	22-0202	22-0202	地域密着型通所介護
グループデイひだまりの家	波路652	22-5977	22-1762	認知症対応型通所介護
マ・ルート(エルダータウン)	波路716-3	20-1150	20-1154	特別養護老人ホーム・生活介護・就労継続支援B型
マ・ルート(ワンダーハーバー)	波路716-3	20-1150	20-1154	障害児通所施設
特別養護老人ホーム天橋の郷	獅子190-4	22-0066	22-8585	特別養護老人ホーム
養護老人ホーム成相山青嵐荘	国分200	27-0155		養護老人ホーム
特別養護老人ホーム青嵐荘	日置780	27-1733		特別養護老人ホーム・短期入所生活介護
介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑	須津2268-1	46-1200		老人保健施設・通所リハビリテーション・短期入所療養介護
はまなす苑通所介護事業所	由良1289-1	26-9026		通所介護
宮津与謝障害児通園施設すずらん	須津950-120	46-0216		障害児通所施設
多機能型事業所すまいる	万町529	22-1933		生活介護・就労移行支援
グループホームせいらん	小松326-1	27-0678		認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム安寿の里	由良751	26-0333		特別養護老人ホーム・短期入所生活介護
エリシオン天橋立	万年1060-1			有料老人ホーム
特別養護老人ホーム夕凧の里	波路2433		22-0428	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護
ケアハウス青嵐荘	字日置780			ケアハウス
もくれん	京口44			
あかつき荘	滝馬126-9			
あじさい	宮本452			
さくら草	本町830			
(福)宮津市社会福祉協議会	鶴賀			居宅介護重度訪問介護・同行援護
ヘルパーステーション 結	惣			居宅介護重度訪問介護・同行援護・重度包括支援
うえーぶ	惣			生活介護
すまいる	本町			就労継続支援B型
工房シーガル	惣			就労継続支援B型
デイサービスセンター青嵐荘				通所介護
天橋の郷通所介護事業所				通所介護
天橋の郷通所介護事業所サライトRe-style				通所介護
エリシオン天橋立				通所介護
吉笑庵サービス宮津				地域密着型通所介護
はごろも苑みやづの家				小規模多機能型居宅介護
サンホーム	惣			共同生活援助
第8次宮津市高齢者保健福祉計画(H宮津市障害者計画(H30.3)				

保育所・幼稚園・学校

名 称	所在地	電話番号	FAX	施設区分
上宮津保育所	小田226	22-6028	22-6028	児童福祉施設
みずほ保育園	宮村1247	22-1144	22-7924	児童福祉施設
マ・ルート(吉津保育園分園)	波路716-3	20-1150	20-1154	児童福祉施設
宮津幼稚園	鶴賀2095	22-2709	22-2709	幼稚園
栗田幼稚園	上司261-4	25-0941	45-1941	幼稚園
宮津暁星幼稚園	宮本470	22-2216	22-4137	幼稚園
宮津小学校	外側2508	22-3295	22-3296	小学校
栗田小学校	上司640-1	25-0010	25-0012	小学校
吉津小学校	須津1600	46-2201	46-0780	小学校
府中小学校	中野468	27-0027	27-1280	小学校
日置小学校	日置1230	27-1011	47-1010	小学校
養老小学校	岩ヶ鼻132	28-0009	28-0488	小学校
宮津中学校	万年220	22-4305		中学校
栗田中学校	上司1525	25-0023		中学校
宮津高等学校	滝馬23	22-2116	22-2117	高等学校
府立海洋高等学校	上司1567-1	25-0331	25-0332	高等学校
京都暁星高等学校	獅子崎30	22-2560	22-5902	高等学校

病院

名 称	所在地	電話番号	FAX	施設区分
宮津武田病院	鶴賀2059-1	22-2157	20-1095	病院・診療所

2 ハザード別施設状況

福祉施設

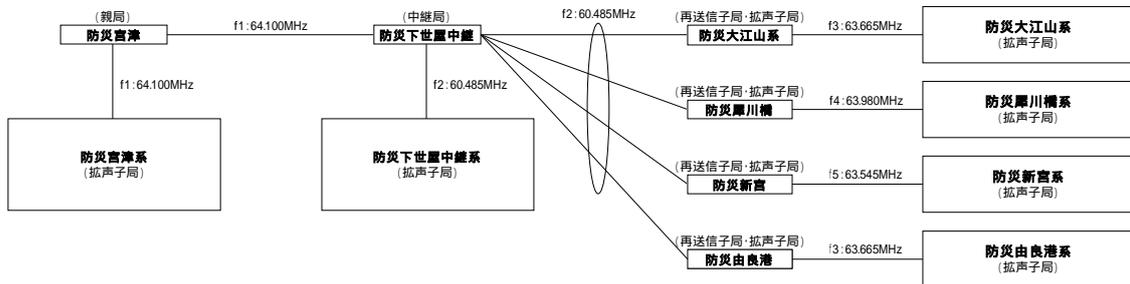
名 称	洪水浸水 想定区域 内	雨水出水 浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内	津波避難 促進施設	戸別受信 機配備施 設
第2みやづ共同作業所					
老人ホームエリシオン天橋立					
障害者生活支援センターかもめ					
みやづの家					
宮津市老人憩の家					
多機能事業所宮津サンホーム					
ホームすみれ					
宮津市在宅介護支援センター天橋園					
天橋訪問介護事業所					
天橋通所介護事業所					
ハウゼ天橋通所介護事業所					
グループホーム天橋の家					
みやづ共同作業所					
特別養護老人ホーム天橋園					
天橋園短期入所生活介護事務所					
デイサービスリハとも					
グループデイひだまりの家					
マ・ルート(エルダータウン)					
マ・ルート(ワンダーハーバー)					
特別養護老人ホーム天橋の郷					
養護老人ホーム成相山青嵐荘					
特別養護老人ホーム青嵐荘					
介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑					
はまなす苑通所介護事業所					
宮津与謝障害児通園施設すずらん					
多機能型事業所すまいる					
グループホームせいらん					
特別養護老人ホーム安寿の里					
エリシオン天橋立					
特別養護老人ホーム夕凧の里					
ケアハウス青嵐荘					
もくれん					
あかつき荘					
あじさい					
さくら草					
(福)宮津市社会福祉協議会					
ヘルパーステーション 結					
うえーぶ					
すまいる					
工房シーガル					
デイサービスセンター-青嵐荘					
天橋の郷通所介護事業所					
天橋の郷通所介護事業所サテライトRe-style					
エリシオン天橋立					
吉笑庵サービス宮津					
はごろも苑みやづの家					
サンホーム					

保育所・幼稚園・学校

名 称	洪水浸水 想定区域 内	雨水出水 浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内	津波避難 促進施設	戸別受信 機配備施 設
上宮津保育所					
みずほ保育園					
マ・ルート(吉津保育園分園)					
宮津幼稚園					
栗田幼稚園					
宮津暁星幼稚園					
宮津小学校					
栗田小学校					
吉津小学校					
府中小学校					
日置小学校					
養老小学校					
宮津中学校					
栗田中学校					
宮津高等学校					
府立海洋高等学校					
京都暁星高等学校					

病院

名 称	洪水浸水 想定区域 内	雨水出水 浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内	津波避難 促進施設	戸別受信 機配備施 設
宮津武田病院					



防災宮津系 (f1: 64.100MHz)

	局名		局名		局名
1	防災中津	2	防災山中	3	防災獅子崎
4	防災国分	5	防災中野	6	防災難波野
7	防災皆原	8	防災文珠	9	防災国分西
10	防災溝尻	11	防災天橋	12	防災東国名賀
13	防災惣	14	防災府中公園	15	防災成相寺
16	防災宝山	17	防災柳縄手	18	防災松縄手
19	防災府中	20	防災金引南	21	防災松原
22	防災百合ヶ丘	23	防災城南	24	防災金引北

防災下世屋中継系 (f2: 60.485MHz)

	局名		局名		局名
0	防災宮津(親局)	1	防災由良脇	2	防災今福
3	防災喜多下	4	防災夕ヶ丘	5	防災上世屋
6	防災奥波見	7	防災由良宮本	8	防災脇
9	防災獅子	10	防災波路	11	防災旭が丘
12	防災第2旭が丘	13	防災大江山(再送信)	14	防災杉末
15	防災浜垣	16	防災日置浜	17	防災日置上
18	防災里波見	19	防災長江	20	防災由良浜西
21	防災新宮(再送信)	22	防災小寺	23	防災脇之浜
24	防災城東	25	防災宮村	26	防災天神
27	防災亀ヶ丘	28	防災文珠西	29	防災日置浜南
30	防災中波見	31	防災厚川橋(再送信)	32	防災日置畑川橋
33	防災里波見北	34	防災世屋しおぎり	35	防災江尻北
36	防災須津東	37	防災文珠東	38	防災漁師町
39	防災八幡児童遊園	40	防災上宮津浄水場	41	防災波路水防倉庫
42	防災問屋町	43	防災矢原	44	防災栗田小
45	防災栗田駐在	46	防災下世屋南	47	防災日置小松浜
48	防災吉津小	49	防災須津北	50	防災杉末北
51	防災漁師町北	52	防災島崎公園	53	防災鳥が尾
54	防災東波路	55	防災越浜	56	防災田井南
57	防災栗田	58	防災田井	59	防災世屋
60	防災日置	61	防災由良港(再送信)	62	防災厚垣
63	防災島陰	64	防災落山	65	防災畑
66	防災吉津	67	防災滝馬		

防災大江山系 (f3:63.665MHz)

	局 名		局 名		局 名
1	防災金山	2	防災辛川	3	防災上宮津
4	防災滝馬北				

防災犀川橋系 (f4:63.980MHz)

	局 名		局 名		局 名
1	防災大島	2	防災立	3	防災養老漁港
4	防災外垣	5	防災日ヶ谷	6	防災養老

防災新宮系 (f5:63.545MHz)

	局 名		局 名		局 名
1	防災小田宿野	2	防災小田宿野東	3	防災小田宿野南

防災由良港系 (f3:63.665MHz)

	局 名		局 名		局 名
1	防災上石浦	2	防災下石浦	3	防災由良

自治会集会施設等整備費補助金

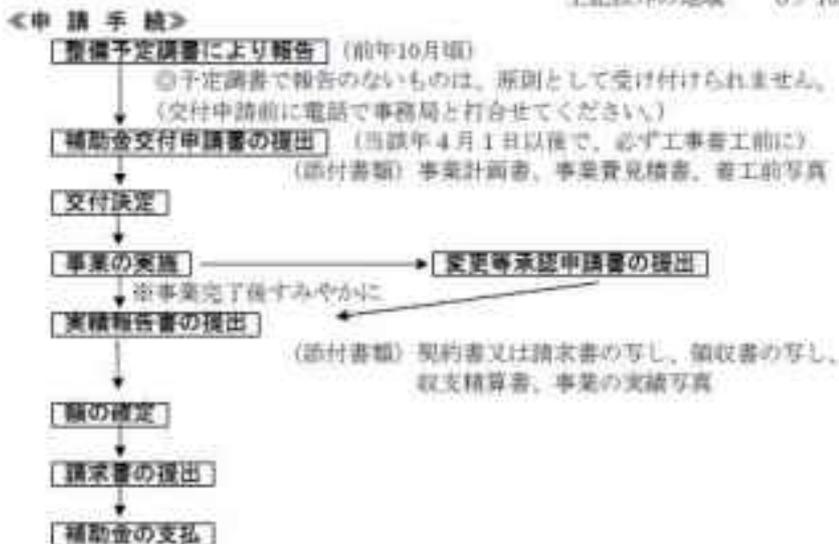
<制度概要> 自治会集会所の新築、増築、改築及び修繕並びに有線放送施設及びテレビ共同受信施設の設置及び改修に要する経費に対して補助金を交付するものです。

<対象経費> 1) 自治会集会施設整備事業
 新築、増築、改築及び修繕(屋根・外壁・床組等の建物を維持・強化する部分、給排水・衛生設備、バリアフリー化、利便性・機能向上等に限る。)に要する経費とし、50万円以上2,000万円を限度とします。ただし、倉庫及び物置に類するものに要する経費は、50万円以上700万円を限度とします。
 ※1 いずれの場合も、備品に相当する経費は除きます。
 ※2 火災による整備の場合は、火災保険に加入している施設のみを補助の対象とし、対象経費のうちから保険金収入額を控除します。
 (万一に備え、火災保険には加入してください。)

2) 有線放送施設整備事業
 ① 新設、増設及び全部改修の場合
 新設、増設及び全部改修に要する経費とし、50万円以上1,100万円を限度とします。
 ② 一部改修の場合
 一部改修に要する経費とし、50万円以上700万円を限度とします。
 ただし、防災行政無線への接続に要する経費については、下限はありません。

3) テレビ共同受信施設整備事業
 ① 新設、増設及び全部改修の場合
 新設、増設及び全部改修に要する経費とし、50万円以上1,400万円を限度とします。
 ② 一部改修の場合
 一部改修に要する経費とし、50万円以上700万円を限度とします。

<補助率> 自治会集会施設整備事業
 及び有線放送施設整備事業▽ 宮津・上宮津地域 3/10以内
 上記以外の地域 4/10以内
 テレビ共同受信施設整備事業▽ 宮津・上宮津地域 4/10以内
 上記以外の地域 6/10以内



<担当窓口> 総務課 行政係 45-1602

「市役所デスクネッツ」 - 「文書管理」 - 「計画等」 - 「防災計画等」
にデータ保存。

施設名等	住所	電話番号
上宮津浄水場	小田 630	0772-22-0307
福祉電話回線(消防)	魚屋 913	0772-22-3065
滝馬浄水場	滝馬 130	0772-22-3781
火葬場	金屋谷 34	0772-22-6336
浜町排水機場	浜町	0772-25-2090
し尿処理場	獅子 7	0772-22-2230
上宮津地区公民館	小田 231	0772-22-2415
宮津小学校	外側 2508	0772-22-3296
宮津市清掃工場	波路 597	0772-22-4803
宮津市役所栗田出張所	上司 1345	0772-25-0001
府中公民館	中野 678	0772-27-0014
宮津市役所日置出張所	日置 1428	0772-27-1001
世屋地区公民館	下世屋 1410	0772-27-1053
養老地区公民館	岩ヶ鼻 38	0772-28-0001
日ヶ谷地区公民館	日ヶ谷 5126	0772-28-0002
宮津市役所吉津出張所	須津 1041	0772-46-2041
宮津市役所(代表回線)	柳縄手 345-1	0772-22-2124
宮津市役所	柳縄手 345-1	0772-22-2707
由良の里センター	由良 1289-1	0772-26-0026
健康福祉部	浜町 3012	0772-22-0253

利用方法等

(1) 災害時優先電話

災害時に電話回線が異常に輻輳(ふくそう)した場合においても、NTTが行う発信規制の対象とされない加入電話です。

発信規制がかかった場合でも、災害時優先電話として登録された電話については、関係機関等へかかりやすくなります。

(2) 非常扱い通話

天災、事変などの非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の救援、交通、通信、電力供給の確保及び秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話をいい、NTTのオペレータが扱います。

他のオペレータ扱い通話(100番通話等)に優先して取扱います。

(3) 緊急取扱い通話

非常取扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通話をいい、NTTオペレータが扱います。

(4) 非常・緊急通話の利用方法

局番無しの「102」をダイヤルすると、大阪情報案内センターが応答しますので、次の内容を告げます。

- ア 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申込みであること。
- イ 登録された電話番号と機関名等（宮津市、職名、氏名）
- ウ 通話内容

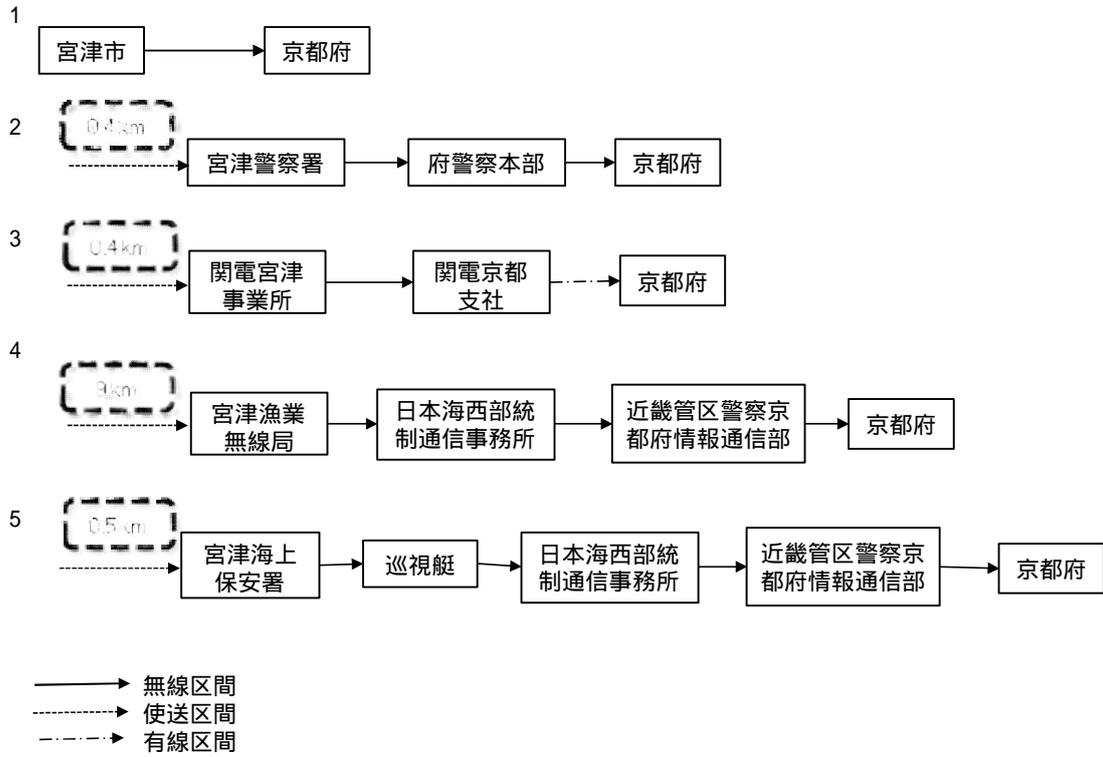
(5) 非常・緊急電報の利用方法

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常又は緊急電報を利用する場合は、電話によって、N T T の営業所に申込みます。一般加入電話による、局番無しの「115」をダイヤルすると、オペレータが応答しますので、次の内容を告げます。

- ア 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報の申込みであること。
- イ 登録された電話番号と機関名等（宮津市、職名、氏名）
- ウ 通話内容

以下検討し、申請する。

0772-45-1629	626-0024	宮津市字柳縄手345-1	宮津市役所	建設部	
0772-45-1605	626-0024	宮津市字魚屋913	宮津市役所	防災センター	
0772-22-3295	626-0047	宮津市字外側2508	宮津小学校	教育(宮津小)	番号変更
0772-22-4305	626-0008	宮津市字万年220	宮津中学校	教育	
0772-25-0023	626-0074	宮津市字上司1525	栗田中学校	教育	
0772-25-0010	626-0074	宮津市字上司640-1	栗田小学校	教育	
0772-46-2201	629-2251	宮津市字須津1600	吉津小学校	教育	
0772-27-0027	629-2232	宮津市字中野468	府中小学校	教育	
0772-27-1011	626-0225	宮津市字日置1230	日置小学校	教育	
0772-28-0009	626-0203	宮津市字岩ヶ鼻132	養老小学校	教育	
0772-22-2709	626-0041	宮津市字鶴賀2095	宮津幼稚園	教育	
0772-25-0941	626-0074	宮津市字上司261-4	栗田幼稚園	教育	
0772-22-6028	626-0037	宮津市字小田226	上宮津保育所	健康福祉	
0772-27-1210	626-0225	宮津市字日置1251	日置保育所	健康福祉	
0772-28-0203	626-0203	宮津市字岩ヶ鼻11-6	養老保育所	健康福祉	
0772-25-1630	626-0012	宮津市字浜町3000	市民体育館	公益財団法人宮津市民実践活	
0772-20-3390	626-0041	宮津市字鶴賀2164	みやづ歴史の館	公益財団法人宮津市民実践活	
0772-22-5560	626-0017	宮津市字島崎2022-1	教育支援センター		



【建設部】

河川名	流路延長	流域面積	起 点	終 点
一 級	m	km ²		
由良川	総延長 124,276 指定区間外 54,100	1,880	左岸 南丹市美山町芦生芦 生奥7番地地先から 右岸 同上	左岸 宮津市字由良地先 (海)まで 右岸 舞鶴市字神崎地先 (海)まで
大迫川	687	2.6	左岸 宮津市字由良小字休 場1,489番地地先から 右岸 宮津市字由良小字休 場47番地地先から	左岸 宮津市字石浦小字川 尻195番地の1地先まで 右岸 宮津市字石浦小字川 尻194番地の1地先まで
馳出川	700	0.5	左岸 宮津市字石浦小字関 478番地地先から 右岸 宮津市字石浦小字関 480番地地先から	左岸 宮津市字石浦小字関 412番地地先まで 右岸 宮津市字石浦小字関 540番地地先まで
桧 川	9,185	15.6	左岸 宮津市字小田小字ヨ ハヤシキ2,835番地地先 から 右岸 宮津市字小田小字ヨ ハヤシキ2,854番地地先 から	左岸 舞鶴市字地頭地先(由 良川合流点)まで 右岸 同上
二 級	m	km ²		
大雲川	2,027	6.7	左岸 宮津市字新宮小字河 原634番地地先から 右岸 宮津市字新宮小字河 原633番地地先から	左岸 宮津市字脇小字川向 8番地地先(海)まで 右岸 宮津市字脇286番地 地先(海)まで
狩場川	1,156	3.2	左岸 宮津市字新宮小字下 柿333番地地先から 右岸 宮津市字新宮小字家 ノ下328番地地先から	左岸 宮津市字新宮小字出 合55番地地先(大雲川 合流点)まで 右岸 宮津市字新宮小字青 井垣679番地地先(大 雲川合流点)まで
神子川	1,995	3.6	左岸 宮津市字皆原小字椿 175番地の2地先から 右岸 宮津市字皆原小字城 塚135番地の1地先か ら	左岸 宮津市字波路2,195 番地地先(海)まで 右岸 宮津市字波路2,198 番地の1地先(海)まで
大膳川	825	2.0	左岸 宮津市字吉原2,539 番地の3地先から 右岸 宮津市字吉原2,539 番地の1地先から	左岸 宮津市字鶴賀2,160 番地の10地先(海)まで 右岸 宮津市字西波路 2,169番地の5地先 (海)まで
大手川	4,755	28.2	左岸 宮津市字喜多小字荒 堀垣849番地地先から 右岸 宮津市字小田小字鳥 ノ下282番地地先から	左岸 宮津市字鶴賀2,168 番地地先(海)まで 右岸 宮津市字鶴賀2,168 番地の1地先(海)まで

河川名	流路延長	流域面積	起 点	終 点
二 級	m	km ²		
今福川	777	5.3	左岸 宮津市字今福小字才ノ本 326 番地地先から 右岸 宮津市字今福小字才ノ本 332 番地地先から	左岸 宮津市字喜多小字家の上 512 番地地先まで 右岸 宮津市字喜多小字氷谷 322 番地地先まで
宮 川	1,006	1.4	左岸 宮津市字須津小字小箱 122 番地地先から 右岸 宮津市字須津小字大箱 1,362 番地地先から	左岸 宮津市字須津小字舟屋頭 1,007 番地の 1 地先(海)まで 右岸 宮津市字須津小字奏 1,572 番地地先(海)まで
真名井川	630	1.0	左岸 宮津市字大垣小字諸岡 90 番地の 2 地先から 右岸 宮津市字大垣小字諸岡 91 番地の 2 地先から	左岸 宮津市字大垣小字宮ノ下 79 番地の 4 地先(海)まで 右岸 宮津市字大垣小字宮ノ下 79 番地の 2 地先(海)まで
畑 川	2,365	5.5	左岸 宮津市字下世屋小字出合 93 番地地先から 右岸 宮津市字下世屋小字リシャゴ谷 14 番地地先から	左岸 宮津市字日置小字法師栗 2,131 番地地先(海)まで 右岸 宮津市字日置小字上川尻 2,130 番地地先(海)まで
世屋川	2,137	16.3	左岸 宮津市字下世屋地先(瀬戸川合流点)から 右岸 同 上	左岸 宮津市字日置小字古川地先(海)まで 右岸 宮津市字日置小字川尻地先(海)まで
波見川	3,882	10.4	左岸 宮津市字奥波見小字道向 1,100 番地地先から 右岸 宮津市字奥波見小字道リコ 1,081 番地地先から	左岸 宮津市字里波見小字中田 592 番地地先(海)まで 右岸 宮津市字里波見小字波見寄 82 番地の 1 地先(海)まで
犀 川	2,928	7.2	左岸 宮津市字谷川小字奥川原 1,873 番地地先から 右岸 宮津市字谷川小字奥川原 628 番地の 1 地先から	左岸 宮津市字岩ヶ鼻小字長通 362 番地の 10 地先(海)まで 右岸 宮津市字岩ヶ鼻小字河原 366 番地の 2 地先(海)まで
田原川	3,377	10.1	左岸 宮津市字日ヶ谷小字伊根垣 6,996 番地の 1 地先から 右岸 宮津市字日ヶ谷小字小ばし 6,986 番地地先から	左岸 伊根町字菅野小字折戸 1,328 番地地先(筒川合流点)まで 右岸 伊根町字菅野小字折戸 1,388 番地地先(筒川合流点)まで

資料編 2-03-02 改修の必要な指定河川

【建設部】

地区名	水系名	普通河川名	河川延長 (m)	備考
由良	由良川	奥路川	550	
"	由良川	新川	1,300	
"	由良川	上路川	250	
"	宮川	宮川	650	
"	宮川	だんがめ川	150	
栗田	大雲川	大雲川	2,200	
"	大雲川	生出川	650	
"	大雲川	板戸川	300	
"	西川	西川	1,100	
"	藤左工門川	藤左工門川	200	
"	堂島川	堂島川	200	
"	惣助川	惣助川	200	
"	砂馳川	砂馳川	200	
"	大門川	大門川	300	
"	荒神川	荒神川	600	
"	中川	中川	1,100	
"	定為川	定為川	1,100	
"	仮定為川	仮定為川	1,250	
"	獅子川	獅子川	1,300	
"	ホウノ木川	ホウノ木川	220	
宮津	大手川	滝馬川	1,700	
"	大手川	鮎川	1,800	
"	大手川	鯰川	300	
"	大手川	辻川	2,100	
"	神子川	神子川	2,200	
"	神子川	大谷川	700	
"	敷の川	敷の川	700	
"	如願寺川	如願寺川	1,700	
"	西の川	西の川	500	
上宮津	大手川	大手川	3,500	
"	大手川	桑原川	700	
"	大手川	柿ヶ成川	2,300	
"	大手川	生野川	800	
"	大手川	今福滝川	800	
"	大手川	蛭子川	700	
"	大手川	元普甲川	1,000	
"	大手川	竹の本川	1,700	
"	大手川	荒田川	1,500	
"	大手川	浮橋川	300	
"	大手川	一本松川	300	
"	大手川	古心川	1,000	
"	桧川	桧川	2,800	

【資 2-03-02】

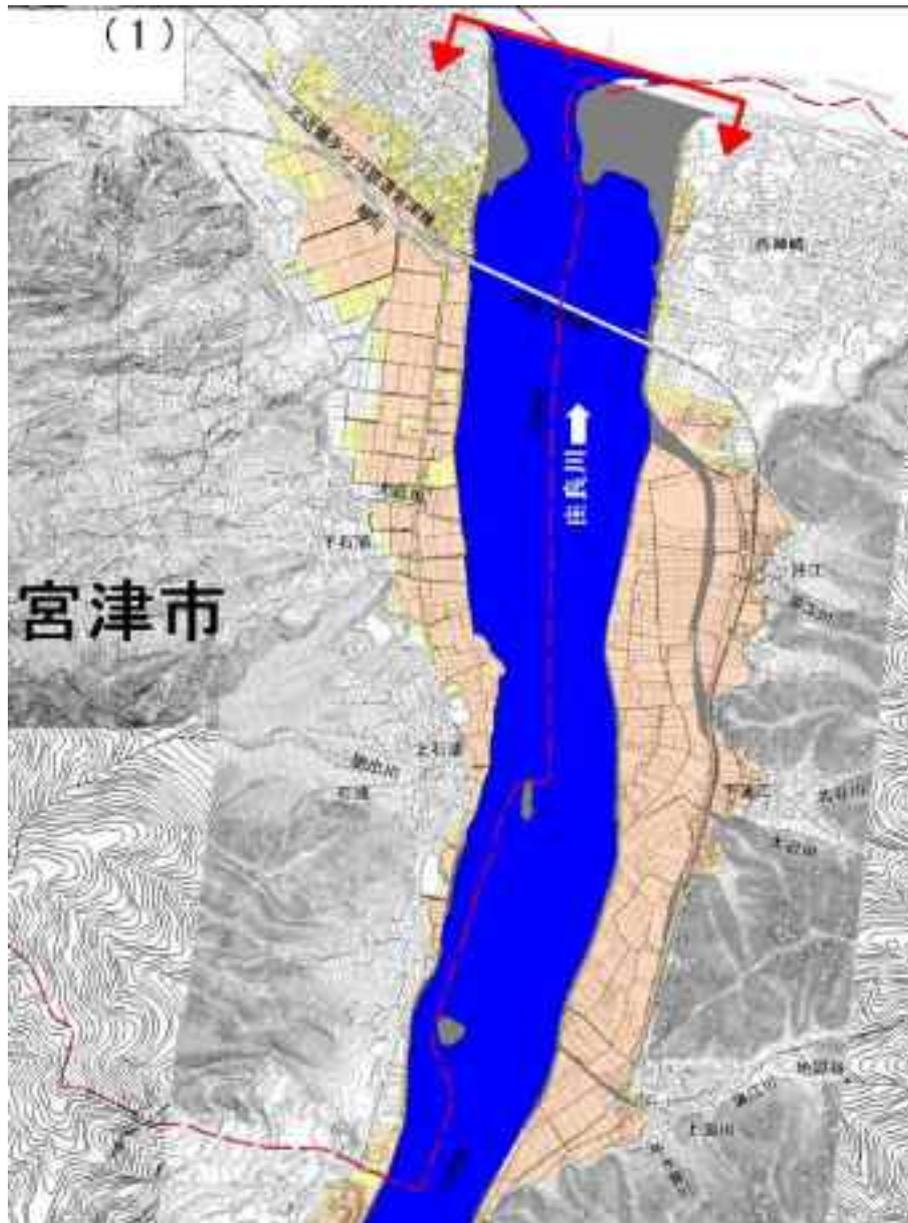
〃	桧川	小橋川	200	
〃	桧川	仁王川	1,600	

地区名	水系名	普通河川名	河川延長 (m)	備考
上宮津	宮川	堂湊川	2,500	
〃	今福川	エノク川	400	
吉津	宮川	五反田川	600	
〃	札幌川	札幌川	500	
〃	岡田川	岡田川	400	
〃	八幡川	八幡川	800	
〃	たらのき川	たらのき川	320	
〃	鉄谷川	鉄谷川	350	
府中	難波野川	難波野川	450	
〃	だんご川	だんご川	300	
〃	小松川	小松川	460	
〃	仏川	仏川	640	
〃	大橋川	大橋川	2,800	
日置	氷牧川	氷牧川	300	
〃	まご谷川	まご谷川	700	
世屋	畑川	畑川	1,800	
〃	畑川	ひろく川	500	
〃	畑川	東谷川	500	
〃	世屋川	世屋川	1,600	
〃	世屋川	浅田川	1,500	
〃	世屋川	桂川	1,800	
〃	世屋川	上川	400	
〃	世屋川	中川	600	
〃	世屋川	世屋谷川	700	
〃	世屋川	くらかけ川	900	
〃	世屋川	瀬戸川	1,600	
〃	世屋川	橋谷川	1,300	
養老	波見川	波見川	1,600	
〃	波見川	新宮川	1,100	
〃	波見川	段川	1,900	
〃	日出川	日出川	550	
〃	小犀川	小犀川	1,400	
〃	宮腰川	宮腰川	1,100	
〃	田原川	田原川	600	
日ヶ谷	田原川	厚垣川	1,200	
〃	犀川	藪田川	1,300	
〃	犀川	石倉川	800	
〃	犀川	牧川	1,200	
〃	犀川	谷川	300	

図 洪水浸水想定(想定最大規模図)



図 洪水浸水想定(計画規模図)

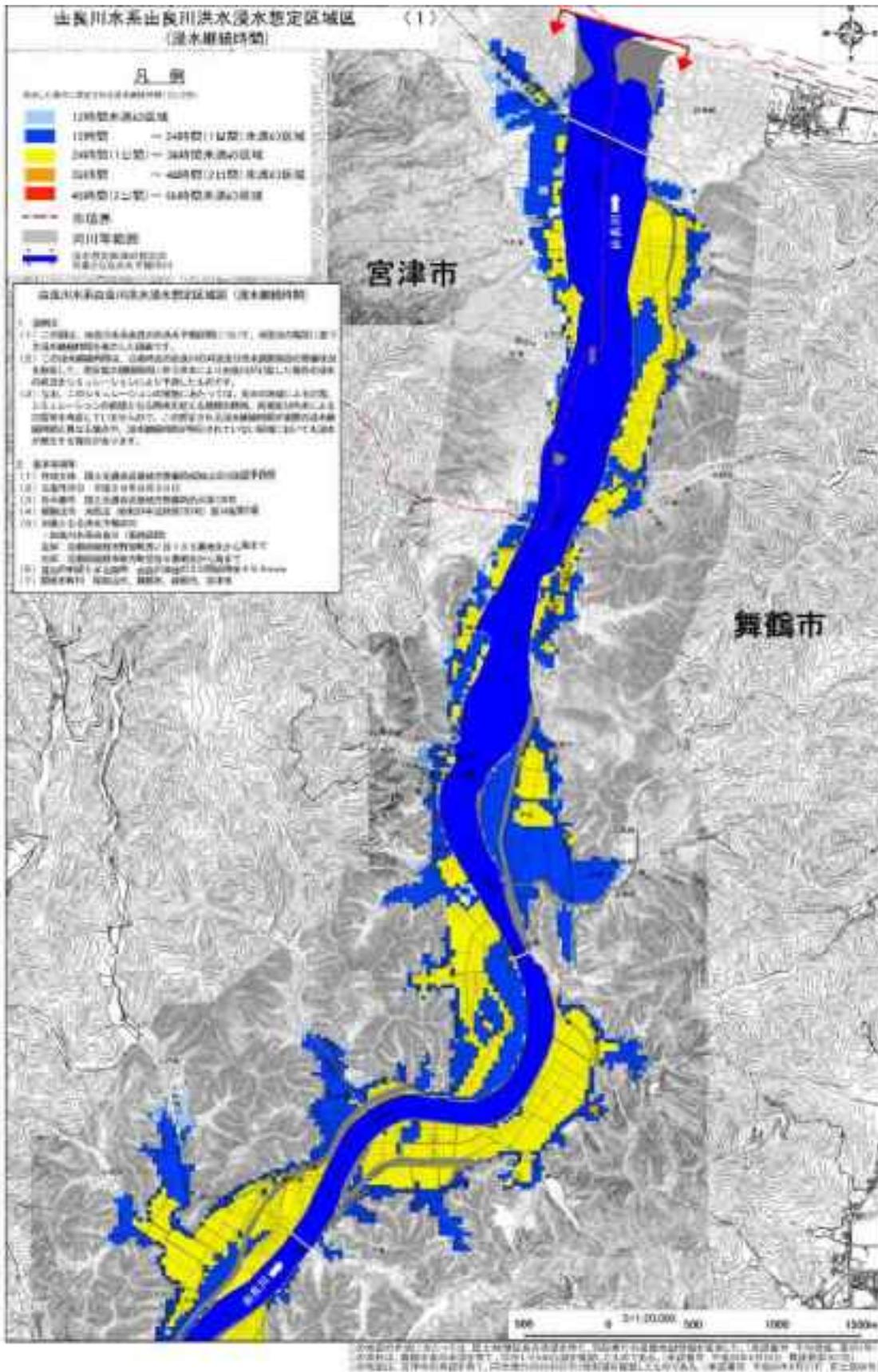


凡 例

浸水した場合は水深0.5m未満(ピンク色)

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 市境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の河川の対象となる洪水干渉河川

浸水繼續時間(想定最大規模降雨時)

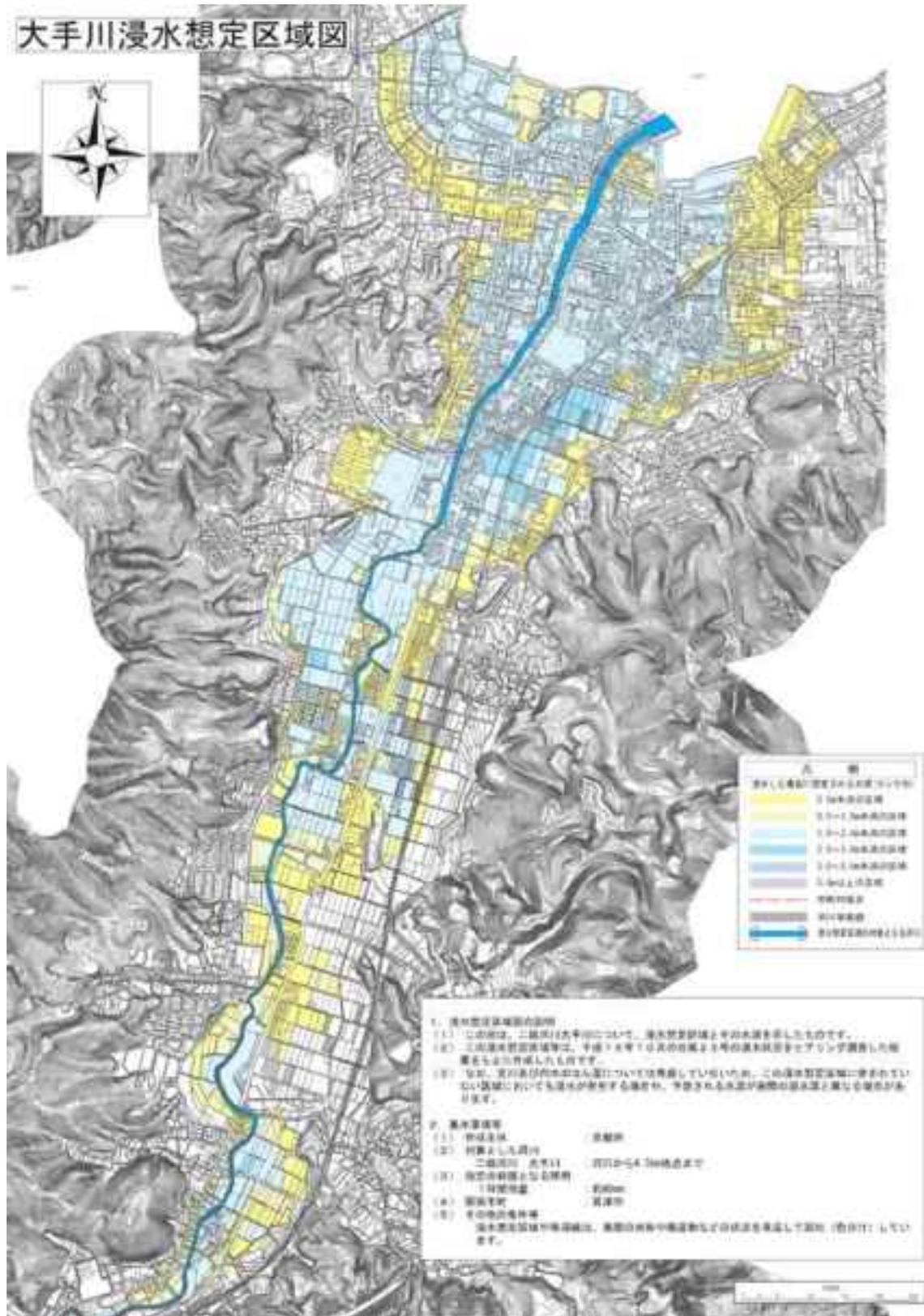


[資 2-03-03]

図 家屋倒壊等氾濫想定区域

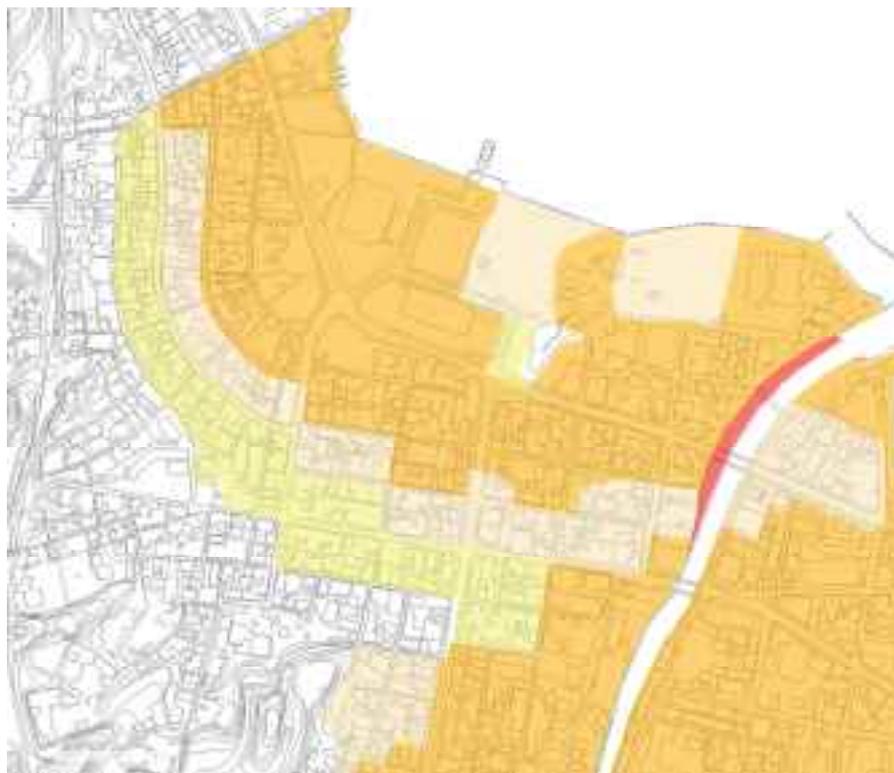


[資 2-03-03]

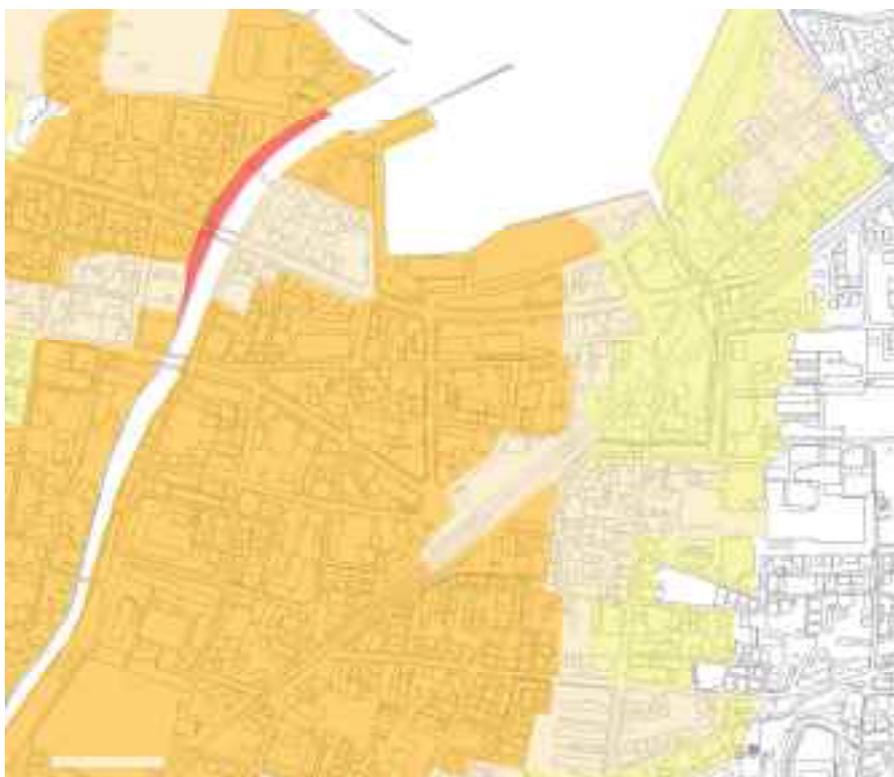


【資 2-03-04】

大手川1 西



大手川2 東



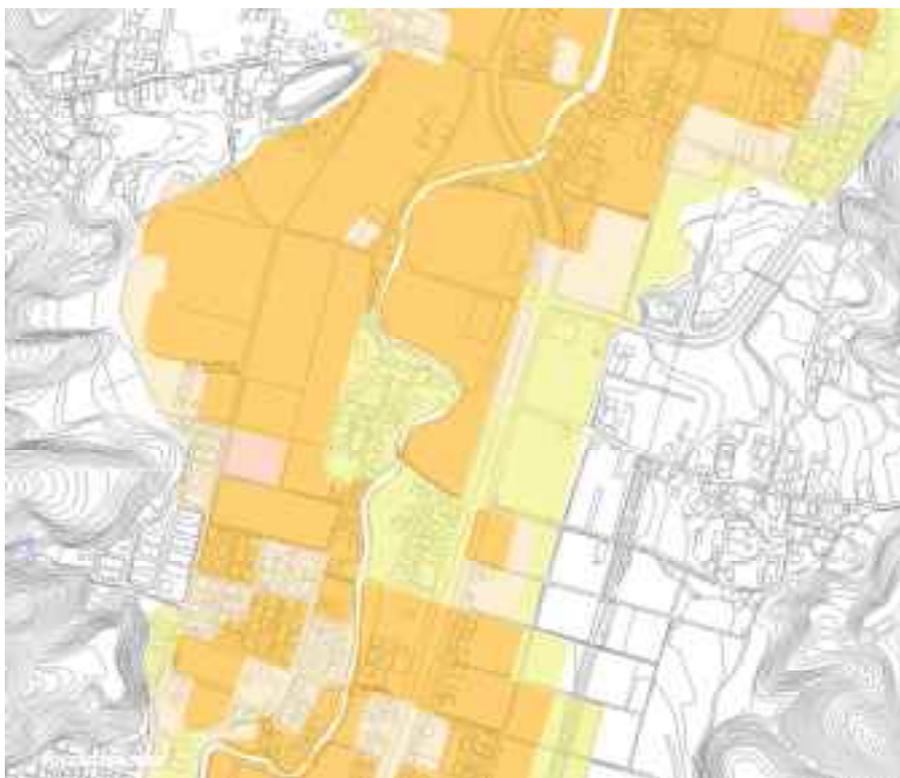
大手川3



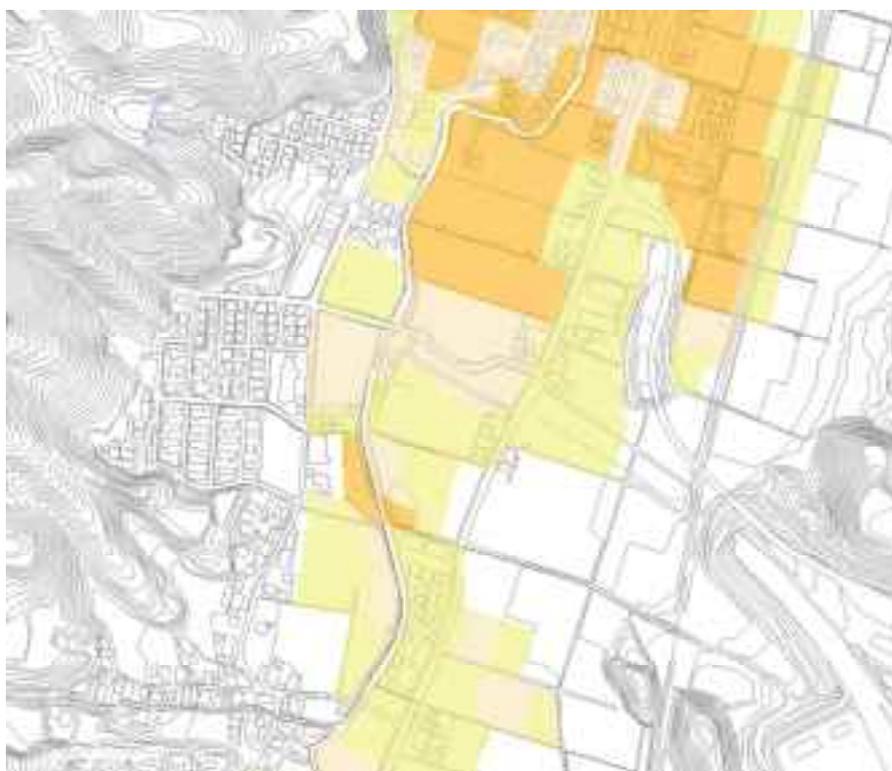
大手川4



大手川5



大手川6



大手川7

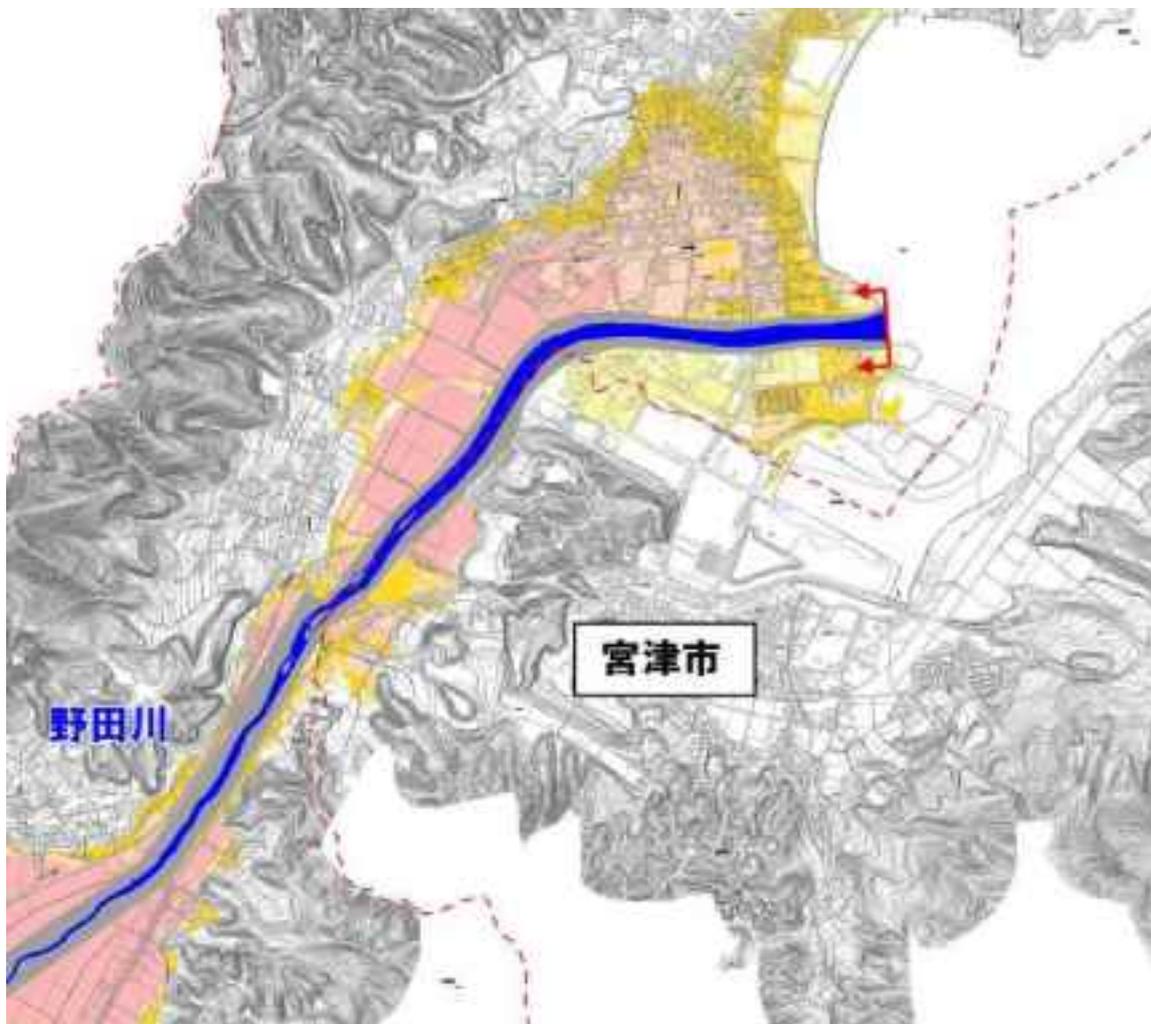


大手川8

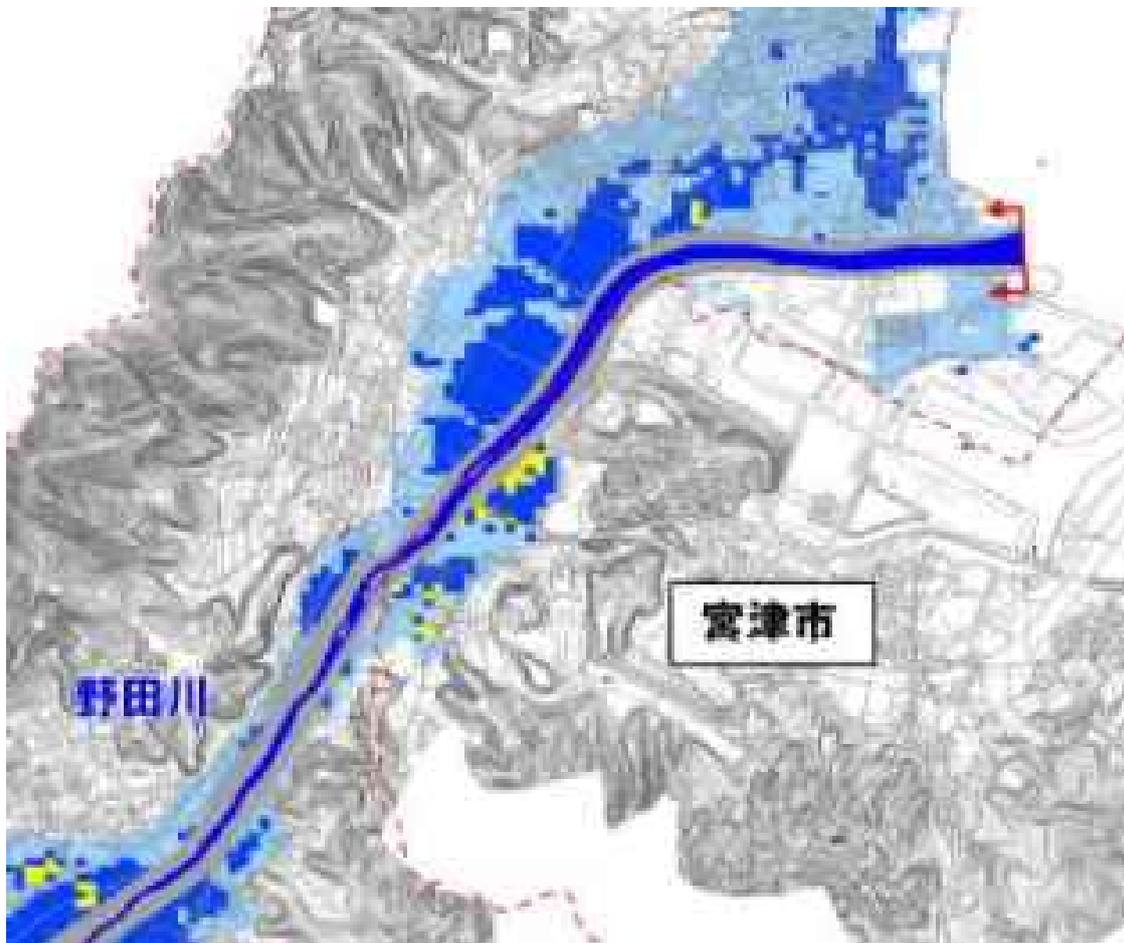


-  浸水深 5.0m 以上
-  浸水深 3.0m ~ 5.0m未滿
-  (浸水深 2.0m ~ 5.0m未滿)
-  浸水深 2.0m ~ 3.0m未滿
-  (浸水深 0.5m ~ 3.0m未滿)
-  浸水深 1.0m ~ 2.0m未滿
-  浸水深 0.5m ~ 1.0m未滿
-  浸水深 0.5m未滿

野田川水系 野田川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



野田川水系 野田川 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



[資 2-03-05]

野田川水系 野田川 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域図(氾濫流))



野田川水系 野田川 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食))



表 急傾斜地崩壊危険区域(傾斜度 30 度以上・高さ 5m 以上)

区域名	区 域																																
杉の末	宮津市大字万年小字幸寿谷 124 番地の一部、125 番地の一部、126 番地、128 番地の一部、129 番地の一部、130 番地、131 番地、132 番地の一部、134 番地の一部、135 番地、同小字幸寿 735 番地の 1 の一部、735 番地の乙、764 番地の一部、770 番地の一部、775 番地の 1 の一部、775 番地の乙、同小字コウズ谷 735 番地の一部、同小字家の奥 763 番地 昭和 46 年 4 月 6 日指定																																
大久保	宮津市字大久保小字大久保 235 番地の 1、259 番地、260 番地、270 番地、270 番地の 1、270 番地の 2、270 番地の 3、270 番地の 4、271 番地、271 番地の 1、271 番地に 2、271 番地の 2 の 1、271 番地の 4、271 番地の 5、271 番地の 6、271 番地の 7、271 番地の 8、271 番地の 9、271 番地の 10、271 番地の 11、272 番地の 1、272 番地の 2 の乙、272 番地の 2、273 番地の 2、273 番地の 2 の 1、274 番地の 2、274 番地の 2 の 1、275 番地の 1、275 番地の 2、276 番地の 1、276 番地の 2、276 番地の丙、656 番地 昭和 48 年 3 月 30 日指定																																
長 江	次に掲げる土地に存する標柱 1 号から府道宮津網野久美浜線沿いに標柱 2 号を結んだ線及び標柱 2 号から標柱 3 号、4 号、5 号、6 号、7 号、標柱 1 号を順次結んだ線によって囲まれた土地の区域 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>大字</th> <th>小 字</th> <th>地 番</th> <th>標 柱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長江</td> <td>カゴ畑</td> <td>372 の 3</td> <td>1 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>サ ヤ</td> <td>945</td> <td>2 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>949</td> <td>3 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>956 の 1</td> <td>4 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>右三堂</td> <td>909</td> <td>5 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ヒ ラ</td> <td>508</td> <td>6 号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ジ マ</td> <td>376</td> <td>7 号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">昭和 48 年 3 月 30 日指定</p>	大字	小 字	地 番	標 柱	長江	カゴ畑	372 の 3	1 号	"	サ ヤ	945	2 号	"	"	949	3 号	"	"	956 の 1	4 号	"	右三堂	909	5 号	"	ヒ ラ	508	6 号	"	ジ マ	376	7 号
大字	小 字	地 番	標 柱																														
長江	カゴ畑	372 の 3	1 号																														
"	サ ヤ	945	2 号																														
"	"	949	3 号																														
"	"	956 の 1	4 号																														
"	右三堂	909	5 号																														
"	ヒ ラ	508	6 号																														
"	ジ マ	376	7 号																														

区 域 名	区 域			
池ノ谷	次に掲げる土地に存する標柱1号から25号までを順次結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	万 年	池ノ谷	310 - 乙	1号及び2号
	"	地蔵山	316	3号
	"	池ノ谷	406 - 乙	4号
	"	愛宕山	50・51 合併	5号
	"	池ノ谷	423 - 1	6号から 8号まで
	"	戸 崎	409 - 2	9号
	"	池ノ谷	28 - 2	10号
	池ノ谷		1186	11号
	"		1190	12号
	"		1191	13号
	"		1194 1	14号
	"		1194 2	15号
	"		1196	16号及び17号
	"		1204	18号
	"		1205 1	19号及び20号
	"		1206	21号及び22号
	"		1210 1	23号
	"		1207	24号
	万 年	池ノ谷	310 丙	25号
昭和60年1月18日指定				
池ノ谷()	次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んで線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	万 年	池ノ谷	47	1号
	"	"	46	2号
	"	"	313	3号
	池ノ谷		1210 の 1	4号
	"		1215	5号
	"		1217	6号
	"		1216	7号
	"		1222	8号
	"		1223	9号
	"		1224	10号
	万 年	向 山	209 の 3	11号
	"		208 の 1	12号
	"	池ノ谷	46	13号
昭和62年3月28日指定				

区域名	区 域			
池ノ谷()	次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	蛭子		1054	1号
	万年	向山	324	2号及び3号
	"	"	208の3	4号及び5号
	蛭子		1073の1	6号及び7号
	"		1054	8号
平成元年3月31日指定				
島 陰	次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んで線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	島陰		249の丙	1号
	"		249の乙	2号
	"	縄手	280の乙の地 先国有地	3号
	"	脇ノ谷	256の丙の地 先国有地	4号
	"	"	1の11	5号
	"	双山	2の1	6号
	"		256の1	7号
	"		252	8号
	"		250	9号
	"		249	10号
平成2年3月31日指定				
里波見	次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んで線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	里波見	波見崎	35	1号
	"	"	13の1	2号
	"	"	13の2	3号
	"	和田	15の2	4号
	"	上地	55の1	5号
	"	"	60	6号
	"	"	61の2	7号
	"	"	38	8号
"	"	37	9号	
平成3年3月29日指定				

区域名	区 域			
長 江	次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線、標柱2号と3号を昭和48年3月30日京都府告示第154号で指定した土地の区域に沿って結んだ線、標柱3号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	長 江	サ ヤ	947の地先 里道敷	1号
	〃	〃	949	2号
	〃	〃	957の2	3号
	〃	谷ノ向	76	4号
	〃	サ ヤ	964の1	5号
	〃	〃	961	6号から8号まで
平成3年3月29日指定				
京 口	次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を宮津都市計画道路3・4・12号新浜松原線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	木ノ部		889地先 道路敷	1号
	〃		775	2号から 4号まで
	万年	京街道	1の1	5号から 8号まで
	京街道		199の5	9号
〃		199の5地先 水路敷	10号	
平成5年11月5日指定				
里波見()	次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線、標柱4号と5号を国道178号線沿いに結んだ線及び標柱1号と5号を市道浦館線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	里波見	宮ノ越	629の5	1号
	〃	〃	87の8	2号及び3号
	〃	宮 濱	633地先 道路敷	4号
〃	川 向	630の3地先 道路敷	5号	
平成7年3月24日指定				

区 域 名	区 域			
杉 末	次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線、標柱6号と7号を水路沿いに結んだ線及び標柱1号と7号を市道川向杉の末線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	杉 末		1504	1号及び2号
	万 年	八ヶ山	691の2	3号
	"	矢場ノ尾	692の3	4号
	"	矢場ノ奥	694の5	5号及び6号
杉 末		1505の2の2	7号	
平成8年1月23日指定				
岩ヶ鼻	次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線、標柱5号と6号を水路沿いに結んだ線、標柱6号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	岩ヶ鼻	石橋ノ下	199	1号、8号 及び9号
	"	宮 山	141	2号及び3号
	"	横 田	77の5	4号
	"	塚ノ元	1159	5号及び6号
"	石橋ノ下	199の2	7号	
平成11年3月26日指定				
小田宿野	次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と11号を府道栗田半島線沿いに結んだ線、標柱11号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と22号を市道中津宿野線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	小田宿野	石崎山	4の6地先 道路敷	1号
	"	"	4の6	2号から8号まで
	"	"	4の4地先 道路敷	9号
	"	"	4の1地先 道路敷	10号
	"	和田ノ谷内世 戸山	16の1地先 道路敷	11号
	"	"	11	12号
	"		101	13号及び15号
	"		100の4	14号
	"		93	16号及び17号
	"		89	18号及び19号
	"		88	20号
	"		85	21号
"		85地先 道路敷	22号	
平成20年2月5日指定				

区 域 名	区 域			
里波見()	次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と11号里道沿いに結んだ線、標柱11号と12号を里道沿いに結んだ線及び標柱1号と12号を普通河川宮腰川沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	里波見	宮ノ越	1429	1号
	"	"	1431	2号及び3号
	"	宮田ノ谷	1438の6	4号
	"	上ノ山	50の1	5号
	"	宮ノ越	92の1	6号
	"	家ノ上	1380	7号
	"	"	1379	8号
	"	"	1378の2	9号
	"		1396	10号
	"		1407	11号
	"		1405	12号
平成26年1月31日指定				
小香河	次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を府道綾部大江宮津線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	小田	前田	678	1号
	"	"	666	8号
	"	"	664の1	9号
	"	山添	308	2号から4号まで
	"	"	310	6号
"	毘沙門	3328	5号	
平成27年10月16日指定				
万 町	次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線によって囲まれた土地の区域			
	大字	小 字	地 番	標 柱
	大久保		246	1号
	"	大久保	247の2	2号
	"		245の3	3号
	万年	天神山切開	5の1	4号から7号まで
	"	稻荷町裏	4地先道路敷	8号
	宮本		397の2	9号
大久保		245の2地先水路敷	10号	
"		246地先水路敷	11号及び12号	
平成28年8月26日指定				

名 称	所 在 地	貯水面積	危険度
シンシャク	宮津市字田原	0.06 ha	A
ドウブ	" 田原	0.02	A
前 田	" 田原	0.11	C
大 成	" 日ヶ谷	0.015	B
国 分	" 国分	0.3	C
梨の木	" 田井	0.2	C
獅子崎	" 獅子崎	0.25	C
堀ヶ尻	" 上司	0.175	C
池の丸	" 上司	0.08	A
寺屋敷	" 小田	0.09	C

* ため池台帳による。危険度は、平成 19 年ため池調査による。



資料編 2-08-01 海岸保全区域の状況

【産業経済部】

区 分	所 管 別	海岸管理者	海岸線 延長m	保 全 区 域 指定要延長	左 の うち 指定済延長
宮 津 港	国土交通省	京都府	28,433	26,110	26,110
養老漁港	水産庁	宮津市	6,607	2,400	2,400
溝 尻 "	"	"	600	0	0
田井(栗田) "	"	"	1,826	1,500	1,500
島 陰 "	"	"	2,203	828	828
栗 田 "	"	"	7,320	4,289	4,289
由 良 "	"	"	1,450	0	0
日置海岸	国土交通省	京都府	1,708	1,708	1,708
奈 具 "	農林振興局	宮津市	114	114	114
島 陰 "	"	"	459	459	459
田 井 "	"	"	35	35	35
由 良 "	国土交通省	京都府	1,372	1,372	1,372
その他 "		宮津市	13,226	0	0
計			65,353	38,815	38,815

参考資料

「丹後沿岸海岸保全基本計画」

平成 17 年 9 月 京都府 所管:建設部

【資 2-08-01】

資料編 2-08-02 漁港一覽表

【産業經濟部】

漁港名	所在地	種 別	管理者
由良漁港	由良	第一種漁港	宮津市
島陰漁港	島陰	〃	〃
田井漁港	田井	〃	〃
溝尻漁港	溝尻	〃	〃
栗田漁港	中津 小田宿野	第二種漁港	〃
養老漁港	大島	〃	〃

参考資料

「漁港一覽」

平成 30 年 4 月 水産庁

【資 2-08-02】

【市管理道路延長】

(平成 29 年 4 月現在)

区 分	路線数	実延長(m)	橋梁数
1 級 市 道	25	21,853.90	14
2 級 市 道	31	31,258.30	17
その他市道	468	217,373.59	115
計	524	270,485.79	146

【府管理道路延長】

(平成 30 年 4 月現在)

道路種別	実延長(m)	橋梁数
一 般 国 道	58,499.3	65
主 要 国 道	40,177.0	38
一 般 府 道	60,199.7	38
合 計	155,876.0	141

次に示す「宮津市雪害予防計画実施要領」を基に、毎年度実施要領を作成する。

取扱注意

令和 年度

宮津市雪害予防計画実施要領

宮津市総務部

目 次

1 災害情報等の収集	2
2 積雪時における消防(火災防御)活動の確立・強化	2
3 災害弱者対策	4
4 生活必需品等の輸送対策	8
5 危険家屋等の対策	8
6 文教対策	9
7 災害警戒体制	10
8 道路除雪計画	11
9 その他	12

1 災害状況等の収集（総務部、関係部局）

災害情報及び被害状況並びに休校、休所、公共交通機関の運休等の状況については、関係各部局で内容を把握し、速やかに総務部へ通報します。

総務部は、速やかに関係機関に情報提供を行います。

情報提供機関：宮津警察署、宮津与謝消防署

2 積雪時における消防（火災防御）活動の確立・強化 （総務部、建設部）

(1) 道路及び消防関係施設の除排雪

積雪時における火災防御の体制を確立するため、主要道路の除雪に万全を期すほか、消防車庫、消火栓、防火水槽周辺の除排雪を徹底します。

(2) 活動の具体的方法

消防自動車等の配備などにより消防力の機動化を図っており、これらを効果的に活用するほか、例年積雪の多い日置以北の地区には、小型動力ポンプを主体とした消防活動の充実を図ります。

(3) 自主防災組織の活動

消火応援に時間的制約を受ける地域については、自主防災組織による防災体制の確立を図ります。

豪雪時においても初期消火、人的作業を主とするものについては、これらの自発的な活動を促すなど、地域ぐるみの活動を展開します。

消防団及び自主防災組織の状況（ 現在 ）

(1)消防団

区分	団員数	指令車 (防災広報車)	ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	小型ポン プ積載車	軽四輪 積載車
団本部						
宮津						
由良						
栗田						
吉津						
府中						
日置						
養老						
計						

宮津の()内は、上宮津地区で内数

(2)自主防災組織(自衛消防隊)

区分	隊数	隊員数		小型動力 ポンプ	軽可搬 ポンプ
		男	女		
宮津					
上宮津					
由良					
栗田					
吉津					
府中					
日置					
世屋					
養老					
日ヶ谷					
計					

3 災害弱者対策（健康福祉部、社会福祉協議会）

ねたきりの高齢者及びひとり暮らしの高齢者等について、降雪期間中、家人において極力安全なところへの移住等の措置を指導するとともに、民生委員、自治会等の協力によりその状況の把握に努めます。

また、交通確保が困難な状況にある地域での急病等発生の場合には、必要に応じて消防団の出動又は住民の協力を要請し、往診入院等の措置を図ります。

なお、必要によっては、ヘリコプターによる輸送要請を行います。

ヘリコプター発着予定場所

予 定 場 所	面 積	備 考
宮津小学校校庭	13,706 m ²	
旧上宮津小学校校庭	5,419	
栗田小学校校庭	7,958	
旧由良小学校校庭	7,977	
吉津小学校校庭	8,993	
府中小学校校庭	4,908	
日置小学校校庭	小学校 4,463 中学校 4,990	
養老小学校校庭	11,547	
旧日ヶ谷小学校校庭	1,966	
世屋地区公民館空スペース	1,983	

交通確保困難地域の出産予定者（ 現在 ）

積雪期間中の出産予定者は 名であり、交通確保が困難と思われる地域の予定者はなし。

65歳以上ひとり暮らし高齢者の状況（

地 区		男	女	計
宮津	中 部			
	西 部			
	東 部			
	城南部			
	城東部			
上 宮 津				
由 良				

現在)

地 区	男	女	計
栗 田			
吉 津			
府 中			
日 置			
世 屋			
養 老			
日ヶ谷			
計			

交通確保困難地域のねたきり高齢者の状況（

現在)

地 区	氏 名	年 齢	番 地

地 区	氏 名	年 齢	番 地

交通確保困難地域のひとり暮らし高齢者名簿（ **現在** ）

【上宮津地区】

地区	氏名	年齢	電話

【世屋地区】

地区	氏名	年齢	電話

【栗田地区】

地区	氏名	年齢	電話

【養老地区】

地区	氏名	年齢	電話

【日ヶ谷地区】

地区	氏名	年齢	電話

4 生活必需品等の輸送対策（総務部）

孤立が予想される集落については、保存のできる食料品、家畜飼料、生活必需品等ができる限り保有しておくよう指導し、孤立した場合における生鮮食料品、緊急医療品等必要なものについては、市において雪上車等による輸送を行い、実施困難な場合には、京都府あるいは自衛隊に応援協力の要請を行い輸送に努めます。

その他、食料品、生活必需品などの販売業者等については、「災害時における応急食料等物資の調達に関する協定書」に基づき確保します。

豪雪のため孤立が予想される集落（ 現在 ）

地区名		(世帯主) 戸数	人員	備考
世屋	木子			
府中	成相寺			
計				

5 危険家屋等の対策（総務部、健康福祉部、建設部）

老朽家屋等については、補強措置の徹底と早期雪おろし等を指導し、危険が予想される場合は、避難場所を確保した上で避難の勧告、指導等を行います。

また、一般建物についても危険が予想される場合には、自治会等を通じて、投下雪の放置による交通障害をきたさぬよう指導しながら、屋根の雪おろし措置を奨励し家屋倒壊による事故防止に努めます。

特に、母子世帯、高齢世帯等については、自治会、民生委員等の協力を求め、必要な対策を図ります。

6 文教対策（健康福祉部、教育委員会事務局）

豪雪のための臨時休校措置等については、降雪、積雪等の気象状況により、幼児、児童生徒に危険な状態が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校（園）長は、必要に応じ始業時延長又は臨時休校等の措置をとります。

また、各保育所においても、市の判断のもと同様の措置をとります。

（1）気象予・警報（発表区分：京都府北部（丹後））

種類	基準
大雪注意報	24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合
大雪警報	24時間の降雪の深さが、平地40cm以上、山地60cm以上と予想される場合
風雪注意報	平均風速が、陸上12m/s以上、海上15m/s以上で、雪を伴うと予想される場合
暴風雪警報	平均風速が、陸上20m/s以上、海上25m/s以上で、雪を伴うと予想される場合
なだれ注意報	積雪深が40cm以上あり降雪が30cm以上になると予想される場合。 又は、積雪深が70cm以上あり、舞鶴の最高気温が7℃以上か又はかなりの降雨が予想される場合

（2）学校の措置対応

市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪及び大雪の警報及び特別警報（以下「警報等」という）が発令された場合は、自宅待機若しくは臨時休校とすることとし、その発令時間帯等に応じ、原則、以下のとおり対応するものとする。

なお、警報等の見通しを踏まえ必要のある場合は、臨時休校等の対応を教育委員会において別途判断し、各校園（以下「各校」という）に指示する。

午前6時30分時点で警報等が発令中の場合は、自宅待機とし、その後の発令状況に応じて、次のとおり対応する。

ア 午前9時までに解除された場合は、午前中からの始業とし、給食を提供する。

イ 午前9時以降午前11時までに解除された場合は、午後からの始業とし、給食は提供しない。

ウ 午前11時時点で解除されない場合は、臨時休校とする。

登校時間帯において警報等が発令された場合は、自宅待機とし、児童生徒・保護者への周知に努めるものとするが、これによりがたい場合は一旦登校させた上

【資 2-10-02】

で、 に準じて対応する。

学校時間帯において警報等が発令された場合は、速やかに下校及び臨時休校とするものとする。

下校等に際しては、必要に応じて「子ども安全見守り隊」との連携を図るとともに、保護者への連絡を適切に講じるものとする。

7 災害警戒体制（総務部）

(1) 災害警戒本部の設置

本市に大雪警報又は暴風雪警報が発令されたときは、災害警戒本部を設置して警戒にあたります。

(2) 雪害対策本部の設置

京都府が定める積雪観測所の警戒積雪深を概ね1 / 2以上の観測所が超えたとき又は局地的な大雪のときは、雪害対策本部を設置し、道路除雪、なだれ防止及び必要な応急措置を実施します。

京都府積雪観測所及び警戒積雪深(京都府地域防災計画より)

観測所名	警戒積雪深
由良	50cm
狩場	70cm
吉原	50cm
小田	110cm
日置	80cm
下世屋	140cm
上世屋	190cm
大西	100cm

(3) 災害対策本部の設置

豪雪により、相当な被害が発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、必要な対策を実施します。

8 道路除雪計画（建設部）

(1) 除雪体制

市除雪路線の積雪が15cm以上となった場合、又は15cm以上の積雪が見込まれる場合は、除雪車による除雪対応を行うこととし、3名の職員体制を基本として、情報収集、連絡活動等にあたります。

(2) 道路除雪

道路除雪については、積雪に応じて、予め定めた委託業者により実施します。

(3) 府及び隣接市町との連絡

主要道路を確保するため丹後広域振興局、丹後土木事務所及び隣接市町と密接な連絡にあたり、計画的な道路除雪を実施します。

(4) 除雪路線の緊急順位

ア 国道・府道

国道・府道については、府が実施しますが、市は府除雪計画における国道・府道の補完的除雪作業を実施します。

イ 市道

- ・ 第1次除雪路線 …… 早朝除雪(主要幹線市道)
- ・ 第2次除雪路線 …… 早朝除雪(雪寒指定道路)
- ・ 第3次除雪路線 …… 早朝除雪(支線的役割を果たす市道)
- ・ 上記以外の路線 …… 随時除雪(その他市道)

(5) 除雪機械の作業区分

ア 市内の建設業者等に委託して、除雪作業を実施します。

イ 小型除雪機を自治会等に貸与し、地域の除雪作業を実施します。

小型除雪機(43台)

貸付自治連: 東部自治連、上宮津自治連、府中自治連

貸付自治会: 京街道、城南、滝馬、波路、つつじが丘、獅子崎、山中、小田、天神、新宮、脇、上司、中津、銀丘、小田宿野、鏡ヶ浦、田井、獅子、上石浦、下石浦、文珠、日置浜、畑、下世屋、松尾、

木子、上世屋、田原、岩ヶ鼻、外垣、長江、大島、立、大

西、落山

(6) 消防団の出動と一般住民の除雪

緊急に除雪を行う必要がある場合は、消防団長及び各自治会長等に連絡し、消防団の出動又は住民の協力を要請します。

(7) 公共施設等の除雪

消防団の出動、住民の協力によるもののほか、民間保有機械の借上げ等により実施します。

(8) 他機関に対する応援要請

市の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認められるときは、京都府及び他市町村に応援を要請し、更に必要がある場合においては、自衛隊の災害派遣を要請します。

9 その他

1～8に掲げるもののほか、宮津市地域防災計画に定めるところにより災害応急対策計画を実施します。

◎ 圖書類中文書籍

■ 臺灣新史中文書籍

◎ 普通類中文書籍

種別	名稱	卷數	預定年頁數	體例	內容/特色	備註
1. 臺灣新史 1. 普通類	台灣新史(上) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 歷史 1. 普通類	台灣新史(中) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	新史體例	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 歷史 1. 普通類	台灣新史(下) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	新史體例	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 歷史 1. 普通類	台灣新史(中) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	新史體例	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 歷史 1. 普通類	台灣新史(中) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	新史體例	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 歷史 1. 普通類	台灣新史(中) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	新史體例	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 普通 1. 1. 普通類	新史體例(上) 普通	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 臺灣新史 1. 普通類	台灣新史(中) 普通類	1冊	原書卷數 4冊(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 臺灣新史 1. 普通類	新史體例(下) 普通	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			
1. 臺灣新史 1. 普通類	新史體例	1冊	原書卷數 4冊(1994年12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數 4冊(1994年 12月)			

◎ 臺灣新史類白話體中文書籍之白話體中文書籍

種別	名稱	卷數	預定年頁數	體例	備註
1. 臺灣新史 1. 1. 普通	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	備註
1. 臺灣新史 1. 1. 普通	台灣新史(下) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	備註

◎ 臺灣新史類白話體中文書籍之白話體中文書籍

◎ 臺灣新史類中文書籍

■ 新史類中文書籍

◎ 普通類

種別	名稱	卷數	預定年頁數	體例	內容/特色	備註
臺灣新史 1. 普通	台灣新史(上) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數(1994年 12月)			
1. 普通	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數(1994年 12月)			
1. 普通	台灣新史(下) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數(1994年 12月)			
1. 普通	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數(1994年 12月)			
1. 普通	台灣新史(下) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註
			原書卷數(1994年 12月)			

◎ 普通類

種別	名稱	卷數	預定年頁數	體例	內容/特色	備註
普通	台灣新史(上) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	新史體例	備註
	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	新史體例	備註
	台灣新史(下) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	新史體例	備註
	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	新史體例	備註
普通	台灣新史(中) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	新史體例	新史體例	備註
	台灣新史(下) 普通	1冊	原書卷數(1994年 12月)	【新史體例】 【新史體例】	新史體例	備註

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查	審訂章
童書	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行	
兒童文學	兒童文學	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
雜誌	中國兒童文學叢書(2002年11月10日出版) 第一輯(第一冊)	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	兒童文學叢書
兒童文學	中國兒童文學叢書(2002年11月10日出版) 第二輯(第二冊)	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	

■ 雜誌類圖書

名稱	圖書庫別	備註
中國兒童文學叢書	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】
中國兒童文學叢書	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】

■ 雜誌類圖書

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查
童書	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查
童書	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行
	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行

■ 雜誌類圖書

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行

■ 雜誌類圖書

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行

■ 雜誌類圖書

■ 雜誌類圖書

☆ 雜誌類

名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查	審訂章
中國兒童文學叢書(2002年11月10日出版) 第一輯(第一冊)	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	

☆ 雜誌類

類別	名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查	審訂章
童書	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行	
兒童文學	中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行	圖書發行	

■ 雜誌類圖書

名稱	冊數	圖書庫別	備註	備註/備查	審訂章
中國兒童文學叢書(2002年11月10日出版) 第一輯(第一冊)	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	
中國兒童文學叢書	1冊	2002年11月10日	圖書發行 【圖書211111】	圖書發行	

◎ 臺灣對外出版品目錄(續)

◎ 臺灣對外出版品

■ 有知文化社

▷ 建築類

名稱	冊數	預定年月日	擔任	譯者/作者	審訂者
公共建築	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
紀念建築	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
公共住宅建築	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
宗教建築	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
工廠	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
紀念建築	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	

▷ 藝術工藝品

類別	名稱	冊數	預定年月日	擔任	譯者/作者	審訂者
美術	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	公共藝術審訂小組
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	解構與重建的建築美學	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
設計	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共建築的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	

類別	名稱	冊數	預定年月日	擔任	譯者/作者	審訂者
藝術	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	臺灣的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
公共藝術	公共藝術的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	公共藝術的未來	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
設計/工藝	設計/工藝	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	設計/工藝	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
中文書	中文書	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	中文書	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
外文書	外文書	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	外文書	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
藝術/設計	藝術/設計	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	
	藝術/設計	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	

■ 有知藝術文化社

名稱	冊數	預定年月日	擔任	譯者/作者	審訂者
有知藝術文化社	1冊	預計2022年出版	鍾嘉祥	鍾嘉祥	

名稱	類別	鑑定年月日	特色	保存-典藏	備註
臺灣銀行 (北港分行) 海關	印刷	民國39年(11月25日)	北港特刊-海關特刊	內政部郵政司	
海島報	印刷	民國39年(12月22日)	臺灣特刊	海島報	
新島報	印刷	民國39年(12月22日)	北港特刊-海關特刊	海島報	
新島報(臺灣特刊)	印刷	民國39年(12月22日)	北港特刊-海關特刊	內政部郵政司	
新島報(臺灣特刊)	印刷	民國39年(12月22日)	北港特刊-海關特刊	交通部郵政總局	
新島報(臺灣特刊)	印刷	民國39年(12月22日)	北港特刊 【臺灣(1950)年】	海島報	
新島報(臺灣特刊) 【臺灣(1950)年】 【臺灣(1951)年】 【臺灣(1952)年】 【臺灣(1953)年】 【臺灣(1954)年】 【臺灣(1955)年】	印刷	中國郵政特刊	海關特刊-臺灣特刊 【臺灣(1950)年】 【臺灣(1951)年】 【臺灣(1952)年】 【臺灣(1953)年】 【臺灣(1954)年】 【臺灣(1955)年】	海島報	
臺灣特刊(北港特刊) 【臺灣(1950)年】 【臺灣(1951)年】 【臺灣(1952)年】 【臺灣(1953)年】 【臺灣(1954)年】 【臺灣(1955)年】	印刷	中國郵政特刊	北港特刊	內政部郵政司	
北港特刊-海關特刊	印刷	中國郵政特刊	海關特刊	海島報	

■ 郵政特刊表列

名稱	鑑定年月日	評議依據
海島報	民國39年(12月22日)	郵政特刊
新島報	民國39年(12月22日)	郵政特刊
北港特刊-海關特刊	民國39年(12月22日)	郵政特刊
海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)	郵政特刊
海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)	郵政特刊

■ 臺灣特刊表列

類別	名稱	鑑定年月日	特色	管理團隊
印刷	海島報	民國39年(12月22日)		內政部郵政司
內政部郵政司	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		海島報
	北港特刊	民國39年(12月22日)		內政部郵政司
	海關特刊	民國39年(12月22日)		海島報
	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		海島報
	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		內政部郵政司
	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		內政部郵政司

類別	名稱	鑑定年月日	特色	管理團隊
內政部郵政司	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		內政部郵政司
	海島報(臺灣特刊)	民國39年(12月22日)		海島報

※「丹徒報(臺灣特刊)」→原標的內政部郵政特刊(1950年12月22日)

危険物等関係保安団体

高压ガス関係

名 称	電 話
京都府高压ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社)京都府LPGガス協会	075-314-6517
京都府一般高压ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府LPG保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-315-8061
京都府高压ガス溶材組合	075-361-0245

火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
(一社)京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社)日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

消防力の現況

1 宮津与謝消防組合消防本部

(1) 署所

1本部1署3分署

(2) 職員数

定数 97 人

(3) 消防車両等

消防ポンプ自動車……………3台
 水槽付消防ポンプ自動車……1台
 化学車……………1台
 救助工作車……………1台
 高規格救急自動車……………4台
 非常用救急車……………1台
 指揮車……………1台
 資器材搬送車……………1台
 指令車……………4台
 その他……………4台

2 宮津市消防団

(1) 団員数

定数 430 人

(2) 資機材の配置

消防力 消防団	指令車 (台)	消防ポンプ 自動車 (台)	小型動力ボ ンプ積載車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	防災
団本部	1				1
分団	宮津		4		1
	由良		1	2	2
	栗田		2	7	7
	吉津		2	1	1
	府中		1	1	2
	日置		1	2	2
	養老		2	6	6
	計	1	13	19	21

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

3 自衛消防組織の現況

地区 \ 消防力	隊 数	小型ポンプ・軽可搬ポンプ
宮津・上宮津	30	4
由 良	6	-
栗 田	17	8
吉 津	5	1
府 中	7	3
日 置	1	-
世 屋	4	2
養 老	7	2
日ヶ谷	5	-
計	82	20

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

4 消防水利

消火栓

種別 地区	地上式消火栓(基)			地下式消火栓(基)		計
	65mm	50mm	40mm	65mm	65mm (町野式)	
宮津・上宮津	143		1	105	22	271
由 良	61		8	4		73
栗 田	81			16		97
吉 津	40			17	11	68
府 中	41			26	1	68
日 置	58			4	5	67
世 屋	6	6	4			16
養 老	56		18	3		77
日ヶ谷	12		9	1		22
計	498	6	40	176	39	759

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

防火水槽・その他水利

種別 地区	防火水槽(基)								その他(箇所)					
	公設				私設				計	河川	プール	池沼	海	計
	20m ³ 以上 40m ³ 未満		40m ³ 以上		20m ³ 以上 40m ³ 未満		40m ³ 以上							
	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋						
宮津 上宮津	5	11	27	10			3	1	57	38	2	2	9	51
由良	1	13	4	1					19	5	1			6
栗田	2	4	1	6		1	2		16	2			14	16
吉津	2	2	2	6	1		2	7	22	7	1		9	17
府中	1	8	10				1		20	2	2		12	16
日置		5	5	3			3		16	3	2		4	9
世屋		7	3	2		3			15	3				3
養老	1	10	9	3					23	6			6	12
日ヶ谷	1	4	5	4					14	2				2
計	13	64	66	35	1	4	11	8	202	68	8	2	54	132

(平成31年3月31日現在)

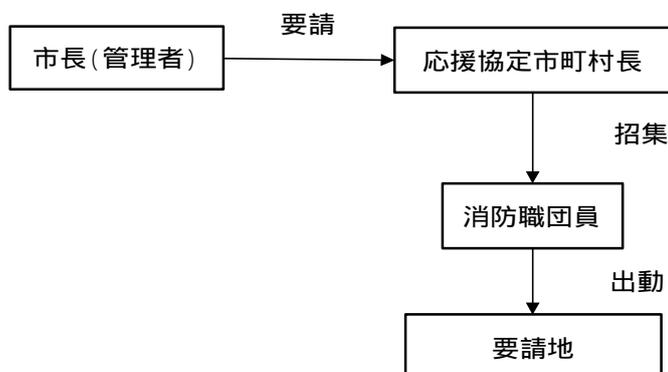
官公庁への災害時応援要請マニュアル

第1 市町村相互応援協定締結状況一覧

平成28年4月1日現在

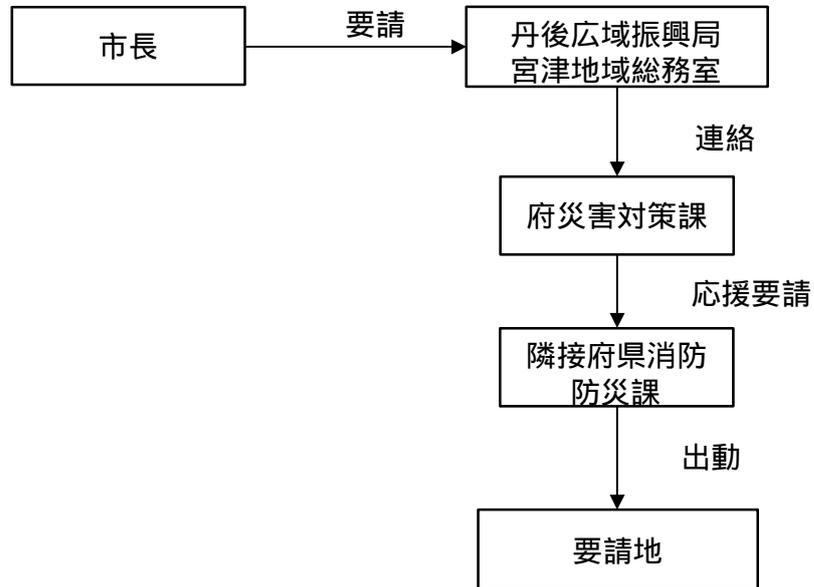
番号	協定名称	協定締結機関名	協定の内容						消防団を含む
			全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
1	京都府広域消防応援協定	府内市町村、消防組合(30)							
2	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町							
3	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市							
4	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合							
5	京都縦貫自動車道(宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ)及び山陰近畿自動車道(一般国道312号)における消防応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、京丹後市、宮津与謝消防組合							
6	豊岡市・宮津与謝消防組合相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、豊岡市(兵庫県)							
7	災害時の相互応援に関する協定	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市							
8	災害相互支援協定	広島県廿日市市、宮津市、宮城県松島町							

第2 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

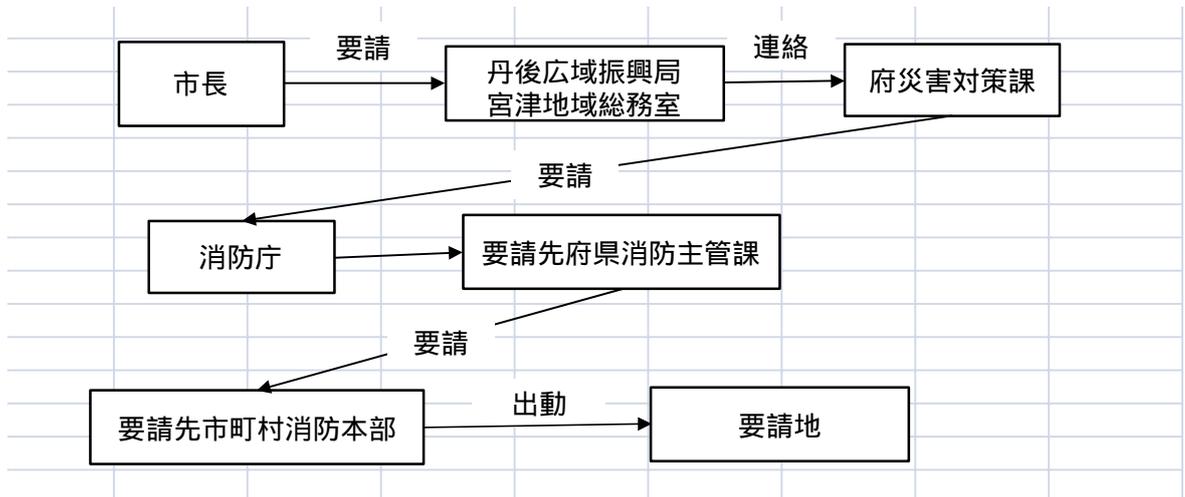


第3 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

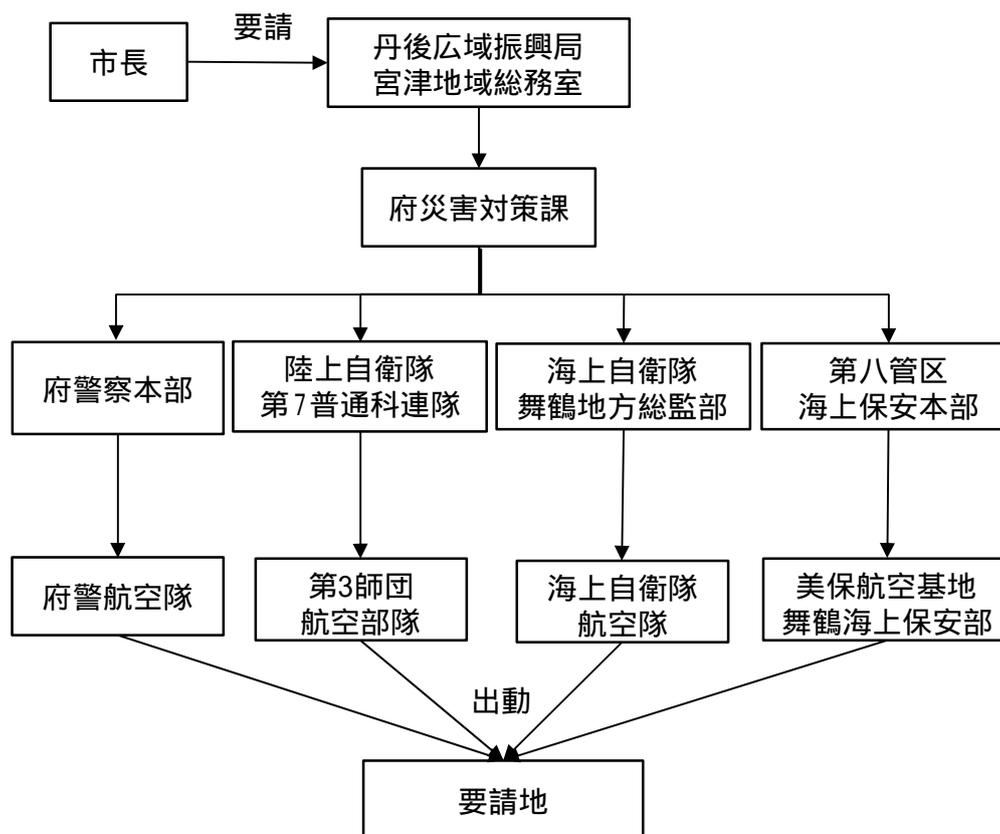
(1)他府県へ要請する場合(災害対策基本法)



(2)他府県管内市町村消防へ要請する場合(消防組織法)



第4 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統



第5 宮津与謝消防組合との調整

火災、救急及び救助に関する応援要請は、宮津与謝消防組合が主となって要請し、その他災害に関しては宮津市が主に行う。

いずれにおいても、市と消防組合は連携を密にし、要請を行うものとする。

第6 連絡先一覧

住所、電話番号等は、資料編 1-07-03 「防災関係機関等一覧」(非公開)に掲載する。

第7 他市町への協力要請

他市町への協力要請については、次表の事項を明らかにして、各市町へとりあえず無線、電話等をもって要請し、後に文書を送付する。

表 他市町への要請の内容・事項等

協力要請の内容	事 項	根拠法令
(1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車輛・舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣 (5) 前各号に定めるもののほか特に必要な事項	(1) 災害状況 (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (3) 必要とする職員の職種別人員 (4) 応援の場所及び応援の活動内容 (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項	災害対策基本法第 67 条

第8 他府県・指定公共機関等への協力要請

他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、原則として文書で知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

なお、要請は次表の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

表 他府県・指定公共機関等への協力要請一覧

要請内容	事 項	根拠法令
他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請のあつせんを求める場合の要請	(1) 災害状況及び応援のあつせんを求める理由 (2) 応援を希望する機関名 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援を希望する場所 (5) 応援を希望する活動内容 (6) その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条第 70 条
他府県・指定公共機関・指定地方公共機関職員の派遣のあつせんを求める場合の要請	(1) 派遣のあつせんを求める理由 (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 (3) 派遣を希望する期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件所 (5) その他参考となるべき事項	災害対策基本法第 30 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17
NHK 京都放送局・(株)京都放送・(株)エフエム京都に放送要請のあつせんを求める場合の要請	(1) 放送要請の理由 (2) 放送事項 (3) 希望する放送日時・送信系統 (4) その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条

宮津市消防団消防活動基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、宮津市消防団の消防活動について、消防団員の安全を確保するうえで、必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この基準における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防活動 火災その他の災害又は事故を未然に防ぐため、消防団が行う活動をいう。
- (2) 警防活動 火災その他の災害又は事故の被害を最小限度にとどめるため、消防団が行う活動及びこれに備える態勢をいう。
- (3) 非常災害 火災、地震、洪水、台風、交通事故、産業事故その他不慮の災害又は事故及び国民保護法制に基づく武力攻撃事態等、特別の警戒防衛を必要とするものをいう。
- (4) 最高指揮者 災害現場に出動した消防団員を指揮し、消防団の活動を総括する権限と責任を有する者をいう。
- (5) 警戒区域 消防法第 28 条の規定に基づき、火災現場において活動の障害を防止するため、関係者(同法施行規則第 48 条に掲げる者)以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う区域をいう。
- (6) 非常招集 災害の状況に対応するため、消防団員を招集することをいう。
- (7) 応 招 消防団員が招集に応じて指定場所に集まることをいう。

第2章 消防隊等の編成基準

(消防団の編成)

第3条 消防団の編成は、次のとおりとする。

- (1) 消防団における消防隊は、分団毎に中隊を編成し、中隊の集合を大隊とする。大隊長は団長、大隊長補佐は副団長、中隊長は分団長、中隊長補佐は副分団長をもって充てる。
- (2) 中隊長は、その中隊の実情に応じ小隊及び分隊を編成し、小隊長には部長、分

隊長には班長をもって充てる。

(消防団の出動)

第4条 消防団の出動要領は、次のとおりとする。

- (1) 団本部は、原則としてすべての災害に出動するものとする。
- (2) 分団は、原則として当該分団の区域内の災害に出動するものとする。
- (3) 分団区域外の出動については、あらかじめ別表1、2に定める出動区分に基づき、消防団長の命令で出動するものとする。
- (4) 消防車両の出動については、原則4名以上の団員で出動するものとする。
- (5) 京都縦貫自動車道路内において発生した火災には、原則出動しない。

(応援出動)

第5条

- (1) 本市域外の出動は、**消防組織法第18条第3項に基づき行動**するものとする。
- (2) 応援出動について必要な事項は別に定める。(別添1、2)

(消防団の活動)

第6条

- 1 分団は、火災現場において上席指揮者の指揮統制下、状況により配置機械器具を活用して消火活動を行い、火災の早期鎮圧を図り、各出動消防隊と協力して一体的な活動を行うものとする。
- 2 火災現場活動に従事するときは、現場における最高指揮者の指示により、次の各号に掲げる事項に配慮して活動するものとする。
 - (1) 情報収集及び報告
 - (2) 負傷者等の救護及び避難誘導
 - (3) 警戒区域の設定及び群衆の整理
 - (4) 飛火の警戒
 - (5) 消火活動
 - (6) 鎮火後の警戒
 - (7) トンネル火災における、坑内消火活動の原則禁止。
 - (8) その他状況により必要と認める事項
- 3 水防現場及びその他の非常災害現場等の活動については、宮津市地域防災計画に基づき、消防団長の指示により活動するものとする。
- 4 予防活動は、防火・防災に係る住民指導、防火広報及び防火訪問等について、自助、共助の精神の基に積極的な活動を行うものとする。

第3章 消防訓練

(訓練の目的)

第7条 消防訓練(以下「訓練」という。)は、消防活動における協力精神をかん養するとともに、知識、技術の習熟とその向上及び体力の錬磨を図ることにより、災害現場活動の円滑、適正を期することを目的とする。

(訓練の種別)

第8条 訓練の種別は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 礼式訓練 消防団員の資質向上と優れた技能を修得させる基礎訓練
- (2) 基本操法訓練 防御活動の基礎となる消防操法についての訓練
- (3) 図上訓練 図上における消防隊の合理的な運用についての訓練
- (4) 実戦的訓練 災害現場を想定し、総合的な災害防御についての訓練
- (5) 救急救助訓練 災害現場活動に必要な応急手当又は救助技術についての訓練
- (6) 水防訓練 水防活動に必要な工法又は水防現場における水防活動についての訓練
- (7) 総合訓練 火災の防御、人命の救助、救護等を総合的に行う訓練

(訓練の実施基準)

第9条 前条に掲げる訓練は、消防団年間行事計画に基づき実施するものとする。

第4章 非常招集

(非常招集の発令)

第10条 市長は、非常災害等の警戒を行うに当たって緊急の必要のある場合は、消防団長と協議の上、消防団員の招集を発令するものとする。**招集に当たっては、別表3に定める消防信号を使用することができるものとする。**

(非常招集の種類)

第11条 非常招集(以下「招集」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1号招集 **担当地区**分団のうち必要人員
- (2) 2号招集 **担当地区**分団全員
- (3) 3号招集 **担当地区**分団以外の必要消防団員

(応招等)

第12条 応招は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員は、招集の伝達を受けたときは、直ちに**担当地区**分団の指定場所に応招し、上席指揮者にその旨を報告しなければならない。

[資 2-14-03]

- (2) 消防団員は、非常災害が発生するおそれのあるとき、又は発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく努めて出動しなければならない。

第5章 雑則

(即報事項)

第13条 消防団長は、消防活動等について、次の各号に該当する事案があったときは、市長に即報しなければならない。

- (1) 消防隊が各災害現場へ出動したとき。
- (2) 交通事故が発生したとき。
- (3) 団員が死傷したとき。
- (4) 消防機械器具等の故障により活動に支障が生じたとき。
- (5) その他即報が必要と認める重要事項が発生したとき。

(補則)

第14条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年2月から施行する。

別表1(第4条関係)

出 動 区 分

出動区分	火 災 等 の 状 況 等
第1出動	通報の内容から小規模の火災であり、気象状況、地理的条件その他の状況から、火災があまり拡大するおそれがないとみとめられる場合
第2出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1出動に相当する規模の火災で、地理的条件その他から火災が拡大し、若しくはそのおそれがあると認められる場合 2 火災が拡大し、若しくはそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたい場合
特命出動	災害の状況により特に指定する必要がある場合
応援出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援協定等に基づく要請があった場合 2 非常災害等の状況により特に必要があると認められる場合

表2(第4条関係)

宮津市消防団火災出動区分表(建物火災)

区分 地区名	第1出動					第2出動				
	出火覚知で別命なく出動	署出動区分	口数	ポンプ	小型	現場の地水利・気象状況により、火災の拡大が予想されるとき	署出動区分	口数	ポンプ	小型
宮津	宮津分団全個部	署2個小隊	12	6		栗田1部、吉津2部	署1個小隊	6	3	
由良	由良分団全個部 栗田1部・2部	署2個小隊	13	5	3	栗田3部	署1個小隊	3	1	1
栗田	栗田分団全個部	署2個小隊	15	4	7	宮津1部	署1個小隊	4	2	
文珠	吉津分団全個部	署2個小隊	9	4	1	宮津2・3部、府中1部	署1個小隊	7	3	1
須津	吉津分団全個部	署2個小隊	9	4	1	宮津3部、府中2部	署1個小隊	6	3	
府中	府中分団全個部 吉津2部、日置1部	署2個小隊	10	4	2	吉津1部、日置2部	署1個小隊	6	3	
日置	日置分団全個部 府中1部・養老3部	署2個小隊	10	3	4	養老1部1班・2部	署1個小隊	4	1	2
世屋	日置分団全個部 養老1部1班・3部	署2個小隊	10	3	4	府中1部、養老1部	署1個小隊	5	2	1
養老	養老分団全個部	署2個小隊	14	4	6	日置2部	署1個小隊	4	2	
日ヶ谷	養老分団全個部	署2個小隊	14	4	6	日置2部	署1個小隊	4	2	
<p>第1出動 第1出動は、火災覚知(出火サイレン吹鳴等)により別命なく出動する。 第1出動であって火災地区以外の出動分団については、火災種別に関係なく応援サイレンを吹鳴する。 第1出動であって火災地区以外の出動分団については、あらかじめ地区別に指定された部に加えて、他の部を定めておくことができる。 第1出動の現場指揮は、火災地区の分団長とする。</p> <p>第2出動 第2出動の発令は、現場指揮・消防団長(副団長、分団長)・消防署長の協議により行う。 第2出動における現場本部の長は、消防団長(又は副団長)とする。</p> <p>特命出動 特命出動は、上記1及び2において更に消防力増強のため、特定の分団・部に対して消防団長が命令を発する。</p> <p>警戒出動(担当地区分団長又は消防団長の指示により出動する) 火災とまぎらわしい火災(煙)等が望見され、調査等の必要があると認められるとき。 気象条件等により、火災・その他の災害の発生が予測されるとき。 その他特に必要があるとき。 火災サイレン = 5秒吹鳴・3秒休止 × 10回 応援サイレン = 30秒吹鳴・3秒休止・5秒吹鳴・3秒吹鳴・5秒吹鳴</p>										

須津地区又は府中地区が火災のときは、与謝野町消防団岩滝方面隊から応援出動がある。また、与謝野町岩滝で火災のときは、吉津分団及び府中分団が応援出動する。

養老地区又は日ヶ谷地区が火災のときは、伊根町消防団から応援出動がある。また、伊根町の一部で火災のときは、養老分団又は日ヶ谷分団が応援出動する。

宮津市消防団の林野火災等出場区分

地区	第1出場	第2出場
宮津 上宮津	宮津分団全個部	現場指揮者、消防団長、消防署長が協議して出動分団等を決定する。
由良	由良分団全個部	
栗田	栗田分団全個部	
文珠	吉津分団全個部	
須津	吉津分団全個部	
府中	府中分団全個部	
日置	日置分団全個部	
世屋	日置分団全個部	
養老	養老分団全個部	
日ヶ谷	養老分団全個部	

別表 3

区分 信号種別	サイレン信号	打鐘信号	摘 要
地区内 火災信号	5秒 5秒 5秒 3秒 3秒 (5秒吹鳴、3秒休止を10回)	0-0-0-0-0-0 (連続打)	この信号は火災の状況により消防長又は消防団長の指示があった場合は、第2回、第3回と発信することができる。
地区外 応援信号	30秒 5秒 5秒 3秒 3秒 (長声1回、短声2回吹鳴)	0-0 0-0 0-0 (2点打の反復)	この信号による消防団員の出場区分は、当該地区消防分団長の指示による。
団員招集	40秒 (長声1回吹鳴)	0 0-0-0 0 0-0-0 (1点と3点との班打)	この信号は、緊急に消防団員を招集する信号である。
鎮火信号	40秒 (長声1回吹鳴)	0 0-0 0 0-0 (1点と2点との班打)	出火信号を発した場合は、鎮火と同時にこの信号を発信する。
火災警報 発令信号	30秒 30秒 6秒 (長声1回吹鳴)	0 0-0-0-0 (1点と4点との班打)	この信号は、気象状況が火災の予防上危険であると認められ火災警報の発令を伝達する場合に、発信する。
火災警報 解除信号	10秒 10秒 3秒 (10秒吹鳴、3秒休止約1分間吹鳴)	0 0 0-0 0 0 (1点2個と2点との班打)	火災警報の解除を伝達する場合に発信する。 火災警報発令信号を発した場合は、必ずこの信号を発信する。

宮津市・与謝野町消防団火災応援覚書

(趣旨)

宮津市並びに与謝野町消防団は、昭和40年10月に締結した消防相互応援協定に基づき、両市町で発生した火災について別命なく応援出動をおこなっていたが、両市町消防団の消防力の強化並びに常備消防体制の充実と消防無線の整備等により、相互応援協定をそこなうことなく下記のように覚書をする。

(目的)

両市町消防団は、消防応援協定書に基づく応援によるもののほか、本覚書の趣旨に基づき、次の両市町の境界付近で火災等が発生した場合の取り決め事項として、相互に応援し火災等に因る被害を最小限に防ぐことを目的とする。

(出動する範囲)

1. 宮津市須津地区の火災については、与謝野町消防団岩滝方面隊第3分団(岩滝)が応援出動する。(A地区)
2. 宮津市府中地区の火災については、与謝野町消防団岩滝方面隊第4分団(男山)が応援出動する。(B地区)
3. 与謝野町岩滝地域の火災については、宮津消防団吉津分団第1部(須津)及び府中分団第2部(溝尻)が応援出動する。(C地区)

上記、A、B、C地区(別図)の火災において、火災発生市町分団長等から応援要請があれば、各区分に揚げる部隊を迅速に派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

応援市町消防団は、被応援市町消防団指揮者の指揮下に入るものとする。

(費用負担)

応援に要した費用については、応援市町が負担するものとする。ただし、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費については、被応援市町が負担するものとする。

(疑義)

この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両団長がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(施行期日等)

この覚書は平成21年4月1日から施行する。

出勤範囲



宮津市・伊根町消防団火災応援覚書

(趣旨)

宮津市並びに伊根町消防団は、昭和40年10月に締結した消防相互応援協定に基づき、両市町で発生した火災について別命なく応援出動をおこなっていたが、両市町消防団の消防力の強化並びに常備消防体制の充実と消防無線の整備等により、相互応援協定をそこなうことなく下記のように覚書をする。

(目的)

両市町消防団は、消防応援協定書に基づく応援によるもののほか、本覚書の趣旨に基づき、次の両市町の境界付近で火災等が発生した場合の取り決め事項として、相互に応援し火災等に因る被害を最小限に防ぐことを目的とする。

(出動する範囲)

4. 宮津市大島地区(京洋丹後半島給油所付近まで)の火災については、伊根町消防団第1分団第1部(日出、高梨、平田)が応援出動する。(A地区)
5. 宮津市厚垣、田原、落山の各地区の火災については、伊根町消防団第2分団第4部(筒川地区)が応援出動する。(B地区)
6. 伊根町字日出、高梨地区の火災については、宮津消防団養老分団第2部(大島)が応援出動する。(C地区)
7. 伊根町字成、湯之山、滝根、菅野、越山の各地区の火災については、宮津市消防団養老分団第1部(岩ヶ鼻)が応援出動する。(D地区)

上記、A、B、C、D地区の火災において、火災発生市町分団長等から応援要請があれば、各区分に揚げる部隊を迅速に派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

応援市町消防団は、被応援市町消防団指揮者の指揮下に入るものとする。

(費用負担)

応援に要した費用については、応援市町が負担するものとする。ただし、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費については、被応援市町が負担するものとする。

(疑義)

この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両団長がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(施行期日等)

この覚書は平成20年12月20日から施行する。

出勤範囲



【マニュアル編】

宮津市消防団災害現場活動要領

第1(趣旨)

消防団活動基準第14条の規定に基づき消防団の災害現場における活動要領について必要な事項を定める。

第2(消防団の行動)

法的根拠(消防組織法第18条)

第18条(消防団の設置、組織、行動等) 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 宮津市消防団規則(昭和29年9月9日規則第13号)

第3(組織別の任務)

組織区分		火災等現場活動上の任務
団本部	団本部	1 担当分団区域内の火災等の災害出動に関する事。 2 消防団の「指揮統制」に関する事。 3 「現場指揮本部との連絡調整」に関する事。 4 「現場指揮本部からの指示命令の伝達」に関する事。 5 消防団の活動状況の把握に関する事。 6 出動団本部員の把握に関する事。 7 「現場指揮本部の補助的業務」に関する事。 8 その他災害現場活動上必要な業務の実施に関する事。
分団本部	分団本部	1 「分団の指揮統制」に関する事。 2 出動分団員の把握に関する事。 3 「消防署隊との連絡調整」に関する事。 4 「指示命令の伝達」に関する事。 5 分団活動状況の把握及び団長に対する報告に関する事。 6 「現場指揮本部の補助的業務」に関する事。
団員	情報収集担当	1 「情報収集及び報告」に関する事。 2 「避難誘導」に関する事。 3 「消防警戒区域の設定」に関する事。
	消火担当	1 消火資機材を活用して「単独又は消防署隊とともに消火活動の実施」に関する事。 2 「中継送水活動」に関する事。

第4 (出動種別及び出動範囲)

火災等の出動種別は、第1出動、第2出動、特命出動及び応援出動とし、出動範囲は次のとおりとする。

- (1) **第1出動**は、分団区域内の火災等(分団区域外(近隣)への出動含)
- (2) **第2出動**は、第1出動では対応できない火災で別表に定める出動区分による。
(分団区域外(近隣)への出動)
- (3) **特命出動**は、第1、2出動で対応できない火災で延焼拡大が予想される場合等消防団長が特に必要と認めるもの。(宮津市域内の分団区域外への出動)
- (4) **応援出動**は、応援協定に基づく要請があった場合等(宮津市域外への出動)

第5 (出動指令)

火災等の出動指令は次のとおりとする。

- (1) 第1出動 出火サイレン及びメールによる。
- (2) 第2出動 応援サイレン及びメールによる。
- (3) 特命出動 団長命令による。
- (4) 応援出動 応援サイレン及びメールによる。

第6 (出動要領)

団員は、第1出動区域内の火災等の発生を認知したとき又はサイレン等により出動を命じられた場合は、ただちに次により出動するものとする。

- (1) 出動時の服装は、原則として活動服等災害活動を行うために適した服装とする。
- (2) 出動手段は、原則として消防自動車、徒歩、自転車等とする。
- (3) 消防自動車による出動は、乗車定員を遵守する。

第7 (消防自動車の緊急走行)

運転は、指定された者が行うとともに、運転中は次の事項に留意し、安全運転に努めるものとする。

- (1) 道公法その他道路交通に関する法令を遵守すること。
- (2) 信号機の設置されている交差点を「赤」又は「黄」信号時に通過するとき又は信号機の設置されていない交差点を通過するときは、一時停止を行ったうえで、他の交通に注意をはらい、安全を確認後、徐行して進行すること。
- (3) 運行中はハンドル又はブレーキの急操作を努めて避けること。
- (4) 降雪等のため、滑りやすい道路を運転するときは、高速運転を避け、特にブレーキの操作に注意し、スリップによる事故の防止に努めること。
- (5) 同乗者は運転者の補佐的立場にあるものとして、車両の運転中は運転者と同様に安全運転に留意すると共に、車載放送設備を有効に活用すること。
- (6) 運転者は過労、病気その他の理由により正常な運転ができない恐れがあるときは、運転者を交代する等必要な処置を行うこと。
- (7) 乗車員全員で連携し、相互に車両周囲の死角を補うこと。

第8(火災現場活動の基本)

火災現場活動は、現場指揮本部のもとに行動することを基本とし、指揮系統の一元化と災害状況即応体制確立の迅速化を図るものとする。

第9(行動の原則)

火災現場における行動は、次によるものとする。

- (1) 消防車両の乗車定員を厳守し、車両後部に掴まっての出勤は絶対に行わないこと。
- (2) 火災出勤時については、次のものを装着する。
 - ア 可能な限り防火衣、防火用ヘルメットを着用すること。
 - イ 革手袋又はケブラー製手袋を着用すること。
 - ウ 夜間活動の際には、ヘッドライト等を携帯すること。
- (3) 消防署隊の到着前においては、上席の団員の指揮のもとに次の行動を行う。
 - ア 火元建物の火勢制圧並びに延焼防止のための注水
 - イ 要救助者の有無の確認
 - ウ 老人、幼児、病弱者等の有無等人命危険に関する情報の収集
 - エ 延焼状況の把握
 - オ 人命救助等を要する場合の救助、避難誘導等
- (4) 消防署隊到着後においては、次によるものとする。
 - ア 団本部員及び分団本部員は、現場指揮本部のもとで担当任務を処理するほか、所属団員の行動掌握に努めるとともに、消防署隊との緻密な連携を保持し、災害活動の効果挙揚を図るものとする。
 - イ 団員は、現場到着と同時に現場指揮本部又は最寄の消防署隊に出勤報告(現場到着報告と同時に活動指示を仰ぐ)をするとともに、ただちに上席の団員の指揮のもとに、所定の任務を遂行する。

第10(火災以外の出勤(大規模災害(地震・水害等)を除く))

出勤の原則は、消防団長の出勤命令によるものであること。よって、分団長等に地元からの出勤要請があった場合は、速やかに団長に報告し、指示を仰ぐものとする。

ただし、分団区域内の出勤で、出勤命令を待ついとまがない場合は、分団長は出勤後速やかに団長に報告するものとする。

- (1) 行方不明者等の捜索については、次により出勤するものとする。
 - ア 団長の出勤命令による。
 - イ 地元自治会長からの出勤要請を受けた場合は、速やかに団長に報告し、指示を仰ぐ。
 - ウ 警察からの出勤要請を受けた場合は、速やかに団長に報告し、指示を仰ぐ。
- (2) その他の災害は、火災現場活動に準じるものとする。

火災現場活動要領(細部)

1 基本的な事項

業務の種類	活動内容	摘要
人命救助	消防署隊到着前における火元建物等の人命検索(聞込み)、人命救助活動並びに避難誘導	消防署隊が到着したならば、直ちに消防署長等に状況報告する。
消火	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器等による初期消火活動並びに関係者への初期消火活動の指示 2 消防署隊到着前における火元建物の火勢制圧並びに延焼防止のための注水(要救助者があるときは、その防護を主眼とする注水) 3 消防署隊と連携しての火勢の鎮圧注水 4 消防署隊の人命救助活動時における援護注水 5 消防活動上の障害排除 6 その他消火活動上必要な業務 	消防署隊が到着したならば、直ちに消防署長等に状況報告するとともに、活動指示を仰ぐ。
充水	消防署隊引揚後における消火栓圧力を利用した防火水槽(池)への充水	

2 消火活動

業務の種類	活動内容	摘要
消火活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署隊の筒先補助 2 放水時の漏水防止処置 3 積載梯子の架梯並びに確保 4 とび口を活用して注水障害物の除去 5 照明作業の補助 6 通行車両の誘導(ホースブリッジの監視等) 7 送水隊の水利部署時の補助 8 延長ホースをはじめとする使用機材の撤収並びに収納 9 その他災害の様相に応じ消防署隊と連携して行う行動 	

3 情報収集

業務の種別	活動内容	摘要
情報収集	1 火元建物の家族の状況の掌握(寝たきり老人、老人の一人暮らし、身体障害者等を重点)並びに報告 2 火元建物等の危険物の有無、位置、数量などの状況掌握並びに報告 3 関係者及び避難者等の状況の掌握並びに報告 4 地域住民を通じての各種情報の収集並びに報告	原則として現場指揮本部(又は消防署長等)へ報告する。
広報	拡声器又は拡声装置を活用しての広報活動 1 群衆整理の広報 2 付近住民に対する警火心の喚起 3 異常気象時の飛火警戒等の広報 4 ガス、油類等の流出時の警戒広報 5 その他消防活動上必要な広報	原則として現場指揮本部の指示を受ける。

4 警戒

業務の種別	活動内容	摘要
消防警戒区域等の設定	1 ロープ等による消防警戒区域の設定並びに当該区域への出入り禁止若しくは制限等 2 現場保存区域の監視、警戒	消防署隊到着時に消防警戒区域設定の指示を現場指揮本部から受ける。
飛火警戒	1 高所見張り、巡ら等による飛火火災の早期発見 2 移動配備あるいは消火器の集中配備等を行い、地域住民等の協力を得ての飛火警戒	部隊配備の必要性から原則として、現場指揮本部の指示を受ける。
再出火防止警戒	原則として、水利部署し、ホース延長を行っての消防署隊引揚後の再出火防止、警戒	異常をみとめたときあるいは警戒終了時には必ず現場指揮本部(又は消防署)へ報告する。

5 水利部署

業務の種別	活動内容	摘要
水利部署	1 吸水措置の補助 2 水量の少ない河川、防火水槽等に部署した消防署隊に対する水量又は揚水確保の補助並びに吸水障害の排除補助	

6 ホース延長

業務の種別	活動内容	摘要
ホース延長	1 送水隊から先行隊への中継用ホースの延長 2 増加ホース等の搬送並びに増加ホース延長補助 3 延長ホースの曲折部等の修正	

7 資機材搬送

業務の種別	活動内容	摘要
各種資機材の搬送	1 積載梯子の搬送 2 破壊器具の搬送 3 照明資機材の搬送 4 その他現場必要資機材の搬送	

8 避難誘導

業務の種別	活動内容	摘要
避難誘導	火元及び延焼建物に隣接する建物からの関係者の避難誘導	火元・延焼危険建物からの救助・誘導は原則として消防署隊が行う。

9 充 水

業務の種別	活 動 内 容	摘 要
充 水	消防署隊が使用中の水利に対する消火栓圧力を利用したの充水	水利統制等について現場指揮本部の指示を受ける。

10 消防署隊との協力

常備、非常備が一体となり、組織的に効率的な消防活動を行うことにより、被害を最小限度にとどめることができるものである。

火災予防活動要領(細部)

1 組織別の任務

組織区分	火災予防活動上の任務
団本部	1 火災予防活動等に係る総括 2 その他市長及び消防長または消防署長との連携で、特に火災予防上必要と認められた事項に関すること
分団	1 防火広報に関すること 2 防火・防災指導に関すること 3 消火器・消火栓取扱い指導に関すること 4 住宅用防災機器(住宅用火災警報器等)の普及に関すること 5 防火訪問に関すること 6 その他市長及び消防長または消防署長との連携で、特に火災予防上必要と認められた事項に関すること 原則として、分団区域内での活動とする。

2 活動別要領

業務の種類	活動の内容	活動の時期
防火広報 (巡回広報)	消防車両等を用いて巡回し車載拡声器等により地域住民に対して火災予防を呼びかける。 別添「車載放送設備等での広報文例」参照	火災多発期、火災警報、注意報発令時、火災予防運動及び年末警戒等で団長が指示するとき。
消防PR	出初式等で、分列行進、一斉放水等を一致団結して、市民に披露し広く消防をアピールする。	出初式その他、操法大会、防火行事等で団長が指示するとき。
防火指導	1 防火座談会等を通じ、火災の恐ろしさ、人命の尊さ等を講話し、地域住民に防火意識の高揚と、防火知識の向上を図る。 2 消火器、消火栓の取扱い方法を地域住民に指導し、消火技術を習得させ、万一の災害に備えさせると共に、地域住民に防火意識の高揚と、防火知識の向上を図る。	自治会等により依頼があったとき。
防火訪問	一人暮らし高齢者等へ訪問して火の元点検等を実施し、不備があれば指導することにより出火危険を未然に防ぐ。 また、避難方法等を講話し、逃げ遅れによる人命危険を未然に防ぐ。	火災予防運動時、防火行事等で団長が指示するとき。

3 自主防災組織指導

(自主防災組織と消防団の関係)

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分達で守る」という自助・共助の精神で自主的に組織された住民団体であり、一方消防団は、市町村の消防機関として位置づけられ、火災予防や消火活動等の消防事務を行う組織である。

また、消防団は各種の教育・訓練を受け、防災についての知識と技術を身につけた団員で構成されている。したがって、消防団は消防署と一体となって自主防災組織の育成指導にあたるものとし、地域防災の充実強化を図っていくものとされている。

したがって、消防団と自主防災組織の関係から、消防団員は原則として自主防災組織の役員とはならないこととされている。

分団独自で地域防火訓練や自主防災組織の訓練等の指導を実施する場合は、事前に総務部消防防災課へ連絡すること。

大規模災害と消防団活動

第1 水 防(台風・豪雨・洪水・土砂災害等)

1 基本的な事項

本市における水防事務は消防機関が行うこととし、消防団は水災時には「水防団」を兼ねるものである。(水防法第5条)

出動の原則は消防団長の出動命令によるものであること。ただし、同時多発的に災害が発生するなど、出動命令を待ついとまがないときは、分団長の判断で団員を招集し水防活動を行うことが出来る。

この場合、分団区域内の災害の状況及び団員の出動状況について消防無線等を活用し団本部に逐次報告するものとする。又、地元自治会長、消防署、地区駐在員等との連携を密にすると共に、連携を図るための拠点場所をあらかじめ指定しておくこと。

(水防活動時の任務)

- (1) 警戒活動(堤防、河川、ため池など)
- (2) 水防活動(水防工法などによる被害の軽減)
- (3) 水没した道路等危険箇所の交通遮断(道路管理者がくれれば引き継ぐ)
- (4) 災害状況の把握と団本部への報告。(自治会長・消防署・地区駐在員との連携)
- (5) 車載放送設備等を活用した各種広報活動
- (6) 住民の避難誘導、危険が切迫した際の自主避難の呼びかけ。(自治会長・消防署・地区駐在員との連携)
- (7) 住民への避難勧告・指示の伝達(災害対策本部の指示による)(自治会長・消防署・地区駐在員との連携)
- (8) 避難所開設時の避難者の把握(避難所責任者(市職員)、地区駐在員との連携)
- (9) その他

第2 震災・津波対策

1 初動措置

地震による被害の中で最も恐ろしいのが火災である。地震発生後は、生命の危険が先行し、火の始末、初期消火までは行き届かず、同時に火災の多発が考えられる。消防隊も火災の多発によりすべてに対応できず、また、道路の交通障害発生への恐れもあり、現場へ急行できない。こうした中で迅速な初期消火活動が被害拡大防止の第一歩となる。

(1) 身体防護

地震が発生した場合、まずは自身及び周りの者の身体防護に心がける。

(2) 出火防止

ア 自宅の出火防止

イ 近隣への出火防止等の呼びかけ

(3) 近隣居住者の安否確認・救助

ア 特に一人暮らしの老人等自力避難が困難な方の情報を的確に収集する。

イ 緊急に救助が必要な場合は近隣の住民に協力を依頼する。

2 参集(震度5弱以上は消防車庫等へ自動参集)

地震発生後、消防団が迅速・確実な活動を行うためには団員の確保が第1条件である。そのため、いかに早く活動体制を確立できるかが大きなポイントとなるため、自宅等での安全確認措置が終了すれば、直ちに参集を開始する。

震度5に至らない地震発生時においても近隣・地域の被災状況を把握し、異常があれば分団長等を通じ指令室等に通報する。

参集に当たっては「消防団参集フローチャート」(P25)を参照すること。

(1) 情報収集

参集途上においては地域の被災状況等情報収集を積極的に行う。

(2) 救助活動

参集途上等において要救助者を発見したときは次による。

ア 容易に救助できるときは救出活動を行う。

イ 救助に時間がかかる場合は、要救助者の生命に危険がある場合等の特別の事情がない限り、付近住民に任せて指定された場所に参集する。

(3) 消火活動

[資 2-14-03]

参集途上等において火災を発見したときは、自らがリーダーとなって付近住民を指揮し次により積極的に消火活動を行う。

- ア 自力消火が可能な場合は、消火器やバケツリレーなどにより積極的に消火活動を行う。
- イ 自力消火が不可能な場合は、付近住民に可能な範囲での消火活動を指示し、分団本部等に連絡又は急行し火災発生を報告を行い、消火活動に移行する。
- ウ 消防署隊の応援は期待できないとの認識で活動する。

3 消防車両の退避(津波警報発令時)

津波警報発令の時は、団員の安全確保を前提に、各分団にて事前に定めた緊急待機場所に消防車両を移動すること。

緊急待機場所は、市が指定する避難高台を避け、住民避難の支障にならないことを前提に定めておくこと。

4 津波災害時の活動

別に定める「宮津市消防団津波災害時の消防団活動・安全マニュアル」による。

第3 原子力災害対策

1 初動措置

原子力災害においては、福井県での大規模な地震や、高浜原子力発電所の事故報告を受け、京都府の指示連携のもと、市が発令した「警戒体制」の指示に基づき、自宅等において情報収集を行う。

2 参集

原子力災害にかかる「警戒体制」発令後、消防団長の招集に応じ参集する。ただし、自治会避難対策本部員を兼ねる団員は、自治会活動を優先する。

なお、情報収集、救助・消火活動は、震災・津波対策と同様とする。

消防団長の招集がない場合、原則、自宅等において情報収集を行う。

第4 国民保護法に基づく活動

1 基本的な事項

国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための法律)が平成 16 年9月 17 日に施行されました。

(1) この法律で想定されている武力攻撃事態

武力攻撃事態とは「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」であり想定する事態は次のとおりです。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) 航空機による攻撃
- (3) 弾道ミサイルによる攻撃
- (4) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

(2) 消防の任務

(国民保護法第 97 条第7項)

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

(3) 消防団の役割

国の避難指示が京都府知事を経由して市長に伝達された際、市長は消防長、消防団長を指揮し避難住民の誘導を行うこととされている。(避難誘導は市域・府域を越えて行う場合がある。)

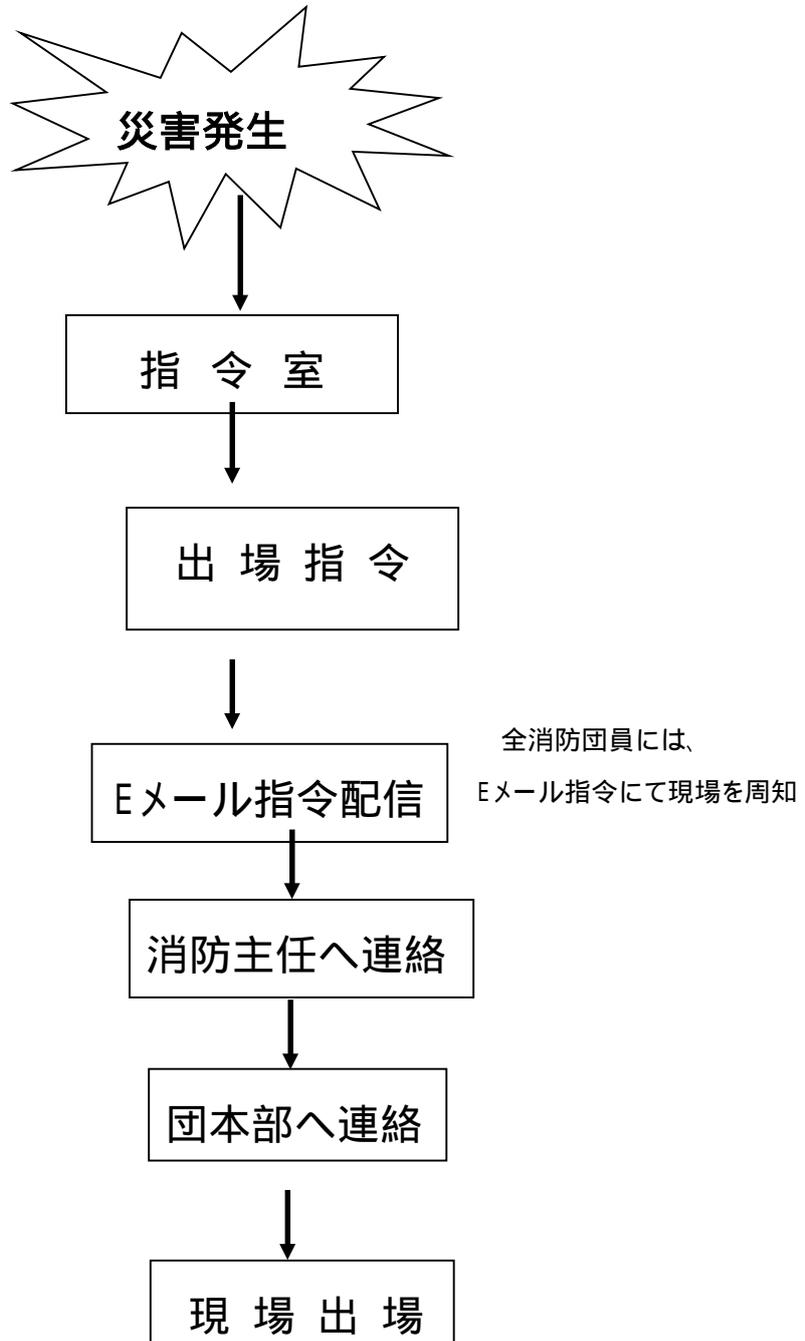
車載放送設備等での広報文例

こちらは、宮津市消防団 分団です。

火災現場	消防団が到着しました。消火作業の障害とならないようにご協力下さい。
	現場付近は大変危険です。消防警戒区域の外に出て下さい。
	現在、火災により 通りは、全面通行止めです。車両の通行はできません。警察官の指示に従って通行して下さい。
	現場付近の皆さんにお願いします。消防車が出動して消火活動にあたっています。鎮火までにはまだ時間がかかります。もうしばらくご協力をお願いします。
防火広報	月1日は「防火の日」です。
	空気が乾燥し、風の強い日も多くなっています。
	風の強い日は、焚き火や野焼きなどは控えましょう。
	大変空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況となっています。
	火の取扱いには十分注意をして下さい。
	焚き火や、花火遊びなどの火の取扱いには十分注意しましょう。
	タバコの投げ捨ては、絶対しないようにしましょう。
	いざというときに備え、消火用の水バケツや消火器を準備しましょう。
	暖房器具の取扱いには、十分注意しましょう。
乾燥機代わりの使用や、火を付けたままの給油は大変危険です。	
台風広報	大型で強い台風 号が接近しています。
	強風や大雨に伴う警戒を行うとともに、次のことに注意しましょう。
	火の元に十分注意しましょう。
	飛びやすいものは整理しましょう。
	強風時にはできるだけ外出しないようにして下さい。
	河川のはんらん、土砂災害に注意して下さい。
大手川水位 由良川水位	このサイレンは、大手川(由良川)の水位が警戒水位を超えたことをお知らせするサイレンです。今後の気象状況に注意して下さい。
	このサイレンは、大手川(由良川)の水位が危険水位を超えたことをお知らせするサイレンです。
	今後水位が上昇する恐れがあります。避難の準備をして下さい。
避難勧告 避難指示	ただいまのサイレンは 地区に避難勧告(避難指示)が発令されたことを知らせるサイレンです。
	地区に避難勧告(避難指示)が発令されました。 危険ですので指定された避難所(小学校)へ避難して下さい。

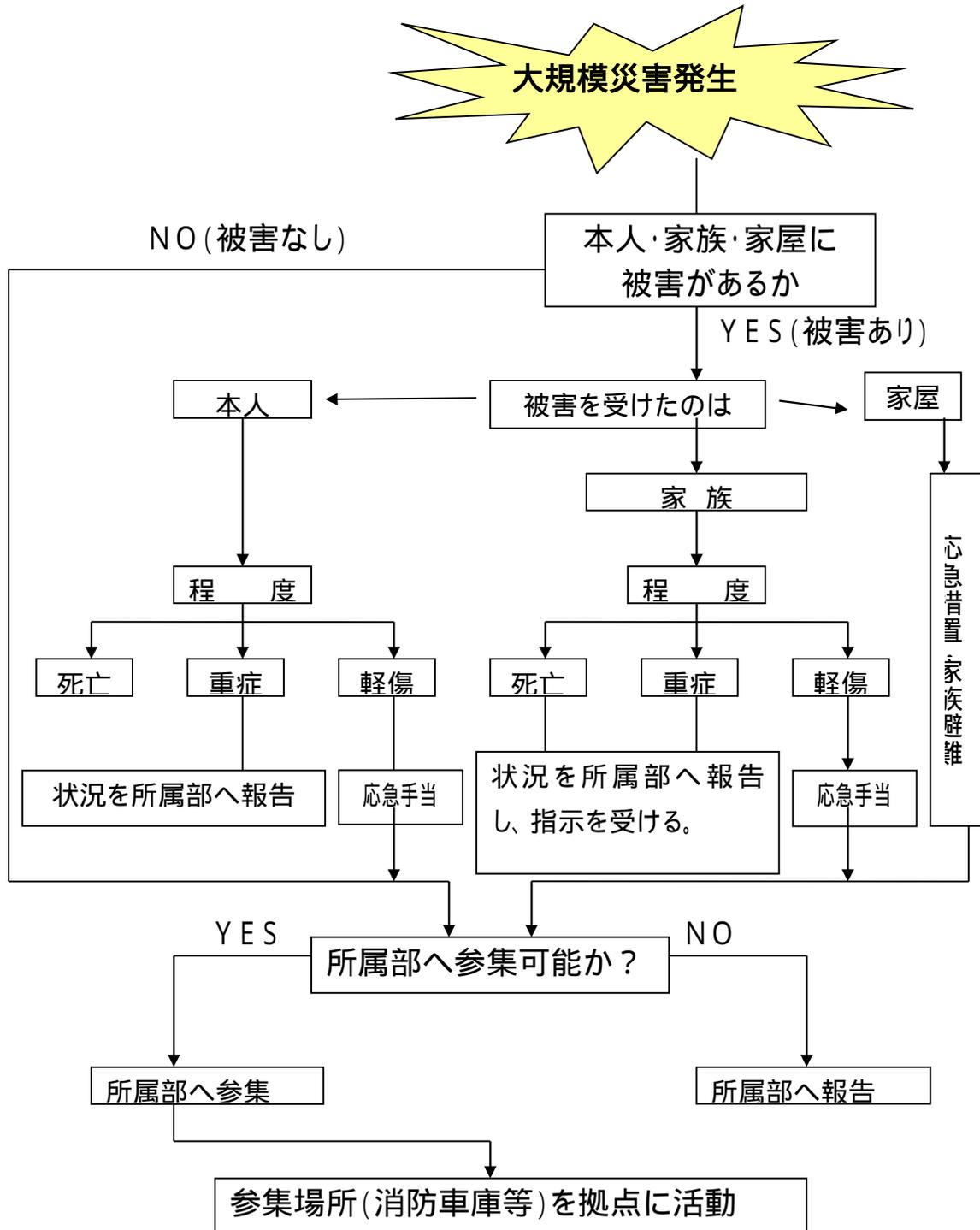
[資 2-14-03]

災害発生時の連絡体制



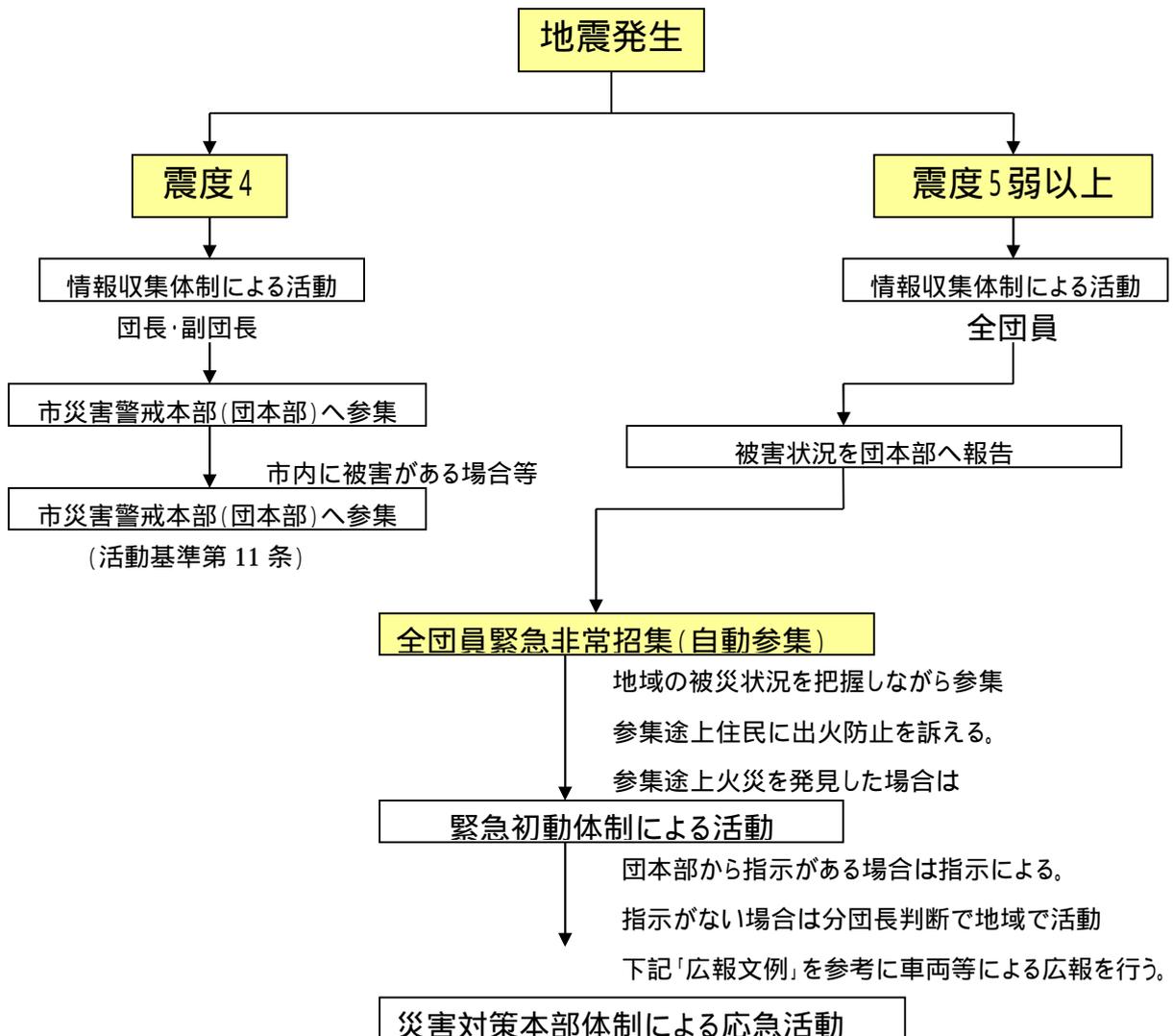
現場本部の指示により鎮火サイレンの吹鳴

消防団参集フローチャート



団員、家族等の安否については、各所属部・分団で把握すること。

大規模地震発生時における出動体制



参集について

震度5弱以上の地震が発生すれば、消防団員は全員、消防車庫等(指定場所)へ自動参集する。

震度4以下の地震の場合であっても、被害状況により非常招集(活動基準第11条)が発令される場合がある。(市長、団長の協議)

宮津市消防団 津波災害時の消防団活動・安全マニュアル

第 1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第 2 津波ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって被害想定を事前に把握しておくことが重要であることから、津波ハザードマップの被害状況や避難経路等を把握しておく他、以下の内容について把握しておくこと。

(1) 津波避難対象地域 津波浸水対象地域

(津波警報発令時、避難勧告又は避難指示の対象となる分団)

全分団

(2) 地域ごとの津波による被害想定

地 点 名	京都府(平成 28 年 3 月)		
	上段 津波が最も高くなるケース		最高津波水位 (T.P.m)
	海面変動影響開始 時間(分)	最高津波到達時間 (分)	
由良	13	34	2.3
栗田	14	29	2.3
島陰	10	20	3.0
田井	44	69	1.6
	13	29	1.5
宮津	21	92	2.0
文珠	29	35	1.0
溝尻	-	262	0.6
江尻	42	110	1.4
	16	42	1.3
日置	13	43	1.7
養老	39	73	1.7
	9	26	1.5

(3) 避難先から退避先・避難所

避難所一覧は、宮津市地域防災計画に記載

(4) 避難路

避難路は公道及び避難所に通じる道路等であって、住民を迅速かつ安全に避難させることを可能とする道路。

第3 参集及び出動

(1) 津波警報発令時の参集場所は、団員の安全確保を前提に、各分団にて定めた緊急待機場所に車両を移動し参集すること。なお、緊急待機場所は、住民避難の支障にならないことを前提に定めておくこと。

(2) 出動は、複数人が参集した後、分団長の指揮の下、活動すること。

(3) 参集途上において、津波に巻き込まれないよう、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集を行い参集ルートに注意すること。

(4) 参集途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集し、参集場所から団本部への報告を実施すること。

(5) 以下の装備を必要数配備し、出動する際は必ず着用し活動すること。

ア 活動服

イ ヘルメット及びヘッドライト

ウ 安全靴

エ 耐切創性手袋（ケブラー手袋）

オ 救命胴衣

カ 携帯無線機

(6) 出動する際は、団本部、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、団員の生命に危険が及ぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、団本部へ報告すること。

第4 消防団の活動と安全管理

(1) 全般的事項

ア 団本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間を判断し、団員に伝達する。

・関係機関連絡先

宮津与謝消防組合消防本部 災害連絡先 0772(46)6119

宮津警察署 災害連絡先 0772(25)0110

宮津市災害対策本部 災害連絡先 0772(45)1604

- イ 原則として、2名以上で活動すること。
- ウ 分団長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自団の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に団員に指示すること。
- エ 分団長は、無線機等で団本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。
- オ 分団長は、団本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況を特に注意するとともに自団を速やかに安全なところに退避させること。
- カ 車両を離れる場合で、3名以上の場合には、原則として1名を車両に残し、無線機等による団本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。また、車両は直ちに退避できるよう停車位置や向きに留意すること。原則として無線機等を携帯し、ラジオ等からの津波情報にも十分留意すること。

第5 避難誘導、避難広報等

(1) 車両と伴に活動する場合

- ア 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線等、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒すること。また、常に高台等への退避ルートを念頭において活動すること。
- イ 避難誘導は、事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は、事前に設定しておいた別ルートを選定する。

(2) 車両から離れて活動する場合

- ア 原則として、2名以上で行動し、団員全員が分団長と連絡を取れる態勢をとること。なお、原則として、車両のサイレン音が聞こえる範囲で活動すること。
- イ 原則として、1名は車両で待機し、無線機等による団本部との連絡、ラジオ等での情報収集、周囲の状況把握を行うこと。
- ウ 車両は出来る限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。

第6 退避ルールと情報伝達手段

(1) 退避ルール(緊急移動)

- ア 津波浸水対象地域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。

イ 活動する場合においては、分団長が「出勤時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避時間」(安全な高台等へ避難するために要する時間)や「安全時間」(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)を差し引いた「活動可能時間」を設定し、その時間内で活動を行うものとする。

ウ 分団長は、活動可能時間に到達した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

エ 退避ルールとして、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避(緊急移動)は、津波到達予想時刻 10 分前を目途に退避を優先する。

(2) 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンなども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

第7 活用方法

ア 通信の原則

(1) 活動資機材

携帯無線機、その他双方向の通信伝達手段を確保するための携帯電話等

(2) 活用方法

ア 通信相互間が競合する場合は、情報伝達、指示命令、状況報告の順とする。

イ 消防本部通信と消防団通信が競合する場合は、消防本部通信を優先する。

京都丹後鉄道雨量積雪対策

雨量計設置停車場等	運転規制区間	延長	運転規制の規準					
			徐行運転			運転中止		
			時	連	連+時	時	連	連+時
四所	西舞鶴・東雲	9K 050m	(ミ) 35	(ミ) 200	(ミ) 100+10	(ミ) 45	(ミ) 325	(ミ) 150+15
丹後由良	東雲・栗田	11K 290m	25	150	50+10	35	300	100+15
宮津	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野	天橋立・京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
峰山	京丹後大宮・網野	12K 770m	40	250	100+15	50	350	150+20
夕日ヶ浦木津温泉	網野・小天橋	10K 980m	25	150	50+10	35	300	100+15
久美浜	小天橋・コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15
豊岡	コウノトリの郷・豊岡	3K 231m	40	250	100+15	50	350	150+20
辛皮	宮津・大江山口内宮	12K 800m	30	200	100+10	40	300	150+15
福知山運転所	大江山口内宮・福知山	17K 600m	30	200	100+10	40	300	150+15

(注) 1. 徐行運転は、1時間30km以下の速度で運転。

2. 規制区間の境界は、停車場の中心とする。

3. 「連」は、連続雨量を示す。

連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量(12時間内の中断は中断とみなさない。)をいう。

4. 「時」は、時雨量を示す。

時雨量とは、1時間以内の降雨量をいう。

5. 「連+時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準をいう。

段階別除雪の標準等

段階	気象状況	分岐器	排雪モーター 等の運転	旅客連絡の除 雪	ホーム・駅 広場等の 除雪	備考
第1次	降雪が予想さ れる時 気温 0 以下	電気融雪器 投入 カンテラ使 用				積雪量 10 cm ま で
第2次	降雪量 10 cm ~ 30 cm	必要により 除雪要員の 派遣 必要により 社員立会で 除雪協力員 又は請負業 者による除 雪	線区別に試運 転列車を運転 する。 (初列車対策) (倒竹木対策) 必要により排 雪モーター を運転する。	必要により 社員立会で 除雪協力員 又は請負業 者による除 雪 (但し、列車接 近放送設備 のある駅は 社員立会を 省略でき る。)	必要によ り除雪協 力員によ る除雪及 び地元 協力要 請	
第3次	降雪量 30 cm ~ 60 cm	除雪要員の 派遣 必要により 社員立会で 除雪協力員 又は請負業 者による除 雪	排雪モーター を運転する。 状況により営 業列車の一部 を運休する。		必要によ り除雪協 力員によ る除雪及 び地元 協力要 請	
第4次	降雪量 60 cm以上	社員立会で 除雪協力員 又は請負業 者による除 雪	排雪モーター の運転 状況により営 業列車の一部 を運休する。 通勤・通学の 確保		同上	

宮津市ガス事業者一覧

事業所名	住所	電話番号
阿波島産業有限会社	宮津市字長江933	28-0827
小谷産業株式会社	宮津市字鶴賀2077-1	22-4191
小谷産業株式会社 宮津充填所	宮津市字須津2491-1	46-2621
小谷商事株式会社	宮津市字須津749	46-3515
小谷商店	宮津市字鶴賀2054	22-0134
上宮津ガスセンター	宮津市字喜多1267	22-4870
株式会社ガストピア	宮津市字本町824	22-8777
株式会社ガストピア	宮津市字須津2550	46-3041
株式会社ガスネット	宮津市字鶴賀2078	22-6228
株式会社京洋LPガス宮津営業所	宮津市字鶴賀2062-8	22-3260
三共ガス配送センター	宮津市字須津2552-1	46-4485
三幸ガス株式会社	宮津市字本町824	22-1135
三幸ガス株式会社 問屋町営業事務所	宮津市字獅子崎144-15	22-7321
JA全農京都LPガス宮津直売所	宮津市字須津12-6	46-0085
丹後瓦斯株式会社	宮津市字須津226-4	46-4155
中山商事株式会社 宮津営業所	宮津市字京街道204	22-3116
日引商事株式会社	宮津市字鶴賀2057-3	22-2154

防災用資器材備蓄調達マニュアル

第1 防災資器材等の整備

1 基本方針

災害応急対策に必要な備蓄資器材は、災害時にその機能を適切に発揮できるよう、点検整備を実施する。

また、水防倉庫のほかに、新たな防災用資器材庫の設置や避難所への防災に関連する資器材等の配備を検討する。

2 現況

防災関係の資器材庫としては、波路、長江の2か所に水防倉庫、宮津市防災拠点施設、宮津小学校校庭隅に宮津コミュニティ防災拠点施設などを設置している。

また、宮津与謝消防組合内に広域災害拠点施設を設置している。

3 計画

(1) 資器材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資器材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行う。

(2) 防災用資器材庫の設置等

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等とともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき避難救助用資器材等の整備を順次進める。

ア 市内における防災用資器材庫の設置

イ 庁舎付近における緊急資材置場の確保

ウ 自主避難所・避難所における防災用資器材の整備

(3) 資器材の整備品目と調達

防災用備蓄資器材等の整備品目、緊急時における調達方法についても検討する。

第2 水防関係

1 水防倉庫

施設名称	設置場所	面積
波路水防倉庫(兼用)	宮津市字波路 2194	130.04 m ²
養老水防倉庫(仮設)	宮津市字長江 471-1	23.40 m ²

【資 2-18-01】

宮津市防災拠点施設(兼用)	宮津市字魚屋 913	-m ²
宮津コミュニティ防災拠点施設(兼用)	宮津小学校校庭	-m ²

2 土のうステーション

施設名称	設置場所	面積
宮津市役所	宮津市字柳縄手 345-1	m ²
由良土のうステーション	宮津市	m ²

3 水防用資器材備蓄基準(府水防計画調査掲載品目)

(1) 水防施設

品目	基準数量	品目	基準数量
倉庫専用	-	倉庫兼用	2棟
トラック	-	水防車(消防車含)	34(34)台
荷車(リヤカー)	-	船(艇)	2艇
テレビ・ラジオ	1台	放送設備(有線)	-
無線機(携帯無線含)	95局	発電機(停電用)	-

(2) 水防資材

品目	基準数量	品目	基準数量
土のう袋	16,800枚	空俵	
かます	600枚	縄	20巻
杭(1m)	-	杭(2m)	500本
杭(4m)	-	鉄線	50kg
釘	20kg		

(3) 水防器材

品目	基準数量	品目	基準数量
掛矢	34丁	蛸づち	9丁
スコップ等	110丁	つるはし・鍬	5丁
のこぎり	25丁	鎌	5丁
斧・なた	10丁	ペンチ	5丁
金づち	5丁	照明器具	45個

4 水防倉庫の資器材の備蓄現況(平成 30 年4月1日現在)

宮津水防倉庫

品目	数量	品目	数量	品目	数量
携帯用拡声機	2 台	スコップ	110 丁	なた	10 丁
水防艇	2 隻	土のう(給水式)	130 袋	とび口	20 丁
船外機	2 台	土のう袋(麻、ビ)	16,000 枚	かけや	29 丁
オール	4 組	かます	120 枚	ペンチ	5 丁
救命胴衣	11 組	むしろ	50 枚	金づち	5 丁
投光器	18 台	縄	15 巻	じょれん	16 丁
水防用ライト	45 個	木 杭	400 本	つるはし	5 丁
救助用ロープ	6 組	鉄 杭	70 本	たこづち	8 丁
チェーンソー	2 台	針 金	50kg	かすがい	30 丁
排水ポンプ	3 台	釘	20kg	O型カラビナ	7 個
一輪車	4 台	のこぎり	25 丁	か ま	5 丁
トランジスターラジオ	1 台	手よき	15 丁		

養老水防倉庫

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かけや	5 丁	土のう袋	800 枚	木 杭	100 本
たこづち	1 丁	縄	5 巻		

第3 防災用資器材

1 備蓄場所

施設名称	設置場所	面積
波路水防倉庫(兼用)	宮津市字波路 2194	130.04 m ²
宮津市防災拠点施設(兼用)	宮津市字魚屋 913	-m ²
宮津与謝消防組合防災拠点施設(兼用)	宮津市須津 413-26	287.45 m ²
宮津コミュニティ防災拠点施設(兼用)	宮津小学校校庭	-m ²

第4 災害対策本部の資器材(防計一般第3編第1章第2節第6)

災害対策本部の資器材

品 名	現況	整備目標	備 考
< 防災鉄庫 >			
ラ ジ オ	1		
ヘッドランプ	3		
懐 中 電 灯	7		
本 部 旗	4		警戒本部 1 対策本部 2 除雪本部 1
手ぶくろ(白)	1		
現場用見取図板	1		
トランシーバー	3		
災害旗(青色)	17		宮津市

[資 2-18-01]

水防優先通行標識	21		水 宮津市
災害対策本部旗	1		
ハンドマイク	2		
ポット	1		
荷造りひも	1		
電池(単一形)	43		
旗	1		宮津市
腕章	121		(白)48 (青)73
ろうそく	89		(10号)12本(3号)77本
スリッパ	2		
ハンマー	1		
のこぎり	1		
ペンチ	1		
検電6本組	1		
マイク	1		
おしぼり(皿)	22		
(タオル)	68		
皿	20		
おわん	3		
< 宮津コミュニティ防災拠点施設 >			
バック毛布	1,050	市全体 4,120	
簡易トイレ	4		便槽容量 400
簡易給水貯水タンク	15		折畳式 1,000
緊急用飲料水袋	1,600	市全体 2,000	10
四ツ折担架	5		
ブルーシート	70		
ヘルメット	8		3本線 2 1本線 2 2本線 2 線なし 2
防寒具(上)	4		
防寒具(下)	15		
土のう袋(ビ)	53		黒色 55cm×70cm
かんじき	5		
鎌	3		
電気炊飯器	1		1.8
鍋	1		27cm
ガスコンロ	1		カセット式ボンベ 4本
簡易給水貯水タンク	10	市全体 30	折畳式 1,000

第5 災害時における応急食料等物資の調達に関する協定締結業者
資料編 1-07-02 「防災協定等締結先一覧」

第6 府の備蓄場所
宮津倉庫：宮津市字吉原府宮津総合庁舎内

第7 参考資料

緊急物資調達等の備蓄・調達に係る基本的な考え方

平成 18 年 3 月 総務省消防庁

緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書

平成 19 年 3 月 総務省消防庁

緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド

平成 26 年 2 月 農林水産省

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

平成 28 年 4 月 改定 農林水産省

災害時における乳幼児の栄養

IFE コアグループ

資料編 2-21-01 「自衛消防隊(自主防災組織)設置状況」

【消防防災課】

自衛消防隊(自主防災組織)設置状況(平成 29 年 3 月末現在)

	自治会名	組織数	人数		種別	活動内容			結成
			男	女		消火	防災	他	
中部地区	本町								
	魚屋								
	新浜								
	宮本	1	19	19	0	動力隊			
	万町								
	京街道								
	大久保								
	柳縄手								
	島崎								
	9 自治会中 1 自治会	1	19	19	0	動 1			
西部地区	金屋谷	1	47	29	18	消火栓隊			H20.4結成
	亀ヶ丘	1	26	26	0	消火栓隊			H20.12結成
	松ヶ岡	1	54	29	25	消火栓隊			H20.12結成
	池ノ谷	1	18	18	0	消火栓隊			H19結成
	白柏	1	23	16	7	消火栓隊			H19結成
	浪花								
	漁師町	1	17	15	2	消火栓隊			H20.12結成
	日吉	1	15	15	0	消火栓隊			H20.12結成
	杉末								
	9 自治会中 7 自治会	7	200	148	52	動 0			
東部地区	鶴賀	1	12	4	8	消火栓隊			H21.10結成
	城内	1	10	8	2	消火栓隊			H21.10結成
	城東	1	88	70	18	消火栓隊			H18結成
	城南								H26解散
	旭が丘								
	第2旭が丘								
	西波路	1	13	13	0	消火栓隊			H19結成
	波路町	1	11	11	0	消火栓隊			
	ゲンゼ								
	9 自治会中 5 自治会	5	134	106	28	動 0			
城南部地区	滝馬	1	54	50	4	消火栓隊			H18結成
	百合が丘	1	33	27	6	消火栓隊			H19結成
	福田	1	48	37	11	消火栓隊			H23.4再結成(H6解散)
	宮村上								
	宮村	1	15	15	0	消火栓隊			H21.4結成
	辻町	1	71	60	11	消火栓隊			H23.3結成
	6 自治会中 5 自治会	5	221	189	32	動 0			
城東部地区	惣	1	25	22	3	消火栓隊			H19結成
	東国名賀								H6解散
	皆原	1	16	16	0	消火栓隊			
	山中	1	15	12	3	消火栓隊			
	波路								
	東波路								
	獅子崎	1	8	8	0	動力隊			
	つつじが丘								
	9 自治会中 5 自治会	5	97	74	23	動 1			
他	府営東波路団地					動 0			
上宮津	金山		21	21	0	動力隊			
	金山婦人		28	0	28	消火栓隊			
	関ヶ淵		11	6	5	動力隊			
	竹ノ本	7	4	3	1	消火栓隊			
	男子辛皮		10	4	6	動力隊			
	小香河		26	13	13	消火栓隊			
	平石・岩戸		7	7	0	動力隊			
	喜多上	3	12	12	0	消火栓隊			
	喜多下		10	10	0	消火栓隊			
	柿ヶ成		41	22	19	消火栓隊			
	今福	1	8	8	0	消火栓隊			
	天神								
	鳥が尾	1	17	13	4	消火栓隊			
	松縄手								
	6 自治会中 4 自治会	12	195	119	76	動 4			

【資 2-21-01】

自治会名	組織数	人数			種別	活動内容			結成	
		男	女			消火	防災	他		
栗田	新宮	1	11	11	0	動力隊				
	脇	1	26	12	14	消火栓隊				
	中村	1	32	16	16	消火栓隊				
	小寺	1	30	19	11	消火栓隊				
	上司	上司	2	15	15	0	動力隊			
		上司婦人		19	0	19	消火栓隊			
	中津	1	54	21	33	動力隊				
	小田宿野	小田宿野	4	16	16	0	動力隊			
		小田宿野婦人		35	0	35	動力隊			
		小田住宅婦人		10	0	10	消火栓隊			
		宿野		14	8	6	消火栓隊			
	島陰	島陰	2	10	10	0	消火栓隊			H19結成(1隊)
		島陰婦人		6	0	6	消火栓隊			
田井	1	10	10	0	動力隊					
矢原	1	8	8	0	動力隊					
獅子	1	7	7	0	動力隊					
銀丘	1	14	0	14	消火栓隊					
鏡ヶ浦	1	9	0	9	消火栓隊					
13自治会中13自治会	18	326	153	173	動 8					
由良	由良脇	1	54	3	51	消火栓隊				
	由良宮本	1	79	43	36	消火栓隊				
	浜野路	1	91	19	72	消火栓隊				
	港	1	28	3	25	消火栓隊				
	下石浦	1	27	12	15	消火栓隊				
	上石浦	1	21	10	11	消火栓隊				
6自治会中6自治会	6	300	90	210	動 0					
吉津	須津	須津	2	25	25	0	動力隊			
		須津婦人	17	1	16	消火栓隊				
	夕ヶ丘	1	11	8	3	消火栓隊				
	浜垣	1	56	43	13	消火栓隊				
	宝山	1							H15解散	
文珠	1	17	17	0	動力隊					
5自治会中4自治会	5	126	94	32	動 2					
府中	江尻	1	29	29	0	動力隊				
	天橋	1	80	65	15	消火栓隊			H21.3結成	
	難波野	1	43	38	5	消火栓隊			H22.7結成	
	大垣	1	15	15	0	動力隊				
	中野	1	21	21	0	消火栓隊				
	小松								H4解散	
	溝尻	1	70	62	8	動力隊				
国分	1	65	52	13	消火栓隊					
8自治会中7自治会	7	323	282	41	動 3					
日置	日置浜								H23.9解散	
	日置上	1	15	15	0	消火栓隊				
2自治会中1自治会	1	15	15	0	動 0					
世屋	畑	1	11	6	5	動力隊				
	下世屋	1	7	7	0	動力隊				
	松尾								H4解散	
	木子	1	12	5	7	動力隊				
上世屋	1	7	0	7	消火栓隊					
5自治会中4自治会	4	37	18	19	動 3					
養老	田原	1	9	5	4	動力隊			H28婦人解散	
	大島								H28解散	
	岩ヶ鼻	1	40	33	7	消火栓隊				
	外垣	1	6	0	6	消火栓隊				
	長江	1	42	34	8	動力隊				
	里波見	1	39	9	30	消火栓隊				
	中波見	1	9	8	1	動力隊				
梅ヶ谷								H16解散		
奥波見	1	12	6	6	動力隊					
9自治会中7自治会	7	157	95	62	動 4					
日ヶ谷	立	1	28	17	11	消火栓隊			H22.4再編	
	大西	1	6	6	0	消火栓隊				
	厚垣	1	16	13	3	消火栓隊				
	落山	1	6	6	0	動力隊				
	藪田	1	5	2	3	消火栓隊				
5自治会中5自治会	5	61	44	17	動 1					

【資 2-21-01】

	組織数	人数			種別
			男	女	
市街地 43自治会中23自治会	23	671	536	135	動 2
市街地以外 59自治会中51自治会	65	1,540	910	630	動 25
宮津市全体 102自治会中74自治会	88	2,211	1,446	765	動 27

地区別	自衛消防隊名称	装 備	所 在 地	責任者及び 連絡先
宮 津	宮 本 自衛消防隊	小型ポンプ	宮 本	自治会長
	池ノ谷 "	消 火 栓	池ノ谷	"
	白 柏 "	"	白 柏	"
	城 東 "	"	吉 原	"
	滝 馬 "	"	滝 馬	"
	百合が丘 "	"	滝 馬	"
	惣 "	"	惣	"
	皆 原 "	"	皆 原	"
	山 中 "	軽可搬ポンプ	山 中	"
	西 波 路 "	消 火 栓	波 路	"
	波 路 町 "	"	波 路 町	"
獅子崎 "	小型ポンプ	獅子崎	"	
上宮津	柿ケ成 "	"	喜 多	"
	喜 多 上 "	"	"	"
	喜 多 下 "	"	"	"
	鳥ケ尾団地 "	"	"	"
	今 福 "	"	今 福	"
	金 山 "	軽可搬ポンプ	小 田	"
	金山婦人 "	消 火 栓	"	"
	関ケ淵 "	軽可搬ポンプ	"	"
	竹 の 本 "	ヒドロポンプ	"	"
	辛 皮 "	軽可搬ポンプ	"	"
	小 香 河 "	消 火 栓	"	"
平石・岩戸 "	"	"	"	
由 良	上 石 浦 "	"	石 浦	"
	下 石 浦 "	"	"	"
	港 婦 人 "	"	由 良	"
	浜 野 路 "	"	"	"
	由良宮本 "	"	"	"

[資 2-21-01]

	由 良 脇 "	軽可搬ポンプ	"	"
栗 田	新 宮 "	小型ポンプ	新 宮	"
	脇 "	消 火 栓	脇	"
	中 村 "	"	中 村	"
	小 寺 "	"	小 寺	"
	上 司 "	小型ポンプ	上 司	"
	上司 婦人 "	消 火 栓	"	"
	銀 丘 婦人 "	"	銀 丘	"
	中 津 "	軽可搬ポンプ	中 津	"
	小 田 宿 野 "	小型ポンプ	小田宿野	"
	小田宿野婦人 "	軽可搬ポンプ	"	"
	小田住宅婦人 "	消 火 栓	"	"

近隣における緊急交通路指定予定路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路 (高速道路) (自動車専用道路)	舞鶴若狭自動車	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC
一般国道	国道9号	兵庫県境～五条通烏丸
	国道27号	福井県境～国道9号
	国道175号	兵庫県境～国道27号
	国道176号	国道175号～国道178号
	国道178号	兵庫県境～国道312号
		国道175号～国道176号
国道312号	国道178号～国道176号	

緊急交通路指定予定路線一覧表

区分	道路名	区 間
有料道路 (高速道路等) (自動車専用道路)	舞鶴若狹自動車道	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC
	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境～大山崎JCT
	第二京阪道路	巨椋池IC～大阪府境
	京奈自動車道	城陽IC～木津IC
	阪神高速京都線	山科出入口～巨椋池IC
	新名神高速道路	城陽JCT～八幡京田辺IC
一般国道	国道1号	滋賀県境～大阪府境
	国道9号	兵庫県境～五条通鳥丸
	国道24号	河原町通九条～奈良県境
	国道27号	福井県境～国道9号
	国道162号	福井県境～九太町通
	国道163号	三重県境～奈良県境
	国道171号	大阪府境～京阪国道口
	国道173号	兵庫県境～国道27号
	国道175号	兵庫県境～国道27号
	国道176号	国道175号～国道178号線
	国道178号	兵庫県境～国道312号
		国道175号～国道176号線
	国道307号	滋賀県境～大阪府境
	国道312号	国道178号～国道176号
	国道367号	滋賀県境～白川跨線橋北詰
	国道372号	兵庫県境～国道9号
	国道423号	大阪府境～国道9号
	国道426号	兵庫県境～国道9号
	京都市道	白川通
東大路通		五条通～九条通
川端通		北大路通～五条通
堀川通		北大路通～五条通
西大路通		北大路通～九条通
北大路通		白川通～西大路通
九条通		川端通～国道162号
外環状線		国道1号(神野交差点)～府道京都守口線
池小路通・高南道路		九条通～巨椋池IC
御池通		川端通～堀川通

緊急交通路指定予定路線図（高速・自動車専用道路）



緊急交通路指定予定路線図（国道）



緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領の制定について(例規)

最終改正 平成 28.12.27 例規備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第 59 号京都府警察本
部長から各部長、各所属長あて

この度、緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について(平成 7.8.28:警察庁丙規発第 15 号、警察庁丙交企発第 86 号、警察庁丙交指発第 37 号、警察庁丙都交発第 81 号、警察庁丙運発第 20 号)の警察庁交通局長通達が制定されたことに伴い、みだしの要領を下記のように定め、平成 8 年 12 月 12 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領

第 1 趣旨

この要領は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。)第 33 条第 1 項(原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。)第 39 条において例によることとされる場合を含む。)又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。)第 12 条第 1 項の規定による災害応急対策又は緊急輸送を行う車両として使用されるものであることの確認について、当該車両の需要数を事前に把握するとともに、発災時における確認手続の迅速化を図るため、あらかじめ災害対策基本法(昭和 35 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)第 76 条第 1 項(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第 155 条第 1 項に規定する緊急通行車両(道路交通法(昭和 36 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。)並びに大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。)第 24 条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)として使用されるものに該当するかどうかの審査(以下「事前届出」という。)を行う場合の手続及び確認手続について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 災対法等の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 事前届出の対象とする車両

災対法施行令第 33 条第 1 項(原子力災害対策特別措置法施行令第 8 条第 2 項の

規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第 39 条において例によることとされる場合を含む。)の規定による緊急通行車両の確認について、事前届出の対象とする車両は、災対法施行令第 32 条の 2 第 2 号(原子力災害対策特別措置法施行令第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合含む。)に規定する車両で次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する車両であること。

- ア 災害時において、災対法第 2 条第 8 号に規定する防災基本計画、同条第 9 号に規定する防災業務計画、同条第 10 号に規定する地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ウ 武力攻撃事態等において、国民保護法第 32 条に規定する国民の保護に関する基本指針、同法第 33 条に規定する国民の保護に関する計画、同法第 36 条に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、同法第 10 条第 1 項に規定する国民の保護のための措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

(2) 次のいずれかに該当する車両であること。

- ア 災対法第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関の長、同条第 4 号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関(京都府公安委員会と協定を締結した報道機関を含む。以下「災対法指定行政機関等」という。)が保有する車両若しくは災対法指定行政機関等との契約等により常時災対法指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- イ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)第 2 条第 5 号に規定する指定行政機関の長、同条第 6 号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第 7 号に規定する指定公共機関及び国民保護法第 2 条第 2 項に規定する指定地方公共機関(京都府公安委員会と協定を締結した報道機関を含む。以下「事態対処法指定行政機関等」という。)が保有する車両若しくは事態対処法指定行政機関等との契約等により常

時事態対処法指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関・団体等から調達する車両

(3) 使用の本拠の位置が京都府内にある車両であること。

2 事前届出の手續

(1) 事前届出の申請

ア 事前届出の申請

事前届出の申請は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)に、当該事前届出の申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に後記第2の2の(1)のイの申請書類を提出させることにより行うものとする。

イ 申請書類

申請書類は、緊急通行車両等事前届出書(別記様式第1。以下「届出書」という。)正副2通とする。この場合において、届出書には、それぞれ災対法指定行政機関等又は事態対処法指定行政機関等(以下「行政・公共機関等」と総称する。)が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、行政・公共機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付しなければならない。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出書の送付等

(ア) 警察署長は、事前届出の申請を受理したときは、申請書類が所定の要件を具備していることを確認の上、届出書正本を交通規制課長に送付するものとする。この場合において、警察署長は、届出書及び緊急通行車両等事前届出書受理簿・届出済証交付簿(別記様式第2。以下「受理簿・交付簿」という。)に記号、受理番号、受理年月日等所要の事項を記載しなければならない。

(イ) 前記第2の2の(2)のアの(ア)の記号は、その年次の末尾(末尾の数が0の場合は2けた)の「数字」、京都府警察文書規程(平成13年京都府警察本部訓令第29号)別表第4に規定する所属の略名及び「事前」の順に付するものとし、受理番号は警察署ごとの年次別一連番号とする。

イ 審査

前記第2の2の(2)のアの(ア)の規定による送付を受けた交通規制課長は、事前届出の申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうか次の事項について審査するものとする。

(ア) 第2の1の事前届出の対象とする車両に該当しているか。

(イ) 第2の1の(1)のア、イ又はウの計画に係る車両の用途(緊急輸送を行うこととなる車両にあつては、輸送人員又は品名)、車両の使用者等が適正であるか。

ウ 届出済証の交付

交通規制課長は、前記第2の2の(2)のイの審査の結果、緊急通行車両に該当するものについては、緊急通行車両等事前届出済証(別記様式第1。以下「届出済証」という。)を作成し、当該事前届出の申請を受理した警察署長を経由して申請者に交付するものとする。この場合において、交通規制課長は、届出済証には前記第2の2の(2)のアの(ア)後段の記号及び受理番号を届出済証の交付番号として記載するとともに、受理簿・交付簿に届出済証の交付年月日等所要の事項を記載しなければならない。

エ 届出済証の再交付

(ア) 警察署長は、届出済証の交付を受けた者から、届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があつたときは、緊急通行車両等事前届出済証再交付申請書(別記様式第3。以下「再交付申請書」という。)正副2通に届出書を添えて提出させるものとする。この場合において、再交付の申請の理由が届出済証の汚損又は破損であるときは、当該汚損又は破損に係る届出済証を提出させなければならない。

(イ) 前記第2の2の(2)のエの(ア)の規定による提出を受けた警察署長は、必要な事項を確認の上、再交付申請書の正本及び当該再交付の申請に係る汚損し、又は破損した届出済証を交通規制課長に送付するものとする。

(ウ) 前記第2の2の(2)のエの(イ)の規定による送付を受けた交通規制課長は、再交付の必要があると認めるときは、新たな届出済証を作成し、当該再交付の申請を受理した警察署長を経由して申請者に再交付するものとする。この場合において、当該届出済証の右上部には、「再」と朱書しなければならない。

(I) 警察署長は、届出済証の再交付を受けた者が、当該届出済証の再交付を受けた後において亡失した届出済証を発見し、又は回復したときは、当該亡失した届出済証を速やかに返納させるものとする。この場合において、警察署長は、届出済証の返納があつたときは、当該届出済証を交通規制課長に送付しなければならない。

オ 変更の届出

(ア) 警察署長は、届出済証の交付を受けた者から、届出書の記載事項に変更が生じた旨の申出を受けたときは、記載事項変更届出書(別記様式第4。以

下「変更届出書」という。)を正副2通提出させるものとする。この場合において、変更届出書には、当該変更の届出に係る届出済証及びその記載事項の変更の確認に必要な書類を添付させなければならない。

- (イ) 前記第2の2の(2)のオの(ア)の規定による提出を受けた警察署長は、変更届出書が所定の要件を具備していることを確認の上、変更届出書正本及び当該変更の届出に係る届出済証を交通規制課長に送付するものとする。
- (ウ) 前記第2の2の(2)のオの(イ)の規定による送付を受けた交通規制課長は、変更事項を確認の上、当該変更の届出に係る届出書に変更事項を記載し、送付を受けた届出済証の右上部に「変」と朱書した後、届出済証及びその写しを変更の届出を受理した警察署長に送付するものとする。
- (エ) 前記第2の2の(2)のオの(ウ)の規定による送付を受けた警察署長は、届出済証を申請者に交付するものとする。

カ 届出済証の返納

警察署長は、届出済証に係る車両が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出済証の交付を受けた者に速やかに届出済証を返納させるものとする。

- (ア) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (イ) 廃車となったとき。
- (ウ) 緊急通行車両として必要でなくなったとき。

キ 事前届出の処理経過

交通規制課長及び警察署長は、受理簿・交付簿その他必要な簿冊を備え付け、事前届出の申請の受理、届出済証の交付及び再交付、変更の届出並びに届出済証の返納に関する事務処理の経過を明らかにしておかなければならない。この場合において、交通規制課長は、受理簿・交付簿を所属別に区分して整理しなければならない。

3 自衛隊車両等の特例

前記第2の2の(1)のアの規定にかかわらず、自衛隊、前記第2の1の(2)のア又はイの報道機関その他交通部長が指定する車両に係る事前届出の手続は、交通規制課長が行うものとする。この場合においては、第2の2の(1)のイ、同(2)のアからウ及び同エの(ア)、(ウ)及び(エ)、同オの(ア)、(ウ)及び(エ)並びに同カの規定を準用する。

4 確認の手続

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認の申請

(ア) 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「交通規制課長等」という。)は、届出済証の交付を受けている車両について、災対法施行

令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認の申請があったときは、届出済証の交付を受けていない車両についての確認の申請に優先して確認を行うものとする。この場合において、確認に必要な審査は省略するものとする。

(イ) 確認の申請は、緊急通行車両等確認申請書(別記様式第5。以下「確認申請書」という。)正副2通に届出済証を添えて提出させて行うものとし、交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

イ 確認標章及び確認証明書の交付等

(ア) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行ったときは、緊急通行車両等確認申請書受理簿(別記様式第6)に交付番号等所要の事項を記載し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。)別記様式第3の緊急通行車両確認標章(以下「確認標章」という。)及び災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書(以下「確認証明書」という。)を作成し、申請者に交付するものとする。この場合において、交付番号は、所属ごとの年次別一連番号とする。

(イ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、前記第2の4の(1)のイの(ア)の規定により確認標章及び確認証明書を交付したときは、緊急通行車両等確認通報書(別記様式第7。以下「通報書」という。)により、その旨を速やかに交通規制課長に通報しなければならない。この場合において、当該通報書には、確認申請書正本及び届出済証を添付しなければならない。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

ア 確認の申請

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けていない車両について、災対法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認の申請があったときは、次の事項について審査するものとする。

(ア) 第2の1の(1)及び(2)に規定する車両に該当しているか。

(イ) 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)及び使用者等が適正であるか。

イ 確認の申請は、確認申請書正副2通を提出させて行うものとする。この場合において、確認申請書には、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあっては、行政・公共機関等の上申書等)の写しを添付しなければならない。

ウ 確認標章及び確認証明書の交付等

第2の4の(1)のイの規定は、届出済証の交付を受けていない車両の確認に

係る確認標章及び確認証明書の交付について準用する。この場合において、第2の4の(1)のイの(イ)中「確認申請書正本及び届出済証」とあるのは「確認申請書正本」と読み替えるものとする。

(3) 緊急通行車両として通行を認める区間及び期間

ア 緊急通行車両として通行を認める区間は、交通規制課長等が必要があると認める区間とする。

イ 緊急通行車両として通行を認める期間は、5日を超えない範囲内で交通規制課長等が必要があると認める期間とする。ただし、災害の規模、被災状況、道路の復旧状況等から特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 行政・公共機関等に対する指導

交通規制課長等は、行政・公共機関等に対して、事前届出の手續、確認の手續、届出済証と自動車検査証との一体的保管等について指導を行うものとする。

第3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の取扱い

1 事前届出の対象とする車両

地震法施行令第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認について、事前届出の対象とする車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

(1) 地震法第9条第1項の規定による警戒宣言の発令時において、地震法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

(2) 災対法指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。以下同じ。)が保有し、若しくは災対法指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 使用の本拠の位置が京都府内にある車両であること。

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出手続、確認手續等に関する規定の準用第2の2から5までの規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認の手續等について準用する。この場合において、第2の2の(2)のイ、ウ及びカ中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、第2の4の(1)のイの(ア)中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、「災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。)別記様式第3の緊急通行車両確認標章」とあるのは「大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。)別記様式第6の緊急輸送車両確認標章」と、「災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、第2の4の(3)中

「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両

地震法第24条に規定する緊急輸送を行う車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条第1項に規定する警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

(様式省略)

行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領

京都府内で地震、風水害等の災害が発生し、広域的で復旧までに数日以上を要する長期的な停電時に、災害応急対応の実施のために必要となる重要施設の電力を確保するため、行政機関等が所有する発電機等を貸出すこととする。

(用語の定義)

第1条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|--|
| 一 災害 | 災害対策基本法第二条第一号に規定する災害 |
| 二 重要施設 | 平成30年10月18日付け30訪第520号「災害発生時に電力の優先復旧が必要となる重要施設について」で取りまとめた施設 |
| 三 行政機関等 | 京都府、京都府内の各市町村及び各消防団 |
| 四 発電機等 | 平成30年11月1日付け30訪第542号「発電機等の所有状況について」により行政機関等から回答あった移動可能な発電機、EV車、PHV車等 |

(貸出しの要請)

第2条 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という）は、停電時に自力で電力を確保できない場合で、関西電力(株)による電力の優先復旧・臨時供給や京都府と（一社）日本建設機械レンタル協会が締結している協定による発電機の貸出しができないときは、京都府災害対策（警戒）本部に対し、発電機等の貸出しに関する要請書（別紙様式1）により、行政機関等が保有する発電機等の貸出しを要請することができる。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 前項の重要施設が民間施設の場合は、当該重要施設を所管する京都府内各市町村、京都府内各消防本部・組合、京都府警察本部、京都府（広域振興局の担当室及び各部局の担当課）を通じて前項の要請を行うこととする。

(貸出しの調整・協力)

第3条 京都府災害対策（警戒）本部は、前条の要請を受けたときは、速やかに行政機関等と発電機等の貸出しの調整を行うものとする。

2 行政機関等は、前項の規定により京都府災害対策（警戒）本部から発電機等の貸出しを求められた場合は、台風の接近などにより発電機等の使用が見込まれる場合を除き可能な限り貸出しに協力するものとする。

(引渡し・運搬)

第4条 発電機等の引渡し場所は、行政機関等が指定するものとする。

2 発電機等の運搬は、原則として重要施設の管理者等が行うものとする。ただし、重要施設の管理者等による運搬が困難な場合は、京都府災害対策（警戒）本部の指定する者が行うものとする。この場合、運搬に係る経費は重要施設の管理者等が負担し、京都府災害対策（警戒）本部の指定する者からの請求後、速やかに指定された支払方法により支払うものとする。

(返還)

第5条 重要施設の管理者等は、引渡し時の原状に復帰した状態で返還するものとし、その経費は重要施設の管理者等が負担する。

2 発電機等の返還場所は、引渡し場所又は行政機関等が指定する場所とし、返還に係る運搬

は前条第2項の規定による。

- 3 貸出し後に災害が発生し、貸出した行政機関等において現有の発電機等では災害対応に支障が生じ貸出した発電機等が必要になった場合、京都府災害対策（警戒）本部は、貸出した発電機等の返還や他の発電機等の貸出しなど、必要な調整を行う。

（結果報告）

- 第6条 重要施設の管理者等は、発電機等を返還した場合は、京都府災害対策（警戒）本部に対し、発電機等の貸出しに関する結果報告書（別紙様式2）により、結果を報告するものとする。

（損害補償）

- 第7条 本要領に基づく活動の実施により、発電機等に損害を与えた場合の補償は、重要施設の管理者等の責において行うものとする。

（連絡先等の情報交換）

- 第8条 重要施設の管理者等、行政機関等及び京都府災害対策（警戒）本部は、担当者の氏名及び連絡先について情報交換し、必要に応じ互いに連絡を行うものとする。

（雑則）

- 第9条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項については、その都度、重要施設の管理者等、行政機関等及び京都府災害対策（警戒）本部が協議して定めるものとする。

本要領は平成31年3月13日から適用する。

発電機等の貸出しに関する要請書

〇〇 年 月 日

京都府災害対策（警戒）本部

重要施設の管理者等
住 所
施 設 名
管理者名

「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請事由

2 要請発電機等

種 類	要・不要	必要台数	備 考
可搬型発電機	必要・不要	台	
EV、PHV車	必要・不要	台	

※可搬型発電機の発電量は概ね1KVA、EV、PHV車等の発電量は概ね3KV～

3 重要施設の所管機関

担当部署名			
担当者名		電話番号	
FAX番号		E-mail	

重要施設が民間施設の場合に記入

所管機関は、京都府内各市町村、京都府内各消防本部・組合、京都府警察本部、京都府広域圏費局、京都府各部署のいずれか

4 担当者

担当部署名			
担当者名		電話番号	
FAX番号		E-mail	

別紙様式2

発電機等の貸出しに関する結果報告書

〇〇 年 月 日

京都府災害対策（警戒）本部

重要施設の管理者等
住 所
施 設 名
管理者名

「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」第6条に基づき、〇〇 年 月 日付
けで要請した発電機等の貸出し結果を下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

(1) 貸出した行政機関等の名称

(2) 引渡し（返還）場所

引渡し場所

返 還 場 所

(3) 貸出し発電機等

種 類	台数	備 考
可搬型発電機	台	
EV、PHV車等	台	

(4) 貸出し期間

引渡し日 〇〇 年 月 日

返 還 日 〇〇 年 月 日

2 その他

【資 2-28-01】

資料編 2-31-01 「宮津市水道緊急時対応マニュアル」

【建設部】

別途、水道所管部局において作成し、保管する。

宮津市

公共下水道事業 業務継続計画 BCP

制 定 平成25年4月

最新改定 平成29年4月

下水道事業・地震時業務継続計画（作成例）の改定履歴・改定 記録一覧

改定	制定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成25年 4月29日	新規制定	宮津市長	建設室 (業務継続担当)
第2版	平成27年 4月29日	担当・保費・担当職員変更	建設市長	建設室 (業務継続担当)
第3版	平成28年 4月29日	担当名・保名・保費・担当職員変更	建設市長	建設部上/下水道課 (業務継続担当)
第4版	平成29年 4月29日	保費・担当職員	建設市長	建設部上/下水道課 (業務継続担当)
	平成 年 月 日			

目 次

1 下水道BCPの概要と基本方針	1	4 事故対策計画	19
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1	4.1 事故対策の予定一覧	19
1.2 基本方針	1	4.2 事故対策の予定一覧	20
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	5 訓練・維持管理計画	21
1.4 下水道BCP上の施設体制と運用体制	2	5.1 訓練計画	21
2 非常時対応の基礎的事項の整理	3	5.2 維持管理計画	22
2.1 災害発生時の業務継続計画（BCP案）	3	5.2.1 下水道BCPの定期的な点検保守	22
2.2 対応拠点と非常対策	3	5.2.2 下水道BCPが実行される際の緊急的な点検保守	23
2.3 対応体制・指揮命令系統図	3	5.2.3 職員及び関係機関への定期的周知	23
2.4 代替対応拠点の確保と非常態	6	5.2.4 下水道施設等の耐震化状況	24
2.4.1 避難誘導方法	7	5.2.4.1 重要情報の保管及びバックアップの確保	25
2.4.2 安全確保方法	7	5.2.4.2 非常態時	26
2.4.3 搬送リスト	9	6.1 優先実施業務の選定と対応の仕舞時間の決定	27
2.5 業務状況の把握（チェックリスト）	9	6.1.1 優先実施業務の仕舞の影響性整理	27
2.6 災害発生直後の連絡先リスト	10	6.1.2 優先実施業務を実施・継続するための役割整理	28
2.6.1 国、県、関連行政機関等	10	6.2 優先実施業務に必要なITツールの調査と対応車の検討整理	31
2.6.2 民間事業者	10		
2.7 既有設備、製造化、代替製造化	11		
2.8 機器、資材の備蓄	12		
2.8.1 資材等の備蓄	12		
2.8.2 際に応じ、予備在庫の備出用機材の配置状況	12		
3 非常時対応計画	13		
3.1 業務時間内に想定地震が発生した場合	13		
3.2 業務時間（業務時間外）に想定地震が発生した場合	18		

1 下水道BCPの概要と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で機器、庁舎、設備等に被害を受けた場合、優先実施業務を中断せず、例え中断しても再開される期間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」(以下「下水道BCP」という)は、下水道施設が被災状況によって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道施設の継続・早期回復は、被災後から対応を始めるのではなく事前である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

- (1) 市民、職員、関係者の安全確保
災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- (2) 下水道事業の業務進行
市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。
- (3) 対策事業
大規模地震を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

本市の環境部が所管する公有下水道事業の主要業務を対象（図）とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制はまた参照)

(1) 下水道部

区 分	部署・名称	責 任
最高責任者	部長	・下水道BCPの策定及び運用の总体統括、意思決定 ・市民への報告 ・関連行政機関や民間企業等との調整の統括
次長責任者	部長 上下水道課長	・下水道BCPの策定及び運用の次長統括 ・平時の統括管理・発生直後の実施計画の練成
下水道事業担当	副部 下水道整備課長	・実施責任者の補佐 ・本部等との調整
	副部 下水道整備課長	・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定規整備 ・・・・・・・・
	副部 下水道整備課長 副課長	・業務の企画及び実施 ・・・・・・・・
	・・・・・・	

(2) 関連行政機関及び民間企業等(注)

区 分	部署・名称	責 任
総務部	行政管理課長責任者、総務部行政課管理課長	・庁舎の耐震化状況を把握
道路部	道路管理課長責任者、道路部土木管理課土木課長	・道路閉塞への連絡先リストを提出等
水道部	水道管理課長責任者、水道部上下水道課下水道課長	・水道閉塞への連絡先リストの提出等
(注) 以下下水道部	・・・・・・	・協働人員等、提供可能な資機材リストの提出等
・・・・・・	・・・・・・	

2 災害時対応の基本的事項の整理

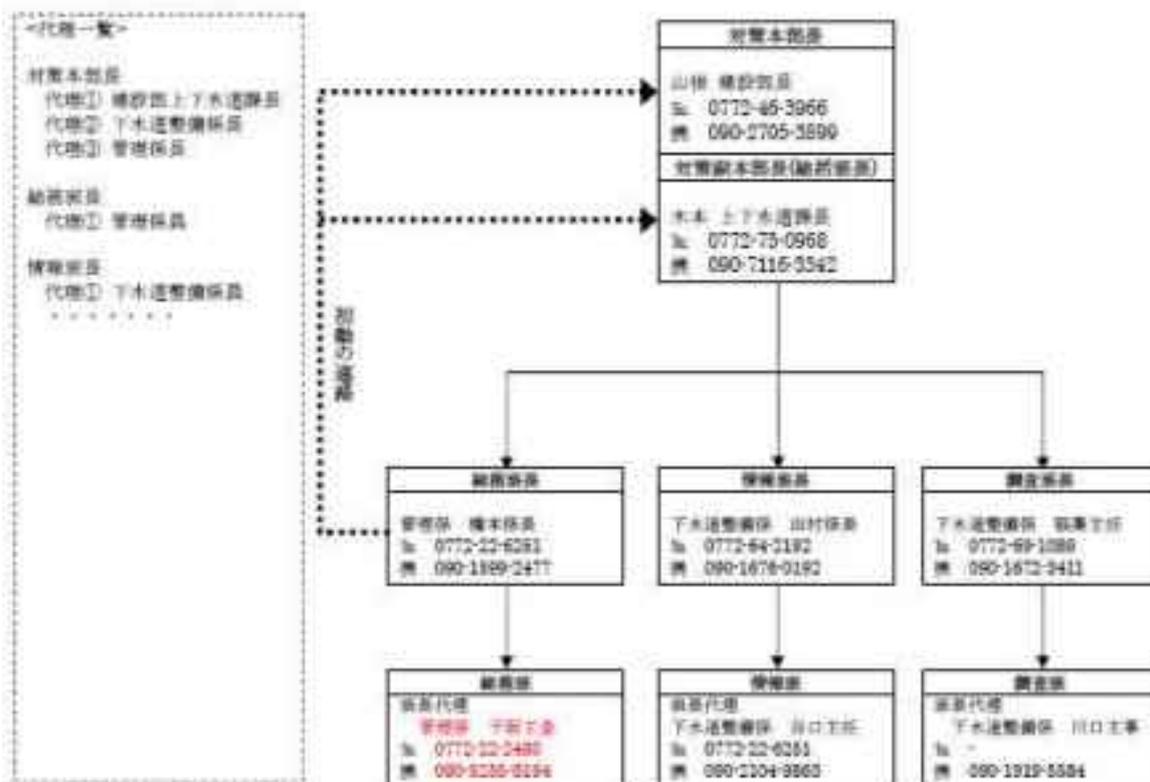
2.1 災害発生時の業務継続戦略 新括表

事 項	説 明		
対象災害と活動基準	1、震度4以上の地震が宮崎市内で観測されれば、自動的に対象メンバー(3職員)は自動参集し、初動対応を開始する。 ・・・・・・・・		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道対策本部を参集、本部長は部長、副本部長は上下水道課長とする。 ・副部長：総務課、情報課、調査課を置く。 ・緊急参集メンバーは、全員で行る。 (参集基準未満で震度4以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを参集(本部長、副本部長、参集員のみとし、災害発生本部、総務部等への対応を委ねる。)		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内にて下水道対策本部を置く ・副部が使用できない場合は、副部、参集員施設内に代替対応拠点を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間(注)
	1、下水道対策本部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げる。	参集時間内の参集立上げは参集1時間まで、参集時間外の参集立上げは参集後2時間まで
	2、職員等の安全確認	職員等の参集状況、安全確認を行う。	参集時間内の場合は、参集立上げ直後とする。参集時間外の場合は、参集後2時間まで
	3、水道供給再開との連絡(宮本市内への連絡)	職員等の参集状況、参集人員や対策拠点の被害状況の把握。	参集時間内の場合は2時間後までに完了。参集時間外の場合は3時間後までに完了。
	4、関連行政機関及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	参集時間内の場合は2時間後まで、参集時間外の場合は3時間後まで。
	5、緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止を行う調査を実施。	参集時間内の場合は2時間後まで、参集時間外の場合は3時間後まで。
	6、情報発信(第1報)	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第1報を市民参集本部へ報告。	参集時間内の場合は10時間後までに完了。参集時間外の場合は12時間後までに完了
7、支援要請	参集員等へ支援要請を行う。		

2.2 対応拠点と非常参集

事項	説明
1. 拠点名 (※1)	本庁：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の委員	対策本部長：副市長 対策副本部長：上下水道課長 副課長：上下水道課長 総務課長：管理課長 情報課長：下水道整備課長 調査課長：下水道整備課主任 他の委員は、2.5 参照
3. 設置場所と連絡手段 (主要関係先からの連絡手段)	京都市後醍醐町内 電話：0772-45-1807 FAX：0772-25-1691 電子メール：jsuidou@mail.city-kyoto.jp 携帯電話：加藤 [注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る。]
4. 下水道対策本部内及びその近く に備える設備	電話：2台機、FAX：1台 パソコン：(数台用)、プリンター：2台、コピー機：1台
5. 非常参集	1) 緊急非常メンバー(職員全員)は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の滞り等により参集に2時間以上かかる場合は、連絡をして指示を待つ。
6. 各課の非常参集 (※2)	1) 総務課：総務課長、各課との調整 2) 情報課：情報課長及びIT担当、関連行政機関との連絡及び協議 3) 調査課：調査課長及び調査の準備、資料の調達、連絡・指示及び報告、作業、記念撮影作業

2.3 対応体制・指揮命令系統図



[資 2-31-02]

2.4 代替対応拠点の概要と事業者

代替対応拠点名	市役所別館第6会議室
所在地	所在地
	電話番号、FAX
代替対応拠点の担当者	
代替対応拠点の設置の判断基準	下水処理場本館（調整池）が使用不能または使用上の支障が大きい場合、（対象本館名又はその代理が別表）
	○初期事業基準は、対応拠点が使用できないと認められる以下のような場合。 1）震度6弱以上の地震が発生した場合（市役所庁舎に被害がないとき） ○初期事業者は、全7名。山形地区・水本地区・田村地区・榎本地区・船橋地区・春日地区 ・初期事業者は、初期事業基準の例外が適用された場合、代替対応拠点に直接参加する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。
電話、FAX、メールアドレス	
携帯電話番号	代替対応拠点への初期事業者の連絡担当者（管理担当）の番号 090-1099-2477
代替対応拠点への移動手段	・船橋時間内の場合：本庁下水道局から・・・。 ・夜間休日の場合：春日の自宅から・・・。
・・・	

2.4 避難誘導・安否確認

2.4.1 避難誘導方法

建物名等	市役所本館第6会議室
避難誘導責任者 ・ 代理者	調整池上下水道課長 代理者 調整池上下水道課管理係長
来訪者の誘導方法	定検している職員が、責任を持って誘導する。 意外避難が必要なければ、来訪者を1階第2の会議室に誘導する。 意外避難が必要な場合には、階段を併せて誘導する。
職員の見守り方法	例）意外避難が必要な場合には、階段を併せて避難する。 例外に出た場合には、高層・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に来る。
避難先（集合場所）	大平川ふれあい広場
避難の立退きの要領等	宮原小学校（所在地：船橋）

2.4.2 安否確認方法

安否確認の実行者	責任者：調整池長 代理者：調整池上下水道課長
安否確認の担当課別	担当：調整池上下水道課管理係長
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：携帯電話 作業手順：安否確認担当者、携帯電話で職員に連絡し、本人及び家族の安否と出勤見込み確認等を確認する。 安否確認担当者随時、調整、課長に報告する。 調整、調整は、本館立ち上げ作業的である。
安否確認の発動条件	例）震度6弱以上の地震が発生市内で確認された場合。

2.4.3 職員リスト

＜個人情報につき、仮称記載＞

氏名	所属	下水処理場における役割	居住地		通勤可能時間	連絡先	
			住所	通勤時乗車手段		電話	メール
山形洋行	調整池	調整池課長	山形県山形市	車、自転車、徒歩	2時間	090-2707-0888	kit-25.kit@nccwec.co.jp
水本隆文	上下水道課	副課長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	8時間	090-7116-3342	tsll-33a@nccwec.co.jp
田村啓生	上下水道課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	4時間	090-1876-6142	tamu.19117@nccwec.co.jp
榎本一也	管理課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	30分	090-1099-2477	h-1412w_12@nccwec.co.jp
船橋健一	上下水道課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	5時間	090-1672-2422	s.l.wata_saw@nccwec.co.jp
春日悠平	上下水道課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	30分	090-2104-9993	tsunagi.h@nccwec.co.jp
月山修哉	上下水道課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	1時間	090-1619-3384	masami-3@nccwec.co.jp
平沼洋行	管理課	調整池係長	宮城県仙台市	車、自転車、徒歩	15分	090-2107-1184	yanaka.yasuyuki@nccwec.co.jp
花川良英	管理課	調整池係長	宮城県仙台市	車、バイク、徒歩	1時間	090-9160-0811	hara-ryoei@nccwec.co.jp
百島本之	管理課	調整池係長	宮城県仙台市	自転車、徒歩	5分	090-5349-0231	at-41-06.tsu@nccwec.co.jp
水本ゆかり	管理課	調整池係長	宮城県仙台市	車、バイク、徒歩	1時間	090-7342-0875	s.u.21@nccwec.co.jp

【資 2-31-02】

2.5 被害状況の把握（チェックリスト）

< 見 目 > 略 号あり

分類	項目	被害	確認方法
下水道利用 職員状況	死者	** 名 氏名・・・・	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内はのりによる。 ・夜間休日（勤務時間外）は2.5.2が確認方法による。
	けが不明者	** 名 氏名・・・・	
	負傷者	** 名 氏名・・・・	
	事業完了後 影響可能な連絡あり	** 名 ** 名	
けがの被害	主要被害部	あり/なし 被害	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の被害者が、庁舎管理部門に連絡する。 ・被害があれば、様態を把握し続けられるか被害構造の 有資格者が詳しく確認する。
	その他	被害	
主要設備の 被害	電力	あり/なし 被害	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の被害者が、下水道利用の異状を連絡する。 ・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり/なし 被害	
	トイレ・下水	あり/なし 被害	
	ガス	あり/なし 被害	
	空調設備	あり/なし 被害	
	情報・通信設備	あり/なし 被害	
	**設備	あり/なし 被害	

2.6 災害発生直後の連絡先リスト

2.6.1 国、県、関連行政部局等

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	担当担当者及び代理者	
都道府 県	京都府環境衛生課 危機管理課長	河村文彦 森藤剛志	075-414-0209	被害状況の報告と支援要請の依頼	
		国土省対策本部			被害状況の報告
関連行 政部局	水道部	西澤保彦	090-2380-1010	被害箇所の情報共有	
		森山崇彦	090-2394-1749	マンホールの浮上り等の情報共有	
その他					

2.6.2 民間企業等

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	担当担当者及び代理者	
民間	株式会社 内務省アドバイザー	五木隆之	0772-22-2337	調査、応急対応等の依頼	
			0772-68-3040	下水道利用の出力依頼	

2.7 保有資産、調達先、代替調達先

(1) 資機材の保有品・調達品リスト

名称	規格	保管場所と数量			調達先
		庁舎内蔵	倉庫蔵	ポンプ場	
パライカー	A型	—	—	—	市内建設会社
	パイプ式	—	—	—	
マーソーライノ		—	—	—	市内建設会社
セーフティコーン		—	—	—	市内建設会社
土嚢袋		—	—	—	市内建設会社
砂		—	—	—	市内建設会社
.....					

2.8 備蓄、救出用機材

2.8.1 食料等の備蓄

※調子がよい

品名	数	保存期間	保管場所	管理責任者
飲料水				
非常食(****)				
非常用トイレ				
.....				

2.8.2 閉じ込め、下駄き等の救出用機材の配置状況

品名	数	保管場所	管理責任者
ハール	1	下水道整備課管理車庫内(三菱ミニキャブ)	下水道整備課長
のこぎり	1	下水道整備課管理車庫内(三菱ミニキャブ)	下水道整備課長
.....			

3 非常時対応計画

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間(※)	(標準的な)行動内容	参照文書等
直決	乗務者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・乗務者・職員等の負傷、閉じ込めを要し、応急措置。 ・目視により火災発生や付着危険の危険がある場合、急時に避難。 ・急時避難が必要ない場合、乗務者等は会議室へ避難。	2.4.1 避難誘導方法
直決	在庁職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。	2.4.1 職員リスト
直決	安否確認(不在職員等) ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に変更の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。	2.4.2 安否確認方法
～30分	災害対応拠点の安全点検 ・市内駅は、外部状況(大規模なマック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.3 被害状況の把握(チェックリスト)
～1時間	下水道対策本部立ち上げ ・下水道対策本部の立ち上げ。	2.2 対応拠点と災害発生
～2時間	ゲータ類の確保 ・台座類(下水道台座等)やバックアップ機体などが確保されるおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・ゲータが確保した場合、バックアップのない情報の遠送処理を内局エンジニアリングに依頼。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2時間	不在職員等の安否把握 ・不在職員等(外出、休暇等)の把握と安否確認。	2.4.2 安否確認方法 2.4.1 職員リスト
～1時間	災害対策本部への初期連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の状況などを報告。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2時間	関連行政機関との連絡調整(1) ・関連行政機関(水道整備課、土木課等)との協力体制の確認。 ・管理施設が対応している関連行政機関(水道整備課、土木課等)との共同点検調査の実施方針を確立。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	資源浄化センターとの連絡調整(2日) ・処理施設等の被害状況を把握。	
～3時間	県政府への被害状況報告を連絡 ・水源地対策計画担当へ被害状況等を連絡。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間(日)	(標準的な)行動内容	参照文書類
～8時間	被害状況等の情報収集と情報発信(以降、随時実施) ・報道、他機関からの連絡、住民からの通報等による被害情報(下水道施設、廃水状況)を収集整理。 ・被災状況/復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達。市災害対策本部から、被害状況等の第1報を 者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応(「個別住民への対応」で対応)。	
10時間 ～1日	緊急点検 ・調査範囲の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査マニュアルリストを準備。 ・人的被害につながる二次被害の防止に努むる事前施設の点検を実施。 ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、市災害対策本部を通じて確認。	2.6 災害発生直後の連絡 先リスト
～2日	民間企業等との連絡確保 ・汚水処理の稼働や応急処置に備え、連絡体制を確保。	2.6 災害発生直後の連絡 先リスト
～2日	支援要請(当日) ・被災状況の調査及び復旧に際して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を市町村に連絡。 ・受入施設(作業スペース・保管場所)を確保。	
～1日	関連行政機関等との連絡調整(2) ・緊急調査、応急処置等を行うにあたって、水産調整係、土木課と協議。	2.6 災害発生直後の連絡 先リスト
～2日	資源減量化センターとの連絡調整(2日数以降) ・処理場の被災状況に応じて、搬送ルートからの土壌受入を要請。	
2日 ～2日	緊急調査 ・主要な幹線管の目視調査を実施。	
2日 ～2日	汚水漏れの解消 ・汚水溢水漏れの確認。 ・悪臭発生に内閣府引率等を実施。	
～4日	支援要請(3日数以降の業務に対する内容) ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入施設(作業スペース・保管場所)の確認。	
4日～	個別住民への対応 ・排水設備の被害業者の紹介。	市物産課水産係業務リスト
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	

時間(日)	(標準的な)行動内容	参照文書類
▶	【浸水対応】市災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管網施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。 ・大雨警報発令から2時間まで：把握できる範囲で管網等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ 4時間まで：浸水危険地区に加え、管網被害等により浸水のおそれが高い地区の監視体制を強化。浸水危険地区等の任務に対し、浸水の危険性を周知、必要に応じて、住民への誘導を配布。	市庁舎避難マニュアル

3.2 夜間休日（勤務時間外）に指定地震が発生した場合

時間(※)	(標準的な)行動内容	参照文書類
直後	職員の安全確保 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに災害情報担当者へ災害の連絡を行い、出勤できる時刻の目標を連絡。	2.4.2 災害確認方法
直後	出勤準備 ・服装をフジオ等で確認し、下水道対策本部の社員および代替職員への出勤準備者は、指定された場所に出勤準備。 ・その他職員は、対応拠点への準備を開始する。ただし、勤務計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・準備に当たっては、假設に留意する。また、水、食糧を携帯するように努める。 ・出勤準備の過程で前述上の異常の有無を可能な範囲で確認。	2.4 代替対応拠点の概要と準備態
～1時間	災害対応拠点の安全点検 ・五号車は、外部状況（大規模プアツ）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.5 被害発生直後の連絡先リスト
～2時間	下水道対策本部の立ち上げ ・下水道対策本部の立ち上げ。	2.2 対応拠点と非常対策
～3時間	ゲート等の保護 ・お徳駅（下水道お徳等）やパッキンアップ駅体などが保護するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・ゲートが保護した場合、パッキンアップのない構内の安全確認を再行エッジニエスエッジに依頼。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安全確認。	2.4.2 災害確認方法 2.4.3 職員リスト
～2時間	災害対策本部への初期連絡 ・災害対策本部へおのり体制や状況に即しては被害の状況などを報告。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	関連行政機関との連絡調整（1） ・関連行政機関（水産整備係、土木工保等）との協力体制の確保。 ・警備隊が派遣している関連行政機関（水産整備係、土木保等）との共同点検調査の実施方針を策定。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～4時間	官庁浄化センターとの連絡調整（当日） ・お徳駅構内の被害状況を確認。	
～4時間	避難所への被害状況等を連絡 ・水産対策本部担当へ被害状況等を連絡。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間(※)	(標準的な)行動内容	参照文書類
～5時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、世間からの連絡、住民からの連絡等による被害情報（下水道施設、漏水状況）を収集整理。 ・被災状況/復旧見通しに関する情報を市民者対策本部へ伝達、市民者対策本部から、被害状況等の調査を実施。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）。	
10時間 ～1日	緊急点検 ・調査要員の優先配分を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・入封設備につながる二次災害の防止に伴う管線施設等の点検を実施。	
～2日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～2日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溜水の解消や応急処置に協力、連絡体制を確保。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人/物）等を表に連絡。 ・受入要請（作業スペース・保管場所）を確保。	
～1日	関連行政機関との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水産整備係、土木管理課と協議。	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	官庁浄化センターとの連絡調整（2日目以降） ・お徳駅の被災状況に応じ、復旧スケジュールからのし尿受入を開始。	
2日 ～3日	緊急調査 ・重要な経路等の目視調査を実施。	
2日 ～3日	汚水溜水の解消 ・汚水溜水箇所の確認。 ・お徳駅に汚水吸引機等を要請。	
～4日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） ・要請先の確定、要請内容（人/物）。 ・受入要請（作業スペース・保管場所）の確保。	
4日～	個別住民への対応 ・被災設備の修繕業者の紹介。	市指定排水設備業者リスト
～	～	

時間(分)	(標準的な)行動内容	参照文書類
▶	<p>【浸水対応】市災害対策本部と連携した水防活動の実施</p> <p>今後、降雨が予想され、管前施設等の状況により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、本誌活動を開始。</p> <p>・大雨警報発令から1時間まで：出動できる範囲で管前等の施設周辺の検察収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。</p> <p>・1時間まで：浸水警戒地区に加え、管前被害等により浸水のおそれが高い地区の巡回体制を強化。浸水警戒地区等の存在に対し浸水の危険性を周知。</p> <p>必要に応じて、防災への取り組みを配布。</p>	災害派遣マニュアル

4 事前対策計画

4.1 実施時期の予定一覧

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算(千円)	実施予定時期	担当者
代替拠点	代替拠点選定の確保	本誌の耐震性能が低い	市防災対策本部と連携して代替拠点を選定する。	代替対応拠点で、対応会議実施の支障が可能な			鎌田 浩
飲料水	飲料水、非常食等の確保(注)	備蓄量が少なく、断水期間に対応できない	非常備蓄しない				
管前村							
設備							
重要情報	下水道設備のバックアップ	情報システム会社バックアップ保管	中継機を切り替えるに備え、中継システムの緊急契約会社にバックアップデータを保管	本件復旧の場合、代替拠点は、1時間以内、電子データは、5分以内で復旧可能。			上下水道課 下水道整備係
住民との連携	水道整備員や土木業者との連携強化	協力体制ができていない	協力体制の構築	従来情報の入手が早くなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能		計画	上下水道課 下水道整備係

4.2 実施時期の未定一覧

課題の内容	現状レベル	今後の対策と効果	検討スケジュール	担当者
災害連絡手段の確保	災害連絡の連絡手段が携帯電話メールのため、災害状況の把握に時間を要する。	連絡手段を改善した災害連絡体制の整備	1年後を目処に、主体的な対応を検討。	鎌田 浩
本誌の耐震補強が必要	概算3億以上で対策のおそれ。	重要なデータ等は耐震化済みの建物でも保存。	3～5年後を目処に主体的な対応を検討。	鎌田 浩

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施頻度	実施場所
参加訓練	・ 震災を想定した職員の出発訓練。	・ 参加対象職員	必要に応じて	行会	施設内
災害連絡訓練	・ 全職員は、携帯電話メールにより下水道整備係長に災害を連絡。 ・ 災害連絡担当職員(下水道整備係長)は、災害連絡の回答をとりまとめる。	・ 課長以上 (必要に応じて全職員)	毎年1回	行会	
実地訓練	・ 緊急訓練、緊急修繕の実地訓練。	・ 全員 (既知対応職員を中心に)	毎年1回	各現場	上下水道課 下水道整備係
情報伝達訓練	・ 他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練。 ・ 水道局や下水道局等の関係行政機関との情報伝達訓練。	・ 全員	毎年1回	行会	上下水道課 下水道整備係

[資 2-31-02]

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	実施部署
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、担当業務の登録情報に変更がないか。	年1回 (4月)	下水道整備係長	建設部
関係先の人事情形により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年1回 (4月)	下水道整備係長	建設部
重要なメールや文書のバックアップを実施しているか。	年1回 (4月)	下水道整備係長	建設部
常任役員となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年1回 (4月)	下水道整備係長	建設部

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：年度当初>

点検項目	点検実施部署	実施部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道自らの見直しを行ったか。	下水道整備係長	建設部
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	下水道整備係長	建設部
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道整備係長	建設部
前年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、手直しを検討したか。	下水道整備係長	建設部
下水道自らが所定の標準資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。	下水道整備係長	建設部
・・・・・・・・		

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的な通知

通知先	通知した内容	通知の相手方及び方法	通知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	年度当初
東京都文化遺産対策本部関係	同上	下水道対策部が関係有識者に対して、一覧表を提出	年度当初
・・・・・・・・			

5.2.4 下水道施設等の耐震化状況

(1) 調査対象（庁舎、資料）

①庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	災害対策委員会
項目	結果
庁舎の建築時期	昭和37年
耐震基準等対応の有無	<input type="checkbox"/> 対応済み <input checked="" type="checkbox"/> 未対応
耐震補強の有無	<input type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input checked="" type="checkbox"/> 未実施（もしくは実施状況不明）
耐震診断の結果	<input type="checkbox"/> 問題なし（震度0までの耐震性あり） <input type="checkbox"/> 問題あり <input checked="" type="checkbox"/> 未実施/不明
耐震診断・工事等の内容の予定、検討状況	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 耐震診断の予定あり（下記の内容） <input type="checkbox"/> 耐震工事の予定あり（予定の内容）
防災ヘリポートマップによる危険の有無（浸水想定区域外かどうか）	<input checked="" type="checkbox"/> 想定区域外 <input type="checkbox"/> 想定区域内

②下水道施設の耐震化状況の把握
a) 調査（2回）

対象区	竣工 年次	○：耐震化済または計画での区 ●：未耐震化又は計画での区。 —：対象外			耐震状況	備考
		土木		建築		
		上1地盤動	上2地盤動			
西本町東	2012以降	●	●	—		
西本町東	2012以降	○	●	—		
西本町東	2025以降	○	○	—		

5.2.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
設計図書	課内	下水道整備係	紙	なし	—	—	—
経費届出	課内	下水道整備係	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	課内	下水道整備係	紙	なし	—	—	—
図面	課内	下水道整備係	紙	なし	—	—	—
運営者名目台帳簿	課内個人	管理係	紙	あり	随時	電子化	PC

5.2.5 被害想定

項目		被害想定	
庁舎	本館	被害性が低いため、被害の発生が予想される。	
下水道施設	管網施設	全体の管網延長の約5%程度はマンホール径上、管網破損が発生し、汚水溢水の懸念がある。特に沿岸地区に被害が集中する可能性が高い。	
車両		主要幹線や出入・車両の負傷等により、運行できない車両が出る。また、公共交通手段の遅滞により、発災後1時間以内に到着可能な職員は、全体の約5%程度と予想される。乗客数は急増し、24時間後で全体の90%程度となる。	
ライフライン・インフラ	電力	被災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。3日間は、庁舎に電力供給されない可能性がある。	
	水道	断水により18日間は、庁舎に水道供給されない可能性がある。水害トイレなど10日間は利用できない。	
	電話	固定電話	4日程度は十分に充実化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、転機により発災当日はほとんど使用できない可能性がある。14日程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、転機により発災当日はほとんど使用できない可能性がある。14日程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	被災直後は道路が徒歩程度であり、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。通行するための機関の被害対応は済んでいるが、発災時の車禍の被害や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。	
鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（大きな被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。区間や駅を越し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る。		

6.1 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定

6.1.1 優先実施業務の種類の影響度整理表

(1) 優先実施業務の種類の影響度分析・整理表

№	優先実施業務名	業務の種類	業務遅延による影響	発災中目標時間 (日数)	復旧で 可能な 対応時間 (日数)	対応の 目標時間 (日数)
1	下水道対策本部の立上げ	・本庁舎の被害状況を確認。 ・下水道対策本部を立上げ、京都府に被害の第一報。	本部上や初期連絡の遅れにより、被害情報集約が混乱するおそれ。	1時間～ 2時間	2時間～ 3時間	1時間
2	職員等の安全確認	・職員等の被害状況及び安全確認。	被害状況、安全確認の遅れにより、人員配置ができず、被災後の対応に支障。	1時間～ 2時間	2時間～ 3時間	1時間
3	関係行政機関及び民間企業等との連絡調整 (④)	・管轄施設が近接している関係行政機関(水道整備課、土木課等)との共同点検調査の実施を検討。 ・京都府(下水道)へ被害報告等を通報。 ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道整備課、土木課と協議。 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	協力体制の構築の遅れや復旧対応の調整の遅れにより、復旧回復に支障。	2時間～ 3時間	3時間～ 4時間	2時間
4	緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に付する緊急点検の実施を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に付する二次災害発生のおそれ。	1時間～ 2時間	2時間～ 3時間	1時間
6	生活支援	・京都府等に生活支援(人・物等)を行うとともに、被災者(作業スペース・資機材等の保管確保等)を確保。	生活支援の遅れにより、人員や資機材等が不足し、災害発生上の問題を解消できないおそれ。	2時間～ 3時間	3時間～ 4時間	3時間
7	被害状況等の情報収集と情報発信 (⑤)	・他府県や住民等からの被害情報を収集整理。 ・その後、被害状況は災害対策本部を通じて、在京マスコミ等に発信。	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行商への不信、不満が増長。	2時間～ 3時間	3時間～ 4時間	2時間

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (日①)	高次で 可能な 対応時間 (日②)	対応の 目標時間 (日③)
8	緊急調査	・重要な対象等の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより、汚水漏れの影響等、出水漏れとの区別等が発生。	1時間～ 3時間	2時間～ 3時間	3時間
9	汚水漏れの解消	・汚水が漏れしている場所に見回りポンプ、仮設配管、汚水吸引車等を設置。	漏れ漏れによる飲料発生等の拡大が懸念。	1時間～ 2時間	3時間～ 4時間	2時間
10	一時調査	・土壌の調査状況を確認するため、入札者を開けての調査を実施。	応急復旧が遅れ、暫定機材確保に影響。	2日	5日～ 6日	3日
11	応急復旧	・被災した管轄施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢れしような場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	漏れ漏れによる飲料発生等の拡大が懸念。	2日	5日～ 6日	3日

6.1.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討要項表

No	優先実施業務	対応の 目標時間	事前、事後への依頼 による実施の可否	実施方法
1	下水道対策本部の立ち上げ	1時間	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（棟数部、下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急要員から任命） ただし、夜間休日は、初層要員が立ち上げ準備を開始 対応方法：電話・通信の確保、必要時に報告の一環。・・・
2	職員等の安全確保	1時間	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（棟数部、下水道対策本部） 対応者：総務課長 対応方法：勤務時間中は電話、電話が不通ならば携帯メールで実施 夜間休日付、必要時に、携帯メールで実施
3	関連行政機関及び民間企業等との連絡調整	3時間	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（棟数部、下水道対策本部） 対応者：情報課長 対応方法：電話又は携帯メールで実施
4	緊急点検	2日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：河川軌道課等、避難所下流等 対応者：調査員 対応方法：調査、緊急要員で点検を実施する。
5	支援要請	4日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（棟数部、下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により市町村へ連絡。
6	被害状況等の情報収集と情報発信	4時間	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（下水道対策本部） 対応者：情報課長又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、市町村対策本部を通じて関連機関からの目視情報、市民からの通報等による情報を情報課が整理、発信情報は下水道対策本部を統括し、総務課で市町村対策本部へ連絡。
7	緊急調査	2日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：重要な対象等（優先度が高い箇所） 対応者：調査員 対応方法：職員、保有設備材で調査を実施するが、要員及び設備材が不足する場合は、連絡前を通じて、市内建設会社に依頼及び設備材調達を依頼。

No	優先実施業務	対応の 目標時間	事前、事後への依頼 による実施の可否	実施方法
8	汚水漏れの解消	3日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：汚水漏れ箇所 対応者：調査員 対応方法：職員及び保有設備材により開始で対応、要員及び設備材が不足する場合は、情報課を通じて、対応可能な市内建設会社に依頼及び設備材調達を依頼。
9	一時調査	3日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：応急点検（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査員 対応方法：支援要員の職員とともに保有設備材・調査設備材で実施。
10	応急復旧	5日	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査員 対応方法：支援要員の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。
11	浸水被害の防止	-	自前：可・ 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査員 対応方法：支援要員の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。

[資 2-31-02]

6.2 優先実施業務に必要なリソースの確保と対応策の検討整理表

20c	優先実施業務	リソース	必要数量	確保できる数量	対応の可能性
1	下水道対策本部の立ち上げ	作業員	2人	2人	-
2	職員等の交代確保	作業員 連絡先リスト	4人	2人	-
3	部連行員就労及び民間企業等との連携調整	作業員	2人	1人	-
4	緊急対応	作業員 一般市民部	6人	4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
5	支援要請	作業員	2人	1人	-
6	被害状況等の情報収集と情報発信	作業員	2人	1人	-
7	緊急調査	作業員 下水道台帳	6人	3人	人数不足の場合は、支援要請により対応
8	汚水漏れ等の解消	作業員 防護服 仮設ポンプ	2人/防護服 3組(6人) 3台	2人/防護服 2組(4人) 0台	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
9	一次調査	作業員 下水道台帳	4人/防護服 3組(12人)	4人/防護服 1組(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
10	応急復旧	作業員 仮設ポンプ	4人/防護服 3組(12人)	4人/防護服 1組(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
11	汚水被害者の対応	作業員 仮設ポンプ	-	-	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請

指定緊急避難場所等一覧表

1 指定緊急避難場所

施設名	所在地	屋外面積 (屋内床面積) [屋内運動 場面積]m ²	異常な現象の種類				
			洪水	土砂	地震	津波	大規模 火災
1 宮津小学校	外側 2508	13,708 (8,888) [2,005]					
2 宮津高等学校	滝馬 23	15,983 (19,261)					
3 宮津中学校	万年 220	11,333 (7,039) ((1,165))					
4 保健センター	鶴賀 2109-2	(1,085)					
5 島崎公園	島崎 2007-6 他	9,200					
6 西宮津公園	杉末地内	3,193					
7 京都暁星高等学校	獅子崎 30	9,416 ((951))					
8 旧)上宮津小学校	小田 235	5,419 (2,579) ((612))					
9 栗田小学校	上司 640-1	7,958 (2,539) ((590))					
10 栗田中学校	上司 1525,1727	22,873 (3,126) ((709))					
11 海洋高等学校	上司 1567-1	13,572 (14,717) ((1,104))					
12 小田宿野公民館	小田宿野	(370)					
13 宮津運動公園	上司 297 他	22,500					
14 青少年海洋センター	田井 337	6,358 (5,992)					
15 旧)由良小学校	由良 1276	7,977 ((535))					
16 吉津小学校	須津 1600	8,993 (3,300) ((888))					
17 広域避難地	須津 458-1	2,000					
18 智恩寺(境内)	文珠 466	2,305					
19 府中小学校	中野 468	4,908 (2,676) ((797))					
20 府中公園	江尻 548-2 他	6,595					

21	日置小学校	日置 1230	4,463 (2,095) ((600))					
22	世屋地区公民館	下世屋 1410	1,983					
23	世屋高原家族旅行村	松尾 96	3,500 (939)					
24	養老小学校	岩ヶ鼻 132	11,547 (2,458) ((709))					
25	養老中学校	岩ヶ鼻 23	1,193 (2,458) ((709))					
26	波見の里センター	里波見 169	4,712 (346)					
27	田原農産加工センター	田原 81	1,218					
28	旧)日ヶ谷小学校	日ヶ谷 2092	2,080					

表中「異常な現象の種類」は、災害対策基本法施行令第20条の4に示されるもの。

ただし、同施行令「3高潮」については、当地域に水防法第14条の3に定める高潮浸水想定区域に係る京都府知事の指定がないため、指定はしない。

「異常な現象の種類」印が、その災害に応じた緊急避難場所。

津波の場合の緊急避難場所は、海拔3m以上(気象庁発令「津波警報」の発表基準最高値)に所在する場所(施設)

印(安全区域)については、「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「木造住宅密集市街地」「1ヘクタール程度の空地を有する」などを考慮し判断する。

2 指定避難所

	施設名	所在地	構造	床面積 (㎡)	洪水	土砂	地震	津波
1	宮津高等学校	滝馬 23	RC3F 他	19,261 (2,855)	-			
2	宮津市民体育館	浜町 3000	RC2F	4,135	-			
3	城東会館	吉原 2573	W平屋	151	-			
4	杉末会館	万年 780-3	RC2F	693				
5	旧上宮津小学校	小田 231	木造2F	634				
6	栗田地区公民館	上司 1345	RC2F	758				
7	由良地区公民館	由良 1247-1	RC2F	432				
8	吉津地区公民館	須津 1031	W2F	456				
9	府中地区公民館	中野 678	RC2F	559				
10	日置小学校	日置 1230	RC3F他	2,095 (600)				
11	養老地区公民館	岩ヶ鼻 38	RC2F	477				
12	日ヶ谷地区公民館	日ヶ谷 5126	W2F	269				

3 福祉避難所

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	異常な現象の種類				
				洪水	土砂	地震	津波	大規模火災
宮津武田病院	鶴賀 2059-1	22-2157	20-1095				2F	
特別養護老人ホーム天橋の郷	獅子 190-4	22-0066	22-8585		2F			
特別養護老人ホーム夕凧の里	波路 2433	22-0428	22-0432				2F	
老人ホームエリシオン天橋立	万年 1060-1	45-1120	45-1121		2F		2F	
特別養護老人ホーム安寿の里	由良 751	26-0333	45-1415					
介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑	須津 2268-1	46-1200	46-9066				2F	
養護老人ホーム成相山青嵐荘	国分 200	27-0155	27-0358		2F			
特別養護老人ホーム青嵐荘	日置 780	27-1733	27-2988		2F			

4 自治会一時避難所の登録状況 (H28.3.28 現在)

	一時避難所名	所在地	電話番号 0772	土砂災害 警戒区域 指定状況	耐震性 の有無	毛布の 貸与	特記事項
1	漁師町会館	漁師 1547	22-6663	イエロ－	無	10	
2	池ノ谷公民館		無	無	無	20	
3	金屋会館		無	無	有	10	
4	亀ヶ丘自治会館	小川 893	無	無	無	10	
5	大久保会館	大久保 277-2	無	無	無	10	
6	京街道会館	京街道 643		無	無	10	
7	百合が丘集会所	滝馬 89	無	イエロ－	有	10	
8	辻町公民館	宮村 1241	無	イエロ－	無	10	
9	宮津葬祭多目的ホール	宮村 1077	22-1511	無	無	10	
10	魚屋会館	魚屋 900	無	無	有	10	
11	白柏会館			無	不明	0	
12	日吉会館	川向 1487	無	無	無	10	
13	旭が丘会館	宮村 215-18	22-4997	イエロ－	無	5	
14	波路町公民館	波路町 2301	無	無	無	20	
15	特別養護老人ホーム夕凧の里	波路町 2433		無	有	0	

[資 2-33-01]

16	惣公民館	惣 13	無	無	無	15	
17	柿ヶ成公民館	喜多	なし	イエロー	無	25	
18	竹の本・関ヶ淵地区公民館	小田 1683-2	無	イエロー	有	10	
19	岩戸・平石公民館	小田	無	イエロー	有	15	
20	鳥が尾集会所	喜多		イエロー	無	50	
21	喜多下公民館	喜多		無	不明	30	
22	山中公民館	山中 57	無	無	無	10	
23	小寺公民館	小寺 847	なし	無	有	10	
24	脇の浜公民館	獅子	無	イエロー	不明	5	
25	中津集会所	中津 543	無	無	有	10	
26	田井公民館	田井 609	無	レッド	有	20	一部レッド
27	島陰公民館	島陰 280-1	無	イエロー	有	10	
28	新宮ふれあいの家	新宮 64	無	イエロー	無	20	
29	鏡ヶ浦公民館	鏡ヶ浦 563	無	レッド	無	0	一部レッド
30	脇公民館	脇	無	無	有	0	
31	下石浦公民館	石浦 118	無	イエロー	無	3	
32	浜野路公民館	由良 1203	無	無	無	0	
33	文珠公民館	文珠 492-1	22-4026	イエロー	無	0	
34	国分公民館	国分 845 の 2	27-1894	無	無	30	
35	大垣公民館	大垣 797		イエロー	無	43	
36	難波野公民館	難波野	無	イエロー	無	10	
37	江尻公会堂		無	無	有	0	
38	天橋公会堂	江尻 114	無	無	無	20	
39	中野公会堂	中野	-	イエロー	無	10	
40	日置上公民館	日置 2583-7	27-1002	イエロー	無	20	
41	浜公民館	日置 595	無	イエロー	有	10	
42	岩ヶ鼻集落センター	岩ヶ鼻 167	無	無	有	0	
43	長江集落センター	長江	無	イエロー	有	10	
44	外垣集落センター		無	イエロー	無	30	
45	田原公民館	田原 76	28-0011	イエロー	無	10	
46	梅ヶ谷地区公民館	奥波見 182	無	無	無	0	
47	里波見公民館	里波見 623	28-0621	イエロー	有	30	
48	中波見公民館	中波見	無	イエロー	有	10	
49	大島集会所	大島 280-2	28-0085	無	有	10	
50	白山集会所		無	イエロー	有	10	
51	立公民館	日ヶ谷	無	無	有	10	
52	大西地区公民館	日ヶ谷	無	無	有	20	
53	厚垣地区公民館	日ヶ谷 6529	28-0773	無	無	16	
54	落山公民館	日ヶ谷	無	無	無	13	

5 避難所等における非常電源

施設名	概要
宮津小学校	平成 25 年度京都府補助金を受け設置
宮津市民体育館	平成 25 年度京都府補助金を受け設置

【資 2-33-01】

通行不能となるおそれがある避難路一覧

代替ルートの確保が困難な路線で土砂災害の発生等により通行できなくなる恐れのある路線は、以下のとおりである。

	地区名	区分	路線名	地区内の 避難場所	対象となる 自治会	土砂災害警 戒区域指定の 有 無
1	宮 津	市道	京口滝馬・礼場・宮津金 引の滝・滝馬金屋谷線	宮津高等学校	滝 馬	有
2	宮 津	市道	宮村八幡線・宮村山手線	宮津高等学校	宮 村	有
3	上宮津	市道	柿ヶ成線	上宮津地区 社会教育活用施設	喜 多	有
4	上宮津	市道	竹の本線	上宮津地区 社会教育活用施設	小田(関ヶ淵)	有
5	上宮津	市道	荒木野游谷線	上宮津地区 社会教育活用施設	今 福	有
6	世 屋	市道	下世屋木子線	日置小学校	松 尾	有